岐阜市歴史的風致維持向上計画

令和４年３月

岐　　阜　　市

目　　次

は じ め に

１．計画策定の背景と目的 1
２．計画策定の流れ 3
３．計画策定の経緯 4
４．岐阜市歴史的風致維持向上協議会 5
５．計画期間 5

Ⅰ．岐阜市の歴史的背景

１．社会経済的特性
（１）位置等 6
（２）市域の変遷 6
（３）人口動向 7
（４）交通 8
（５）観光動向 9
（６）産業動向 10
２．自然的特性
（１）気候 11
（２）地形概況 12
（３）山地 13
（４）河川 13
（５）農地 14
３．歴史的特性
（１）岐阜市の歴史 15
（２）岐阜市の都市形成の歩み 17
（３）長良川の歴史 26
（４）長良川鵜飼漁場の歴史 28
４．文化財等の分布状況
（１）指定等文化財 30
（２）指定等以外の文化財 34

Ⅱ．岐阜市の維持及び向上すべき歴史的風致

１．長良川鵜飼と鵜匠の家にまつわる歴史的風致 43
２．岐阜まつりと岐阜城下町にまつわる歴史的風致 55
３．岐阜提灯・岐阜うちわと川原町の町屋にまつわる歴史的風致 64
４．加納天神祭り・岐阜和傘と加納城下町にまつわる歴史的風致 70
５．手力の火祭りと手力雄神社にまつわる歴史的風致 76
６．小紅の渡しと鏡島弘法にまつわる歴史的風致 79
７．三輪祭りと三輪神社にまつわる歴史的風致 81

Ⅲ．岐阜市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針
１．岐阜市の歴史的風致の維持及び向上に関する課題
（１）歴史的建造物の保存に関する課題 84
（２）伝統的な活動の保存・継承に関する課題 84
（３）歴史的資産の調査と情報発信に関する課題 85
（４）歴史的資産の周辺環境に関する課題 86
（５）歴史的風致の周辺環境に関する課題 86
２．関連計画との整合性
（１）岐阜市総合計画 88
（２）岐阜市都市計画マスタープラン 90
（３）岐阜市景観基本計画 91
（４）岐阜市景観計画 92
（５）金華山・長良川まるごと博物館構想 93
３．岐阜市の歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針
（１）歴史的資産の調査・保存・活用 94
（２）伝統的活動の保存・継承 95
（３）歴史的資産の情報発信 95
（４）歴史的資産の周辺環境整備 95
（５）歴史的風致の周辺環境整備 95
４．計画の実施・推進について 96

Ⅳ．重点区域の位置及び区域
１．重点区域の位置 97
２．重点区域の区域 98
３．重点区域における歴史的風致の維持及び向上の効果..... 100
４．重点区域における良好な景観の形成に関する施策..... 100
（１）都市計画法に基づく措置 100
（２）岐阜市景観計画 103
（３）岐阜市屋外広告物条例 107
（４）長良川中流域の文化的景観保存調査事業 109

Ⅴ．文化財の保存及び活用の基本的方策
１．岐阜市全体に関する方針 110
（１）文化財の保存・活用の現況と今後の方針 110
（２）文化財の修理・整備に関する方針 111
（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針..... 111
（４）文化財の周辺環境に関する方針 111
（５）文化財の防災に関する方針 112
（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針 112
（７）埋蔵文化財の取扱いに関する方針 112
（８）文化財の保存・活用に関わる岐阜市教育委員会の体制と今後の方針..... 113
（９）文化財の保存・活用に関わる住民、自治会、まちづくり会、ＮＰＯ等の
各種団体の状況及び今後の体制整備 114

２．重点区域に関する具体的な計画 115
（１）文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画 115
（２）文化財の修理・整備に関する具体的な計画 115
（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画..... 117
（４）文化財の周辺環境に関する具体的な計画 118
（５）文化財の防災に関する具体的な計画 119
（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画..... 119
（７）埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画 120
（８）文化財の保存・活用に関わる住民、自治会、まちづくり会、ＮＰＯ等の
各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画..... 121

Ⅵ．歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項
１．歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する基本的な考え方..... 122
（１）歴史的風致維持向上施設の整備に関する基本的な考え方..... 122
（２）歴史的風致維持向上施設の管理に関する基本的な考え方..... 122
２．歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事業..... 122
（１）歴史的風致の拠点となる施設に関する事業 125
（２）歴史的風致の周辺環境整備に関する事業 132
（３）その他歴史的風致の維持向上に関する事業 136

Ⅶ．歴史的風致形成建造物の指定方針と管理指針
１．歴史的風致形成建造物の指定方針 143
２．歴史的風致形成建造物の管理指針 146

（参考資料）岐阜市の指定等文化財一覧

はじめに

１．計画策定の背景と目的

岐阜市は、斎藤道三公や織田信長公など、わが国の歴史上の転換点となる人物が活躍した地であり、斎藤道三公や織田信長公により築かれた城下町の町割りや江戸後期から戦前に建てられた町屋が連続して残るまちなみや神社仏閣が数多く残っている。さらに、郊外部には里山の自然が広がり、都市部には長良川や金華山などの美しい自然環境が残っている。その豊かな自然環境や歴史的な雰囲気を醸し出す城下町のまちなみのもとで、長良川鵜飼や江戸時代から受け継がれている岐阜まつりの山車の曳き込み、伝統の技術を用いた岐阜提灯・岐阜和傘の生産など、人々の営みが現在もなお息づいており、良好な歴史的風致が形成されている。

これまで岐阜市では、岐阜市固有の豊かな歴史・文化・自然を保全・継承していくため、多様な施策展開を図ってきた。平成７年（1995）には「岐阜市都市景観条例」を施行し、大規模建築物等の届出制度や都市景観重要建築物の指定制度、都市景観形成市民団体の認定制度などの運用により良好な景観形成を図ってきた。また、平成 15 年（2003）には長良川右岸から金華山への眺望の確保や歴史的まちなみの保全を目的とした高度地区を指定した。さらに平成 20 年（2008）には「ぎふ景観まちづくりファンド」を創設し町屋の保全に取り組み、平成 21 年（2009）には景観法に基づく「岐阜市景観計画」を策定するなど、良好な景観形成のための制度的担保、支援メニューの充実を図っている。

文化財行政においても、昭和 58 年（1983）の加納城跡の史跡指定をはじめ、県や市の文化財指定、登録有形文化財への登録など、着実に文化財の指定・登録等を進めてきた。平成 23 年 2 月には岐阜城跡として金華山全域が史跡に指定され、また、長良川鵜飼の民俗文化財の調査や長良川流域の文化的景観の保存調査も進められている。

まちづくりの取り組みとしては、平成 15 年（2003）に岐阜市を象徴する要素である金華山、長良川、旧城下町を中心に、自然、歴史文化、産業、人々の暮らしや情緒的なまちなみ等の残る地区を交流の舞台として、また、スローライフを味わう場として活用していくための「金華山・長良川まるごと博物館構想」を策定し、その構想に基づいた整備事業を実施してきている。近年では、各地域においてまちづくり協議会等が設立され、地域環境の改善に向けた取り組みが進められるとともに、御鮨街道ウォークなどのように、岐阜市の文化財をまちづくりに活かそうという市民活動も活発化してきている。このように岐阜市では、多様な制度を活用し、計画の策定や整備事業を実施し、また市民の側でも様々な歴史的風致の維持向上に関するまちづくり活動が展開されてきている。

しかし、その多くは各々の分野や地域で個別に進められており、その効果が十分に発揮されていないのが現状である。また、社会情勢の変化による歴史的建造物の取壊しや、少子高齢化による伝統工芸・伝統産業や祭りなどの担い手不足などの問題もあり、早急に対策を講じていくことが求められている。

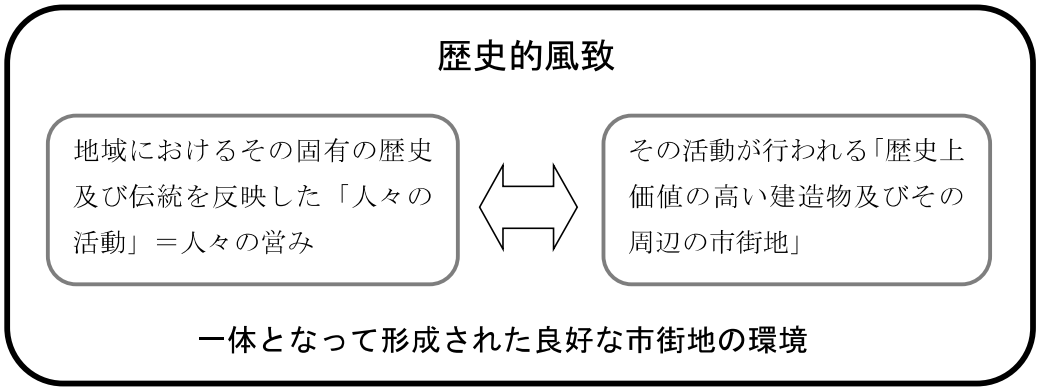
岐阜市では、歴史・文化を活かしたまちづくりに係る各主体が連携して、計画的な取り組みを展開していくことにより、このような状況に歯止めをかけ、岐阜市に継承されてきている歴史・文化・自然、そしてそれらが織りなす歴史的風致を維持及び向上し、将来世代へ受け継いでいくことを目的として、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第４条の規定による歴史的風致維持向上基本方針に基づき、同法第５条の規定による歴史的風致維持向上計画として「岐阜市歴史的風致維持向上計画」を策定する。

歴史的風致とは

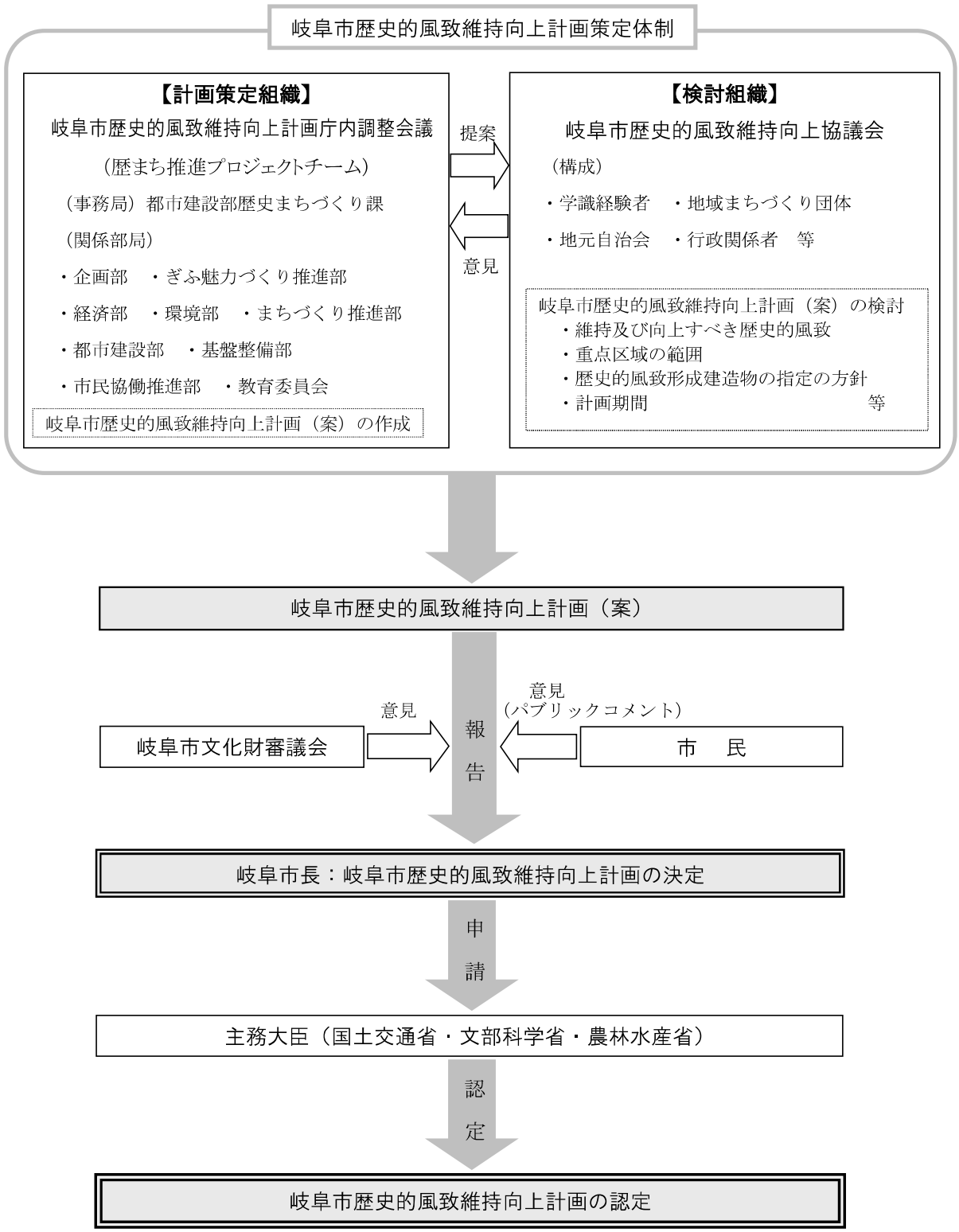
「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）」
（通称：歴史まちづくり法）

第 1 条

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが、一体となって形成してきた良好な市街地の環境



２．計画策定の流れ


岐阜市歴史的風致維持向上計画策定体制
【計画策定組織】
岐阜市歴史的風致維持向上計画庁内調整会議
（歴まち推進プロジェクトチーム）
（事務局）都市建設部歴史まちづくり課
（関係部局）
・企画部　・ぎふ魅力づくり推進部
・経済部　・環境部　・まちづくり推進部
・都市建設部　・基盤整備部
・市民協働推進部　・教育委員会
岐阜市歴史的風致維持向上計画（案）の作成
提案
意見
【検討組織】
岐阜市歴史的風致維持向上協議会
（構成）
・学識経験者　・地域まちづくり団体
・地元自治会　・行政関係者　等
岐阜市歴史的風致維持向上計画（案）の検討
・維持及び向上すべき歴史的風致
・重点区域の範囲
・歴史的風致形成建造物の指定の方針
・計画期間　等
岐阜市歴史的風致維持向上計画（案）
意見
岐阜市文化財審議会
報告
意見
（パブリックコメント）
市　民
岐阜市長：岐阜市歴史的風致維持向上計画の決定
申請
主務大臣（国土交通省・文部科学省・農林水産省）
認定
岐阜市歴史的風致維持向上計画の認定

３．計画策定の経緯

本計画は、以下に示す経緯で策定した。

平成 20 年度　岐阜市歴史的風致維持向上計画作成会議（３回開催）
（岐阜市歴史的風致維持向上計画（素案）を作成。
計画区域の見直しにより、平成 20 年度で解散。
（学識経験者６名、地域まちづくり団体２名））

平成 24 年 10 月 26 日　平成 24 年度第１回　岐阜市歴史的風致維持向上計画庁内調整会議（歴まち推進プロジェクトチーム）

平成 24 年 10 月 31 日　平成 24 年度第１回　岐阜市歴史的風致維持向上協議会

平成 24 年 11 月 16 日～12 月 15 日　パブリックコメント実施

平成 25 年１月 15 日　岐阜市文化財審議会への意見聴取

平成 25 年１月 17 日　平成 24 年度第２回　岐阜市歴史的風致維持向上計画庁内調整会議（歴まち推進プロジェクトチーム）

平成 25 年１月 21 日　平成 24 年度第２回　岐阜市歴史的風致維持向上協議会

平成 25 年３月６日　岐阜市歴史的風致維持向上計画の認定申請

平成 25 年４月 11 日　岐阜市歴史的風致維持向上計画認定

平成 26 年１月 17 日　平成 25 年度第１回　岐阜市歴史的風致維持向上計画庁内調整会議（歴まち推進プロジェクトチーム）

平成 26 年１月 22 日　平成 25 年度第１回　岐阜市歴史的風致維持向上協議会

平成 26 年２月３日～３月３日　市民意見の募集

平成 26 年３月 31 日　岐阜市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請

平成 27 年 10 月 14 日　平成 27 年度第１回　岐阜市歴史的風致維持向上計画庁内調整会議（歴まち推進プロジェクトチーム）

平成 28 年２月５日　平成 27 年度第１回　岐阜市歴史的風致維持向上協議会

平成 28 年２月 15 日～２月 29 日　市民意見の募集

平成 28 年３月 15 日　岐阜市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請

平成 28 年３月 31 日　岐阜市歴史的風致維持向上計画の変更認定

４．岐阜市歴史的風致維持向上協議会

氏名・団体名・役職名等	
丸山　宏	名城大学　名誉教授
清水　重敦	京都工芸繊維大学　教授
菊本　舞	岐阜協立大学　准教授
瀬戸　敦子	岐阜女子大学　助教
高木　幹雄	岐阜市金華自治会連合会　会長
山岡　典子	岐阜長良川温泉旅館協同組合若女将会　副会長
国土交通省中部地方整備局　木曽川上流河川事務所長	
農林水産省林野庁中部森林管理局　岐阜森林管理署長	
岐阜県　岐阜土木事務所長	
岐阜県環境生活部県民文化局　文化伝承課長	
岐阜市　ぎふ魅力づくり推進部　文化財保護課主幹	
岐阜市　都市建設部長	

５．計画期間

本計画の計画期間は、平成 25 年度から令和 4 年度までの 10 年間とする。

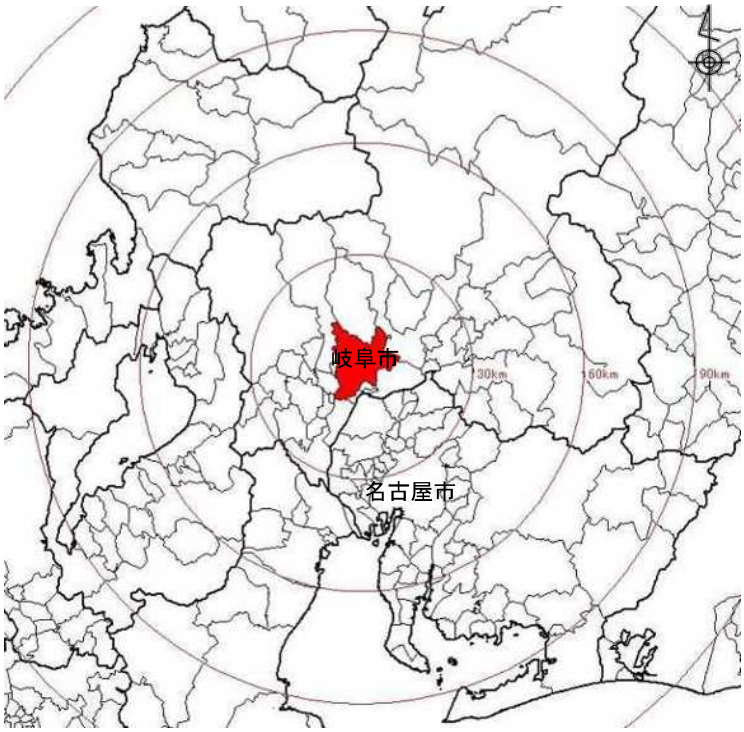
Ⅰ．岐阜市の歴史的背景

１．社会経済的特性

（１）位置等

岐阜市は、名古屋から約 30 ㎞、東京から約 250 ㎞、大阪から約 140 ㎞の距離に位置し、関、羽島、各務原、山県、瑞穂、本巣の 6 市及び羽島、本巣、安八、武儀の 4 郡に隣接している。市域の面積は 202.89k ㎡、東西 18.8 ㎞、南北 21.3㎞に広がる。

名古屋市を中心とする中京大都市圏、グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ（大名古屋経済圏）に属し、伊勢湾内陸部の拠点都市として東海道沿線の主要都市であるとともに、北陸を結ぶ高山線の起点ともなっている。（図Ⅰ-1）

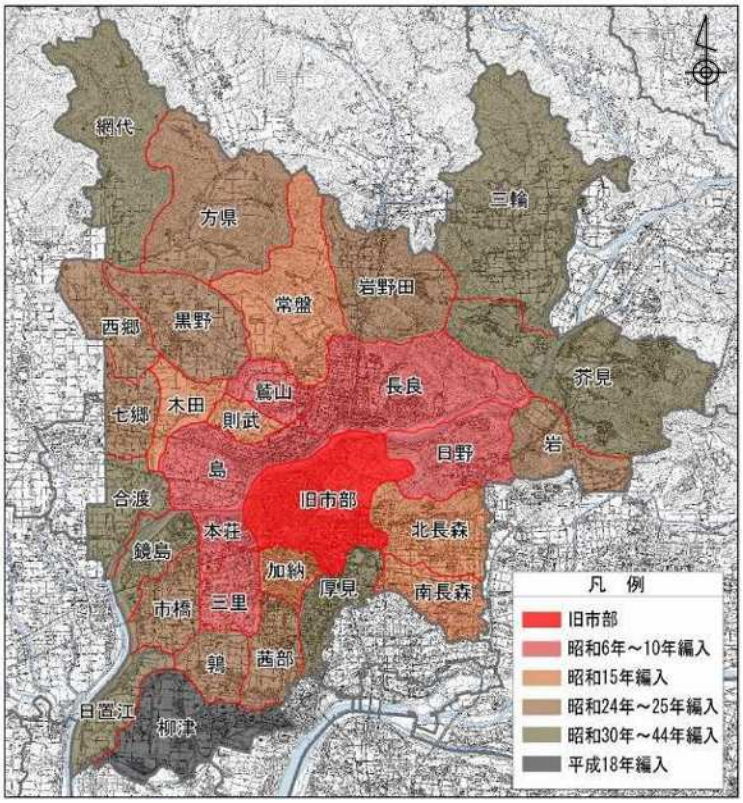


図Ⅰ-1　岐阜市の位置

（２）市域の変遷

明治 22 年（1889）の市制施行後、戦前までに 1 町 12 村を編入し、第二次世界大戦時の市域面積は 70.73k ㎡であった。戦後、昭和 24 年（1949）及び 25 年（1950）に合計 9 村を編入、昭和の大合併期（昭和 28 年～昭和 36 年（1953～1961））には合計 6 村を編入した。その後、高度経済成長期にも 1 村 1 地区を編入し、平成の大合併期（平成 11 年～平成 18 年（1999～2006））には、1 町を編入し、現在の市域面積は、202.89k ㎡となっている。

（図Ⅰ-2, 表Ⅰ-1）



図Ⅰ-2　岐阜市域の変遷

表Ⅰ-1　岐阜市域の変遷

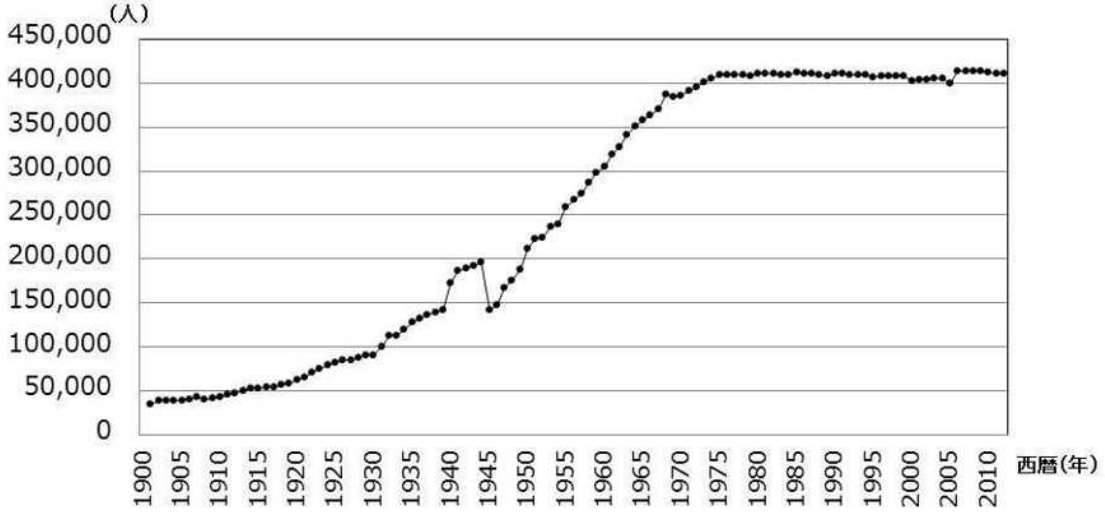
編入等年月日	編　入　等　地　域	編入等後の面積（k㎡）	編入された人口（人）	人口（人）
明治22年　7月　1日	市制施行	10.00	－	25,750
36年　4月　1日	稲葉郡上加納村	10.05	…	39,403
昭和 6年　4月　1日	稲葉郡本荘村、日野村	18.74	8,337	100,946
7年　7月　1日	稲葉郡長良村	30.84	9,268	112,963
9年 12月　5日	稲葉郡島村	37.85	6,481	119,949
10年　6月 15日	稲葉郡三里村、鷺山村	44.56	4,271	128,721
15年　2月 11日	稲葉郡加納町、則武村	48.81	23,932	
15年　7月　1日	稲葉郡南長森村、北長森村、木田村、常磐村	70.73	14,663	185,341
24年　7月　1日	山県郡岩野田村	80.34	3,265	187,584
25年　8月 20日	稲葉郡黒野村、方県村、茜部村、鶉村、市橋村、本巣郡七郷村、西郷村	125.08	19,933	
25年 12月 10日	稲葉郡岩村	129.51	2,209	211,845
30年　2月 11日	稲葉郡鏡島村、厚見村	136.65	11,293	259,047
33年　4月　1日	稲葉郡日置江村、芥見村	155.69	6,937	287,106
34年　4月　1日	本巣郡合渡村	160.70	2,840	297,693
36年　4月　1日	山県郡三輪村	183.03	6,307	318,291
38年　4月　1日	本巣郡網代村	195.11	1,798	340,793
44年　2月　1日	本巣郡本巣町大字外山地区の一部	196.20	64	383,968
平成10年 10月　1日	岐阜市と武芸川町との境界修正	195.12	－	－
18年　1月　1日	羽島郡柳津町	202.89	13,436	413,367

（注）昭和 51 年以前は 12 月末日、昭和 24 年以降は国勢調査結果又は推計人口

出典：平成 19 年度 岐阜市統計書

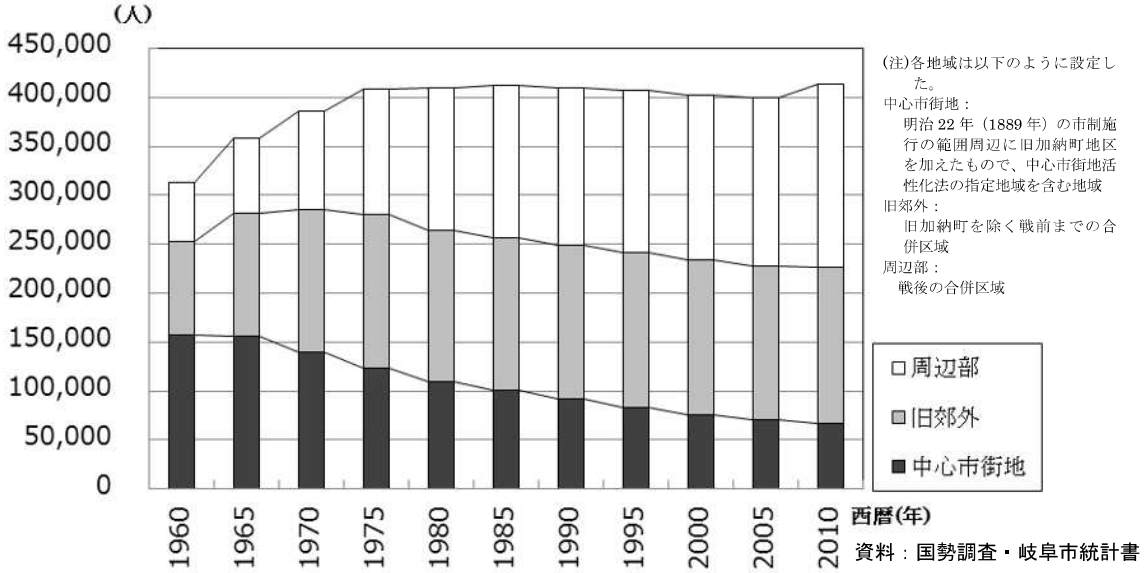
（３）人口動向

岐阜市の人口は、大正後期（1920 年代）から第二次世界大戦までの期間、繊維大工場の進出に伴う繊維産業の進展や都市計画指定都市（大正 12 年（1923））として幹線道路の整備や土地区画整理の実施、周辺町村の合併により増加している。第二次世界大戦により一時激減したが、戦後、戦災都市に指定され戦災復興土地区画整理などにより復興が進められるとともに、駅前の繊維問屋街の形成による既製服の一大産地としての発展、また、新たな産業としてのアパレル産業の進展などの産業の発展に加え、周辺町村の合併により人口は急増し、昭和 50 年（1975）には 40 万人に達している。昭和 50 年（1975）以降は、アパレル産業の撤退、拠点施設の郊外移転等による中心市街地の人口減少を周辺部での新規住宅地開発等による人口増加が相殺し、40 万人台でほぼ横ばいとなっている。現在、岐阜市では郊外への拠点施設の移転や住宅地の開発等による中心市街地の人口の減少が課題となっている。（図Ⅰ-3,4）



図Ⅰ-3　岐阜市の人口動向

資料：国勢調査又は推計人口



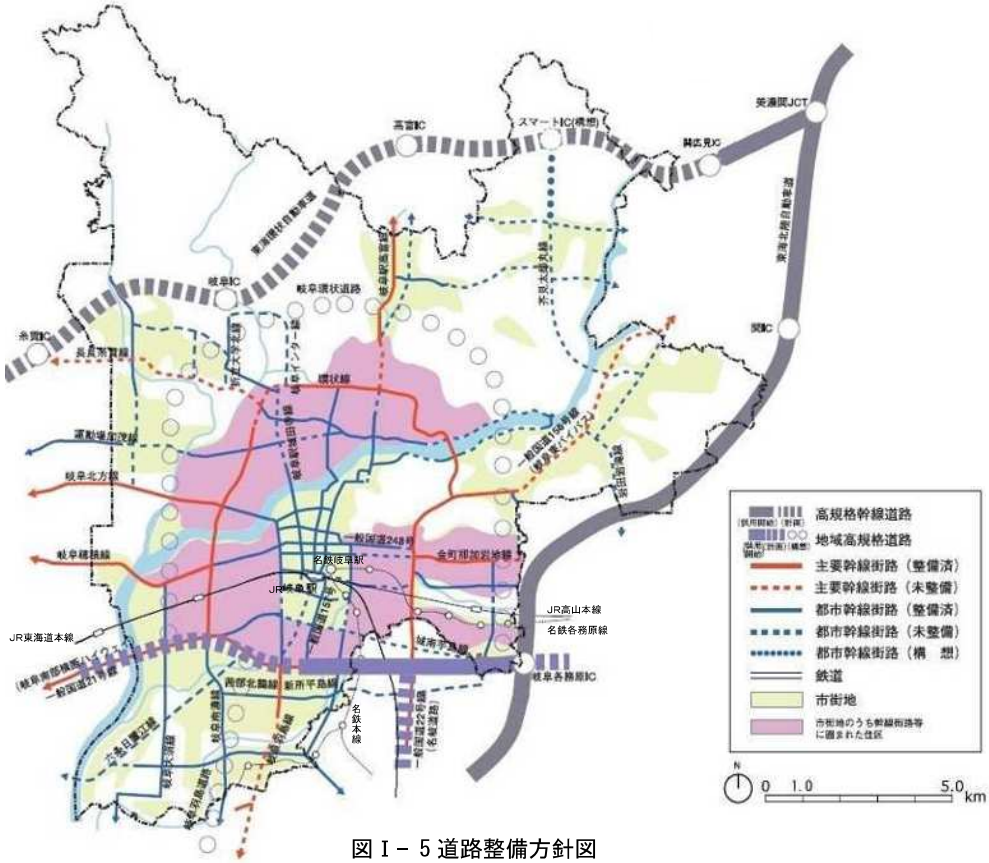
資料：国勢調査・岐阜市統計書

図Ⅰ-4　岐阜市内地帯別人口の推移

（４）交通

岐阜市の道路交通網は、本市の中心部から放射状に道路が整備され、これらを連携する環状道路も整備がなされている。また市の南部では、地域高規格道路である岐阜南部横断ハイウェイが一部整備され、高規格幹線道路である東海北陸自動車道と結ばれている。さらに市の北部では高規格幹線道路の東海環状自動車道が計画されている。

鉄道は、東海旅客鉄道東海道線が西から本市中心部で南に折れ、名古屋市方面に運行している。また、名古屋鉄道は、市の中心部から東海旅客鉄道と並行する形で名古屋市や各務原市方面に運行している。これらの鉄道は本市の発展に大きな役割を果たしてきた。現在でも本市中心部にあるＪＲ岐阜駅、名鉄岐阜駅の２駅の乗車人員は１日当たり約4.8万人（平成22年度（2010））である。（図Ⅰ-5）

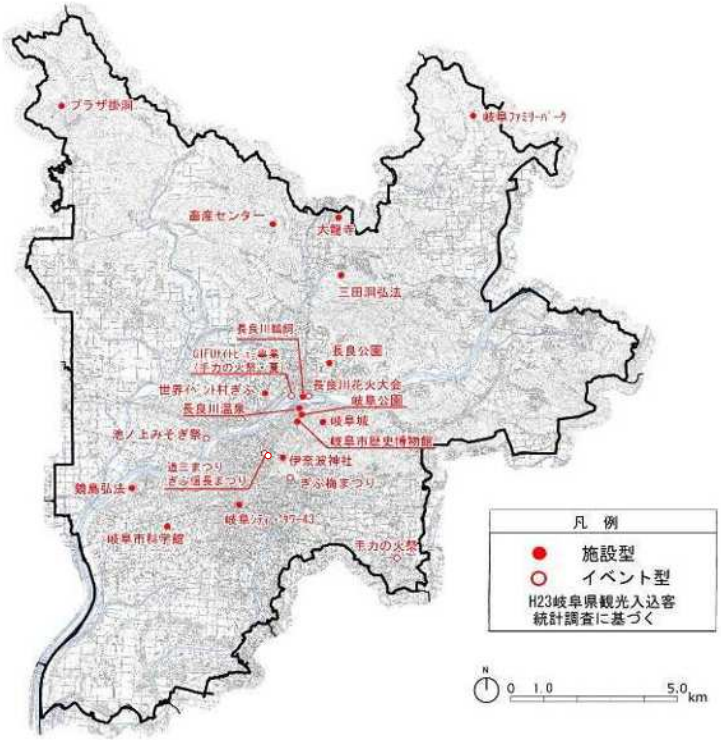


図Ⅰ－５道路整備方針図

（５）観光動向

○観光施設の分布

平成 23 年度岐阜県観光入込客統計調査では、岐阜市内の観光地点として、伊奈波神社や岐阜公園などの施設型の観光地点 16 地点、手力の火祭やぎふ信長まつりなどのイベント型の観光地点 7 地点の合計 23 地点が挙げられている。（図Ⅰ-6）



図Ⅰ-6　観光施設分布図

○入込客数の推移

施設型観光地点については、伊奈波神社、岐阜公園、世界イベント村ぎふの入込客数が突出して多くなっている。近年、長良川鵜飼の乗船者数は 11 万人前後で横ばい状態であり、岐阜公園の入込客数は減少、伊奈波神社の入込客数が増加傾向にある（図Ⅰ- 7）。

イベント型観光地点については、長良川花火大会（平成 23 年（2011）は中止）、ぎふ信長まつり、道三まつり（平成 23 年（2011）は中止）の入込客数が突出して多くなっている。

平成 23 年度の岐阜市への入込客数は、施設型、イベント型を合わせて、約 700 万人となっている。

施設型



イベント型



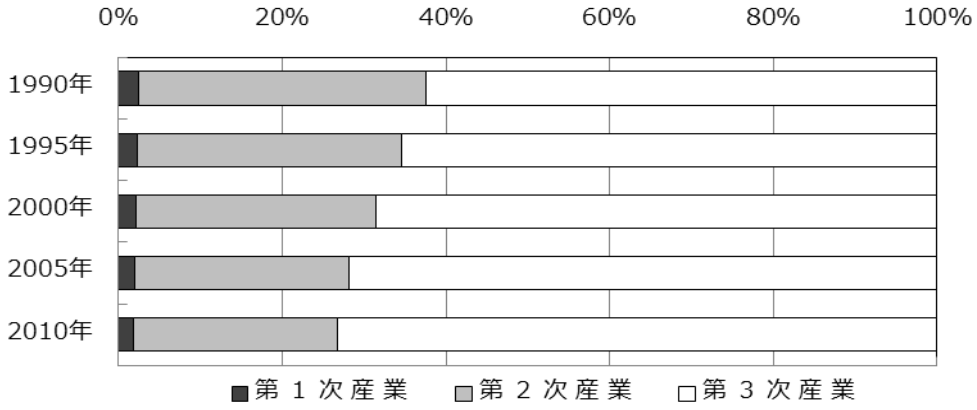
図Ⅰ-7　観光地点別入込客数の推移

資料：岐阜県観光入込客統計調査

（６）産業動向

2010 年国勢調査によると、15 歳以上就業者数の合計 200,647 人（191,214 人）のうち、第１次産業就業者は 1.7%（1.8%）3,422 人、第２次産業就業者は 23.8%（24.9%）47,682 人、第３次産業就業者は 69.8%（73.3%）140,110 人と、第３次産業就業者が多くなっている。また、1990 年以降の産業大分類別の就業者数の推移によると、第２次産業が減少傾向にあり、第３次産業が増加傾向にある。（図Ⅰ－ 8）

※（）書きは、分類不能を除いた数値



資料：国勢調査

図Ⅰ-8　産業大分類別の 15 歳以上就業者数の推移

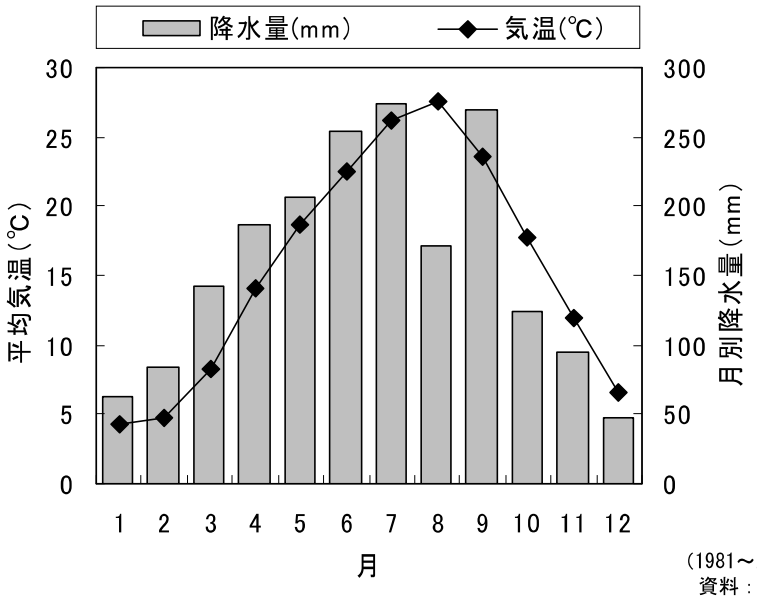
※　分類不能を除いた数値

２．自然的特性

（１）気候

岐阜市の 1981 年から 2010 年の 30 年間における平均気温は、15.8℃で、年間降水量は 1828 ㎜である。

また気候は、概ね夏期は多雨多湿であり、冬期は少雨乾燥という太平洋岸気候の特徴を示すが、年の温度較差が大きいという内陸性気候の特徴も示す。海岸に位置する愛知県の伊良湖、三重県の尾鷲などと比べ、夏は最高気温が高い。逆に冬は最低気温が低く、冬の積雪量は日本海側ほどではないが、太平洋岸の主な都市と比較した場合かなり多くなっている。（図Ⅰ-9, 表Ⅰ-2, 3）



（1981～2010 年における月別平均値）
資料：岐阜地方気象台観測データ

図Ⅰ-9　岐阜市の気温と降水量

表Ⅰ－２　気温の８月の平年値（３０年間の平均値）の比較

観測地点	平均気温（℃）	最高気温（℃）	最低気温（℃）
岐阜（岐阜市）	28.0	33.0	24.3
名古屋（名古屋市）	27.8	32.8	24.8
伊良湖（田原市）	27.0	30.9	24.1
津（津市）	27.5	31.2	24.4
尾鷲（尾鷲市）	26.4	30.4	23.1

表Ⅰ－３　気温積雪の１月の平年値（３０年間の平均値）の比較

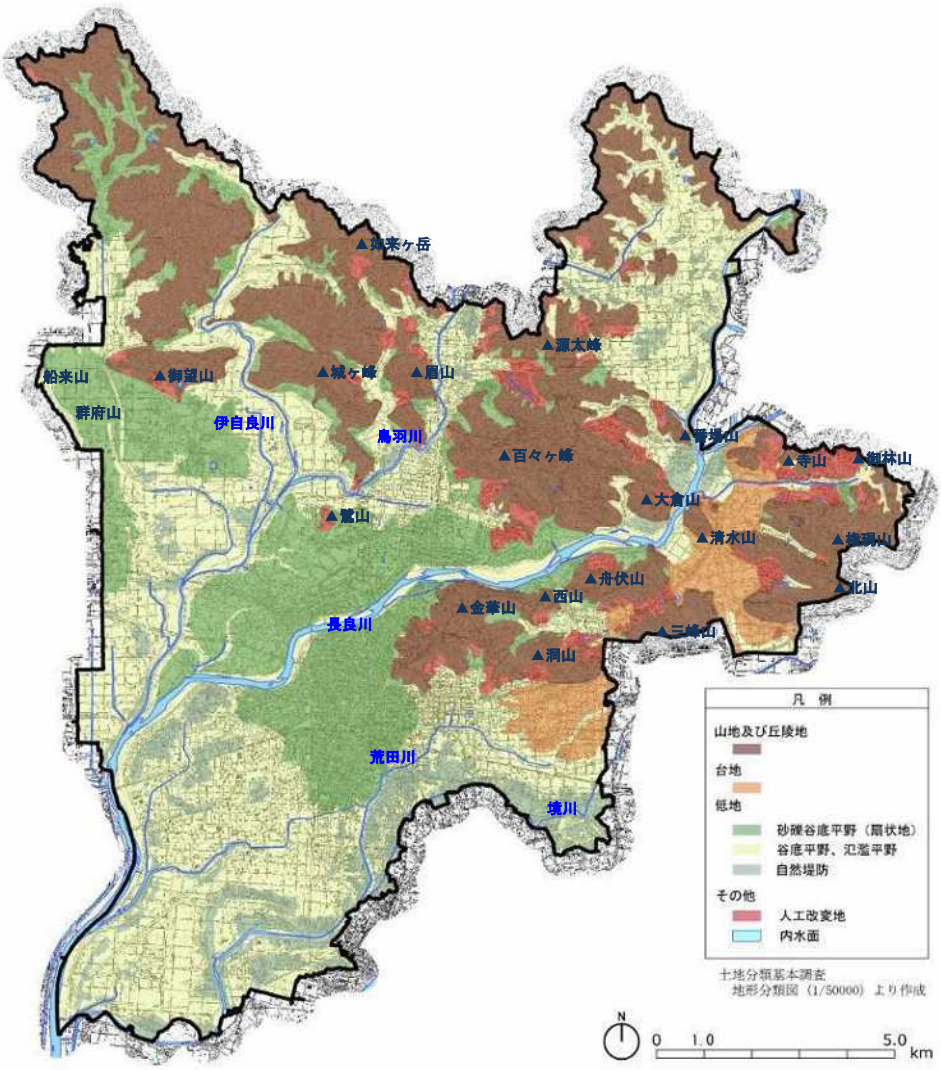
観測地点	平均気温（℃）	最高気温（℃）	最低気温（℃）	積雪深さの最大（cm）
岐阜（岐阜市）	4.4	8.8	0.5	10
名古屋（名古屋市）	4.5	9.0	0.8	5
伊良湖（田原市）	5.7	9.1	2.6	0
津（津市）	5.3	9.2	1.9	2

（２）地形概況

岐阜市の地形は、美濃山地と南縁にあたる孤立化が進んだ低起伏山地と、濃尾平野の北縁部にあたる平野から形成されている。

山地地形のうち、主なものは西北西～東南東に延びる岐阜～各務原山地で、その最高峰は百々ヶ峰（どどがみね）の 417.9ｍである。また、小規模な残丘状独立山体が市の南東部に点在しており、市街地から緑豊かな景観を眺めることができる。

一方、美濃山地を侵食して南西へ流下する長良川・木曽川等が、砂礫を運搬し、沈降して低地をつくったのが濃尾平野である。長良川の平野部への出口には扇状地が旧市街地に広がっており、その下流側には氾濫原が広がり、旧河道が残した高まりである自然堤防と氾濫平野とに分けられる。海抜高度は、可住地の北部においては約 70m、南部低地において 5.5mを示し、勾配は北から南へ 1/500～1/1500、東から西へ 1/1000～1/1500 となっている。（図Ⅰ-10）



図Ⅰ-10　地形分類図

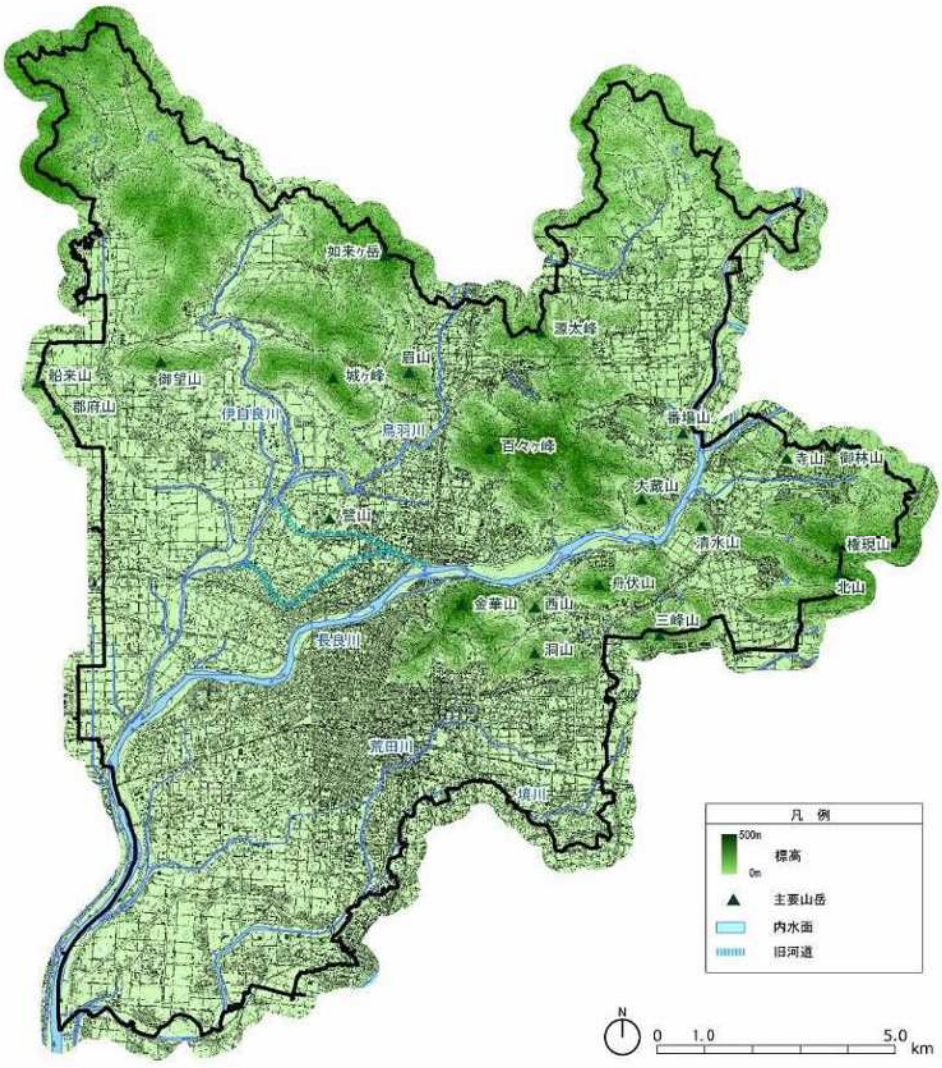
（３）山地

北部には標高 300ｍに及ぶ山々が遠く福井県・滋賀県に連なり、その最高峰は百々ヶ峰（どどがみね）の 417.9m である。また、市域中央部の金華山（328.9m）をはじめとして、小規模な残丘状独立山体が市の南東部に点在している。

金華山は岐阜市を象徴する山として全国的にも有名で、江戸時代には天領、明治以降は御料林、昭和に入り国有林や風致地区や鳥獣保護区として保護されてきたことから、シイ・カシ林やシダ類の群落、絶滅危惧種であるヒメコウホネ等が自生しており、モリアオガエルやコクロオバボタルが生息している。

（４）河川

長良川は郡上市の大日ヶ岳に源流を発し、伊勢湾に注ぐ全長約 166km の河川で市域の中心部を東西に流れる天井川であり、平地部での地下水位は高くなっている。かつて長良川の長良橋～鏡島間は「古々川」「古川」「井川」の 3 本に分かれて流れていたが、「古々川」は枯れていることが多く、また「古川」も河原が多く、原野のようになっていた。この河川敷を有効に活用するために、昭和初期に「古川」、「古々川」を締め切り、「井川」の川幅を拡げ、堤防を強くするための工事が行われた。これにより、川の北側には広大な開発地が得られ、都市公園や住宅地の広がる市街地景観が形成されている。（図Ⅰ-11）



図Ⅰ-11　岐阜市の地形概況

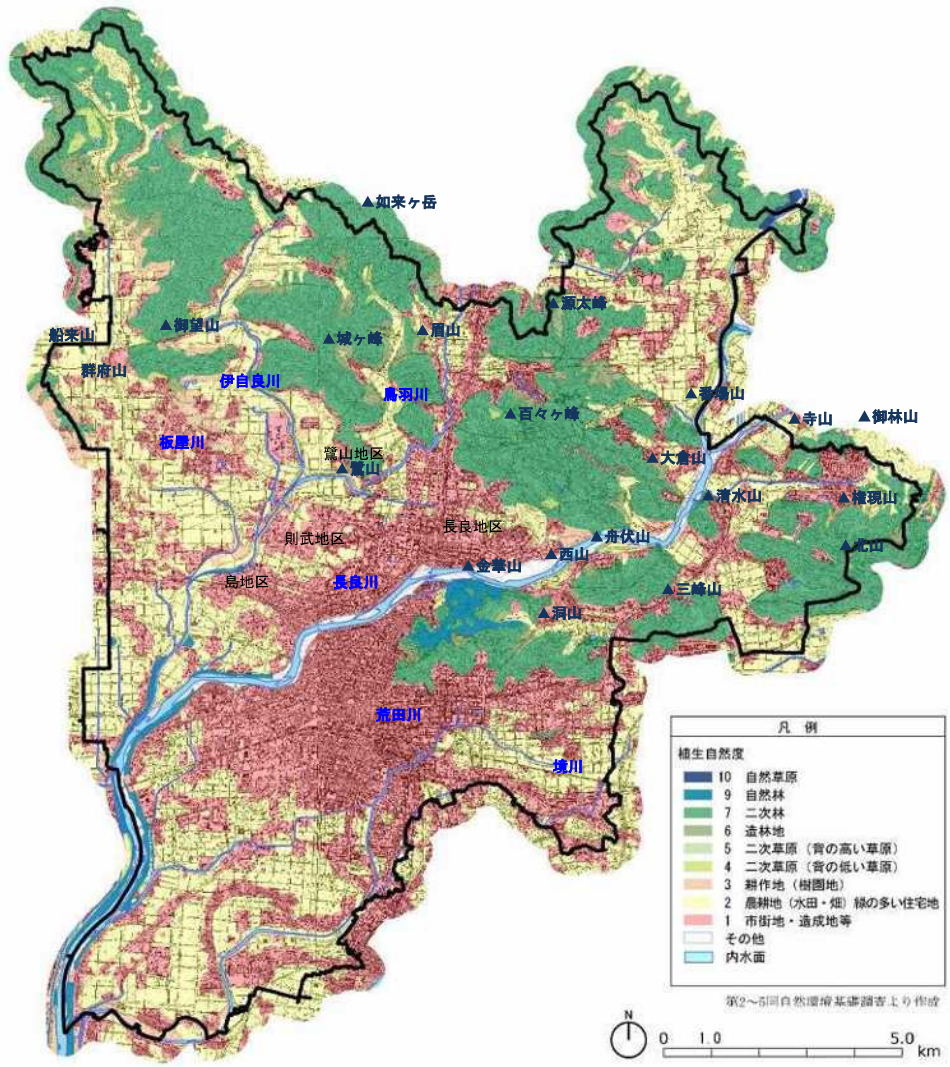
長良川は、「名水百選」に選ばれているほか、清潔な水浴びのできる河川として「日本の水浴場 88 選（平成 13 年環境省）」にも選ばれており、アユやサツキマスが生息し、1300 年以上の歴史ある伝統的漁法の鵜飼が繰り広げられる舞台となっている。また。長良川以外にも南部に流れる境川をはじめ、伊自良川・鳥羽川・荒田川等、約 40 本の長良川の支流があり、山紫水明の美を創出している。

（５）農地

農地の約 7 割が水田で米づくりが中心となっており、市郊外部では、荒田川、板屋川、伊自良川などの主要河川周辺に、のどかな田園風景が広がっている。

御望山、城ヶ峰の山裾には、カキ、ナシ、といった果樹園が多く、長良地区の長良川右岸ではトンネル栽培のブドウ園が広がる。また、長良川と伊自良川にはさまれた島・鷺山・則武地区には、岐阜市の特産品である「岐阜えだまめ」のブランドで知られるエダマメやホウレンソウ、ダイコン畑が広がっている他、イチゴのハウス栽培も見られる。

（図Ⅰ-12）



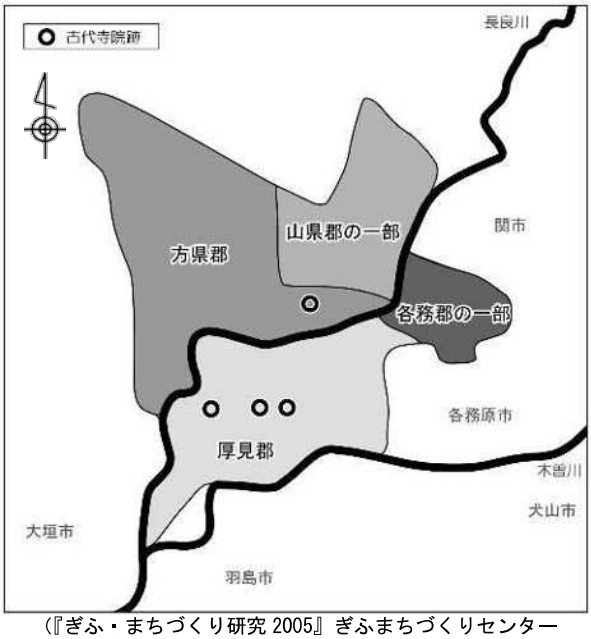
図Ⅰ-12　植生自然度

３．歴史的特性

（１）岐阜市の歴史

岐阜市は木曽三川の沖積土によってできた肥沃な濃尾平野の北部に位置し、旧石器時代の遺物が発見されていることから、既に１万５千年前に人々が居住していたことが明らかになっている。また、市内各地から縄文・弥生時代の土器や文化的遺物が数多く発掘され、前期古墳も残っているため、2000 年以上前から開拓され、多くの住民が生活していたと考えられている。

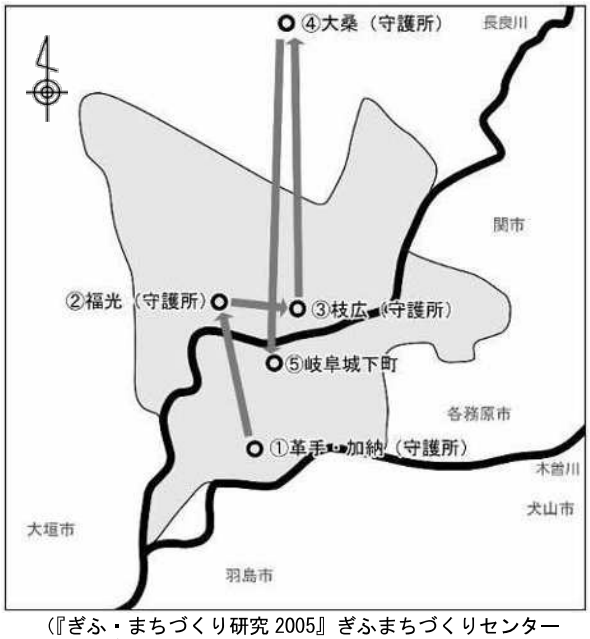
奈良・平安時代、現在の岐阜市域には、４つの郡（方県郡、山県郡、厚見郡、各務郡）が所在していた。このうち、長良古川の北部にあった方県郡と南部にあった厚見郡の２つで岐阜市域の大半を占める。方県郡と厚見郡は古代寺院の密集地帯で、方県郡に１ヶ所、厚見郡に３ヶ所の古代寺院跡が確認されている。市南部には、東大寺領の広大な荘園がおかれていた。（図Ⅰ-13）



（『ぎふ・まちづくり研究 2005』ぎふまちづくりセンター
まちづくりの歴史からみた岐阜市（内堀信雄）より作成）

図Ⅰ-13　岐阜市域の古代４郡

鎌倉時代・室町時代前半期は、直接・間接に古代のまちづくりを受け継いだまちづくりが行われていたと考えられている。鎌倉時代には、二階堂山城守行政が幕府から派遣されて稲葉山城を築いたとも伝えられているが、現在の岐阜市に直接つながるまちづくりは、今から 560 年ほど前（1450 年頃）から、470 年ほど前（1540 年頃）まで、90 年ほど続いた土岐氏の時代に始まる。室町時代に入り美濃国の支配をまかされた清和源氏の末流土岐頼遠がこの地を治め、土岐氏は一時期美濃・尾張・伊勢三国の守護職を兼ねるなど、その勢力は細川・斯波・畠山の三管領を凌駕したともいわれている。



（『ぎふ・まちづくり研究 2005』ぎふまちづくりセンター
まちづくりの歴史からみた岐阜市（内堀信雄）より作成）

図Ⅰ-14　15 世紀後半～
戦国時代の政治の中心地

土岐氏のまちづくりの特徴は２点に要約できる。ひとつは、政治の中心地（守護所）が経済の中心地と離れて所在すること、もうひとつは、守護所が点々と場所を変えることである。15 世紀後半の応仁の乱以降、16 世紀前半にかけて守護所は革手・加納→福光→枝広→大桑と 4 度も変転している。（図Ⅰ-14）

戦国時代、長良の館（枝広館）が洪水で壊滅した後、土岐氏が本拠地を大桑城に移すと、この頃から斎藤道三が独自の勢力として台頭し、土岐氏と抗争を繰り返し、最終的には土岐氏を美濃から追放し、自らの覇権を確立した。道三は稲葉山城を改築して、元来経済の拠点だったと見られる井口に城下町を建設した。道三の井口城下町建設は 1530 年代後半から 1540 年代の前半にかけてであったと考えられている。

永禄 10 年（1567）、織田信長は斎藤道三の孫龍興の居城稲葉山城を攻め落とし、斎藤氏は滅びた。信長は稲葉城山に入城し、天下統一の本拠地とするに至り、金華山西麓に居城を建設した。信長は、井口と呼ばれていた地名を中国の周時代の故事にちなんで「岐阜」と改めて天下に広めるとともに、道三の志を継承して岐阜のまちづくりに努め、今日の都市計画的手法を用い、秩序ある城下町の形成を図り、「楽市楽座」制を設けるなど産業の育成に尽くし、経済の振興に意を注いだ。

慶長 5 年（1600）の関ヶ原の合戦の前哨戦で徳川の軍勢に敗れ、織田信長の孫である織田秀信の居城であった岐阜城は陥落し廃城となる。岐阜城の城下町であった岐阜町は元和 5 年（1619）に尾張藩領に組み込まれ、元禄 8 年（1695）には岐阜奉行所が置かれた。江戸時代の岐阜町は、道三や信長によって築かれた岐阜の町の骨格を残しつつ、町人主体の町へと変化したものといえる。一方、徳川家康の娘婿奥平信昌により、慶長 6 年（1601）に中世加納城の跡地に加納城が築かれ、加納城下町が建設された。加納城下町は中山道の加納宿も兼ねており、身分によって住む場所が厳然と区分される近世城下町の典型的な姿を呈していた。このように、金華山山麓に岐阜城下町を受け継いだ岐阜町、南部に加納城下町という２つの中核都市がわずか 4km という近距離で並立していた。

尾張藩（一部）、加納藩は、明治 4 年（1871）の廃藩置県により笠松県に属したが、同年岐阜県に改められ、明治 6 年（1873）岐阜町に隣接する今泉村に岐阜県庁が置かれ、昔から続く商業都市に併せ県政の中心として発展していく。さらに、明治 21 年（1888）1 月には、旧国鉄の東海道線の開通により岐阜駅が開設され、市街地も次第に南へと広がり、同時に駅周辺地区の発展拡大がみられた。明治 22 年（1889）7 月 1 日市制を施行し、岐阜市役所が岐阜県庁のすぐ近くに建てられ、その他、裁判所や警察、監獄、病院など県庁の周囲には官庁街が形成された。官庁街南の国鉄岐阜駅と官庁街、旧岐阜町を結ぶ道路が建設されて、近代岐阜町が拡大していった。官庁街南（今の西柳ケ瀬）に金津遊郭ができ、柳ケ瀬一体は、その後中心市街地として発展していく。一方、加納では、明治 30 年（1897）に加納町が成立し、昭和 15 年（1940）には加納町と岐阜市が合併する。

近代以降の岐阜市は、明治 24 年（1891）の濃尾震災と昭和 20 年（1945）の岐阜空襲による戦災の二度の大きな災害にみまわれた。昭和 20 年（1945）7 月の空襲では、岐阜市街のほとんどが焼失したが、戦後直後には、岐阜駅前に古着の商店ができ、繊維問屋街が形成され、東京、大阪に並ぶ既製服の一大産地として発展した。柳ケ瀬も焼け残った映画館をいち早く再建する等、復興が目覚しく、瞬く間に全国的に有数の繁華街となった。その後、昭和 30 年（1955）には、長良川鵜飼用具が重要有形民俗文化財に指定され、同年、金華山ロープウェーが開通、翌年に岐阜城の再建と、岐阜市は観光都市として発展してきた。また、岐阜市は戦後の大合併により市域をさらに拡大し、高度成長期には、松籟や三田洞等で団地開発が進められるとともに、島地区や則武地区等で区画整理が行われ、市街地を拡大させてきた。

現在の岐阜市は、アパレルを中心とする産業都市、1300 年以上の歴史と伝統を誇る鵜飼と風光明媚な自然環境を名物とする観光都市、そして世界イベント村を標榜しあらゆるイベントが開催できる国際コンベンション都市として、中部地方の政治経済、学術、文化等の一翼を担う主要都市となっている。

（２）岐阜市の都市形成の歩み

岐阜市の中核部は、長良川扇状地を舞台に成立・発展してきた。『岐阜市史』等による記載を基本に、近年の発掘調査、歴史地理学的研究成果を加味して、古代から近代に至る変遷を概観すると、岐阜市の都市の成り立ちには下記の８つの画期がある。岐阜城下町の形成は第４期の戦国後半期になる。（表Ⅰ-4）

表Ⅰ-4 岐阜市における都市形成の画期

画期名	時　期		概　要
第１期	３世紀	弥生時代終末期～古墳時代初頭	村の始まり
第２期	７世紀後葉～８世紀初頭	白鳳～奈良時代	道、寺、役所の時代
第３期	15 世紀中～後葉	戦国前半期	変転する守護所
第４期	16 世紀中葉	戦国後半期	井口・岐阜城下町の成立
第５期	17 世紀初頭	江戸時代初頭	二都市並立
第６期	19 世紀後葉	明治期	県都の形成
第７期	1920 年頃～1945 年	大正期～第二次大戦以前	現市街地の原型成立
第８期	1945 年～	第二次大戦以後	都市域の拡大

１）第１期（３世紀：弥生時代終末期～古墳時代初頭）村の始まり

長良川右岸の扇状地では、弥生時代終末期～古墳時代初頭以降、複数の地域で集落が営まれるようになる。扇状地上での暮らしにおける最初の画期である。古墳の分布等から見ると、古代の郡の原型となるような政治的まとまりが古墳時代を通じて次第に形成されてきたらしい。生産基盤については、城之内遺跡で古墳時代の終わり頃埋まった溝から大量の桑の花粉が見つかっており、養蚕を行っていた形跡が伺える。（図Ⅰ-15）



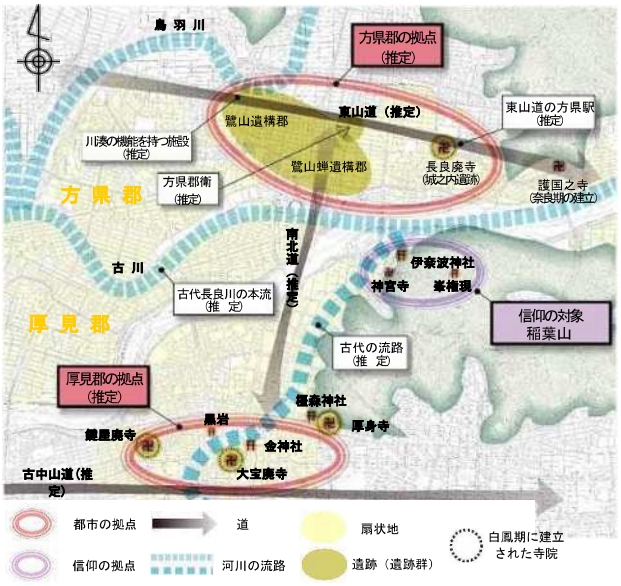
図Ⅰ-15 城之内遺跡位置

２）第２期（７世紀後葉～８世紀初頭：白鳳～奈良時代）道、寺、役所の時代

７世紀後葉～８世紀代、長良川右岸及び左岸では、古代仏教の普及や律令制の施行に伴い、道路が整備され郡単位で寺院や役所（駅、郡衙等）が建設された。また、扇状地を除いて周囲の低地部の広大な範囲に条里地割が施行されたと考えられる。この時期の長良川流路は判明していないが、北の方県郡と南の厚見郡の郡境である古川が本流であった可能性がある。

７世紀後葉頃には城之内遺跡において、古代寺院（長良廃寺）が建設され、また８世紀中葉頃にはその上流側に護国之寺が建立されている。

『美濃国第三宮因幡社本縁起』によれば、伊奈波神社の主祭神は五十瓊敷入彦命（いにしきいりひこのみこと）で、讒言（ざんげん）によって亡くなったとされる。その妻淳尻斗媛命（ぬのしひめのみこと）は金神社の主祭神であり、息子の市隼雄命（いちはやおのみこと）は橿森神社の主祭神である。金神社が先の古中山道沿いに位置し、大宝廃寺に近接すること等か



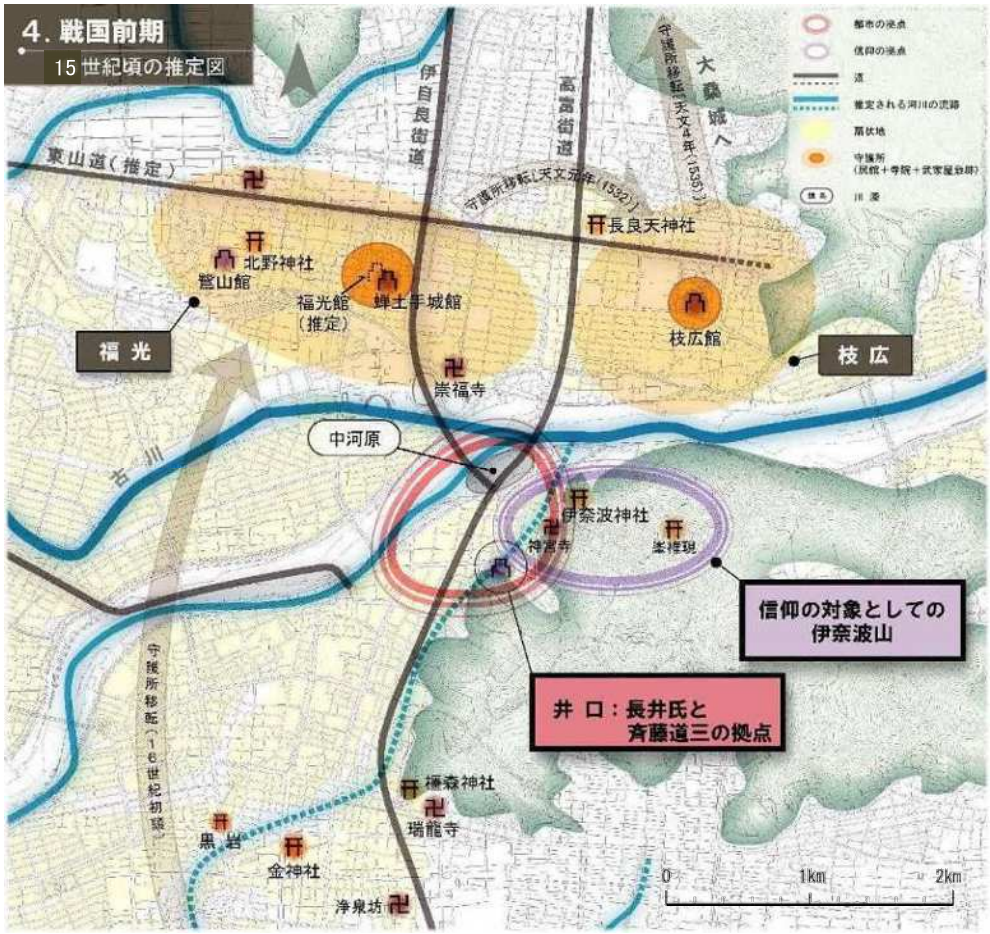
図Ⅰ-16　第２期における都市構造

らみて、この付近が厚見郡の中心集落であったと推察される。また、この地に住む人々が、伊奈波神社とそれを祭る金華山を聖なる山として考えていたことは、伝承から窺える。（図Ⅰ-16）

３）第３期（15 世紀中～後葉：戦国前半期）変転する守護所

都市形成の第３の画期としては、室町幕府において美濃国守護を任ぜられた土岐氏の守護所が形成され、さらに相次ぐ内乱により、革手、福光、枝広にその場所を移転させた戦国前半期が該当する。（図Ⅰ-17）

守護所が福光あるいは枝広に所在した頃、長良川左岸の稲葉山城は、長井氏や斎藤道三の父新左衛門尉の拠点となっていた。



図Ⅰ-17 斎藤氏が井口城下町を建設する以前の都市構造

４）第４期（16 世紀中葉：戦国後半期）井口・岐阜城下町の成立

〇井口城下町（斎藤道三）

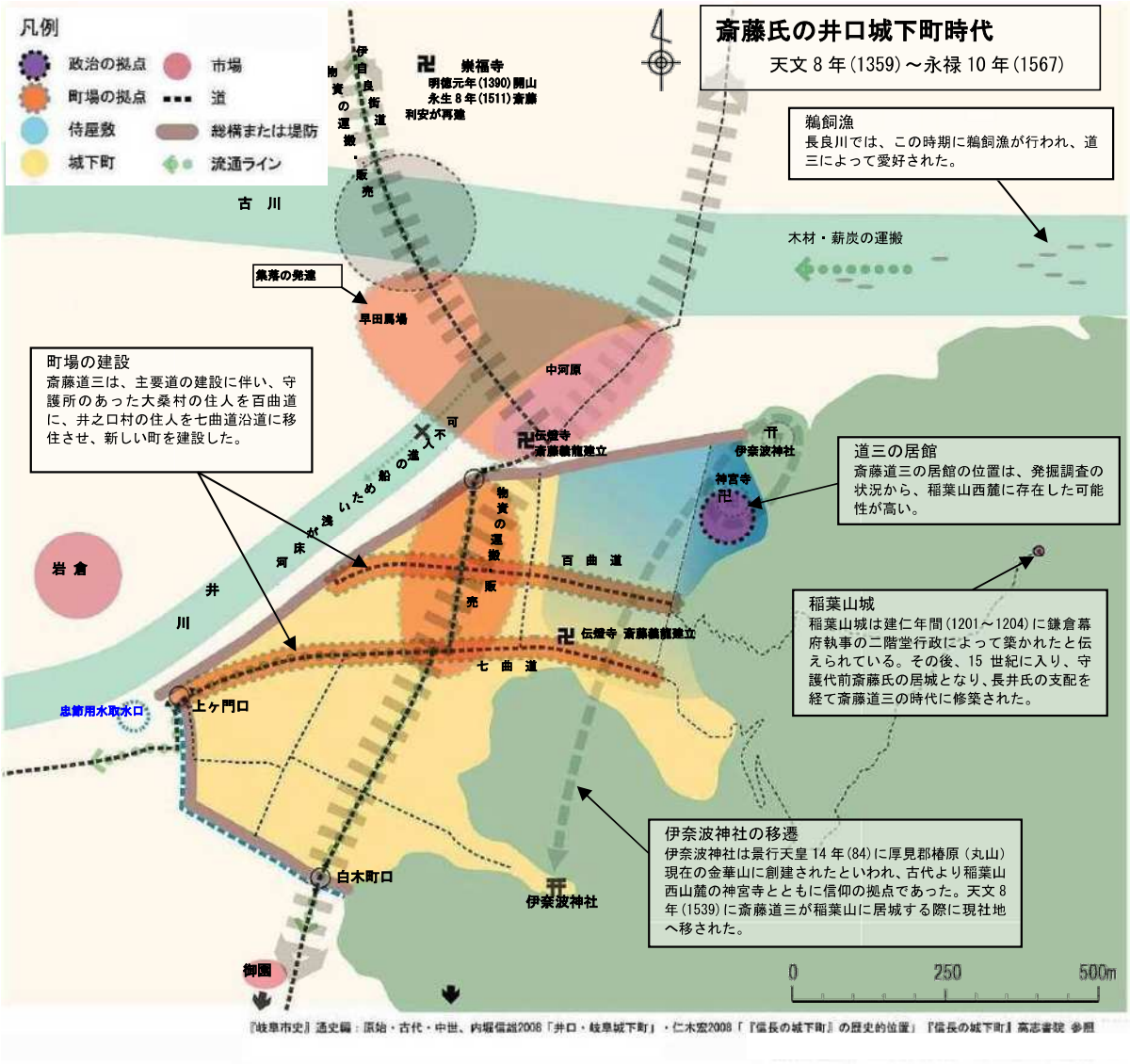
その後、守護所が「大桑」に所在した時に、斎藤道三による井口城下町の建設が始まったと思われ、井口に大桑の要素を加えた城下町が建設されたものと見られる。（図Ⅰ-18）

道三に始まり義龍、龍興の後斎藤氏３代にわたり築いてきた稲葉山城と井口城下町は、尾張の戦国大名織田信長による永禄 10 年（1567）の稲葉山城占領によって、新たに岐阜城と岐阜城下町として再出発することとなった。信長が安土に移った後、子の信忠、信孝、池田元助、池田輝政、羽柴秀勝が岐阜城主となり、慶長５年（1600）、信長の孫織田秀信が城主の時、関ヶ原の合戦の前哨戦で

落城し、廃城となった。

井口城下町あるいは岐阜城下町の空間構造は、総構の内と外に大別できる。総構内部は、金華山西山麓の居館部と、その西に隣接する武家屋敷及び寺院からなる地区、南北の梶川堀を挟んだ西側の町屋地区からなる。町屋は、東西方向では二本の街路（百曲道と七曲道）沿いに及び、その間の新町筋に形成される。南北方向は、東の今町の通りと西の西材木町の通りが、総構北端から七曲通まで貫通している。七曲道より南側には、３本の南北道がほぼ併行して総構の南端まで貫通する。この内、一番東の通りが近世の御鮨街道である。城下町形成以前からあった原南北道の候補として、七曲道の北では西材木町の通り、七曲道の南では、後の御鮨街道が想定される。七曲道の南には、伊奈波神社の参道となる東西道が、南北道矢島町の通りまで直線で伸び、やや食い違ってさらに総構の西端まで達している。

総構の外側には、北に中河原、西北に岩倉、南に御薗の市があったと近世地誌は伝える。北の中河原については、岐阜城下町を通り長良川を渡って北へ延びる伊自良街道の中の渡しや後の高富街道の渡し場として、川湊の性格があった。当時の長良川の本流路は古川筋であり、井川（現河道）は存在していたが、まだ本流ではなかったと判断される。中河原は、織田信秀の時、馬場があったとされ、近世初頭に川役所が置かれた早田馬場まで含めた一帯が、一つのまとまりをもった町場で



図Ⅰ-18 斎藤氏の井口城下町の都市構造

あったと推定される。ここは斎藤義龍によって、伝燈寺が建てられた場所である。

現在、岐阜市を代表する神社となっている伊奈波神社は、景行天皇 14 年(84) に厚見郡椿原(丸山)現在の金華山に創建されたといわれ、古代より稲葉山西麓の神宮寺とともに信仰の拠点として存在していた。天文８年(1539)に斎藤道三が稲葉山に居城する際に現在の位置に移遷した。

〇岐阜城下町（織田信長）

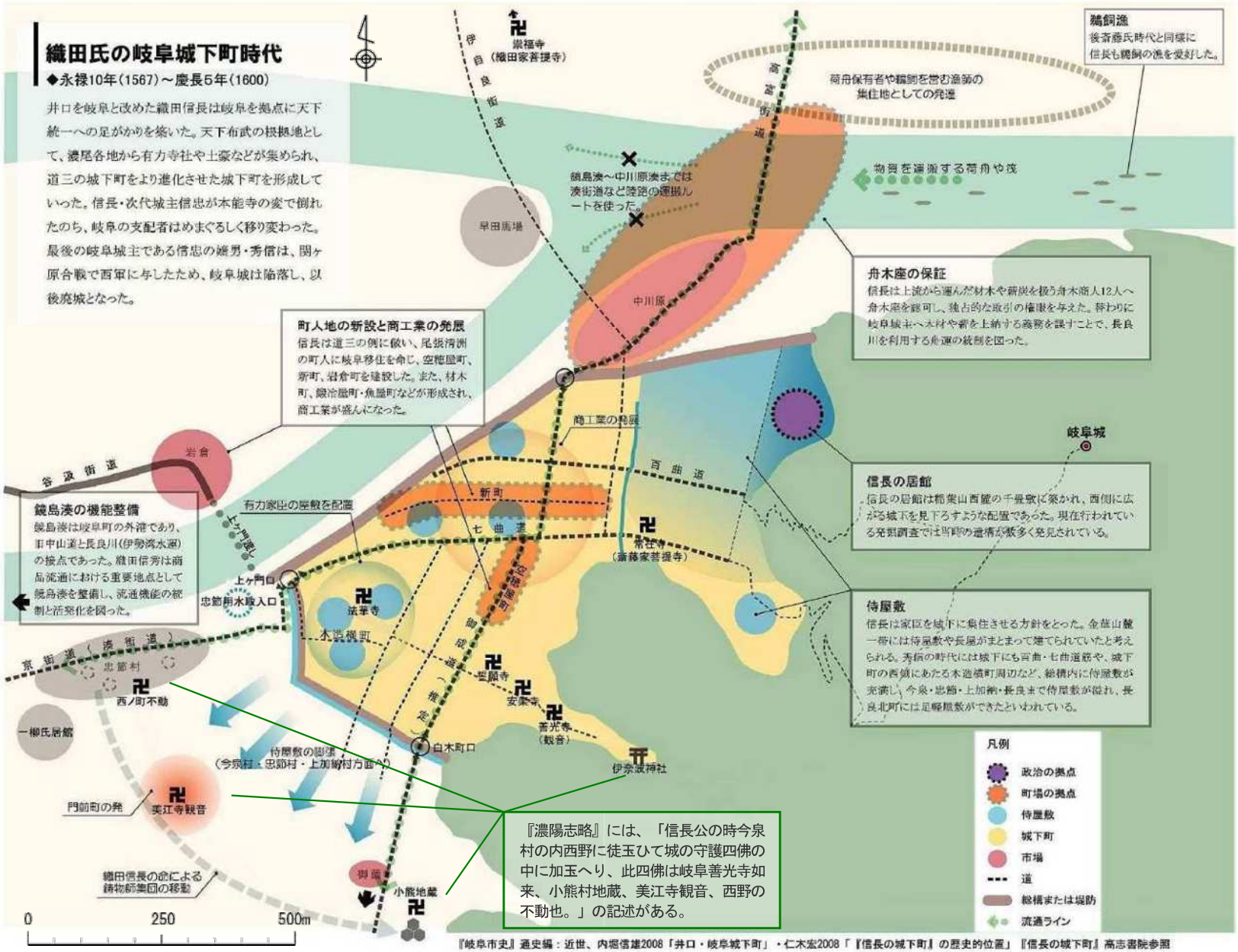
『中嶋両以記文』には、「斎藤道三の時期に山上の伊奈波神社を現在地に移転させ、城下には東西方向に二本の道路を作った。北側の百曲道には大桑の町人を、南側の七曲道には井口の町人を集めて町を建設し、これらの町の周りには堀と土塁からなる総構を建設した。その後、織田信長は尾張の町人を呼び寄せ、空穂屋町、新町を作った」と記されている。

永禄 10 年（1567）に織田信長が楽市場の制札を出した場所については、浄泉坊あるいは御園とされる。この付近の地籍図には、やや不明瞭ながら方形の地割が認められ、多数の寺社は地割に規制されて立地している。(図Ⅰ-19,20)

総構の南には、東から小熊、美江寺、西野の３箇所の寺院や居館からなる空間が存在する。小熊は斎藤道三の時、井口道場があったと推定されている場所で、信長が羽島の小熊から地蔵を移し、小熊と名づけたとされる。美江寺は斎藤道三が美江寺宿にあった同名の寺から観音を移したとされる。西野は信長の時、柳ケ瀬から不動を移したとされ、現在の本願寺岐阜別院（西別院）は、一柳氏の居館跡と伝えられる。井口城下町の頃は、上ヶ門口に鋳物師集団が居住していたが、信長の時、小熊へ移したとされる。小熊の地蔵、美江寺の観音、西野の不動に、善光寺阿弥陀如来を加えたものを城の守護四仏としたと、「濃陽志略」（宝暦 6 年(1756)成立）に記録されている。



図Ⅰ-19　濃州厚見郡岐阜図　名古屋市蓬左文庫　承応３年（1654）



『岐阜市史』通史編：近世、内堀信雄2008「井口・岐阜城下町」・仁木宏2008「『信長の城下町』の歴史的位置」『信長の城下町』高志書院参照

『濃陽志略』　別称「濃州志略」　宝暦６年成立：尾張藩士の松平秀雲が、宝暦初年から美濃国内の尾張藩領を巡回して書上げた地誌。

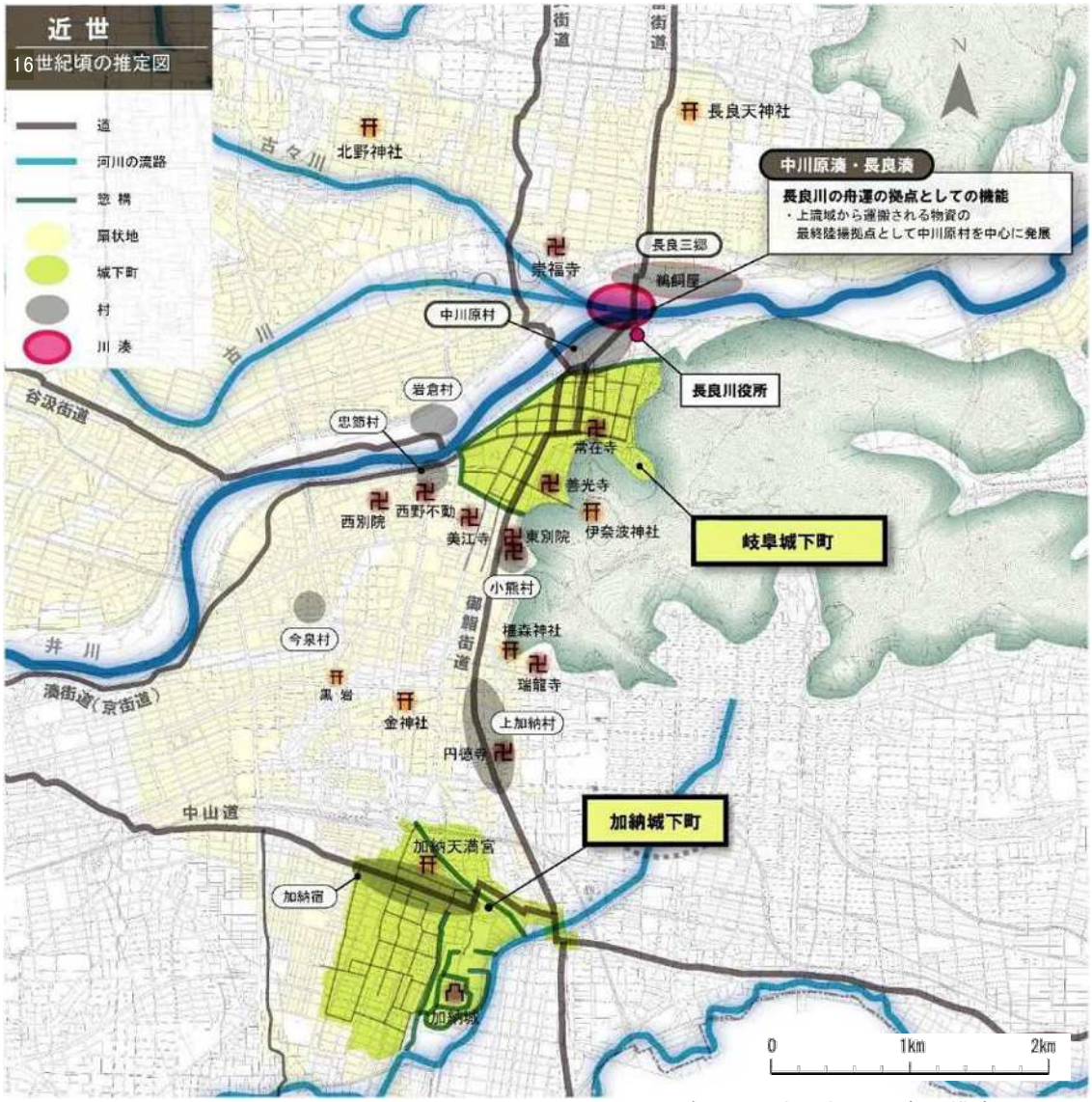
図Ⅰ-20 織田氏の岐阜城下町の都市構造

５）第５期（17 世紀初頭：江戸時代初頭）二都市成立

関ヶ原の合戦（慶長５年(1600)）の前哨戦で岐阜城は落城し、その後岐阜の町は当初幕府領となり、後に尾張藩領の商人の町として近代に至る。

岐阜町の南４㎞には新たに加納城下町が建設され、両者は鵜飼で獲った鮎を加工した鮎鮨を献上するルートの御鮨街道で結ばれていた。２つの中核的な町が接近して並存していたことが近世岐阜の特徴である。（図Ⅰ-21）

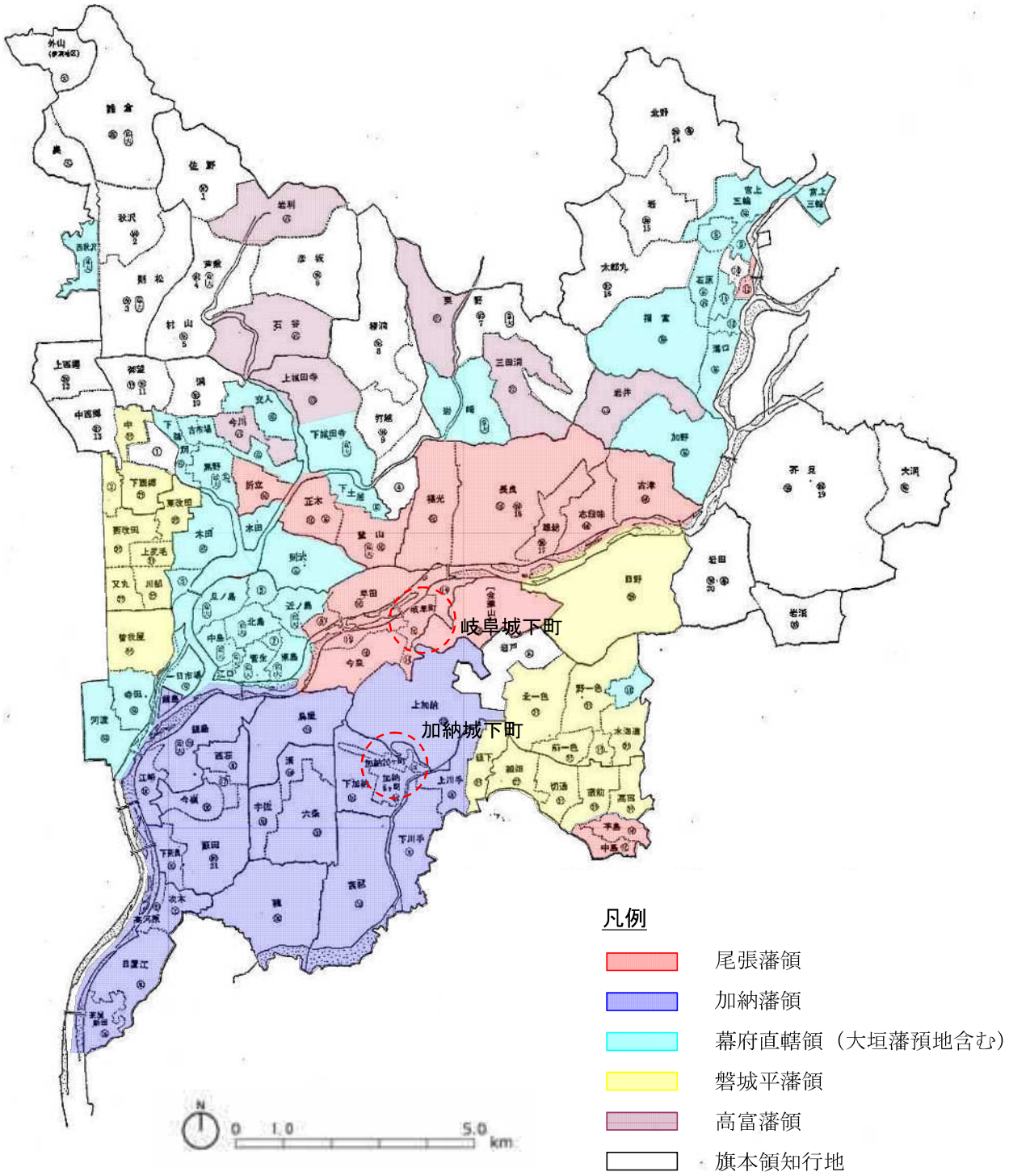
近世の岐阜町では、尾張藩の奉行所が伊奈波神社の参道の西北、御鮨街道から少し東に山側へ入った場所にあり、南側は忠節用水を堀としていた。総構の中には岐阜町と古屋敷村、明屋敷村があり、総構の外には中河原村、忠節村、今泉村、小熊村、上加納村などがあった。承応３年（1654）成立の「岐阜図」には総構内とその外の中河原村が描かれている。金華山西山麓から続く一帯の古屋敷村及び、総構内に散在する明屋敷村は岐阜城下町時代の武家屋敷跡が村となった場所で、後に寺院の移転や町場の形成がなされる。「岐阜図」の町割は先述のように、戦国時代の井口・岐阜城下町の構造を踏襲し、居館や武家屋敷の空間を再編したものと考えられる。「岐阜図」は近代以降の街区と道幅などを除いて基本的に変わるところはないことから、現在の街区も多くは戦国時代の町割を踏襲していると推定できる。



図Ⅰ-21 近世の岐阜町・加納口城下町の都市構造

岐阜・加納町と周辺の村々は、近世にあっては錯雑した領主支配の下にあった。岐阜町とその長良川沿いの近村は尾張藩領であり、加納町と加納輪中村々の大部分は加納藩領であった。この両藩領の東西両側には、陸奥の磐城平藩の分領があり、北部には高富藩領が点在した。また幕府直轄領も方県・山県・各務郡に散在しており、それ以外は旗本領の知行地となっていた。（図Ⅰ-22）

この支配領域の違いは、その後の岐阜・加納町の発展にも影響を与えていると考えられる。



図Ⅰ-22 維新期所領区分図

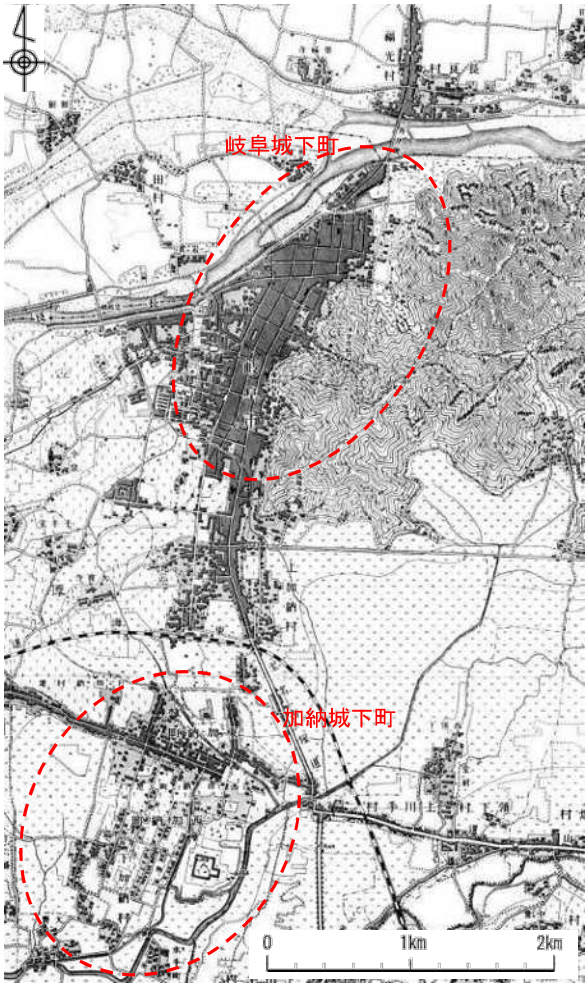
６）第６期（19 世紀後葉：明治期）県都の形成

近代以降の岐阜市は旧岐阜町と旧加納町の２つの町を核とし、しだいに都市的機能が両者の中間の柳ケ瀬～岐阜駅周辺へと移動し、一体的な中心市街地を形成していった。標準的な旧城下町起源の都市に比べて、「旧士族の行政官僚・サラリーマン化がみられない」こと及び「旧城郭を中核とする同心円的な都市空間を形成しなかった」点が大きく異なっている。

明治 24 年（1891）作成の「岐阜市近傍図」と江戸時代前期承応 3 年（1654）作成の「濃州厚見郡岐阜図」や寛文 11 年（1671）作成の「加納城下町絵図」を比較すると河川や街道の位置に加えて、岐阜町、加納城下町はもとより、村落にいたるまで規模が変わっていない。このことは明治半ばまでは近世初めとそれほど変わらない景観が継続していることを示す。この時期以降、急激に都市域が拡大する。

（図Ⅰ-23, 24, 25）

近代に至り、鵜飼は幕府・尾張藩という保護者を失い困窮するが、ほどなくして岐阜県の保護政策がとられ、明治 23 年（1890）には長良川の 3 箇所に宮内省御料場が設定される。保護者が幕府・尾張藩から宮内庁・岐阜県・市と変化し、しだいに漁業から観光鵜飼の占める比重が高くなっていった。

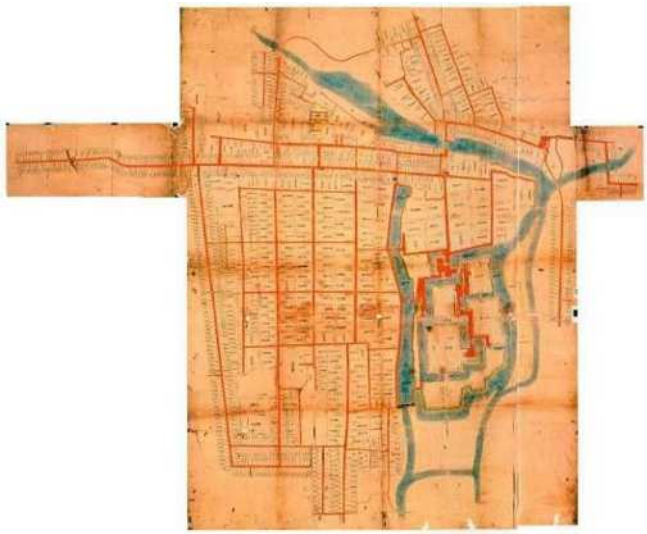


図Ⅰ-23 岐阜市近傍図(1891)



図Ⅰ-24 濃州厚見郡岐阜図

名古屋市蓬左文庫　承応 3 年（1654）



図Ⅰ-25 加納城下町絵図

岐阜市歴史博物館　寛文 11 年（1671）

中河原村では明治後半以降次第に舟運業が衰退するが、まちなみ自体は大きな変化が無く現代に続く。鵜飼屋地区、中河原地区は近世以来堤外地に集住するという特異な景観を形成してきたが、舟運の衰退と観光鵜飼の比重増大に伴い、川湊は岐阜市営の鵜飼観覧船事務所と鵜飼観覧船の繋留所へと変化し、両地区には観光旅館街が形成されてきた。

７）第７期（1920 年頃～1945 年：大正期～第二次大戦以前）現市街地の原型成立

大正 4 年（1915）以降、外部資本による繊維大工場が主に岐阜駅周辺の空間地に進出し、繊維生産額が急増した。大正 12 年（1923）に岐阜市に都市計画法が適用され、これに基づいて道路の拡幅、上下水道の整備などの都市機能の整備が進められるとともに、周辺町村との合併も進展した。昭和 15 年（1940）には加納町が岐阜市に合併した。

近世初頭以来三川分流の状態が続いてきた長良川では治水のため、昭和 6 年（1931）に古川の締め切り工事の起工式が行われ、本格的工事は昭和 12 年（1937）から昭和 14 年（1939）まで続いた。この工事により長良川が現在の流路（井川）に一本化した。この工事の結果、広大な旧河川敷が生み出され、学校、競技場などの公共施設や住宅が建設された。昭和 20 年（1945）7 月 9 日の岐阜空襲により岐阜町の旧市街地などを除いて、市街地のほとんどが焼失した。

鵜飼屋地区では大正時代頃まで川沿いのすぐ下が船着場となっていたが、舟運が急速に衰退し、トラック輸送になったことや鵜飼が観光事業になったことから川沿いに新しい道路が作られた。

この時期、都市域はさらに拡大する。市街地の拡大部分で新道建設が進み、都市計画道路が南北、東西に縦貫する。現在の岐阜市の中心市街地の原型はこの時期までに完成したが、戦災により大きな被害を受けた。

８）第８期（1945 年～：第二次大戦以後）都市域の拡大

昭和 30 年（1955）に高度経済成長が始まったが、岐阜市は繊維産業への依存率が高かった。昭和 43 年（1973）の第一次石油危機により、高度経済成長は終わった。岐阜市では繊維工場の移転・撤退が続いた中で産業政策が見えにくくなり、生活文化都市への傾きが強くなった。平成年代（1990 年代）初頭のバブル崩壊以後、21 世紀に入り、高齢化と人口減少社会が始まり、郊外化と大型商業施立地の規制緩和により中心商業集積の衰退が顕著になっている。

戦前に駅周辺を中心に建設された繊維大工場は戦災後、最終的にはほとんどが撤退し、跡地は商業・住宅・公共施設などになった。駅前広場に戦後まもなく形成されたバラック建てのマーケットは駅前問屋町へと発展し、同一業種卸売業が高密度で集積する特徴的な中心市街地が形成されたが、岐阜既製服産業の縮小化の中、再開発の進行により新たな姿をもたらす役割が浮上してきた。

この時期は都市域の拡大、モータリゼーションの進展に対応し、岐阜市内への交通流を円滑にするため、環状道路の建設・整備が進められ、環状道路から放射状に延びる主要幹線道路が整備されている。

（３）長良川の歴史

長良川は、昭和の初めまで、長良橋の下流で３つに分かれて流れていた。右の写真は当時のもので、中央が長良古川で早田と則武の間を流れ、右側の川は長良古々川で則武と鷺山の間を流れた。そして左側を流れるのが今の長良川となる。（写真Ⅰ-1）



写真Ⅰ-1　　昭和の初めころの長良川

長良川は古くから洪水による水害の歴史があり、人命や家屋、田畑などに甚大な被害をもたらしてきた。水害とともに河川形体が変化し、堤防工事等も行われて現在に至っている。

天文３年（1534）の大洪水で多くの家屋や死亡者が発生し、井水口が破れて井川となり、岐阜市江口で長良古川と合流するようになった(現長良川)。また、慶長 17 年（1612）８月の大洪水によって、鷺山の南、則武と正木の間を経て木田で伊自良川筋に合流する新川（通称　古々川）を形成したといわれている。

一方、毎年のように水害に苦しんできた人たちは、水害の一番の原因である長良古川・古々川の閉め切りを願い、運動した。この運動は、江戸時代からあったが、100 年ほど前からより強く進められてきた。その結果、明治 33 年（1900）に木曽三川の下流改修工事が終わると、国会で上流改修工事が取り上げられた。大正５年（1916）川南の岐阜市や稲葉郡の村の人たちと協力し合い、工事を行うよう国に働きかけ、ようやく昭和８年（1933)、国は長良川右岸（川北）工事にとりかかった。長良川上流改修工事の中心は、長良古川・長良古々川を閉め切る工事と、右岸の江口から福光までの 10km の堤防づくりであった。昭和 11 年（1936）内務省直轄事業として実施された長良古川・長良古々川の閉め切り工事は昭和 14 年（1939）８月に竣工した。（図Ⅰ-26、写真Ⅰ-2）



図Ⅰ-26　長良川上流改修計画図



写真Ⅰ-2　東島地区の堤防改修工事のようす

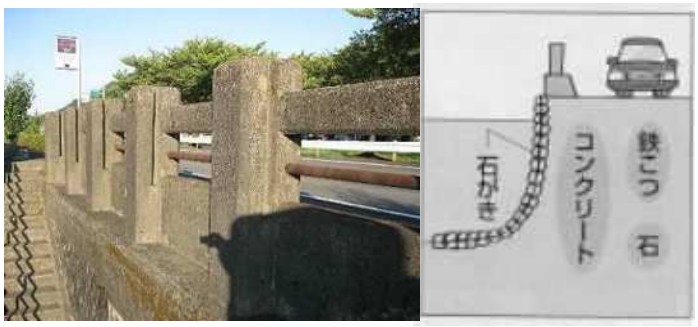
昭和 10 年（1935）から４年の年月をかけて、忠節に至る左岸 1,800ｍの区間に、川表は練玉石張、上部の擁壁はコンクリートの「角落とし構造」（出水の際には、柱の間に畳を差し込んで越流を防ぐ）を備えた強固で急勾配な「特殊堤」が築堤された。（写真Ⅰ-3）

これは家屋が密集し、拡幅する土地の収用が困難であるが、万一の際は、岐阜市内（加納輪中）をはじめ、場合によっては



写真Ⅰ-3 忠節橋上流の特殊堤

境川を突破し、羽島郡内にまで水害が及ぶ危険性が懸念されたためである。「特殊堤」は社団法人土木学会による「日本近代土木遺産」において、現存する重要な土木構造物としてＡランク評価を受けている。（写真Ⅰ-4）

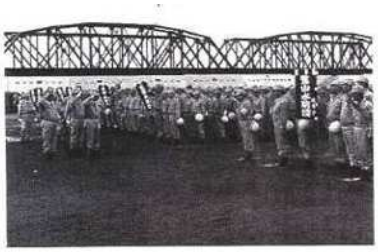


写真Ⅰ－4　特殊堤の手すり

○水防団の取り組み

長良川では、古くから水害による被害を最小限にくい止めるために洪水の度に必死の水防活動が行われてきた。水防活動には、江戸時代から役人と住民が共同してあたってきた。管理・指揮するのが役人であり、実際に鍬や籠、棒を持って駆けつけるのが住民である。明治維新後は、旧幕藩が定めた水防制度は消滅したが、慣習になっていた水防団はそのまま残った。その後、昭和 24 年(1949)に水防法が制定され、昭和 30 年（1955）の改正により現水防法の基本的な姿となった。そこで岐阜市では、長良川の水防の重要性に基づく事態の対処として、昭和 32 年（1957）４月、水防団設置条例が制定され、これまで地縁的でいわゆる郷土愛的色彩の濃い任意の団体活動としての水防が行われていたものを、制度として作り直し、新しい活動方向を明確にしたものとなった。（写真Ⅰ-5）

水害の被害の抑制・減殺するための水防団が岐阜市には 29 あり、積み土のう工訓練などを定期的に行っているとともに、災害時には排水機場の運転、陸閘・樋門の封鎖、担当区域の越水、漏水個所の応急処置に従事している。また、学校、公民館、寺院などに避難した被災者に対し、炊き出しの援助、家屋の被害があった世帯には、毛布・シーツ・タオル・石鹸・ポリバケツなどの生活必需品の支給を行う。さらに、被災家庭における消毒作業、浸水後の膨大なゴミ処理なども実施している。このように人々の営みと長良川の恵みが密接な関係になって以来、治水事業にともない水防活動が繰り返し行われており、現在も水防活動の重要な意義を踏まえた取り組みが継続される。（写真Ⅰ-6）



写真Ⅰ-5　水防訓練（昭和 30 年代）



写真Ⅰ- 6　現在の水防訓練の様子

○鏡岩水源地（ポンプ室、エンジン室）昭和 5 年（1930）登録有形文化財

岐阜市中河原付近を扇頂として、長良川が形成した扇状地に立地する岐阜市は地下水が豊富で井戸水を多用していたが、昭和 5 年（1930）に金華山北麓の鏡岩に水源地を確保し、長良川の豊富な伏流水を汲み上げて一部の地域に送水を始めた。昭和 5 年～昭和 40 年（1930～1965）まで使用されたエンジン室とポンプ室は平成 13 年(2001)に登録有形文化財に登録された。いずれも鉄骨造平屋建で、内壁は鉄筋コンクリートの柱・壁があり、コンクリート打放し仕上げとなっている。正面にはアーチ型の出入り口と左右に連続したアーチ窓、側面には丸窓が並び、切妻屋根は日本瓦葺き

という仕様である。外壁はコンクリートに長良川河川敷の自然石をはめ込んでおり、当時の人々の水道創設に注いだ素朴な熱情が伝わってくる。この手作りの外装のお陰で、個性的で独特な雰囲気のある、それでいて親しみやすい建物に仕上がっている。エンジン室は平成 14 年(2002)に、長良川と水の関係や水道事業を学ぶ学習施設「水の資料館」とされ、一般公開されている。(写真Ⅰ-7)



旧エンジン室の外壁と丸窓。外壁に長良川の川原にある自然石を使用。
写真出典：国土交通省「水とともに　水の土木遺産」

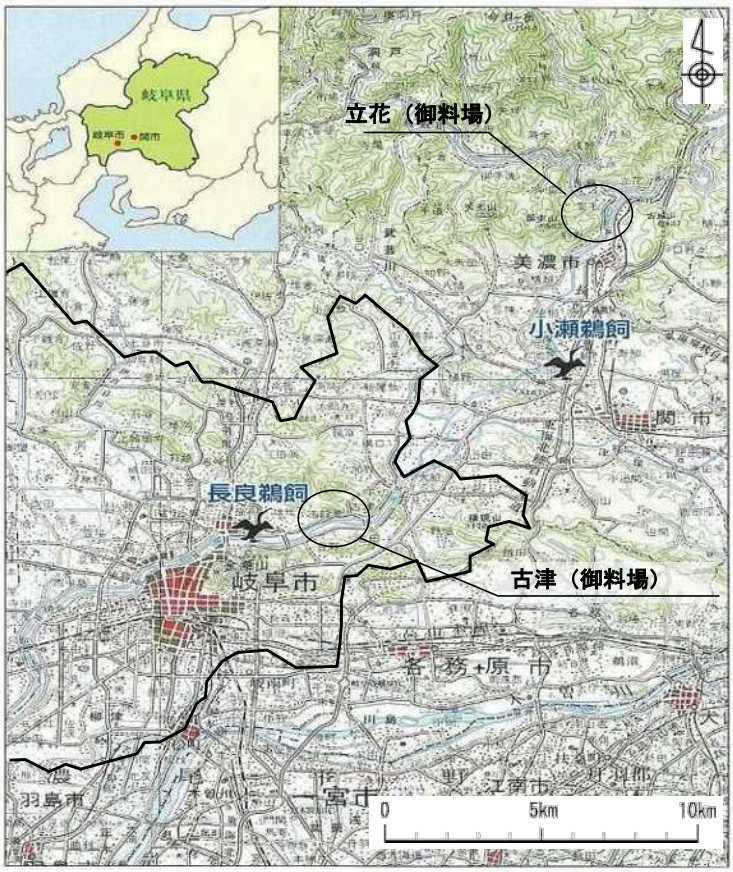
写真Ⅰ-7　旧エンジン室

（４）長良川鵜飼漁場の歴史

長良川で鵜飼が行われているのは中流域の岐阜市と関市である。

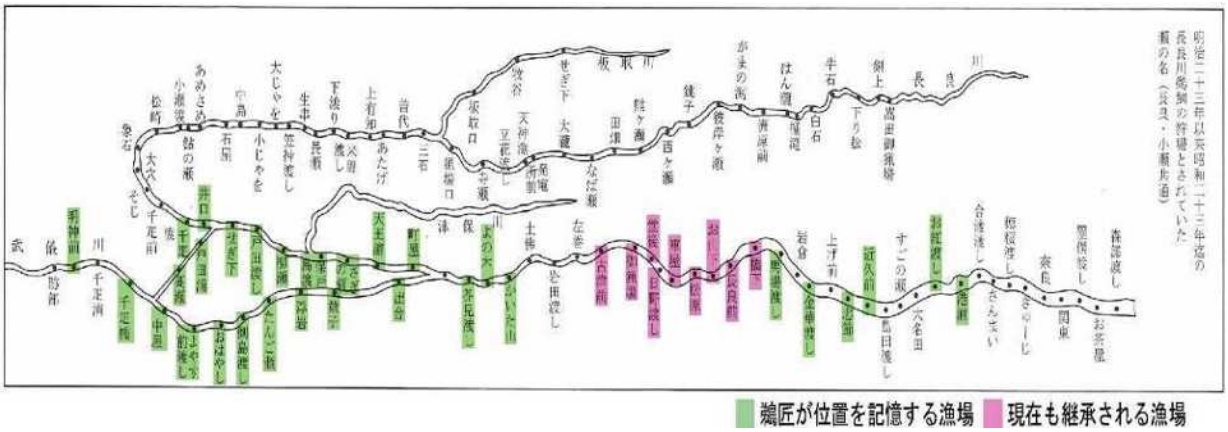
鵜飼の漁場はその時々の社会背景、河川環境、鵜匠側の事情等により変わってきた。明治 12 年（1879）の漁場は美濃市洲原から大垣市墨俣までと記されており、これが伝統的な漁区であったらしく、この広い漁区を長良と小瀬の各々の鵜匠が使い分けていた。(図Ⅰ-27)

明治 23 年（1890)、鵜匠たちは新たに宮内省主猟局に属すとともに、御料場として、嵩田(郡上市美並町)、立花（美濃市)、古津（岐阜市）の３ヶ所が設定され、鵜匠たちは毎年、御料場において御料鵜飼を行うこととなった。いずれも一般に漁のできない禁漁区であったが、嵩田の御料場は戦後廃止された。戦後は長良川中央漁業協同組合と長良川漁業協働組合の境目である長良川、今川、津保川合流点上流あたりが長良鵜飼と小瀬鵜飼の境界線になった。



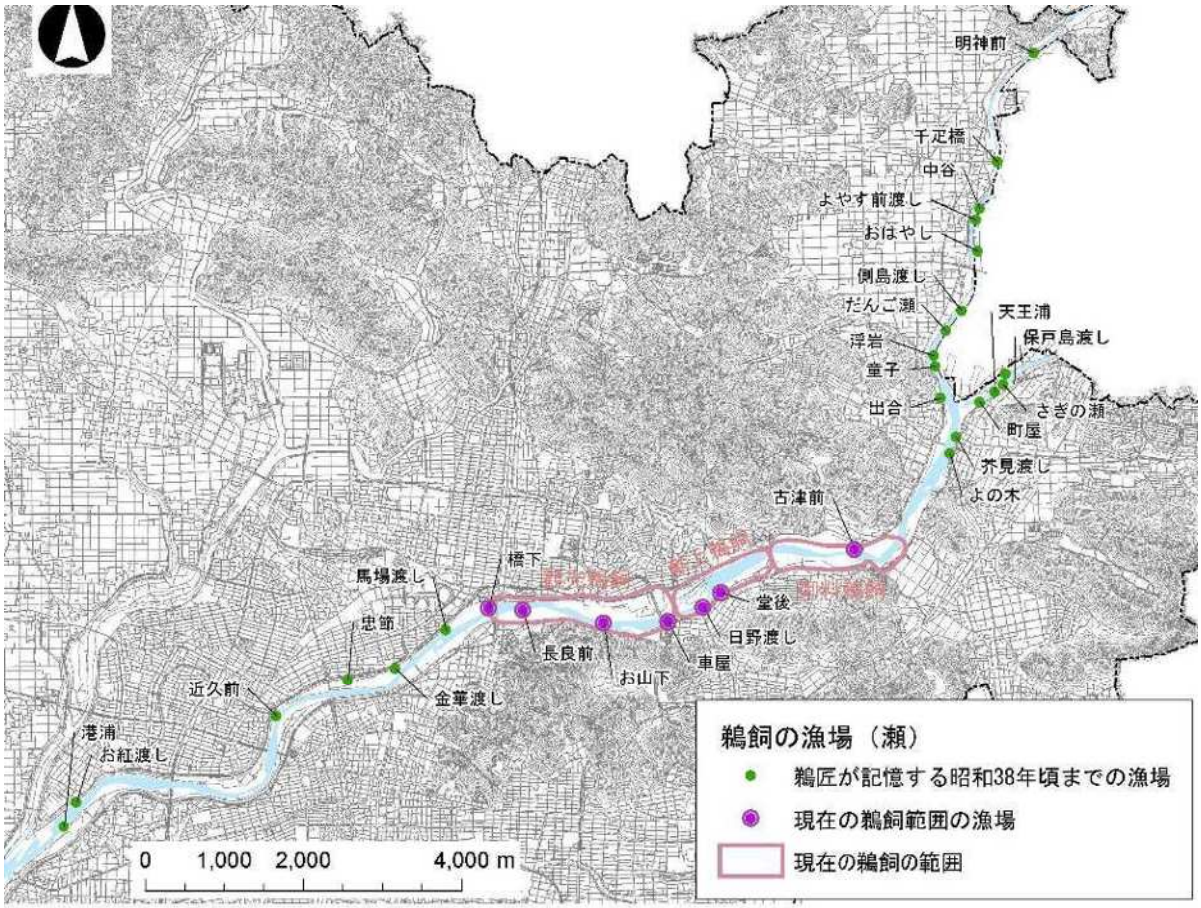
図Ⅰ-27 長良川鵜飼の漁場位置図

鵜飼という漁法自体は古代から日本各地で行われていたもので、現在でも 10 府県、12 ヶ所でみられる。しかし、長良川鵜飼は全国で唯一、宮内庁式部職という特異な身分を持ち世襲制で受け継がれてきたことや、休業期間中に餌飼(えがい)が行われていたこと、鵜飼にまつわる年中行事や独特の住居形式が比較的よく保持されていることなど、他の地域にはみられない特徴を有する。



図Ⅰ-28　明治 23 年以来昭和 23 年迄の長良川鵜飼の漁場とされていた瀬の名（長良・小瀬共通）（山下純司鵜匠所蔵）

鮎は、河川のうち瀬の環境を好むと言われる。「鵜飼は瀬でする」と言われるほど、瀬は鵜飼の漁場として重要な環境である。鵜飼の漁場における瀬の位置は「明治 23 年（1890）以来昭和 23 年（1948）迄の長良川鵜飼の狩場とされていた瀬の名」（山下純司鵜匠所蔵）を見ると板取川の 3 箇所を除いて、小瀬・長良の漁場で 100 箇所を数えることができる。現在の鵜飼が御料鵜飼や観光鵜飼を通じて漁場としている瀬は、長良では、古津、御料場、堂後、交通公園前（車屋）、お山下、長良前等である。（図Ⅰ-28）



図Ⅰ-29　現在の鵜匠が記憶する鵜飼の漁場（岐阜市域のみ）

図Ⅰ-28 の絵図に示された漁場のうち、鵜匠が記憶し（昭和 38 年当時）、または現在も漁場とする瀬について位置を示す。

４．文化財等の分布状況

（１）指定等文化財

岐阜市には令和３年３月１日現在、国指定等文化財 41 件（指定 24 件、選定１件、登録 16 件）、県指定文化財 70 件、市指定文化財 167 件があり、市内各地に点在している。（表Ⅰ-5）

表Ⅰ-5　岐阜市内指定文化財及び登録有形文化財件数（令和４年３月１日現在）

種別			国指定	県指定	市指定	合計
重要文化財	絵画		3	18	38	59
	彫刻		8	16	26	50
	工芸		3	13	13	29
	書跡・典籍・古文書		2	3	15	20
	考古		1	1	7	9
	歴史		0	0	2	2
	建造物		0	6	10	16
記念物	史跡		4	7	25	36
	名勝		0	0	2	2
	天然記念物	植物	1	2	20	23
		地質鉱物	0	2	0	2
民俗文化財	有形		1	1	3	5
	無形		1	1	8	10
重要文化的景観	文化的景観		1			1
登録有形文化財		建造物	24			24
		民俗	1			1
合計			**50**	**70**	**169**	**289**

① 国指定等文化財

国指定文化財には重要文化財が 17 件あり、その内訳は、絵画３件、彫刻８件、工芸品３件、書跡・典籍・古文書２件、考古１件である。記念物は５件あり、史跡４件、天然記念物１件である。重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、重要文化的景観はそれぞれ１件である。登録有形文化財は建造物が 24 件、民俗が１件である。（図Ⅰ-31, 図Ⅰ-35）

重要文化財 17 件のうち、工芸品の「金銅獅子唐草文鉢（こんどうししからくさもんはち）」（写真Ⅰ-8）は岐阜市で唯一の国宝に指定されている。長良雄総にある護国之寺（楼門・奥之院：市重要文化財）に安置されており、仏前に供え物を盛るための器で銅製。全面に金メッキ（鍍金）が施されており、外面には獅子や宝相華唐草文（ほうそうげからくさもん）を毛彫り（金属板への線刻）で描いている。製作年代は奈良時代後期と思われる。寺伝によれば、奈良東大寺建立のとき日野金丸（ひのきんまろ）が都に召



写真Ⅰ-8 金銅獅子唐草文鉢

され、大仏を造立した。その功績により朝廷から下賜された金銅鉢を持ち帰って、護国之寺に奉納したものと伝えられている。

また、市の北東部に位置する三輪山真長寺に重要文化財である彫刻の「木造釈迦如来坐像」（写真Ⅰ-9）が安置されている。桂材の寄木造りで漆箔仕上げになっている。定朝様の堂々たる丈六の来迎形で、光背は頭光と身光いずれも、円光形式の二重組み合わせであり、これは二重円光といわれて藤原期に流行した形式である。本像の制作は藤原時代初期と思われ、丸い椀形の肉桂・地髪には螺髪を整然と配し、肉取りも過不足がなく、いかにも藤原期の典雅な造形を表している。


写真Ⅰ-9 木造釈迦如来坐像

史跡は「琴塚古墳」「老洞朝倉須恵器窯跡」「加納城跡」「岐阜城跡」の4つがある。

「老洞朝倉須恵器窯跡」（写真Ⅰ-10）は老洞古窯跡群及び朝倉古窯跡群からなり、奈良時代前半に須恵器を生産した窯の跡である。昭和52年（1977）11月、「美濃」あるいは「美濃国」と刻印のある須恵器が老洞の山林中で発見され、その後発掘調査が行われた。調査の結果、3基からなる窯跡群であることがわかり、出土品も7万点に達した。1号窯では美濃国刻印須恵器が約1300点発見され、押印に用いた陶製の印そのものも出土している。これら刻印須恵器と印は重要文化財に指定されている。美濃国刻印須恵器は、現在までに奈良市平城宮跡、三重県明和町斎宮跡、大垣市美濃国分寺跡など当時の国家の政治機構と密接なつながりを持つ遺跡から出土しており、美濃国とその供給先との関係を探る上で重要な意味を持っている。


写真Ⅰ-10 老洞・朝倉須恵器窯跡

天然記念物（植物）は「中将姫誓願ザクラ」が指定されており、重要有形民俗文化財は「長良川鵜飼用具」として、長良川の鵜飼に関する用具一式122点が指定されている。

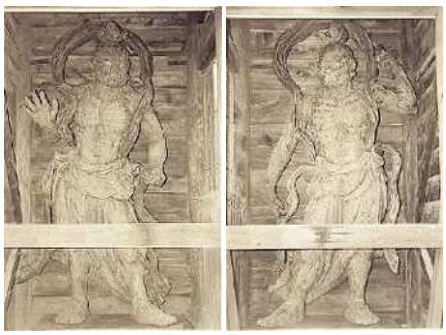
また登録有形文化財には、建造物として明治15年（1882）に開設された岐阜公園内に4件のほか明治～大正時代の町屋など20件、民俗として「岐阜提灯の製作用具及び製品」1件が登録されている。

平成27年に、無形民俗文化財に「長良川の鵜飼漁」が指定された。国重要無形民俗文化財の中で、農林水産業に関わる技術の指定は日本初となる。

② 県指定文化財

県指定文化財70件の内訳は、重要文化財が57件あり、そのうち建造物は6件ある。また史跡が7件、天然記念物が4件、有形民俗文化財1件、無形民俗文化財1件となっている。（図Ⅰ-32, 図Ⅰ-35）

市東部にある願成寺にある重要文化財（彫刻）の「木造金剛力士立像」（写真Ⅰ-11）は、檜材の寄木造り、眼は彫眼で釣り上り彩色像である。昭和47年（1972）3月、京都国宝修理所において補修されたとき像内から3枚の木札が発見され、その1枚に文和3年（1354）に修理の墨書名があり、金剛力士立像の制作年代を判定する好資料として注目された。本像は様式から鎌倉時代末期の作と思われる。願成寺には他にも木造十一面観音立像、木造阿弥陀如来坐像（いずれも県重要文化財）等多数


写真Ⅰ-11 木造金剛力士立像

の指定文化財がある。

建造物では、「岐阜別院本門」（写真Ⅰ-12）が指定されている。岐阜別院は慶長 8 年（1603）本願寺第 12 代准如上人の開基と伝えられているが、創建当時の建築は火災のため焼失し、その後享保 5 年（1720）に再建されて入仏供養が盛大に行われた。本門は宝暦 6 年（1756）に建立された四脚門で、屋根は入母屋造りで本瓦葺、様式は禅宗様である。この本門は総檜造りで彫刻などに、その時代の特色をよくあらわし、技術的にもすぐれた建物である。



写真Ⅰ-12 岐阜別院本門

史跡 7 件の中には「土岐成頼墓（ときしげよりのはか）」「斎藤妙椿墓（さいとうみょうちんのはか）」など、戦国時代の武将の墓が指定されており、有形民俗文化財には「手漉美濃和紙製造用具」、無形民俗文化財には「手力雄神社（てぢからおじんじゃ）火祭り」が指定されている。

「手力雄神社火祭り」（写真Ⅰ-13）は、手力雄神社境内で行われる神事芸能で、火薬を使った勇壮な祭りで 300 年以上の歴史がある。

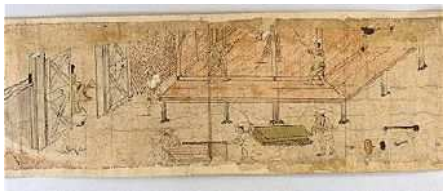


写真Ⅰ-13 手力雄神社火祭り

③ 市指定文化財

市指定文化財 169 件の内訳は、重要文化財が 111 件あり、そのうち建造物が 10 件ある。史跡は 25 件、名勝 2 件、天然記念物 20 件であり、有形民俗文化財は 3 件、無形民俗文化財は 8 件となっている。（図Ⅰ-33, 34, 35）

重要文化財の絵画には「非情成仏絵巻」（図Ⅰ-30）が指定されており、市史跡に指定されている「織田信長公父子廟」（写真Ⅰ-14）がある崇福寺に安置されている。「非情成仏絵巻」は通称“付喪神絵巻（つくもがみえまき）”と呼ばれる。付喪（九十九）神というのは百年を経て精霊をもった身辺の器物の化け物のことで、人をたぶらかすといわれる。すす払いで捨てられた器物が捨てられたうらみを晴らそうと相談し、節分の夜妖怪になって悪事の限りを尽くすが、やがて護法童子にうち負かされ、仏にすがって命だけは助けられ、ついには成仏するという話。このような物語はお伽草紙といわれ、それを絵巻にしたものは室町時代に仏教布教のため比較的多く作られた。この絵巻は詞書の書体などから室町時代後期のものと思われ、当初京都東寺にあったものがある時期に崇福寺に移されたことが下巻の最後に貼られている紙片からわかる。付喪神絵巻としては現在全国でも数点しか知られておらず、たいへん貴重なものといえる。



図Ⅰ-30 非情成仏絵巻



写真Ⅰ-14 崇福寺　織田信長公父子廟

重要文化財の建造物には、神社仏閣の社殿や楼門などが指定されているが、近代の建造物からは「名和昆虫研究所記念昆虫館」（写真Ⅰ-15）が指定されている。ギフチョウの発見で知られる名和靖氏によって設立された名和昆虫研究所の標本収蔵庫として建てられたものである。明治 40 年（1907）6 月に建設され、建設当時は特別昆虫標本室と呼ばれており、展示室も兼ねていた。設計は当時ヨーロッパから帰国した、新進気鋭の近代建築家武田五一氏で、赤い切妻屋根に小窓を配した木造・赤レンガ建ての欧風建物である。

また、この建物に隣接して建てられている「名和昆虫博物館」（写真Ⅰ-16）も武田五一氏の設計で、登録有形文化財となっている。



写真Ⅰ-15 名和昆虫研究所記念昆虫館



写真Ⅰ-16 名和昆虫博物館

（２）指定等以外の文化財

岐阜市には、文化財として指定等がされているもの以外にも、数多くの歴史的価値の高い資源が市内全域に点在している。（図Ⅰ-36）

時代を感じさせる歴史的建造物や、古くから伝わる祭りや伝統工芸品の製造も残っており、岐阜市の歴史や文化の理解には欠かせない重要な要素となっている。

①歴史的建造物

「十六銀行徹明支店（じゅうろくぎんこうてつめいしてん）」（写真Ⅰ-17）は昭和 12 年（1937）に岐阜貯蓄銀行本店として建造された鉄筋コンクリート４階建ての重厚な造りの建物である。昭和 18 年（1943）に十六銀行との合併により十六銀行徹明支店となり、以来、平成 17 年（2005）に柳ケ瀬支店に徹明支店が統合されるまで、地元の銀行として活用されてきた。



写真Ⅰ-17　十六銀行徹明支店

現在、地域の文化活動を支援することを目的とし、「じゅうろくてつめいギャラリー」として、展示スペースを市民に無料で貸し出され、解放されている。内部は高い天井と中二階の木製手すりの回廊があり、改装により誕生した広いフロアーと一体となった開放的でレトロな空間が広がっている。平成 10 年（1998）には、近代建築を代表する建物として、岐阜市都市景観条例により「都市景観重要建築物」に指定されている。

「岐阜総合庁舎」（写真Ⅰ-18）は、大正 13 年（1924）10 月に岐阜県庁舎として建設された鉄筋コンクリート構造地下 1 階、地上 3 階、塔屋付の建築物で、「時代を伝える身近な歴史的建造物建物」として岐阜県ホームページにて紹介されている。建物平面は玄関・広間を中央に北へ議会棟、東西に庁舎棟で全体にE 型をしている。建物デザインは、立体美・重厚な表現に配慮されていると共に装飾などは最小限に抑えて簡明な線が多く使われており、モダニズム的志向がうかがえ、岐阜県における近代建築を象徴するものであるといえる。



写真Ⅰ-18　岐阜総合庁舎

特に正面玄関から 3 階に通ずる壁、柱、階段の欄干などにその美しさを見ることができ、天窓のステンドグラスには飛騨山脈（北アルプス）など岐阜の山々が図案化されている。（写真Ⅰ-19）



写真Ⅰ-19　岐阜総合庁舎　ステンドグラス

また正面玄関などに使用されている大理石には、古生代二枚貝のシカマイアの化石が含まれており、学術的にも貴重であるといえる。

「忠節橋」（写真Ⅰ-20）は昭和 19 年（1944）に着工し、戦後間もない昭和 23 年（1949）に完成した延長が 266m、幅員が 17.6m、の鋼製トラス・鋼製アーチ橋（タイドアーチ橋）であり、鋼材の調達が難しかった第二次世界大戦後、日本で初めて建設された鋼橋である。平成 17 年（2005）までは路面電車も走っており、軌道上も自動車が走行できる鉄道道路併用橋であったが、路面電車の廃止により、現在は自動車・歩行者用橋梁となっている。その姿は建設当時とほとんど変わっておらず、美しいアーチが長良川に映え、長良川の雄大な景観にマッチしており、「ぎふ歴史的土木構造物」として岐阜県ホームページで紹介されている。



写真Ⅰ-20　忠節橋

②祭り・行事

「池ノ上みそぎ祭」（写真Ⅰ-21）は、毎年 12 月の第 2 土曜に忠節橋下流の岐阜市池ノ上町にある葛懸神社で行われる奇祭で、少なくとも室町時代の応永年間（1394-1427）以前から行われていた祭である。別名「池ノ上裸祭」としても知られており、裸（下帯姿）の男たちが寒風吹きすさぶ長良川に入る。「みそぎ祭」と書かれた越中ふんどしを着けた裸男たちが祭元より出発し、もみ合いながら長良川に向かい、厄男を中心に長良川に入り、身を清め、無病息災を願う祭りである。



写真Ⅰ-21　池ノ上みそぎ祭

「大龍寺だるま供養」（写真Ⅰ-22）は、毎年 1 月の第 3 日曜日に行なわれる大龍寺の行事である。大龍寺は岐阜市の北端にある禅宗の寺で、本尊は第七十七代天皇であった後白河院が、安元元年(1175)に孫の安徳天皇のために安置した腹帯子安観世音菩薩である。今から 500 年以上前、廃寺同然に荒廃していた寺を、全国行脚をしていた瑞翁禅師が達磨大師に祈願し再興をしたことが創建となっている。

だるま供養では、祈願がすんで奉納された祈願だるまが境内に積み上げられ、読経の中福竹の炎によって供養される。当日は祈願がすんだだるまを納め、新しくだるまを授かる人々で賑わい、夕方までに約 1 万体が供養される。



写真Ⅰ-22　大龍寺だるま供養

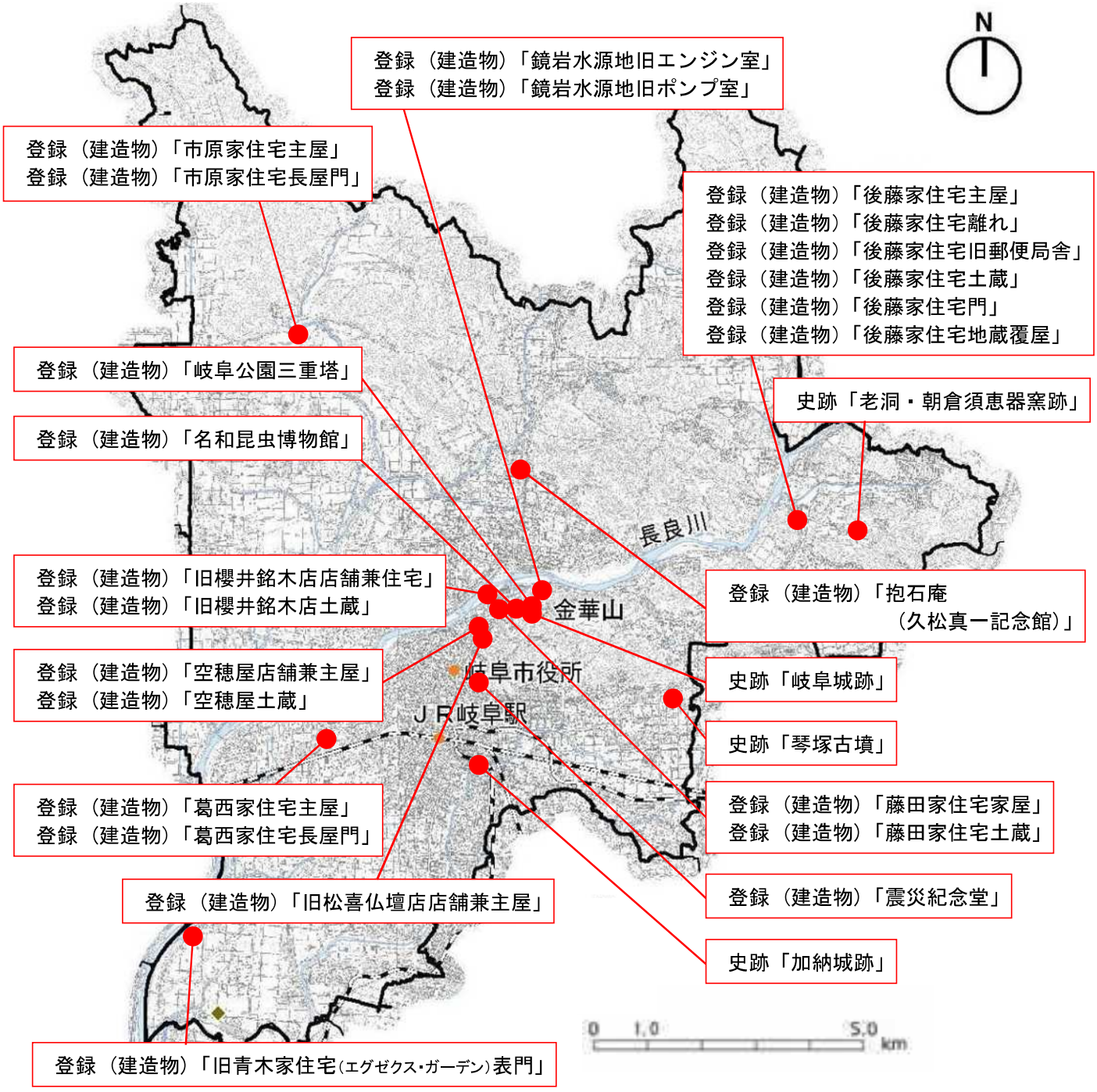
③伝統工芸・伝統産業

「岐阜提灯」（写真Ⅰ-23）は経済産業大臣指定伝統的工芸品に選ばれた岐阜市を代表する伝統工芸である。昔から美濃地方は、優れた和紙の産地であり、この薄くて丈夫な和紙や長良川河畔の良質な竹材を用いた提灯作りが行われてきた。その特色は、細いヒゴを巻き、薄い和紙を張って秋の七草・花鳥・風景模様などの絵を描くところにある。現在では、代表的な卵型の御所提灯の他に大内行灯・回転行灯・変形提灯・装飾用提灯なども生産されており、岐阜市は日本有数の提灯の産地として知られる。

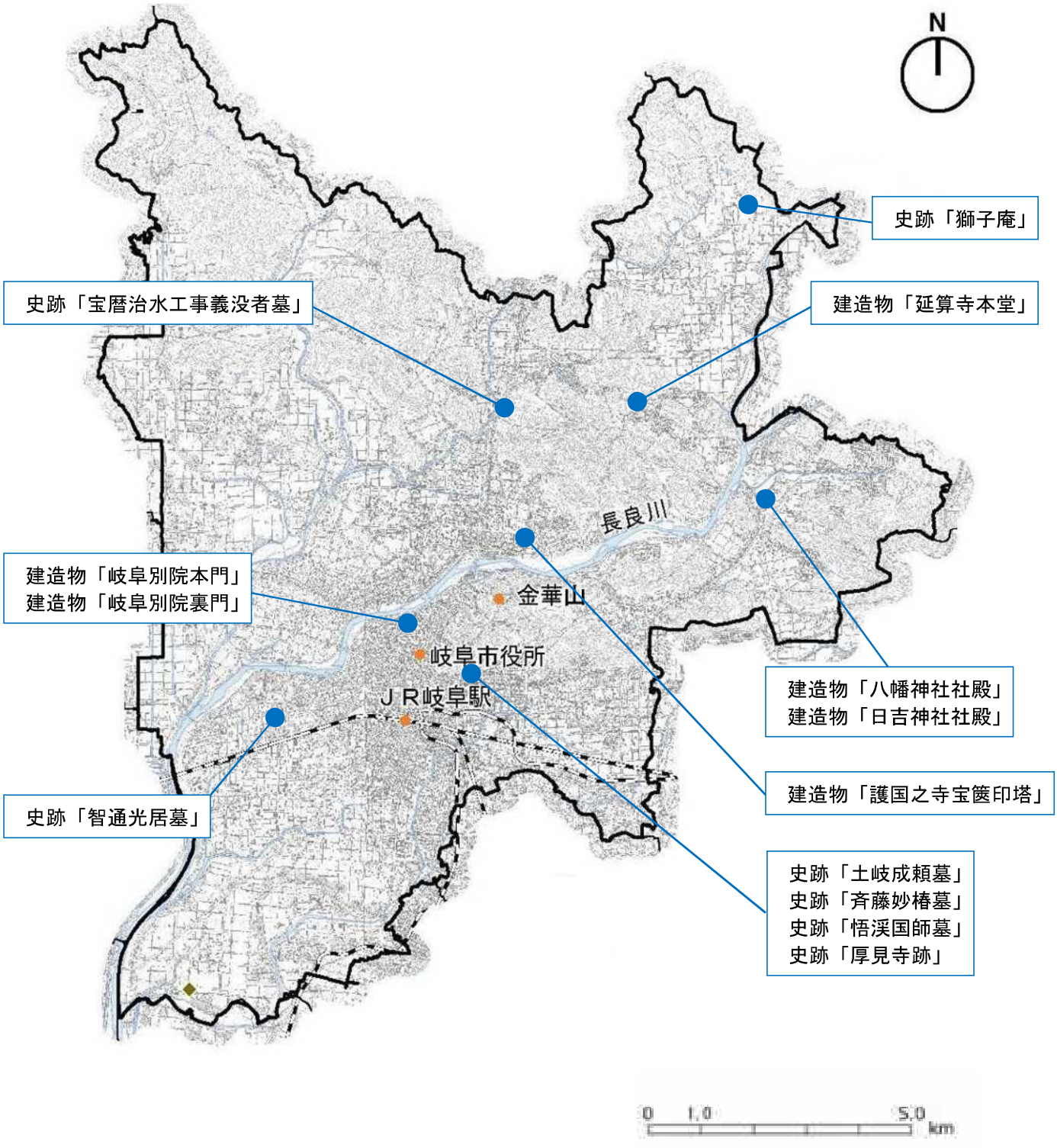
以上のような価値が認められ、平成 28 年 3 月には、「岐阜提灯の製作及び製品」が国の登録有形民俗文化財に登録されている。



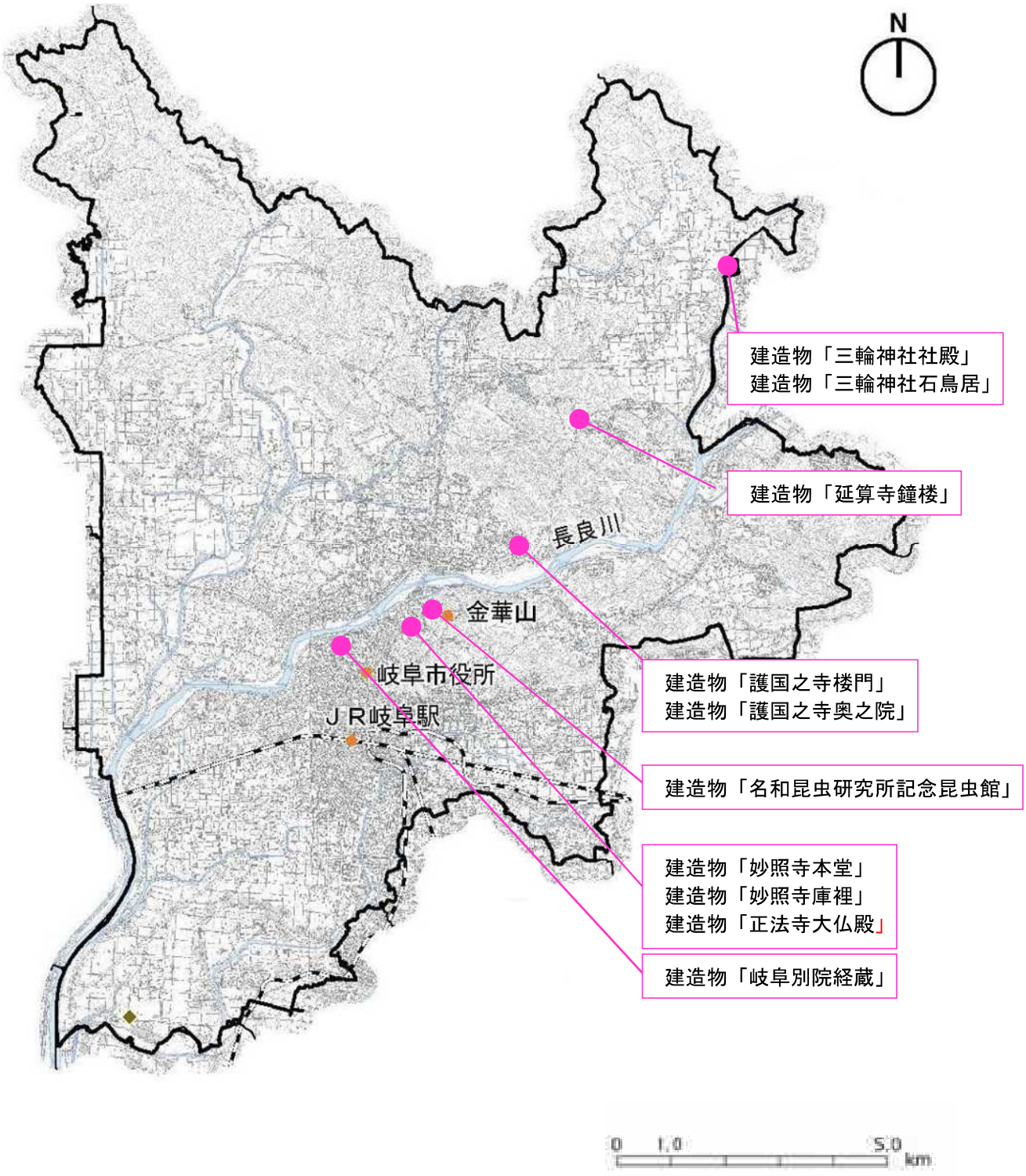
写真Ⅰ-23 岐阜提灯



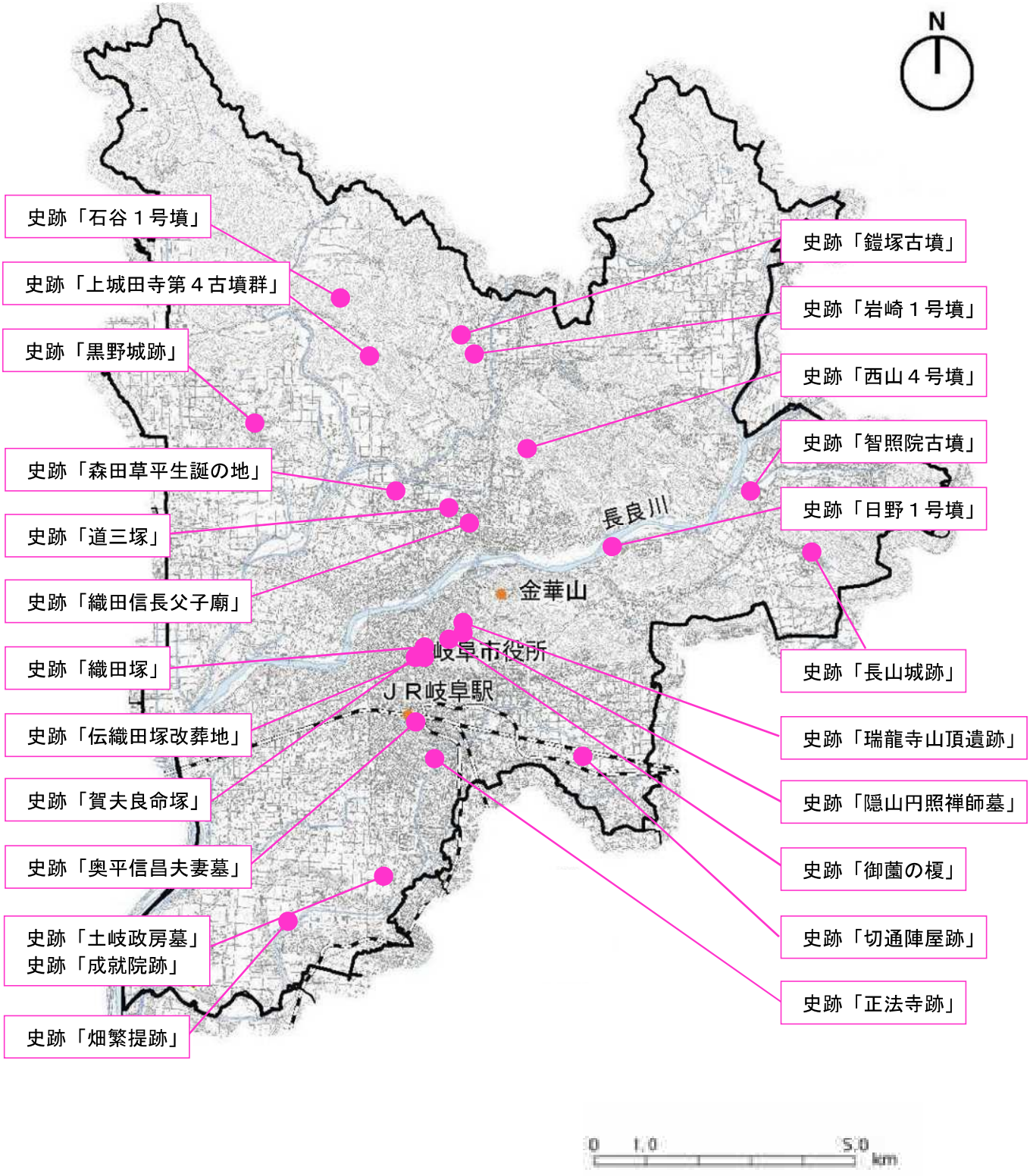
図Ⅰ-31 岐阜市の国指定の史跡及び登録有形文化財の分布状況



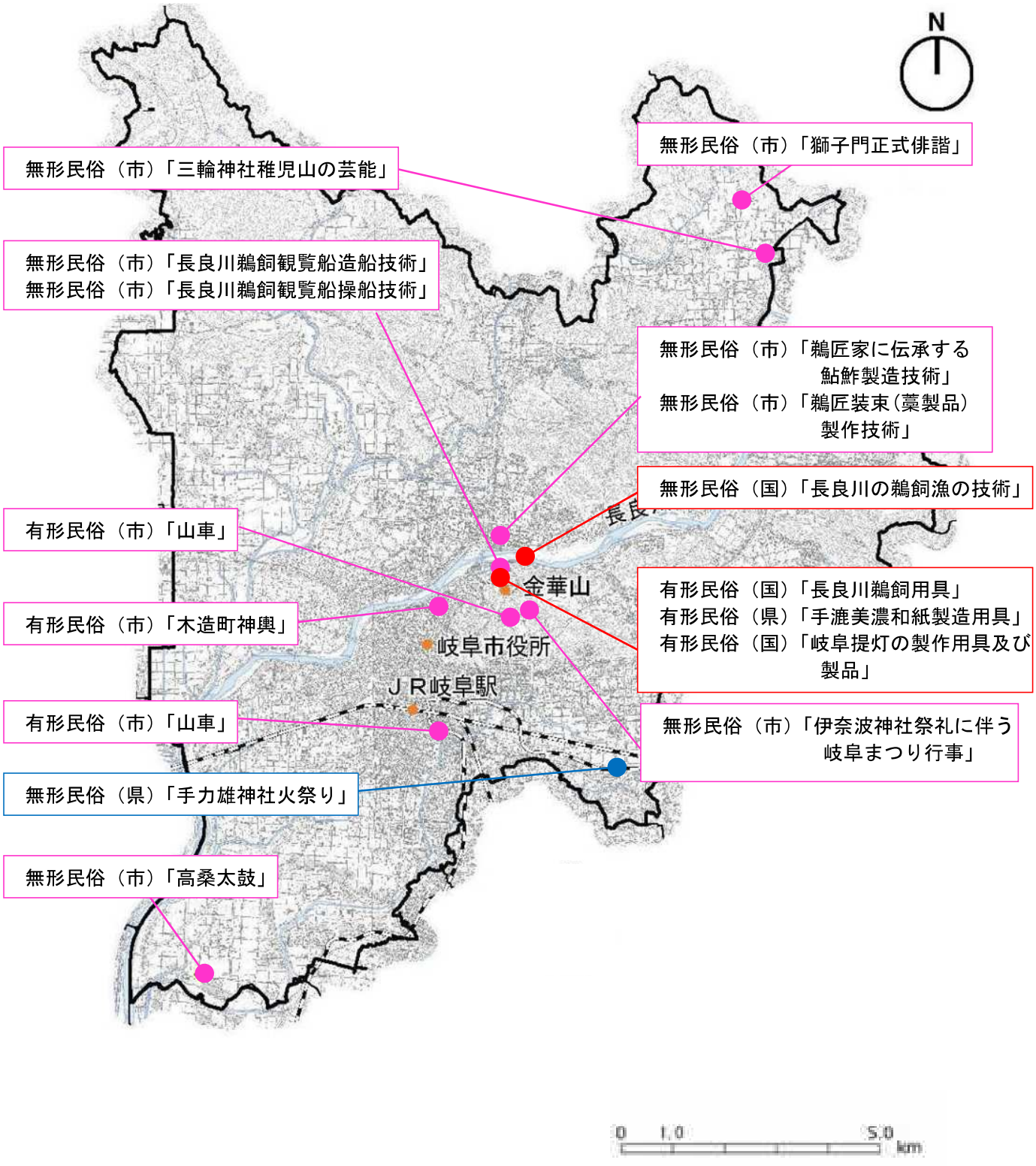
図Ⅰ-32 岐阜市の県重要文化財（建造物）・県史跡の分布状況



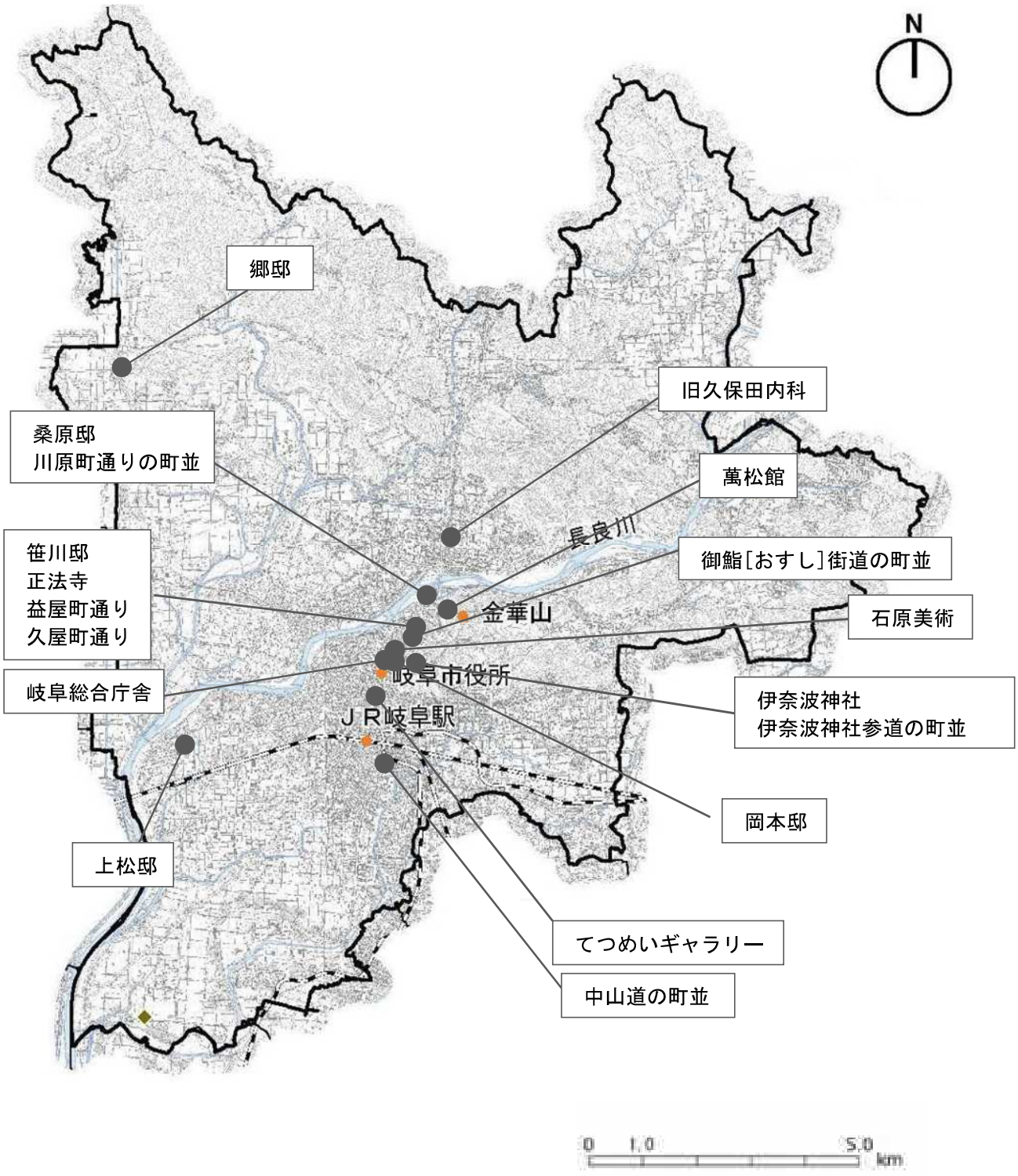
図Ⅰ-33 岐阜市の市重要文化財（建造物）の分布状況



図Ⅰ-34 岐阜市の市史跡の分布状況



図Ⅰ-35 岐阜市の国・県・市指定文化財（重要有形民俗文化財・重要無形民俗文化財）等の分布状況



図Ⅰ-36 岐阜市の「時代を伝える身近な歴史的建造物建物」の分布状況

Ⅱ．岐阜市の維持及び向上すべき歴史的風致

１．長良川鵜飼と鵜匠の家にまつわる歴史的風致

岐阜市を中心に行われている長良川鵜飼（岐阜市長良と関市小瀬で行われている鵜飼を総称していう、以下同様）は、大宝２年（702）の御野国各牟郡中里の戸籍にある記述や承平年間（931～938）に編集された『倭名類聚抄』の記述から、1300 年以上の歴史を持つとされているが、明確に記録にあらわれるのは室町時代になってからである。室町時代に入ると鵜飼は旅行記などに記述が見られるようになる。（写真Ⅱ-1）

文明 5 年（1473）に岐阜を訪れた京都の公家、一条兼良（1402～1481）が記した紀行文『藤川の記』（ふち河の記）では、「鵜の魚をとるすがた、鵜飼の手縄を扱う躰など、けふはじめてみ侍れば、ことのはにものべがたく、あわれともおぼえ、又興を催すものなり」とあり、江戸末期に岐阜宇津保屋町の文淵堂から出された刷り物「濃州長良川鵜飼図」（図Ⅱ-1）にも、一条兼良の和歌が掲載されている。長良川の鮎と鵜飼は当時より美濃の名物となり、篝火に映し出される鵜飼の風情は文化人たちに愛され、様々な記録に載せられて喧伝されていった。

また、天文４年（1535）には斎藤道三が、後奈良天皇に背腸（鮎加工品）五十桶を進上しており、戦国時代には「鵜鷹逍遥」といって、鵜飼は鷹狩とともに武士に愛好され、織田信長や豊臣秀吉から鵜匠の号を賜り、保護を受けたという記録が残されている。長良村・小瀬村の鵜匠がまとめた明治 13 年（1880）発刊の『鵜飼漁業法及沿革履歴書』では、織田信長は鷹匠に準じて、鵜匠にも禄米十俵を給し、鵜舟を与えて保護し、子信孝も鵜飼の保護を継承したとされている。

鵜飼が領主より保護を受けることにより、このころから領主が接待のために鵜飼を見せることを始めたと考えられる。『甲陽軍艦』の記録によると、永禄 11 年（1568）６月、織田信長が武田信玄の使者である秋山伯耆守を迎えた際、岐阜の川に鵜匠を集め、鵜飼を見せている。

『鵜飼漁業法及沿革履歴書』によると、元和元年（1615）、大坂夏の陣の勝利の帰途、徳川家康・秀忠が岐阜に逗留し鵜飼を見物している。領主の接待の様子として、江戸時代後期に尾張藩御用絵師だった狩野晴真が描いた「長良川上覧鵜飼図」（図Ⅱ-2）には、尾張藩 12 代藩主の徳川斉荘が岐阜を訪



写真Ⅱ-1　長良川鵜飼



図Ⅱ-1　濃州長良川鵜飼図

岐阜市歴史博物館

一条兼良が詠んだ和歌
「とりあへぬ夜川の鮎の篝焼
　めづらともみつ哀ともみつ」



図Ⅱ－２「長良川上覧鵜飼図」江戸時代後期

岐阜市歴史博物館

尾張藩主十二代徳川斉荘が岐阜を訪問した際の上覧鵜飼を描く。藩主の乗った御座舟を囲んで左右から鵜舟がカラミを行っている。

れた際に行われた上覧鵜飼が描かれている。

また、徳川家康は鵜飼を称え、この時に食した鮎鮨を所望し、その年（元和元年（1615））から「御膳御用」として鮎鮨を江戸に送ることになったと、御鮨御用を勤めた御鮨所を担っていた河崎家の由緒『河崎家文書』に残されている。

長良川の鵜飼は、役鮎として上納する鮎の数が定められていたが、その反面、諸役（税金）免除や扶持代金(経費)支給などの保護を受け、江戸幕府制度の中に位置づけられている。寛文５年(1665)、鵜匠は幕府御用から正式に尾張藩所属とされ、尾張藩の御用を受け、将軍家へ鮎鮨を献上する役割を果たすことになる。

献上された鮎鮨は、なれ鮨で、伝承によると馬場村（現岐阜市）の後藤才助が天正(1573～1592)の頃に創製したと伝えられており、当時の鮨は塩付けした魚に飯をつめるか、そぎ身の魚と飯をまぜて漬けたものを熟成させたものであった。幕府の改革で献上鮎鮨は廃止されるが、明治維新政府が成立して間もない慶応４年（1868）５月、尾張藩の命により、鵜匠達は有栖川宮家への「御進献御用」として献上するようになる。鮎鮨製造の技術は、鵜匠家等に伝承され、代々受け継がれている。鮎鮨製造の技術は、日常的な食生活のなかで伝承されてきたものではなく、主に贈答品として作られ、伝承者は鵜匠６軒のみと限られているとともに、その生産量も極めて少ない。製造過程で糀を使用せずに発酵させるなど、古式をとどめており、技術的にも貴重である。この他にも長良川の鮎を利用した鮎うるかや鮎一夜干しなどの郷土料理が今に伝えられている。

江戸時代､鮎鮨は毎年５月から８月までに10回程度、江戸まで宿次ぎで、ほぼ５日をかけて運ばれており、鮎鮨が運ばれた岐阜から名古屋を結ぶ岐阜街道の一部は、御鮨街道や鮎鮨街道と呼ばれるようになった。（図Ⅱ-3）



図Ⅱ－３　御鮨街道

貞享（じょうきょう）５年（1688）には、松尾芭蕉が岐阜を訪れ、長良川の鵜飼を見物したとされており、芭蕉が記した俳文にその時の様子を詠んだとされる句が残されている。

おもしろうて　やがて悲しき　鵜舟かな

華やかな鵜飼も鵜舟が去ると深い闇の世界に帰る。その静寂の中に鵜の哀れ、
生きるため魚を獲らねばならない人間の宿命を感じて詠んだとされる。

芭蕉が約１ヶ月間に亘り長期滞在した妙照寺の庫裡には、十二畳座敷「芭蕉の間」（写真Ⅱ-2）が今も残されている。

妙照寺は尾張藩の殿様が岐阜城登山の時の御休憩処としても使われたとされており、寛文２年（1662）に建立された本堂は入母屋造・銅版葺、庫裡は切妻造・銅版葺（建立当時は本堂、庫裡とも桟瓦葺）で妻入りとなっており、市の重要文化財としても指定



写真Ⅱ-2 芭蕉の間

されている。（写真Ⅱ-3, 4）



写真Ⅱ-3　妙照寺　本堂



写真Ⅱ-4　妙照寺　庫裡

鵜飼という漁法が、各自で鮎を獲って生活をする純粋な漁というものから、保護を受けながら行う漁となり、見せ鵜飼という側面も持つようになるのは信長の時代である。見せ鵜飼は、織田信長の特別な客人への接待として形成され、それを受け継いだのが徳川家康と歴代尾張藩主になる。鵜飼の保護は、伝統文化を尊重する意識とともに鮎鮨献上という実用性、賓客接待など、いろいろな目的があったと考えられる。

さらに江戸時代も半ばに入ると、鵜飼は領主の接待のための見せ鵜飼から、庶民の楽しみへと広がっていった。

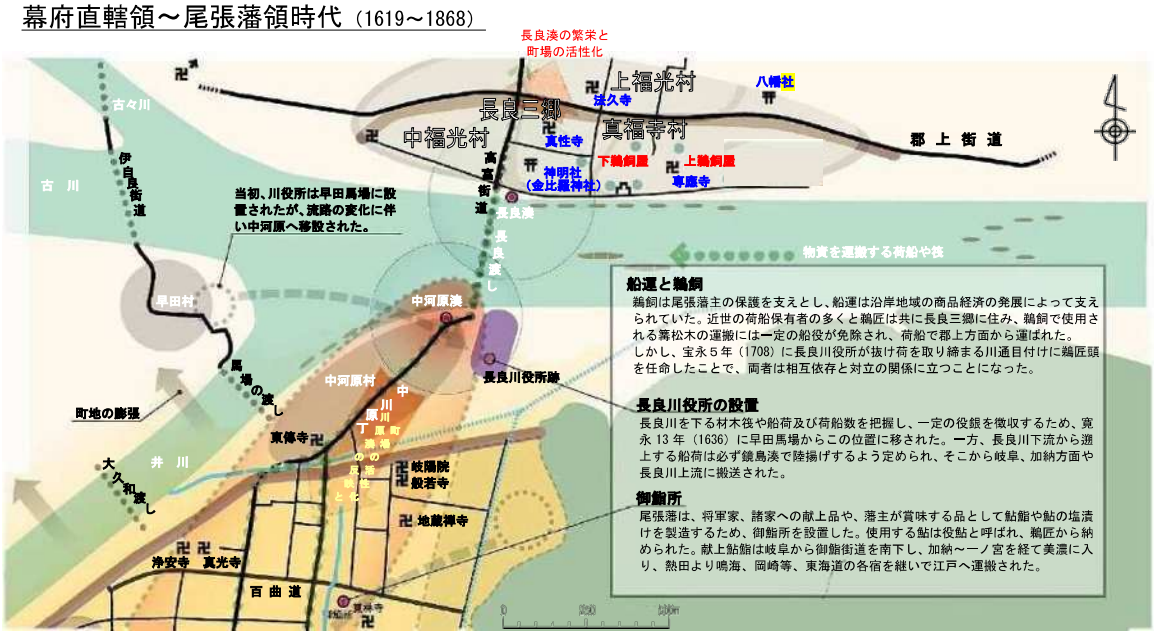
庶民の鵜飼見物については、長良川役所附問屋の享保年間（1716～1735）頃の史料によれば、「鵜飼見物の舟は、今まで通り鏡岩より大桑町まで通用いたすべきこと」が示され、これ以前から鵜飼の見物が行われていたことや、その通行範囲が既に定まっていたことが理解できる。さらに幕末に至り、天保６年（1835）には、長良の鵜匠頭より尾張藩にあてて遊山舟の運上を請負うかわりに、遊山舟の取締りの権利を請う願書が提出されている。この内容からは、天保期(1830～1843)には鵜飼見物の「遊山舟」がかなり出廻り、屋形船・屋ね舟等の遊山専用の舟が出ていることも分かる。少なくとも幕末期には、鵜飼が一部の限られた人々の鑑賞から、多くの庶民によって楽しまれるものへと変化していったことが伺える。

明治維新前後、尾張藩・徳川幕府という後ろ盾を失った長良川鵜飼は、朝廷に庇護を求める。これは、鵜飼によって朝廷へ鮎を献上する伝統が古来よりあったことに加え、後述する特殊な技術を守り伝えるためには、ある種の特権が必要であったことに関係する。明治 23 年（1890）からは宮内省主猟局に属し、現在の宮内庁式部職につながる形に再編されて現在に至っている。（写真Ⅱ-5）



写真Ⅱ-5　長良川鵜飼

長良川の鵜匠や船頭は、川と深く関わった生活をしている。鵜匠が住む地域は古くから鵜飼屋と呼ばれ、長良川の右岸にある。尾張藩の藩士 樋口好古が尾張領封内を巡行し纏めた『濃州循行記』（寛政年間（1789～1800））によれば、「上福光村は長良川の北岸にあり、中福光村、真福寺村と町家入交れり、・・真福寺村は・・・鵜匠のいる所を上鵜飼屋、下鵜飼屋と云、これは長良川の岸に皆住せり、」と記されている。長良川の左岸は玉石の広い川原が広がっているが、右岸は川原がなく直接川岸に船を係留できるため、漁業を生業としている人々は、昔から右岸の真福寺村に住んでいたと考えられる。（図Ⅱ-4, 5）



図Ⅱ-4『岐阜市史』通史編：近世、『濃州厚見郡岐阜図』承応３年（1654）、『岐阜町絵図』寛政６年（1794）絵図写し参照



図Ⅱ-5　鵜匠の家・せこ道 位置図

長良川鵜飼の場合、各鵜匠の家は川岸に近い堤外地（堤防に挟まれて水が流れている側）にあるため、何度も洪水に見舞われてきた。そのため、1 階が浸水しても船で家財等を運び出せるようになっている家もある。その住居は鵜を住居内で飼育するため独特の構成をとっている。かつては鵜匠の家に船頭や小僧も住み込んでいたため、居室も設けられていた。

鵜匠の家は母屋のほか、鳥屋、水場、松小屋、船頭や小僧の部屋などで構成される。鳥屋は、かつては土間の端にあったが、現在では別棟を建てるところが多い。鳥屋には神棚があり、各家で異なっているが八幡様や金比羅様のお札を祀る。松小屋は篝火にくべる割り木を蓄えておく場所である。１年で必要になる 300～400 束を保管するためかなりの広さが必要となる。母屋は田の字型の茅葺き屋根が基本であった。中２階があり、洪水時にすぐに鵜を避難させたり、道具を大切に保管する場所となっている。（写真Ⅱ-6,7,8）



写真Ⅱ-6 松小屋（山下純司鵜匠宅）

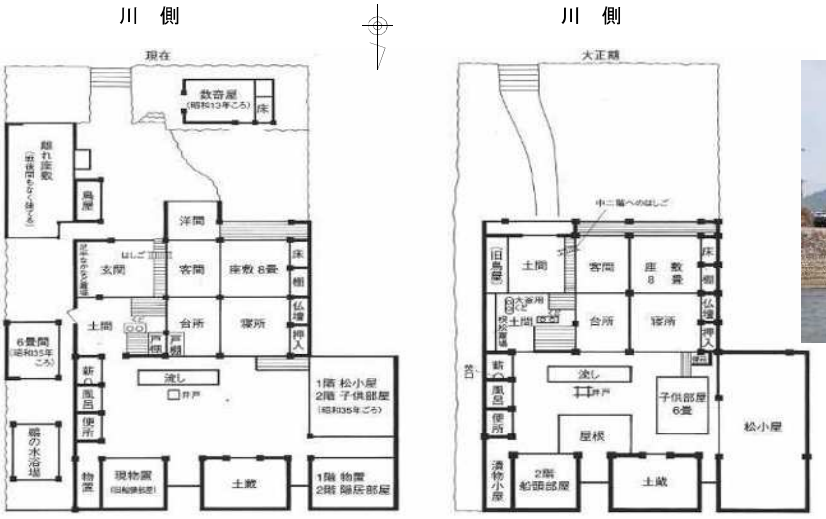


写真Ⅱ-7 鳥屋（山下純司鵜匠宅）



写真Ⅱ-8 鵜匠の家（山下哲司鵜匠宅）

山下哲司鵜匠の母屋は課税台帳によると慶応年間（1865～1868）の建築となっている。屋敷入口は南向きで、川側から少し上がると敷地の中央に母屋がある。母屋には中二階があり、洪水時に鵜をすぐに上へ避難させられるように梯子がかけてある。大正期の図では母屋の北側に松小屋、土蔵、船頭部屋、風呂、便所などが並ぶ。中庭が広く、道具の手入れなどに使えるようになっている。現在は、鳥屋が母屋の南東側に独立し、水場ができている。基本的な配置は変わっていないが、松小屋が縮小し、居室が増えている。（図Ⅱ-6,写真Ⅱ-9）





写真Ⅱ-9 舟上から見た山下哲司鵜匠家

母屋は慶応年間の建築
石積は大正期頃（1910 年代）

図Ⅱ-6　山下哲司鵜匠屋敷図　左図は現在のもの、右図は大正期のもの

下足を脱がずに流しや物置などが使え、漁を効率的に行える屋敷構成となっている。

（出典：「長良川鵜飼習俗調査報告書」岐阜市教育委員会、H19.3）

鵜匠の家からは、せこ道（家と家の間の細道）を通じて長良川に至る。この道は、川岸に向かって下り坂となる。そして、せこ道を抜ければ、そこに伝統的な和舟の鵜舟が係留されている。



写真Ⅱ-10 鵜舟の準備状況

鵜舟が係留されるこの船着場は、鵜飼観覧船の船着場が「土場（どば）」と呼び習わされるのに対し、「鵜飼河戸（うかいこうど）」と呼ばれ、６軒の舟の係留場所は、概ね、各鵜匠の屋敷地からせこ道を経て、最も近い場所に決まっている。

鵜飼河戸では、夕暮れに鵜飼の準備を行う。舟乗りが鵜を鵜籠に入れ天秤棒を担いで舟に乗せる。鵜籠は運搬専門の籠であるが、四羽用と二羽用がある。普通は四羽用を用い 12 羽の鵜と予備の鵜を数羽、舟の後ろ半分に乗せる。他に、篝にくべる松割木や捕った魚を入れる吐け籠、出荷用のセイロなどを乗せる。（写真Ⅱ-10, 11, 12）

鵜飼河戸で出漁の準備が整うと、漁服を着た鵜匠を乗せ、鵜飼漁の出発点「まわし場」へ出航する。



写真Ⅱ-11 せこ道



写真Ⅱ-12 鵜飼河戸

鵜飼の衣装は江戸時代後期に成立し、代々続く伝統衣装であり、鵜飼を演出する重要な衣装となっている。（図Ⅱ-7）

漁服と呼ぶ独特の形をした着物を着て、胸当を着ける。頭には風折烏帽子、腰蓑を着け、足半を履く。紺または黒に染めた衣装と藁（わら）で編まれた腰蓑が風雅な情緒を醸し出している。

紺や黒の衣装は、暗い中で鵜を怖がらせないためでもあり、篝火で自分の影が水面に映って鮎を逃がさないようにするためでもある。衣装は漁で動きやすくする工夫がされており、漁服と胸当の仕立ては女性の仕事で、鵜匠の母や妻が裁縫する。風折烏帽子は、篝火から頭を守るもので、眉毛が隠れるくらい深く被る。腰蓑は水で体が冷えるのを抑え、怪我を防ぐ役割があり、鵜匠の象徴的な衣装となり、見栄えにこだわりがある。腰蓑は膝下になるようにし、体に添う感じにしなっとしているほうが良い。



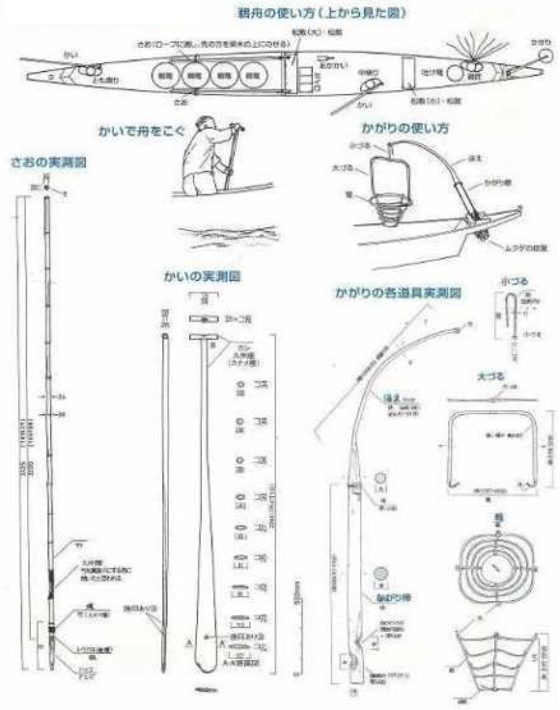
図Ⅱ-7　鵜匠の衣装

また、1300 年以上の歴史を持つとされている鵜飼を支えてきた道具や技術は、様々な工夫がなされた機能美をあわせ持っている。そのため、衣装や鵜舟など 122 点の長良川鵜飼用具は、重要有形民俗文化財に指定されている。

（図Ⅱ-8, 写真Ⅱ-13）



写真Ⅱ-13 長良川鵜飼用具

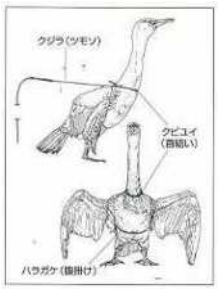


図Ⅱ-8 鵜飼漁の道具（一部）

まわし場に到着すると焚き火をして、鵜匠と船頭が出漁を待つ。出漁 20 分程前に、船頭は焚き火から火をとって篝火を灯す。鵜匠は腰簑を着用し出漁直前に鵜を鵜籠から出して手縄をつけ、順番に川へ放していく。手縄は必ず鵜匠がつける。鵜は鵜籠から船頭が出して籠の蓋の上に乗せ、手縄をつけている間は首を片手で持ち、腹に手を添え、首をゆらしておく。鵜の首に首結いを結び、腹に腹掛けを結ぶ。首結いと腹掛けはクジラ（ツモソ）と呼ぶ弾力性のある棒の一端に結ばれていて、反対側の端から縄をつけて鵜匠が持つ。首結いの結び加減は漁の成績を左右するとされ、鵜匠の技術のひとつとされている。（写真Ⅱ-14）

手縄を結び出漁の準備が整うと、各鵜舟の艫（とも）乗りが集まり、くじを引いて出船位置を決める。順番が決まると、一番に出る艫乗りが船縁（ふなべり）を櫂（かい）で叩き、それを合図に船を出す。（写真Ⅱ-15）





写真Ⅱ-14　首結、腹掛け

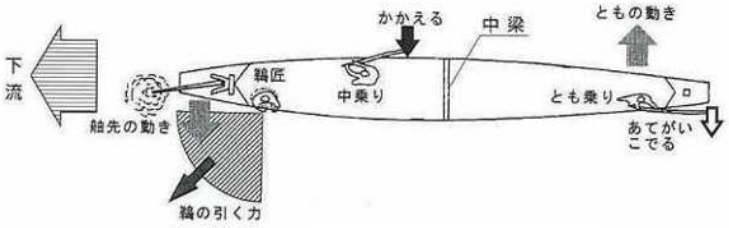


写真Ⅱ-15　まわし場でのくじ引き

鵜舟の操船は艫乗りと中乗りの２人の船頭がペアで行い、両者の息が合わないとうまく進まない。艫乗りは艫（船の後方）に、中乗りは中梁（鵜舟中央に付けられた梁木）の前に位置し、艫乗りは鵜匠と同じ側、中乗りは反対側を向いて船を操る。普通、艫乗りは中乗りを経験した者が担当し、操船の責任者となる。中乗りは操船や鵜匠の補助を行う。またこれらの船頭は、鵜匠が各々個人的

に雇用しているものである。

操船には棹と櫂を使う。櫂のこぎ方には、外から内側へ抱える方法、船縁に櫂をあてがう方法、あてがいながら小縁(鵜舟の腹の最上部の板)を支点に内側から外側へ向かって「コデル」方法がある。例えば、船を左に振る場合は図のような操作を行う。実際の漁では鵜の引く力が加わるため、さらに細かな櫂の操作が必要になる。(図Ⅱ-9)



図Ⅱ-9　鵜舟の操船

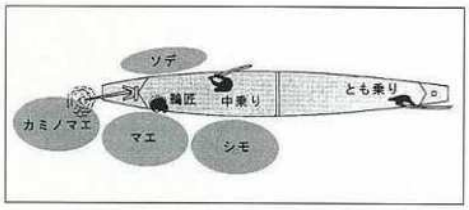
鵜匠の技術は、手縄さばきと篝火の操作にある。鵜匠は手縄が絡まってくると、絡まった縄を人差し指と親指の間に挟んでつかみ、他の手縄からより分け、右手で抜き取って再び左手に戻す。この動作を「手縄をさばく」といい、「手縄さばきがうまい」とは、手縄が水面にきれいに広がり、鵜を上手に使っている状態をいう。漁では、鵜匠が鵜をはげますため、「ホウホウ」と声を発していることがある。また、艫乗りが船縁を「ドンドン」とたたき、音で魚を追いたて鵜が捕りやすいようにすることもある。

(写真Ⅱ-16)



写真Ⅱ-16 鵜匠の手縄さばき

鵜にはそれぞれ好んで漁をする位置がある。年長の鵜は川を知っているため、魚の少ない深い場所には潜らず、魚のいる瀬にかかると動きだしたりして位置は「シモ」にいることが多い。一方、新しい鵜は「カミノマエ」にいることが多く、手縄を張ってしまいやすく、そのためあまり魚が捕れないことが多い。鵜はおおむね篝火の届く範囲で魚を追うため、鵜匠は魚のいそうな場所へ篝を回して照らし、火の勢いが減じたら松割木を足してやる。(図Ⅱ-10)



図Ⅱ-10 鵜の位置

こうした動作を揺れ動く鵜舟の中で行う。強い流れの中で、艫乗りと中乗りは操船に集中し、鵜匠は全体を差配しながら、10 羽前後の鵜を巧みに操る。最後に、鵜飼の最高潮として鵜舟が一列に並んで総がらみを行う。鵜と鵜匠と船が一体となり、幽玄な暗闇の中に華麗な時代絵巻が繰り広げられる。鵜匠の手縄捌きと鵜の動きは、古くからの独特の技法を今に伝えている。

見せ鵜飼では、鵜飼観覧船が鵜舟と並走して川を下り、乗客が鵜飼を観覧する。これを「狩り下り」という。また天候や河川の条件によっては、鵜飼観覧船を岸に停泊させ鵜飼を見る「付け見せ」が行われる。（写真Ⅱ-17）



写真Ⅱ-17　鵜飼観覧の様子



写真Ⅱ-18　総がらみ

「狩り下り」、「付け見せ」の後には、6 隻の鵜舟が川幅いっぱいに横隊となり、鮎を浅瀬に一斉に追い込む「総がらみ」が見られる。（写真Ⅱ-18）

現在、右岸は「長良川プロムナード」として整備され、岸からもこの様子を見ることができる。

鵜飼観覧船の操船は、棹を主として櫂を併用し、操船人数は 2～3 人で行っている。鵜飼観覧船の船頭の人数は、約 120 人が登録している。（写真Ⅱ-19）



写真Ⅱ-19　棹による鵜飼観覧船の操船

鵜飼で使用する鵜飼観覧船は全て長良川に隣接する岐阜市鵜飼観覧船造船所で製作されている。（写真Ⅱ-20）

船大工は設計図を作らない。親方のところで修行して覚えていく伝承法をとっている。そのため、昔ながらの製法を基本にしており、船の敷板のそりをつけるのにも機械ではなく重石を使用する（昔は長良川の重い丸石を積み上げて行っていた）。製造の主な工程は、「コウヤマキの購入→製材→自然乾燥→板の選択（仕分け：底の板（敷板）、腹の板、蓋の板）→敷板を組む→腹板を組む→カイヅル、蓋板などを付ける→屋形を付ける→完成」となっている。（写真Ⅱ-21）

現在は、岐阜市鵜飼観覧船造船所において造船の作業状況をいつでも見学できるようになっており、多くの市民や、観光客が見学に訪れている。



写真Ⅱ-20　岐阜市鵜飼観覧船造船所



写真Ⅱ-21　造船中の鵜飼観覧船

鵜飼が終わると「あがり」と呼ぶ後片付けを行う。あがりでは鵜を一羽ずつ舳先の船縁にあげていき、鵜匠は鵜の状態を確かめながら順番に手縄を外し、船頭が鵜を受け取って鵜籠に入れていく。この時、食べ方が足りない鵜に漁で得た魚を食べさせることもある。船頭は捕れた魚を吐け籠からもろ蓋に並べ変え、外した手縄をまとめ、最後に篝を水につけて消す。（写真Ⅱ-22）

このあがりの作業は鵜飼観覧船の横で行われるため、観光客



写真Ⅱ-22 船縁に並べた鵜

は鵜飼の華麗な場面と終わりの静かな場面を見ることができ、芭蕉が表現した「おもしろうてやがて悲しき鵜舟かな」という世界を体感することが出来るようになっている。

現在、長良川鵜飼では「見せ鵜飼」として、毎年 5 月 11 日から 10 月 15 日まで、中秋の名月と増水の日を除き毎日行われており、岐阜市を代表する歴史文化資産として、市民や観光客に親しまれている。

一方、見せ鵜飼とは別に宮内庁に献上するための鮎を捕る「御料鵜飼」が行われる。見せ鵜飼の運営主体が岐阜市であるのに対し、御料鵜飼は宮内庁が取り仕切る鵜飼である。

御料鵜飼は鵜飼期間中に長良・小瀬でそれぞれ８回ずつ行われており、漁のみで見物客のいない「平御料」、宮内庁が在外公館の大使ら職員を招待する「本御料」、宮内庁が県知事や市長など地元関係者を招待する「県御料」に分けられる。また、８回の御料鵜飼の他に、「天覧鵜飼」、「台覧鵜飼」、「宮様鵜飼」などの天皇家や宮家に対する臨時の特別観覧鵜飼が行われる。

現在、岐阜市長良で６名、関市小瀬で３名が宮内庁式部職鵜匠に任じられている。全国的にみると鵜飼漁をする人を指す言葉は「鵜遣い」が一般的であるが、鵜匠という呼び方は長良川鵜飼が古くから使っていた言葉である。長良・小瀬いずれも鵜匠は代々世襲とされ、先代が引退してはじめて鵜匠に任命される事になる。長良川鵜飼は代々世襲により技術の継承を行い、現在に至っている。

鵜飼に関わっているのは、鵜匠など鵜飼を生業としている人々だけではない。鵜匠や漁業を生業とする家が多い鵜飼屋の人々や、江戸時代に長良川の水運拠点であった中河原湊があった鵜飼屋対岸の川原町に住む人々は、共に古くから長良川の恵みを受け、水運を利用し、長良川を生活の一部としてきた。長良川は、季節の移り変わりを川面の風情に感じさせ、魚釣りや川遊びなどの楽しみを与え、人々の生活と切り離せない役割を果たしている。また、人々は長良川の水を利用する一方で、水害と対峙してきた歴史も持っており、それが鵜飼や長良川にかかる様々な行事を生み、現在に伝えている。

長良川鵜飼は「鵜飼開き」から始まる。鵜飼の初日となる 5 月 11 日に岐阜市湊町の鵜飼観覧船事務所乗船場で行われ、護国神社の祭主による玉串奉納など 10 月 15 日までの鵜飼の安全を祈願する「鵜飼安全祈願祭」の他、新造船の命名式や進水式などが行われる。夕方になると鵜飼観覧船が次々と漕ぎ出され、太鼓の演奏や打ち上げ花火など華やかな催しとともに鵜飼が開始される。

夏になり、地元の子供たちが川遊びを始めるころの 7 月 16 日（旧暦 6 月 6 日）に、「長良川まつり」が行われる。長良川まつりは、人々を疫病から守り、水難を断つ願いを込めたものである。

川原町や鵜飼屋では舟運にたずさわる家が多かったため、川での危険な仕事に対する安全祈願の思いが込められている。地元の子供たちは「まつりの前日までは川に入らないこと、入るとカッパに尻こだまを抜かれる」と聞かされており、「長良川まつり」は川開きの意味合いも持っている。

長良川まつりの日には、長良川に面している神明神社では、鵜匠をはじめとする関係者による水難防止と鮎供養などの祭事が行われている。（写真Ⅱ-23）

神明神社は、鵜飼屋地区を含む長良地区一帯を氏子地域としている長良天神神社が宮司を兼ねており、平成 3 年（1991）に本殿



写真Ⅱ-23　神明神社での鮎供養

（入母屋造）が建替えられている。地元の人達からは「お神明さま」と呼ばれ、古くから崇敬されてきた。神明神社は幾多の出水により書物も流され、そのいわれは定かではないが、宮司を務める長良天神神社には、慶長９年（1604）の神明神社の棟札が収められており、その棟札には「奉鎮祭水神上下渡海無難村内繁栄祈攸」とあり、水運の鎮守だったことがわかる。また、神明神社の北側に位置する真性寺の記録によれば「文化 11 年（1814）当鵜飼屋 神明宮建替、・・・(中略)・・１大ニ岐阜又近辺在方ヨリ参詣 大繁盛ナリ」と記されており、神明神社の威容が昔から大きかったことが推察される。

祭事が終わると、たくさんの提灯を鳥居と三重塔の形に飾りつけた提灯船に神主が乗り込み、川を巡ってお清めをする。その後、提灯船は近隣の子供たちを乗せて、川を巡る。現在は２艘の船が出る。（写真Ⅱ-24）



写真Ⅱ-24 提灯船

また、長良川まつりと同じ日、鵜飼屋対岸の川原町においても「川祭り」が行われる。以前は、鵜飼屋の川まつり（長良川まつり）と、川原町の川祭りは、一つの夏祭りとして、両地区が役割を分担し、鵜飼屋は神明神社の神輿を、川原町は伊奈波神社の神輿を、それぞれそろえて両岸をめぐり、川原町の秋葉神社に集まる、合同で川の安全祈願を祈った祭りであったが、現在は、川を挟んだ鵜飼屋と川原町の２地区で別々の祭りとして行われている。（写真Ⅱ-25）



写真Ⅱ-25　秋葉神社の飾り

秋に入り、10 月 15 日は鵜飼が終了する「鵜飼じまい」となる。鵜匠たちはこの日を「蔵入れ」といい、鵜匠宅では食事の時、船頭、艫乗りなどに、あんことききなこのぼた餅を振る舞い労をねぎらう。このぼた餅は、鵜匠宅の神棚や仏壇などにも供えられる。

鵜飼じまい後の最初の日曜日に、鵜塚にて「鵜供養」が行われる。（写真Ⅱ-26）

長良川鵜飼の主役として活躍し、この一年間に天命尽きた鵜の供養と鵜飼の発展を祈る祭事である。長良川の鵜飼の主役である鵜は、茨城県の海岸で捕らえられた海鵜であり、鵜匠は気性の荒い海鵜を飼いならし、十数年の間、家族同様に扱って鵜で漁をする。鵜飼に貢献し、一生を捧げた鵜の霊を慰めるために、鵜匠は百数十年前より亡き鵜の供養をしている。



写真Ⅱ-26 鵜供養

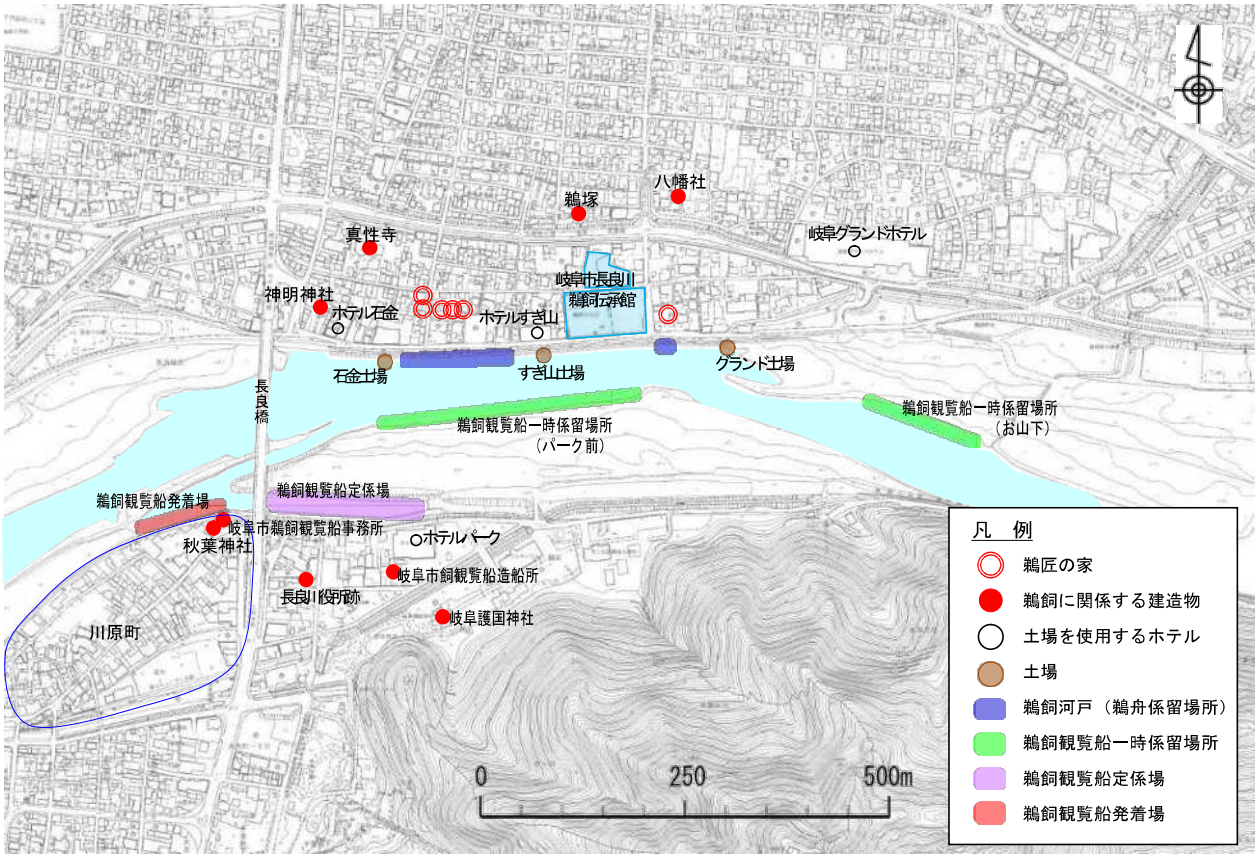
鵜塚の前で供養を行った後、長良川へ移動し、鵜舟に僧侶と鵜匠が乗り込み、読経を行うとともに、鵜供養（秋の季語）を題材に読んだ俳句の短冊を流す。（写真Ⅱ-27）



写真Ⅱ-27 短冊流し

長良川の鵜飼は、古典漁法を今に伝える岐阜の夏の風物詩として、1300 年以上前から受け継がれており、鵜匠が鵜を励ます「ホウホウ」という掛け声や、艫乗りが船縁をたたく「ドンドン」という音は「残したい日本の音風景百選」（環境省）にも選ばれている。夕暮れ時、鵜と生活を共にするため、鳥屋や松小屋など独特な構造をもつ鵜匠の家から、鵜籠を天秤棒で担ぎ、せこ道を通って鵜匠や船頭が出てくる光景は、鵜飼を見る人の期待を膨らませる。宵闇の中の篝火のなかで鵜匠が「ホウホウ」の掛け声とともに鵜を自在に操って鮎を狩る様は、見る人に感動と興奮を与える。

また、長良川で行われる祭りや行事には、川に関わる人々の思いや願いが込められており、その風景は長良川の清流と相まって、長良川鵜飼の歴史を今に伝えている。



図Ⅱ-11 鵜飼屋周辺図

２．岐阜まつりと岐阜城下町にまつわる歴史的風致

史跡岐阜城跡は濃尾平野の北端部、長良川が形成した岐阜扇状地の左岸扇頂部付近にある金華山（稲葉山）山頂を中心とした山城である。（写真Ⅱ-28）

建仁年間（1201～1204）に二階堂行政が築城したとされているが、詳細は不明である。少なくとも中世の稲葉山は伊奈波神社の旧社地であり、信仰の山であったとされる。また稲葉山に関する和歌も多く残されており、景勝地の山としても知られていた。このような豊かな自然をベースに形成された特別な価値を持つ山であったからこそ、戦国時代に至って城郭に利用されたと考えられる。



写真Ⅱ-28 史跡岐阜城跡全景



写真Ⅱ-29 山麓居館跡の巨石列



写真Ⅱ-30 山麓居館跡の庭園遺構

城郭遺構が明確に確認されるようになるのは 16 世紀になってからである。伝承では斎藤道三が付近にあった伊奈波神社を移転させ、ここを拠点に城下町の建設を行ったとされており、その年代は天文 8 年（1539）ごろといわれる。その後織田信長は、永禄 10 年（1567）に稲葉山城攻めを行い、道三の孫の龍興を伊勢に追放、小牧山城からこの地に本拠地を移す。岐阜の名を広く用いるようになるのもこのころからである。信長は岐阜に 9 年在城した後に安土城に居を移す。そして慶長 5 年（1600）、信長の孫・秀信が城主の時、関ヶ原の合戦の前哨戦で岐阜城は落城、以後廃城となる。

岐阜城跡は山頂の城郭部分と山麓の居館部分を中心とした山城で、その間を結ぶ登城路や山中の要衝に配された砦、そして何より金華山そのものが天然の要害として機能していた。基本的な城の構造は斎藤期には成立していたとみられ、信長が入城後に大幅な改修を行っている。信長が岐阜城の後に築城した安土城は近世城郭の出発点ともいわれているが、中世から近世への転換期にあたる岐阜城跡には石垣のほか巨石列が用いられるなど、その構築技術に近世の先駆けともいえるさまざまな要素を持っている。（写真Ⅱ-29）

その一方で、山麓部の庭園遺構からは伝統や権威を継承しようとした一面がうかがえる。さらにルイス・フロイスや山科言継等が城を訪問した際の記録が残されており、文献史料から城館の構造の一端が分かり重要な要素となっている。（写真Ⅱ-30）

廃城後、城域であった金華山は幕府直轄領を経て、城下町や長良川、鵜飼漁と共に尾張藩の管理となる。金華山は領主の御山として一般の立入りが禁止され、山廻り同心２名が置かれた。

承応３年（1654）の「濃州厚見郡岐阜図」（図Ⅱ-12）は、この頃に描かれた絵図であるが、山麓には「昔御殿跡」、山頂には「天守」と記され、城域と考えられる山林部分を区別して表現するなど、戦国時代の城と城下町を考える上で重要な資料となっている。

尾張藩の歴代藩主は、岐阜御成を恒例として行い、鵜飼観覧と御山登山を欠かさなかったとされる。藩主による鹿狩りが催されることもあり、山廻り同心は遊猟の場となる金華山の管理を行うとともに、落ち葉を採取する権利が与えられた。また万治２年（1659）からは金華山東側に位置する達目洞を開墾した臼井岩入が山守となり、以降代々御山を守ってきた。このように江戸時代の金華山では、管理者を置き入山を制限しつつ、鵜飼とセットの登山・遊猟、そして森林資源の利用がなされてきた。



図Ⅱ-12　濃州厚見郡岐阜図
名古屋市蓬左文庫　承応３年（1654）

明治時代になると金華山は官林を経て御料林に編入され、鵜飼の篝松に供する森林として利用される。これは、戦後の林政統一によって国有林となるまで続いた。その一方、文明開化の中で散歩遊歩が盛んになってくる中、金華山は一般に解放され、人々が訪れるようになった。明治10年（1877）ごろになると全国で公園を求める機運が高まり、各地で公園が開設されるようになる。史跡岐阜城跡の一部でもある岐阜公園は明治15年（1882）に請願、認可、開園式は明治21年（1888）11月1日に行われた。開園当初の岐阜公園はかつて歴代城主の館があったと伝えられている千畳敷を中心とした山麓部一帯であり、名所旧跡とともに槻谷の滝や奇岩、樹木等、金華山の自然景観を楽しむための場所であった。大正14年（1925）に描かれた「岐阜名所図会」（米内北斗画）（図Ⅱ-13）にも岐阜の名所として、岐阜公園とその周辺が描かれている。

明治43年（1910）には日本でも最古といわれる模擬天守が建設された。そしてこの山頂整備に連動して岐阜公園の再整備が実施されることとなる。明治44年（1911）には本多静六に現地調査を依頼し、その翌年には実質的な設計を長岡安平に委託した。その計画は広大であったため、実現したのはその一部であったと考えられる。しかし大正６年（1917）までに敷地の拡大を行い、内苑全域が公園となるなど、現在の岐阜公園の骨格が形作ら



図Ⅱ-13　岐阜名所図会
岐阜市歴史博物館　大正14年（1925）

れた。大正期の公園整備では、千畳敷のほかに岐阜公園三重塔（大正 6 年（1917））、板垣退助像（大正 7 年（1918））、苑池の整備（大正 10 年（1921））など新たな名所を造り出し観光拠点とするとともに、市民のニーズに応じて運動施設や動物舎を備えるなど家族で楽しめる総合公園として大きく生まれ変わった。

また山頂の模擬天守や岐阜公園三重塔に伴って登山道の整備も行われた。この一連の整備は金華山一帯を公園化する構想に沿って行われたものであり、今日における金華山・岐阜公園の利用構造が完成した時期と捉えることができる。

大正時代から昭和初期の金華山・岐阜公園は、観光冊子も多く作られ博覧会の会場にもなるなど、最も華やいだ時代であった。岐阜市で開かれた博覧会には、御大典記念共進会（大正 4 年（1915））、市制 30 周年記念内国勧業博覧会（大正 8 年（1919））、大正天皇銀婚式奉祝国産共進会（大正 14 年（1925））、躍進日本大博覧会（昭和 11 年（1936））があげられる。博覧会の後には外苑部の敷地拡大がなされ、整備が行われていった。

また、大正期には、昆虫学者として知られ、ギフチョウの命名者でもある名和靖氏の志を理解した地元経済界からの寄付によって「名和昆虫研究所記念昆虫館」（市指定重要文化財）と「名和昆虫博物館」（登録有形文化財）も建てられた。どちらの建物も近代日本を代表する武田五一氏による設計である。「名和昆虫研究所記念昆虫館」は、赤い切妻屋根に小窓を配した木造・赤レンガ建ての欧風建物で、「名和昆虫博物館」（写真Ⅱ-31）は、外観はギリシャ神殿風切妻の白レンガ造りである。「名和昆虫博物館」は、その外観の美しさから都市景観重要建築物（岐阜市条例）にも指定されている。



写真Ⅱ-31　名和昆虫博物館

昭和 30 年（1955）には最初の索道計画から 45 年を経てロープウェーが開業した。模擬天守は戦争中の昭和 18 年（1943）に失火により焼失したままであったが、昭和 31 年（1956）に再建された。昭和 30 年代には、岐阜公園に多数の動物舎が作られ、山頂にもリス村が誕生するなど自然と動物に親しむ要素が濃くなった。また公園内には水族館、科学館、図書館、美術館、博物館、音楽堂などの文化施設が造られた。

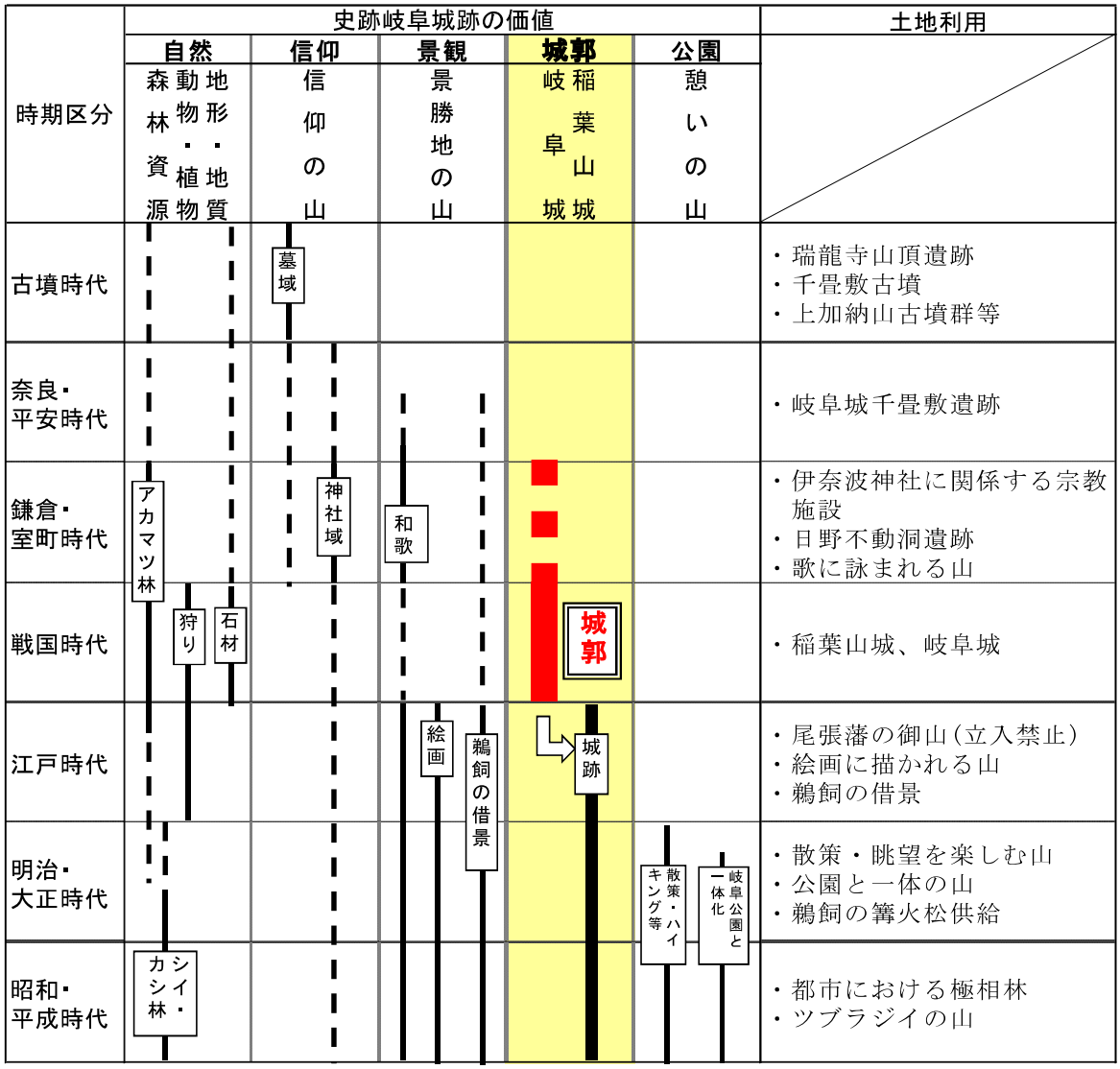
昭和 48 年（1973）に放映された NHK 大河ドラマ「国盗り物語」のブームにより、岐阜城の観光客が一時的に増加し、それに伴って山上部の観光整備が行われている。

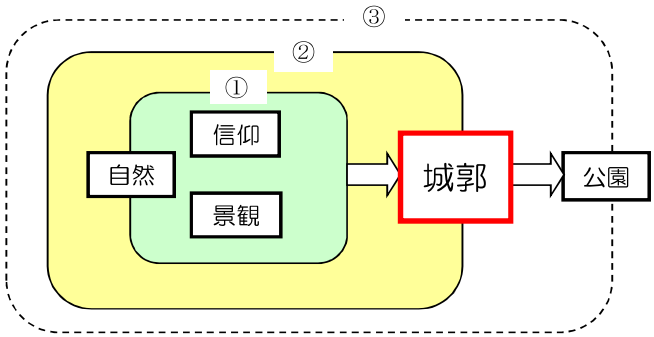
昭和 60 年（1985）以降には岐阜市歴史博物館や加藤栄三・東一記念美術館、庭園の整備が行われ、平成 21 年（2009）には岐阜公園総合案内所が完成している。

このような中、平成 4 年（1992）には岐阜公園周辺が「都市景観 100 選」に、平成 18 年（2006）には「日本の歴史公園 100 選」に選ばれるなど、歴史公園としての価値が評価されるようになってきた。

以上のように、廃城後の岐阜城は単なる「城跡」ではなく尾張藩主の登山や狩猟の場として、近代以降には岐阜公園と一体で自然やレクリエーションを楽しむ自然の山、憩いの山として利用されてきた。また伊奈波神社の信仰の山として、鵜飼の借景や歌や絵画に描かれる景勝地の山としても親しまれている。つまり史跡岐阜城跡には「城郭の価値」以外にも「自然の価値」・「景観の価値」・

「信仰の価値」・「公園の価値」があり、その特性は城郭をはじめとした５つの価値が重層している点にあるといえる。（図Ⅱ-14）



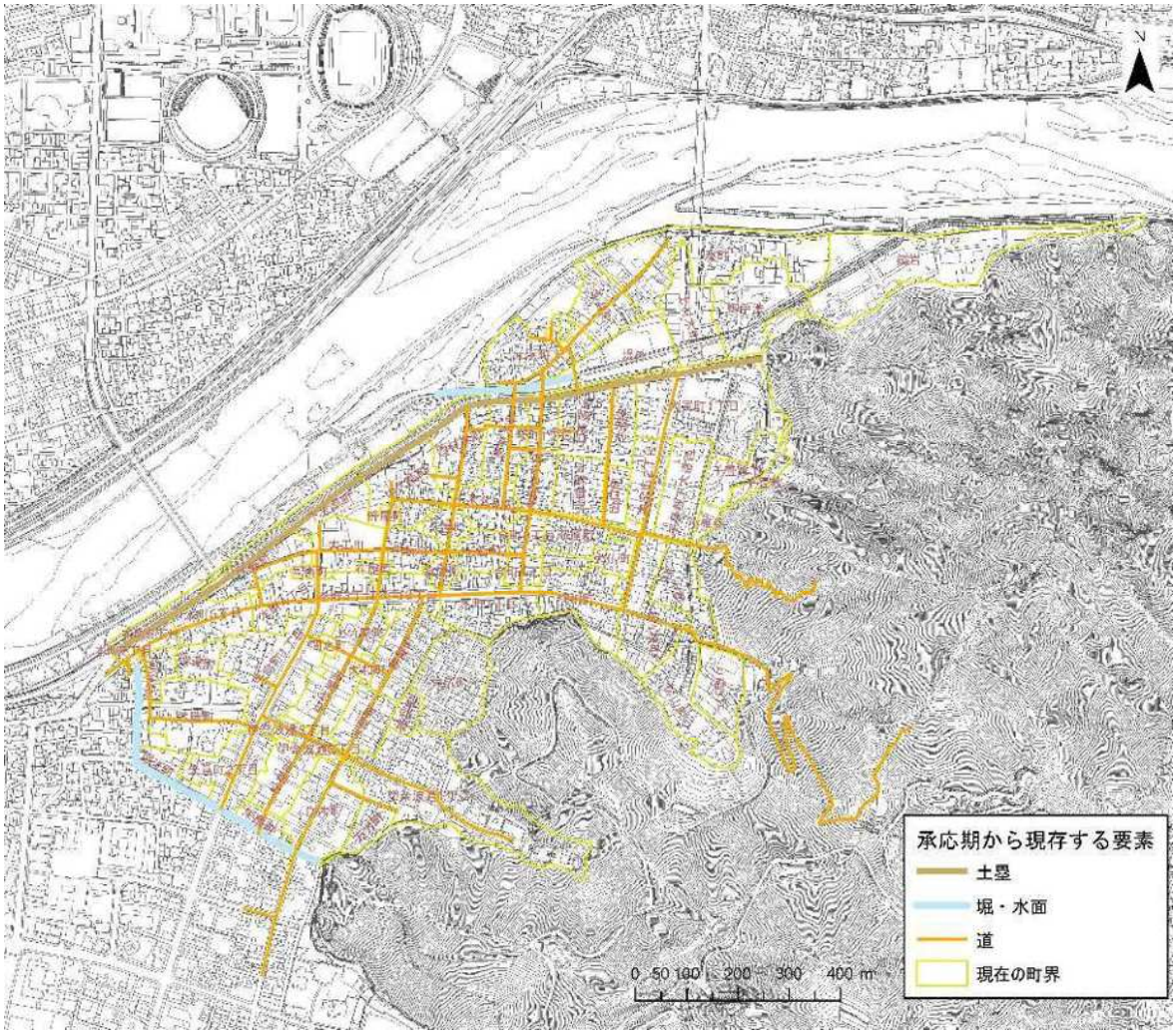


① 中世以前：**自然**の価値（地形・地質・森林資源等）をベースに**信仰**や**景観**の価値が生まれる。
② 戦国時代：地域のシンボル･ランドマークを**城郭**利用。
③ 近代以降：岐阜公園が成立。山全体が**公園**化。

図Ⅱ-14　　史跡岐阜城跡の価値の重層性

一方、城と一体である城下町に目を向けると、町が建設される金華山西麓は、もともと長良川扇状地の扇頂部に位置する水運と陸運の結節点として、経済活動への利点を備えていた。城下町が形成される以前は、長良川へのアクセスを主眼に置いた、南北方向の道路網が主であったと考えられる。中世末期、岐阜城下町が形成される段階では、七曲(ななまがり)通り・百曲(ひゃくまがり)通り・新町通りなどの金華山へ向かう東西方向の街路網が整備された。斎藤道三や織田信長は、城下町内に武家地、寺社地、町人地などを配置し、それらを一体のものとして堀と土居で囲むという、総構えの都市づくりを行った。また、総構え土塁は、長良川の洪水から城下町を守る堤防としての機能も有し、生活空間としての安定性をもたらした。(図Ⅱ-15)

近世に至り岐阜城が廃城になった後も、旧岐阜城下町は川湊や街道からもたらされる各地の物資が集積・流通することから、尾張藩は、中河原湊付近に長良川役所を設置し、商業地としての機能を存続させた。こうして旧岐阜城下町は地域の経済を牽引する商業都市「岐阜町」へと変貌し、発展し続けた。町には、材木・和紙・糸などをはじめ様々なものを扱う問屋業、美濃和紙と竹を用いる提灯・団扇・傘などを生産する手工業を営むための町屋が軒を連ねた。主屋は道路に接し、「うなぎの寝床」状の敷地の奥には土蔵を配置するのが一般的であった。蔵は、家財のための蔵のほか、生業に関わる蔵(木蔵、紙蔵など)もあることから、主屋内に設けられた広めの土間は、店と蔵の間での物資の頻繁な運搬に利用された。



図Ⅱ-15　現在も残る濃州厚見郡岐阜図に示される要素

また、旧岐阜城下町には、数多くの神社・寺院が建てられ、その数は大小合わせ 50 を超える。神社では岐阜の総氏神である伊奈波神社をはじめ、戦没者を慰霊する護国神社などがあり、寺院では斎藤氏の菩提寺である常在寺、江戸時代に松尾芭蕉が滞在した妙照寺などがある。これらのほとんどは戦国時代以降、昭和初期までにこの地に創建されたものである。

中でも金華山の西麓に位置する正法寺には、「岐阜大仏」（写真Ⅱ-32）の名で知られる、高さ 13.6 mを誇る大釈迦如来坐像（県指定重要文化財）がある。外部を竹で編み、粘土を塗り、経典を張り、漆を塗り、金箔を貼るという技法で作られ、天保 3 年（1832）に完成したとされる。

大仏を安置する本堂（写真Ⅱ-33）は、文政 12 年（1829）頃に完成、明治 10 年（1877）に現在の外観に改築された三重構造の木造建築で、平面形はいずれの層も正方形の特徴的な建築物である。大正末期から昭和初期にかけ、数多く描かれた「岐阜名所図会」にも必ず描かれるなど、岐阜城模擬天守や岐阜公園三重塔などと並び、岐阜市の景観におけるランドマークであり、現在でも多くの人々が訪れる岐阜市有数の名所である。



写真Ⅱ-32　岐阜大仏



写真Ⅱ-33　正法寺

近代に至り、金華山山麓には岐阜公園が、山上には岐阜城模擬天守が造られる。岐阜町に住む人々は、金華山もしくは岐阜城が見える位置に本座敷や茶室を置き、大事な客人をもてなした。

今日の金華地区には、城下町に由来する総構え土塁、水路、街路、町割りなど多様な要素が残存し、基本的な骨格として今日まで深く土地利用に影響を与えている。中世末期以前－中世末期－近世－近代という時間の流れの中で、人々の生活・生業や意識において、長良川と金華山という主軸が交互になるということも、金華地区の都市形成における大きな特徴である。また、遅くとも近世までには、両側町の形態をとる町割りや、それと一体となった自治組織が形成されたと考えられ、現在でもそれは確実に継承されている。

自治組織の活動が目に見える形で現れるのが祭礼等であり、岐阜市の総氏神である伊奈波神社の「岐阜まつり」からも読み取ることができる。

金華山南西山麓にある伊奈波神社は、天文 8 年（1539）に斎藤道三によって現在の地に移転されたと伝えられている。（写真Ⅱ-34）

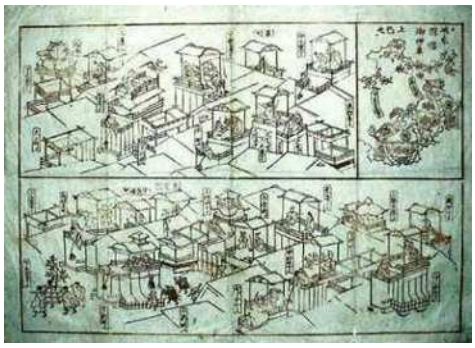
伊奈波神社は、岐阜城下町が整備されてから、代々の領主の信仰を受けてきた事により、総氏神として岐阜を代表する神社となってゆき、伊奈波神社の「岐阜まつり」は岐阜町全体の祭礼として行われていた。



写真Ⅱ-34　伊奈波神社楼門

「岐阜まつり」とは、毎年 4 月 5 日に行われる伊奈波神社の「例祭」と、同じく伊奈波神社の祭礼で 4 月の第 1 土曜日に行われる「神幸祭」と「宵宮（よいみや）」の三つをあわせた総称である。

万里集九という還俗僧が残した詩文集『梅花無尽蔵』には、明応５年（1496）３月３日の祭礼当日の日付で、伊奈波神社の祭礼再興に関する記述がみられる。江戸時代では、本居宣長の養子である本居大平（1756～1833）の長歌「三月三日御祭を見奉りて」が伊奈波神社に伝えられており、遠近の人が道に垣をなして見物して大平の御代を喜び、伊奈波神社の神威を尊ぶさまが詠まれている。また、江戸時代後半の「岐阜因幡御神事」（図Ⅱ-16）と題する木版印刷物には、家並みの間を進む 27 台の山車がみっしりと描かれている。踊り山車とカラクリ山車、鷹狩りの仮装行列、神輿、榊という内容で、米屋町など岐阜町の各町が構成しており、当時の賑やかな祭りの様子をうかがうことができる。



図Ⅱ－16　岐阜因幡御神事　岐阜市歴史博物館

「例祭」は伊奈波神社の祭神である五十瓊敷入彦命に、神社本庁からの本庁幣、氏子からの初穂料氏子幣を奉納し、皇室安泰と氏子崇敬者等が何事もなく平穏無事に暮らせるようにと祈願する祭事である。また、「神幸祭」での御旅所となる金神社や橿森神社の例祭も同日に行われる。

「神幸祭」は、祭神である五十瓊敷入彦命の御霊をお祀りした御鳳輦（神輿）が、御妃である淳熨斗媛命を祀る金神社、子息の市隼雄命を祀る橿森神社に渡御し、還幸する祭礼である。

奉納される岐阜芸妓組合の手古舞とは、江戸時代の祭礼の余興に出た舞で、もとは氏子の娘が扮したが、後に芸妓が、男装して木遣りを唄って、山車や神輿の先駆をして舞った舞である。その勇壮で華やかな姿は、「神幸祭」の盛り上げに一役買っている。（写真Ⅱ-35, 36, 37, 38）



写真Ⅱ-35　神輿渡御の行列



写真Ⅱ-36　御妃をお祀りする金神社



写真Ⅱ-37　第１皇子をお祀りする橿森神社



写真Ⅱ-38　手古舞を奉納する岐阜芸妓組合

「神幸祭」と同じ日の夕刻 6 時半頃、太鼓の音が「宵宮」の始まりを告げ、続いて各山車の曳き込みが始まる。町内の氏子たちによる 4 台の山車が、境内広場の斎場に曳き込まれ、1 台 1 台が鳥居前でお祓いを受け立ち並ぶ。そして、岐阜芸妓組合の手古舞を先頭に、氏子を中心とする各町内の神輿奉賛会による神輿が、次々と斎場に練り込まれる。神輿の総練り後、山車のカラクリが奉納され、最後に仕掛け花火が打ち上げられると、祭り客から拍手と歓声が沸き、「宵宮」は盛況のうちに幕を閉じる。（写真Ⅱ-39）



写真Ⅱ－39　宵宮の境内の賑わい

「宵宮」で曳き込まれる山車 4 台は、震災や戦災を生き残った貴重な山車であり、いずれも岐阜市重要有形民俗文化財に指定されている。

金華地区氏子による「安宅車（あたかしゃ）」（写真Ⅱ-40）は、かつての車町（現在の本町 5 丁目）の山車で、江戸末期に造られ、安政の大地震で大破し、以来修復を繰り返し、明治 21 年（1888）に大改修を行った。その後、弁慶義経の能狂言「安宅」を舞う「からくり山車」となった。4 体の山車の中で、唯一お囃子（大太鼓、小太鼓、小鼓、笛、謡曲）を生演奏で行っている。



写真Ⅱ-40　からくり山車「安宅車」
2 階にはからくりを操る 2 人が、1 階には囃し方 11 人が乗る。参道に入ったところで早拍子のお囃子「早神楽」にあわせて山車が回る「どんでん」が見せ場。

明徳地区氏子の「蛭子車（えびすしゃ）」は、大唐破風造りの屋根をもつ豪華な「名古屋形」の 3 段形式となっている。伊奈波神社所有の山車 4 台中、最も古い山車となる。2 体のからくり人形を有して能「岩船」を演じる「からくり山車」である。

京町地区氏子の「清影車（せいえいしゃ）」は、かつての河原町 3 町の湊町、玉井町、元浜町の山車で、濃尾震災時に焼失したが、難を逃れた玉井町の謡曲「玉ノ井」を舞うカラクリ人形を基に再建されたカラクリ山車である。全て総素木造りで漆塗装のない珍しい山車となっている。

木造町の若者らの奉仕による「踊山車（おどりやま）」は、かつての小熊町の山車で、現在は子供たちのお囃子と 150 を超す提灯を灯し、奉曳されている。

山車は各地区内の氏子達が持ち回りで世話をしており、各地区内でのルートは毎年変わるが、各地区内を回った後は、必ず伊奈波神社参道を通り、境内広場に練り込まれる。参道に入ると祭り客が楽しみにしている「まわりこみ」を行う。「まわりこみ」とは、山車の前輪を浮かせくるくると廻すことであり、山車の回転する力により 150 個の山車に飾られた提灯が美しく揺らぐ光景もまた、祭り客を賑わせている。（写真Ⅱ-41）



写真Ⅱ-41　岐阜まつり 宵宮の山車揃え

神輿の練り込みも「宵宮」の見所である。

山車のお祓いが終わると、町内氏子や神輿愛好会、青年団等により、「セイヤ、セイヤ」の掛け声とともに威勢よく神輿が練り込まれる。広場狭しと縦横無尽に神輿が動き廻り、広場斎場の熱気は最高潮に達し、境内に詰めかけた祭り客らを魅了する。

金華氏子の木造町には、江戸時代から岐阜まつりに花を添えてきた自慢の本神輿がある。（写真Ⅱ-42）



写真Ⅱ-42　木造町の本神輿

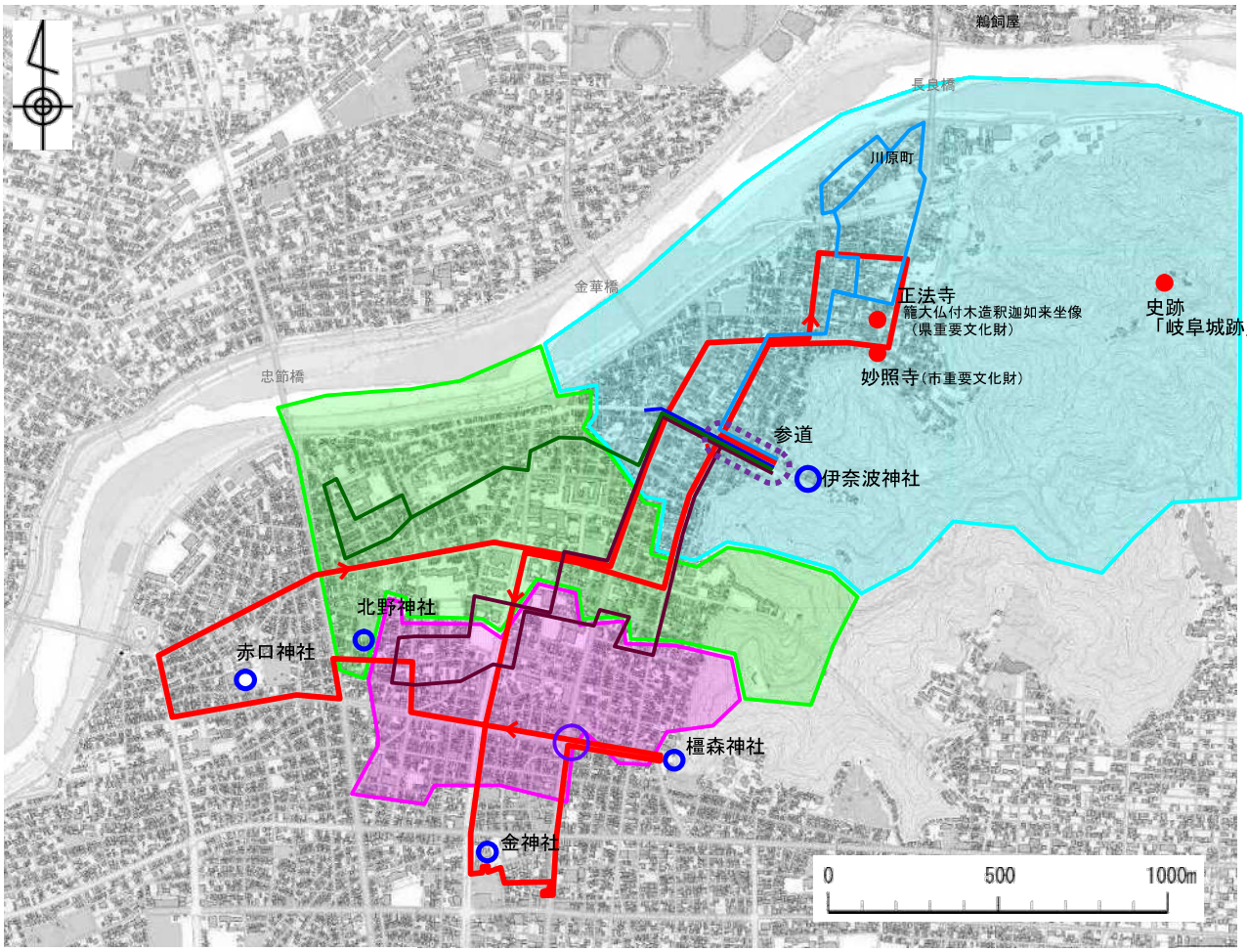
木造町は、石工・瓦師・大工・とび職といった職人が集まって発展した経緯があり、特に威勢がよかった瓦師が中心となり、これらの職人が力を合わせて本神輿を造り上げた。本神輿の特徴は 3 つあり、第 1 は神輿に釘を全く使わなかったこと、そのため町を練って歩くときにギシ・ギシと木のきしむ音が聞かれ、その音色が自慢である。第 2 は神輿に 16 枚の菊の紋章がついていること。第 3 は神輿の創り出す音色であり、木のきしむ音と鈴の音、鳳凰の尾羽が屋根に触れて奏でる音であり、これらが響き合って勇壮な調べを醸し出していた。神輿の揺れ方と頑丈なつくりに、江戸時代の職人の腕の冴えが窺われ、職人町である木造町の人々の願いがくみ取れる。本神輿

を持つ木造町の人々は、神輿は男性的で威勢が良く、それに比べて山車は女性的であるとして、神輿に誇りを持っている。この本神輿は、岐阜市重要有形民俗文化財に指定されている。

戦国時代、斎藤道三・織田信長が天下統一の拠点とした岐阜城＝金華山は、時代を経る中で新たな価値を積み重ねながら現在に至っている。その価値は自然や歴史を楽しむ散策や登山・城見学、山からの眺望やランドマークとしての景観、歌・絵画・小説・映画の題材等、多様な形で市民や来訪者に享受されるとともに、守り伝えられてきた。

また岐阜城と一体であった城下町地域は、戦国時代に由来する総構え土塁、水路、街路、町割りが今も残されており、それらは自治組織の活動の中で維持・継承されてきた。町に関する自治組織の活動等の無形の要素は岐阜市の総氏神である伊奈波神社の「岐阜まつり」の時などに目に見える形で表れ、神社氏子を中心に執り行われる「例祭」や、参拝者の中を悠然と巡幸する「神幸祭」、山車や神輿による「宵宮」などは岐阜城下町だった時代、そしてその後の岐阜町として栄えていた時代の華やかさと風情を今に伝えている。

このような有形と無形の要素が中世以来受け継がれ、相互に関係しながら、岐阜城と城下町にまつわる歴史的風致を形成している。



金華地区氏子範囲
京町地区氏子範囲
明徳地区氏子範囲
歴史的建造物
安宅車ルート
清影車ルート
蛭子車ルート
踊山車ルート
岐阜祭り（神輿祭り）御鳳輦ルート
御神幸で立寄る神社
神幸祭 合同祭典開催場所
※ 山車のルートは毎年変更となる（記載は平成 19 年のルート）

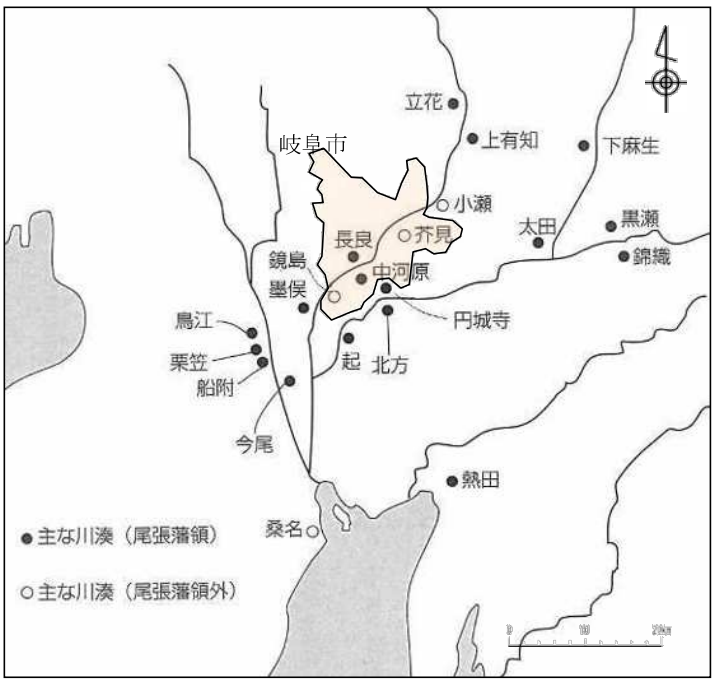
図Ⅱ－17　岐阜城下町と祭礼の位置図

３．岐阜提灯・岐阜うちわと川原町の町屋にまつわる歴史的風致

海のない美濃国(岐阜県)にとって、長良川を始めとする木曽三川は、海と繋がる物資の運搬経路として、有史以来、重要な役割を果たしてきた。

岐阜市の中央を流れる長良川も、古くから物資の運搬に利用される大動脈であり、岐阜の湊町は美濃から尾張への河川交通・物資水運上の重要な集散地として繁栄した。

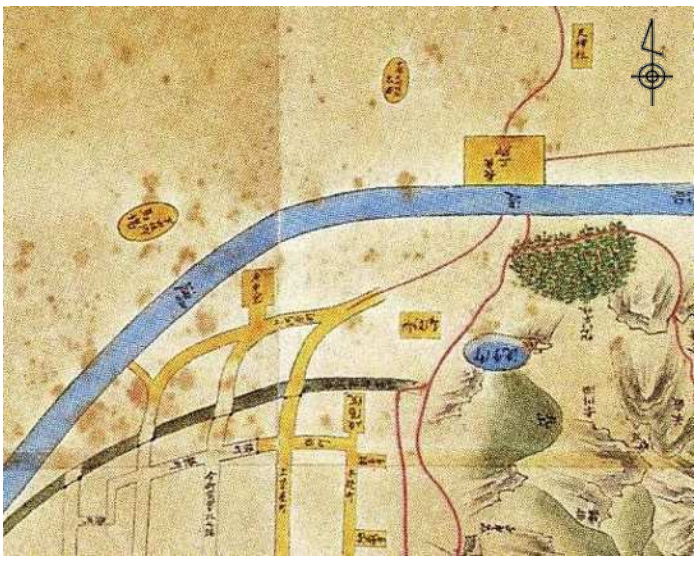
天正年間（1573～1592）には、織田信長が中河原湊の材木市場において12 人の商人に舟木座の結成を認め、諸役を免除し、上流から送られてくる舟木を独占的に扱わせることにし、岐阜の繁栄の基礎を造った。



図Ⅱ-18　近世における木曽三川の主な川湊

江戸時代には、長良川本流における主な川湊は、上流から立花、上有知（美濃市）、芥見、長良、中河原、鏡島、大野（岐阜市）、墨俣（大垣市）等があり、木曽三川の河口には桑名湊（三重県桑名市）もあった。なかでも上有知、中河原等の主要な湊は尾張藩に所管され、筏や荷舟からは一定の運上金（役銀）が徴収されるようになった。（図Ⅱ-18）

中河原湊は、その下流において堆積物が多く、流れも不安定であったため、舟による下流域への物資輸送が困難であったことから、上流域からの運搬物資の陸揚げ拠点であった。また、岐阜町に最も近い位置にあったため、尾張藩によって寛永 13 年（1636）に長良川役所（役銀を徴収する役割を担う）が置かれ、尾張藩による水運支配の拠点として位置づけられるとともに、商都「岐阜町」の繁栄を支えた。（図Ⅱ-19）



図Ⅱ-19　岐阜町絵図（岐阜市歴史博物館）19 世紀
川原町付近を抜粋


写真Ⅱ-43　長良川役所跡（川荷税関）

当時の長良川の船荷の内容については、長良川役所附問屋を務めた西川家の記録によると、下り荷としては、酒、竹皮、薪、炭、紙、木、瓦、茶等が多く、上流の飛騨国、郡上郡、武儀郡、加茂郡等の産業を反映している。特に紙（美濃和紙）、茶（美濃茶）等は、尾張藩が商品として生産を奨励したものであり、美濃和紙は、長良川支流の板取川流域や武儀川流域の農山村で生産され、長良川の舟運を利用し、江戸、大坂、京都といった大都市へ運ばれ販売された。関ヶ原の合戦において徳川家康が用いた「采配（戦場で用いる指揮用具）」にも使用され、江戸幕府の御用紙として早くから名声が高かったといえる。

当時、長良川役所が置かれていた場所には、「長良川役所跡」が置かれ、川湊であった名残を残している。（写真Ⅱ-43）


写真Ⅱ-44 川原町の古いまちなみ

尾張藩による水運支配の拠点であった中河原湊が置かれた辺りは、現在は川原町（湊町・玉井町・元浜町などの総称）と呼ばれている。川原町は、舟運に従事する船頭や、多くの物資を売買する商人たちで賑わい、長良川畔には商家・船宿などが軒を連ねていた。寛政年間（1789～1800）に編述された『濃州徇行記』には、「長良の渡場より岐阜への入口故諸商ひ物繁盛の地にて・・・町並み茶屋なども軒をつらね賑はしき所也」とあり、当時の中河原町の賑わいの様子が記述されている。また、町の長さは四町（約 436m）とあり、現在の川原町通り（川原町の中心道路）とほぼ変化がないことがわかる。（写真Ⅱ-44）


写真Ⅱ-45　深尾商店

川原町通りのほぼ中央に位置する深尾商店（写真Ⅱ-45）は、明治期に建てられた木造 2 階建ての町屋である。

外観は切妻屋根日本瓦葺き平入りで、建具は連子格子戸、軒裏は化粧垂木であり、1 階には霧除けのがん木が設けられている。川原町は、かつて紙問屋が集中していた場所であったが、今も紙問屋として明治期から続いている店は深尾商店だけであり、景観重要建造物に指定されている。


写真Ⅱ-46　桑原善吉邸

同じく景観重要建造物に指定されている桑原善吉邸は大きな構えの町屋であり、江戸時代から続く材木商である。（写真Ⅱ-46）

町屋としては間口が 6 間半と広く、豪商であった面影がうかがえる。江戸期の母屋、明治期の蔵、事務所と用途の違う建物が連続して並び、まちなみにインパクトを与えている。平入りの町屋が多い川原町通りにあって、蔵は街路に妻を見せており、シンボル性の高い建物となっている。

川原町は震災や戦災の被害を免れたため、これらのように江戸後期から明治期頃に建てられた、狭い間口に長い奥行きという昔ながらの日本家屋が立ち並んでいる。この他にも伝統工芸品の岐阜うちわを製造販売している商家や紙加工・製販の民家なども残っており、地元の人たちや川原町を訪れた観光客が、歴史的な雰囲気を味わいながらまちなみを散策する姿が見られる。

物資水運上の集散地でもあった中河原湊には、上流から運ばれてきた良質な美濃和紙や、近隣の本巣郡や揖斐郡から産出された良質の竹が集められ、それらを利用した、提灯やうちわなどの工芸品の製造がこの周辺で盛んになっていった。

御所提灯（吊り提灯）に代表される岐阜提灯の魅力は、上品で繊細な美しさにある。（写真Ⅱ-47,48）

卵型の火袋（ろうそくまたは電球を入れるところ）には薄い和紙や絹が貼られ、その表面には秋の七草や花鳥・風景などが優雅に描かれている。また木地にも蒔絵や菊の花などを立体的に描く盛上げと呼ばれる装飾が施されるなど、様々な技巧が凝らされている。そのため、時代の変化とともに提灯が従来の照明器具としての役目を終えていく中、岐阜提灯はその芸術性の高さゆえに今日まで命脈を保ってきた。現在では御所提灯のほかに大内行灯や回転行灯、変形提灯など様々な提灯が製造されており、主に盆提灯として広く親しまれている。また川原町の古いまちなみの軒先に吊られた提灯は、今も訪れる人の目を楽しませている。（写真Ⅱ-49）



写真Ⅱ-48　大内行灯



写真Ⅱ-47　岐阜提灯御所提灯



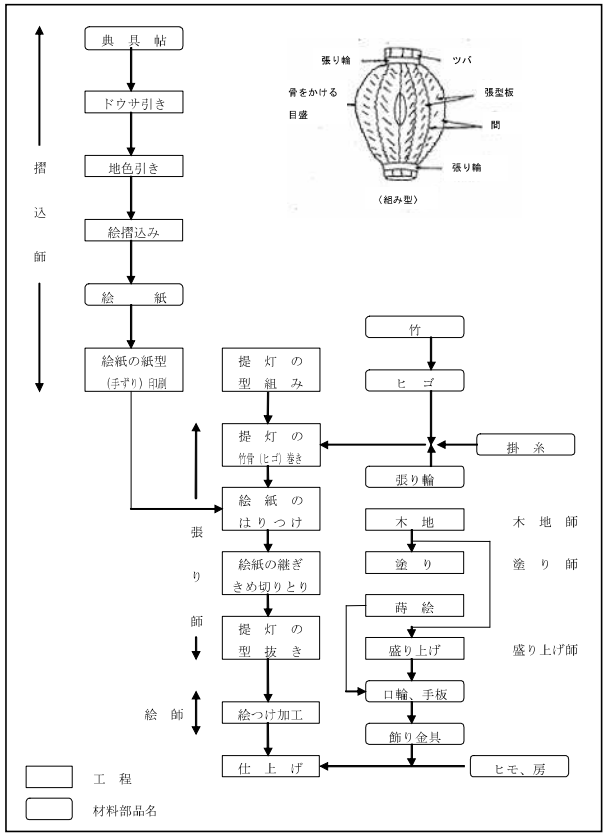
写真Ⅱ-49　川原町のまちなみに溶け込む岐阜提灯

岐阜提灯の始まりは諸説あり、最も古い説では、慶長年間（1596～1611）創製と伝えられる。また、文政７年（1824）の『宮川舎漫筆』では、「最近はやりの盆提灯で薄き紙にて美しき細画を用いたもの」を岐阜提灯としている。19 世紀中ごろの『守貞謾稿』にも、「岐阜ハ濃ノ地名、其地ヨリ出ス挑灯、骨極メテ細ク、紙薄ク、絵美ニシテ盂蘭盆ニ富者専ラ之ヲ用ユ」と記述されており、当時から高級品とされていたのが分かる。明治維新前後になると、世情の混乱などにより岐阜提灯の生産は衰退したといわれている。しかし明治 11 年（1878）の明治天皇の岐阜行幸、明治 13 年（1880）の多治見行幸の際、地元素封家出身の勅使河原直次郎が提灯を献上したことを契機に再び製造が盛んになった。直次郎は熟練の職人を集め、下絵を一流の絵師に依頼するなど、手工芸美術品としての岐阜提灯の価値を向上させるとともに、新聞広告の掲載や品評会の開催など宣伝活動に力を入れた。そのため、次第に岐阜提灯は土産品として国内外で好評を博すようになり、販路を順調に拡大していった。需要が増加するにつれ、作業分業も発達し、昭和初期には問屋７軒、その翼下に口輪木地師、塗師、蒔絵師、板目彫刻師、摺込師、張屋など、独立した職人が 100 戸以上を数えたと記録に残っている。こうして岐阜提灯は大正・昭和を通じて高い技術と名声を誇り、平成７年（1995）には国の伝統的工芸品に指定

され、火袋部門、木地部門、地紙部門の各部門で熟練の職人が伝統工芸士の認定を受けるまでに至った。

岐阜提灯の製法は、和紙に薄い地色を塗るドウサ引き、絵付けを行う摺り込み、口輪や手板の加工・加飾、提灯の型組みやヒゴ巻き、 張りといった多くの工程に分かれている。（図Ⅱ-20）

特に木版と型紙を組み合わせて使う摺り込みの手法は、描画の風合いを生かしつつ大量生産するための方法として導入され、今では岐阜提灯の最も特徴的な工程の一つとなっている。材料についても、竹ひご、木、和紙、漆などの伝統的に使用されているもののほか、現在では普及品として、竹ひごの代わりに紙巻鉄線やプラスチックを使用したものも生産されており、時代とともに変化を加えながら、今日もなお、高い技術と伝統が受け継がれている。



図Ⅱ-20　岐阜提灯の製作工程

岐阜提灯のほかにも、良質な和紙の流通が盛んだった川原町の周辺には、和紙を使用した伝統工芸が残っている。その一つに岐阜うちわがある。（写真Ⅱ-50）

江戸時代延享年間（1744～1747）成立の地誌『岐阜志略』（松平秀雲著）によると、「岐阜にて仕出す商物」の一つに「団（うちわ）」があげられており、天保初年から万延年間（1830～1860）にかけて尾張藩士岡田啓が編纂した『新撰美濃志』には、「岐阜うちは」の名称が初めて用いられるとともに、産地としての位置づけがなされている。



写真Ⅱ-50　岐阜うちわ（塗りうちわ）

明治時代に入ると、岐阜うちわの生産は次第に伸び、明治5年（1872）には年産約1万本であったのが明治36年(1903)には年産約147万本、職工数180人を数えるまでになった。明治23年(1890)の「岐阜美や計（みやげ）」には、岐阜提灯の再興に尽力した勅使河原直次郎が岐阜うちわの声価を高めた人物としても挙げられている。直次郎は、広く紙製品一般を扱い、うちわの製造も行っていた。明治19年（1886）の「勅使河原製造所製品広告」では、当製造所のうちわは鵜飼の様子などが描かれており、材料に美濃和紙と金華山下の竹を用いていると宣伝している。また直次郎は、明治33年（1900）のパリ万国博覧会で岐阜提灯や日傘などとともに「髹漆団扇、団扇」を出品し、「団扇日傘」で銀牌を受賞しており、現地の評判も良く、販売も好調と記録されている。



写真Ⅱ-51　渋うちわ（左）と水うちわ（右）

岐阜うちわは、地紙の加工法から塗りうちわ、

水うちわ、渋うちわの３種類に分けられ、塗りうちわは下地に塗る染料によって、赤、黄、緑などの色がある。（写真Ⅱ-51）

また、薄紙に切出し模様を挟み込んだ透かし彫りうちわなどのバリエーションもある。水うちわは塗りうちわの一種で、紙に雁皮紙を用い、上からニスを塗ったものである。水につけても破れにくいことから水気を含ませてあおぎ、涼風を得ることができる。渋うちわはちり紙を張り、柿渋を刷毛引きしたもので、専ら火おこし等の日常用に用いられた。また岐阜うちわは、形にも様々なものがあり、玉子形や小判形、玉子形で小型の豆うちわ、あるいは大型の尺一寸などがつくられている。図柄は鵜飼観光客向け土産品としての需要から鵜飼図が好まれてきた。

明治 35 年（1902）に建てられた川原町の町屋の一画では、現在も、伝統的なうちわの製作風景を見ることができる。岐阜市で唯一、岐阜うちわを製造販売する住井冨次郎商店は、現当主の祖父の代から現在の場所でうちわ屋を営んでいる。初代当主が京都の深草からのれん分けして、岐阜県揖斐郡池田町でうちわ作りを始め、二代目当主の時からこの場所に移った。二代目当主は、勅使河原合資会社で岐阜うちわ製造を修業しており、その伝統技術は四代目となる現当主にも受け継がれている。（写真Ⅱ-52）



写真Ⅱ-52　住井冨次郎商店

その他にも、川原町の周辺では、和紙を用いた油紙と呼ばれる工芸品が製造されてきた。



写真Ⅱ-53　油紙の天日干し



写真Ⅱ-54　油　紙

油紙は美濃和紙に柿渋を混ぜた糊を塗って手で揉みしだき、皺を寄せ荏油（えごまあぶら）や亜麻仁油、桐油を混ぜ合わせて塗り込み、長良川の川原で石の上に広げ天日に干してつくる。慶長の頃より雨具として重宝され、現在ではその通気性の良さや、何度使っても破れない丈夫さから、お花のお稽古用の「花合羽」として愛用されている。（写真Ⅱ-53, 54）



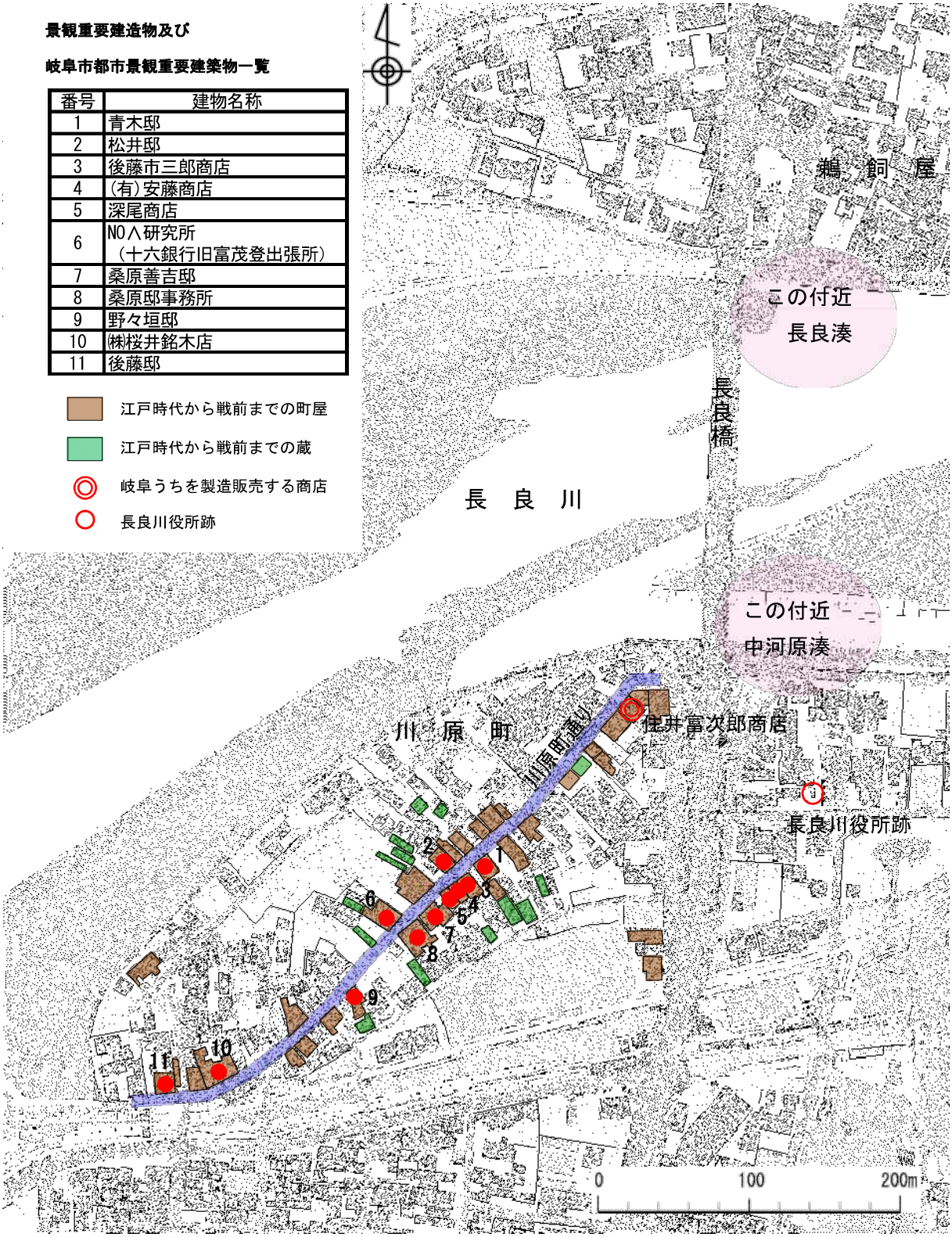
写真Ⅱ-55　のぼり鯉

油紙を製造している小原屋勢兵衛商店（現在は小原屋商店）は慶長年間から続いており、現在の当主は第十三代目になり、油紙の応用ともいうべき「のぼり鯉」の製造も代々受け継がれている。

「のぼり鯉」（写真Ⅱ-55）とは、和紙でつくられた鯉のぼりで、徳川吉宗が行った享保の改革の際、「布の鯉のぼりは贅沢故、紙を使用せよ」とのお触れが出されたために、作られるようになったのが始まりと言われる。美濃特産の手漉き和紙を使用し、絵は手描きである。子どもの健やかな成長、出世を願って、中国の故事にならい、のぼり鯉と名付けられた。

長良川の水運を活かすために、中河原湊が置かれた川原町は、上下流から運ばれる物資やそれを扱う商家等によって賑わい、それに伴って、上流から運ばれる和紙と周辺から産出される竹を使用した提灯やうちわなどの製造が周辺で盛んになっていった。

今日でも川原町では、江戸時代から営業を続ける紙問屋や、岐阜うちわの製造販売を続ける商店などが、古いまちなみとともに残っており、川湊の名残を感じとることができる。



図Ⅱ-21　川原町通り沿いに残る町屋・蔵

４．加納天神祭り・岐阜和傘と加納城下町にまつわる歴史的風致

岐阜市の中心部である旧加納町は、近世城下町の町割りが、現在もそのまま残っている。関ヶ原の合戦直後、徳川家康の命により、慶長６年（1601）に加納城は築城され、初代加納城主として、徳川家康の嫡女亀姫の婿であった奥平信昌が据えられた。関ヶ原の合戦に勝利した徳川家康は、戦後の仕置きを終えて東下する際に岐阜に立ち寄り、加納城の築城を命じた。中山道に沿った加納は岐阜街道を経て東海道につながるだけでなく、長良川・木曽川が近接する戦略・交通の要衝であったため、それらの管理掌握を図ると同時に、岐阜城の城主が頻繁に交代していた美濃を鎮め、存続する豊臣家を中心とした大坂方に備えるためであったと考えられる。（写真Ⅱ-56）



写真Ⅱ-56 加納城周辺

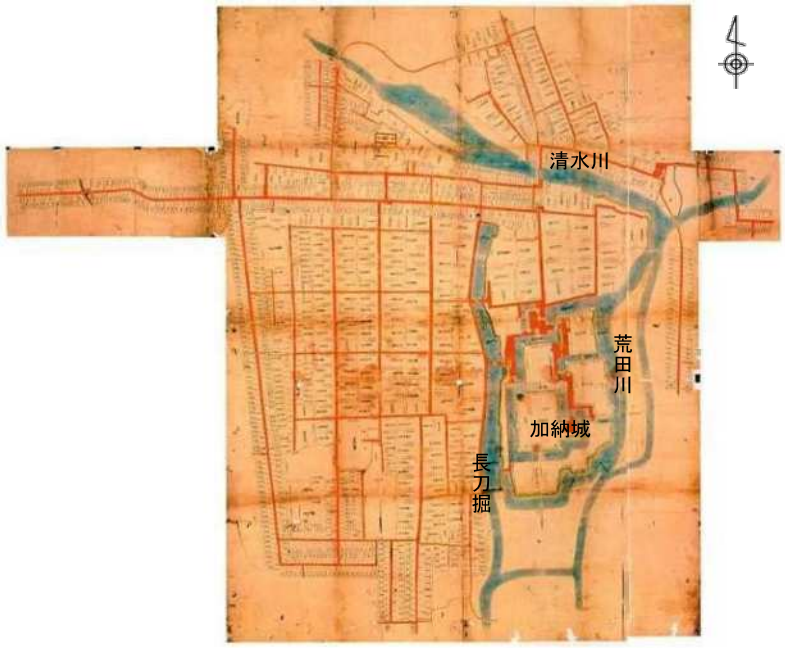


写真Ⅱ-57　本丸跡の城壁

加納城の築城にあたっては、前年に落城した岐阜城の破却した木材が活用され、城の東側を流れる荒田川の水を利用して濠（ほり）をめぐらし、本丸・二ノ丸・三ノ丸・厩曲輪（うまやくるわ）と築かれていった。城は東と南は荒田川、北は清水川に囲まれ、唯一地続きとなる西には長刀堀を掘って、水に浮かぶ城という景観を呈した。桝形（城の出入り口に設けられた防御施設）は徳川氏の初期の城の特徴である「外桝形（そとます）」をしており、「加納城型」とも呼ばれている。現在は、史跡「加納城跡」として、本丸の城壁と二ノ丸隅櫓の一部が残っており、公園として整備されている。（写真Ⅱ-57）

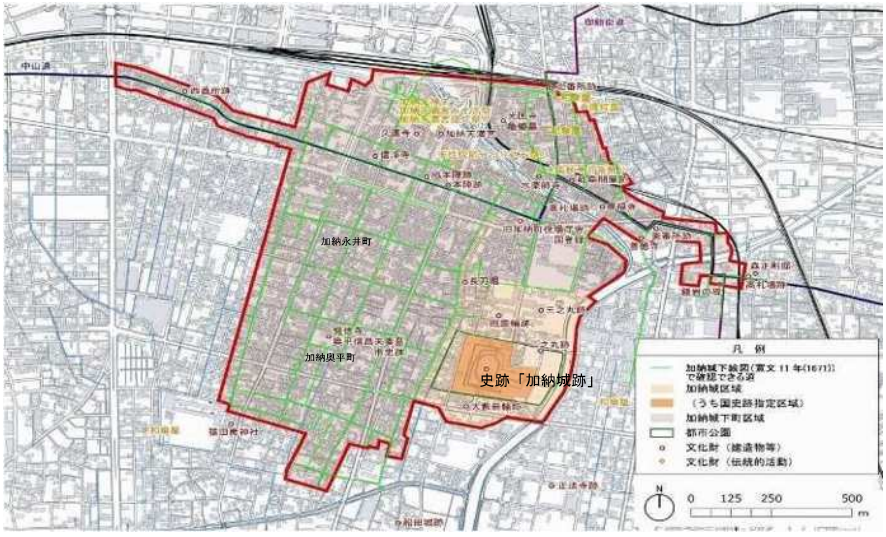
加納城の入口は北の大手門であるが、西から一直線にここまで引き込んできた中山道は、ここで90度北へ転じ、さらに３転して、当初の東進に延長するかのように、東へ向かってゆく。そして屈折毎に寺社を構え、万一の場合は迎撃の軍兵を収めた砦として構想されている。したがって町人町は中山道にとりついて東西に長く続いた。当時の町割は「加納城下町絵図」（図Ⅱ-22）からも、読み取ることができる。

加納城は、幕府の戦略重点が名古屋に移って以降、西国大名の抑えとしての役割も徐々に薄れていき、藩主も奥平氏、大久保氏、戸田氏、安藤氏、永井氏と交代していった。また、軍略上の視点からはずされたため、藩主の交代のたびに石高も漸減していき、奥平氏が藩主であった慶長６年（1601）には10万石あった領地は、宝暦６年（1756）に藩主となった永井氏の時代には３万２千石にまで減っている。頻繁に交代した藩主の名前は、奥平町や永井町など現在の町名に残っている。



図Ⅱ-22　加納城下町絵図　岐阜市歴史博物館（寛文11年（1671））

また、旧加納町は尾張藩（名古屋）とその領地である岐阜町を結ぶ岐阜街道と、中山道とが交わる交通の要衝にあり、寛永 11 年（1634）に中山道の 53 番目の宿駅「加納宿」としても整備されていた。加納宿は中山道美濃国内の宿駅として 16 あった宿の中で最大であり、中山道全体としても五本の中に屈指される宿場町であった。加納宿の町方（町人の居住地）は中山道沿いに広がり、繁栄の最盛期であった江戸中期には、約六百から九百戸、2 千から 3 千人が暮らしていた。（図Ⅱ-23）



図Ⅱ-23　旧加納町の町割（寛文 11 年（1671）と現在の町割の比較）

旧加納町には、加納城が徳川家康によって築城される以前、加納城の前身である沓井城（文安 2 年（1445）斎藤利永により築城、中世加納城ともいう）の守護神として勧請された加納天満宮がある。加納天満宮は、古記によれば創始はさらに百余年以前で、上加納に祀られていた。その後、沓井城は廃城となったが、その後も天満宮は住民たちによって守られ、加納城初代城主となる奥平信昌が加納城を慶長 6 年（1601）に築城した際、城郭内にあった沓井天満宮を現地に移転した。奥平信昌や正室亀姫をはじめ、住民の信仰は篤く、天満宮の例祭では、提灯奉納の場所について氏子同士がもめ、藩が調整に乗り出したこともあるほど、庶民には親しまれていた神社である。

境内の建物のうち戦災を唯一免れた拝殿（写真Ⅱ-58）は、文化 7 年（1810）の建立で、平入形式入母屋造となっており、牧田種麿の「三十六歌仙、六歌仙及び松梅額面」などの額が掛けられている。

本殿（写真Ⅱ-59）は平成 13 年（2001）の加納天満宮御鎮座 400 年の記念として、造りかえられているが、本殿石垣の基礎となっている大岩は、宝暦 3～5 年（1753～1755）の三年がかりで、氏子町内ごとに分担寄進されたものが、そのまま利用されている。



写真Ⅱ-58　加納天満宮　拝殿



写真Ⅱ-59　加納天満宮　本殿

その加納天満宮の例祭である「加納天神祭り」は、「加納天満宮史」によると、戸田松平氏丹波守光重の加納城主時代、慶安元年（1648）にはじまったとある。元禄年中（1688～1703）には加納中に矢すきを結って神輿のお旅が行われていた。

例祭は毎年4月1､2日に行われており､各町内から山車が練り出す盛大なものであったが､戦災により9台あった山車は1台となり､僅かに例祭日に境内に展示されるにとどまっていた。しかし、平成の本殿御造営を機に、例祭日を10月23､24日の両日に日を移して再興された。戦災を生き抜いた山車「鞍馬車(くらましゃ)」(市有形民俗文化財)が旧加納町内を曳き回され、からくり人形「鞍馬天狗」の奉納、稚児行列、神輿の渡御、天神神楽が行われている。(写真Ⅱ-60,61)


写真Ⅱ-61　天神まつり 神輿


写真Ⅱ-60　天神まつり 鞍馬車

天神祭りでの神賑行事は､加納天満宮氏子総代を中心に地元自治会が主体で行われており､各町内に役割が割り振られ、天神神楽では30人の神楽奉仕とお囃子演奏を地元小中学生が、春から稽古を積んで臨んでいる。

また、加納天満宮では夏まつりとして、毎年6月30日に大祓神事である「みそぎ(宵まつり)」が行われる。(写真Ⅱ-62)

6月は1年上半期の終わりの月であり､下半期への新たなスタートをするための斎月(さいげつ)でもある。6月はちょうど田植えも終わり、7月の祖霊祭を迎える心の準備として昔から物忌(ものい)みが求められており、それが6月30日の「みそぎ」である。1年を半分に区切ってその最後の日に上半期の間に犯した罪を祓い清めて生まれ変わり、7月の祖霊祭を迎えようとしたのである。天満宮から町内氏子へ形代(かたしろ)(写真Ⅱ-63)が配布され、その形代に氏名、年齢などを記し、これで身体をさすり息を吹きかけ、半年間に積もった罪(けがれ)を形代に引き取ってもらう。


写真Ⅱ-62　みそぎの茅の輪

そして、この形代に浄賽を添えて神社に納める。境内に設けられた茅の輪をくぐり、神主の振る大麻でお祓いを受け、撒かれる切麻(白い紙切れ)で身を清め、無病息災の洗米をいただく。梅雨時のうっとうしい気分からひとときの開放を求め、町内氏子は加納天満宮をおとずれ、境内は賑わう。



写真Ⅱ-63　形　代

加納天満宮での「みそぎ」は、当日、境内でも形代が配布されるため、噂を聞きつけた近隣市民が､お祓いを受けたさにこぞって参拝するようになった。町内氏子だけではなく、市民も参加できる祭りとして、親しまれている祭りである。

「みそぎ」に続いて、7月14日に行われるのが「提灯祭り」である。境内社である津島神社(ヤマタノオロチを倒したスサノオノミコトが祭神)の例祭(7月15日)の宵祭り(前夜祭)である。(写真Ⅱ-64)

数メートルのささ竹の小枝に赤丸提灯を16個吊るしてローソクで灯をともし、夕暮れになるとそれを担いで町内ごとに天満宮を目指して人の波が続く。



写真Ⅱ-64　提灯まつり

境内には氏子各町一本ずつのささ竹が百本ほど集まり、壮観な様相を見せる。夏の無病息災を祈る祭りである。

その他にも、加納天満宮の祭神でもある菅原道真公に学業成就を祈願する「初天神」などもあり、加納城築城以来、その神徳は地元町民の鎮守の神としても、強く崇敬せられてきた。



写真Ⅱ-65　水薬師まつり

また、加納が城下町として形成された頃からの寺社とその寺社が中心となって各町内でおこなわれている祭りが旧加納町にはたくさんある。慶長年間（1601～1614）の創設である東光山玉性院の「節分つり込みまつり」や、加納城初代藩主奥平信昌の正室亀姫が創建した水薬師寺で行われる万灯流し「水薬師まつり」(写真Ⅱ-65）など、加納がかつて城下町であったことが、これらの祭りからは汲み取ることができる。



写真Ⅱ-66　傘祖彰徳碑

このような旧加納町では、岐阜県の郷土工芸品の一つである「岐阜和傘」が伝統産業として息づいており、岐阜県は全国の中でも有数の和傘の生産量を誇っている。加納天満宮の境内地にも、「岐阜和傘」の創始者として戸田松平氏丹波守光重をたたえる「傘祖彰徳碑」（写真Ⅱ-66）がある。

加納地区で生産されている「岐阜和傘」の歴史としては、播州明石藩主だった戸田松平氏丹波守光重が、寛永 16 年（1639）に加納に移封されたとき、傘屋金右衛門一家を明石から連れてきたことが「久運寺留書」に書かれており、「久運寺過去帳」にも金右衛門家が傘屋であったことが記されている。金右衛門家は、戸田氏が正徳元年（1711）に山城国淀藩へ移封された後も加納に残り、傘生産を続けていた。その後、寛政 9 年（1797）に金右衛門家は途絶えたが、傘の生産は宿場町の傘屋として受け継がれていた。（写真Ⅱ-67）



写真Ⅱ-67　蛇の目傘　羽二重

もともと加納地区は、近隣で良質な竹や和紙、荏油（えごまあぶら）が生産されており、傘を生産する条件が揃っていたが、「濃尾見聞録Ⅸ」によると、地場産業としての傘生産が育ってきたのは、宝暦 6 年（1756）に加納藩主となった永井氏の治世以降であったと考えられている。加納藩は、藩主の転封の度に小さくなっていたため、家臣団の力が弱く、また御定人馬の賃金負担が重いために、宿駅としても大きく発展することがなかった。当時永井氏の所領石高は僅か 3 万 2 千石であり、元は 10 万石あった加納城下を維持するのは容易ではなく、家臣の武士たちは禄も満足に与えられなかった。しかし、武士に内職が公認された時代ではなかったため、加納の武士たちは目立たないように、人目にふれることなく家の中でできる仕事として、傘骨削りや轆轤（ろくろ）作りに従事するようになったとされる。傘張りや仕上げなどは農閑散期の農民や町人が行うことで、武士と町民の分業体制が形成され、分業ゆえに各々が担当する作業に精通するようになったため、加納の傘製造の技術は著しく進歩していった。

こうして生産された傘は仲買人が買い集め、加納城西の水路「長刀堀」から長良川を運ばれ、桑名の廻船問屋を経て江戸方面に出荷された。交通の要衝であり、水運拠点でもあった加納からは出

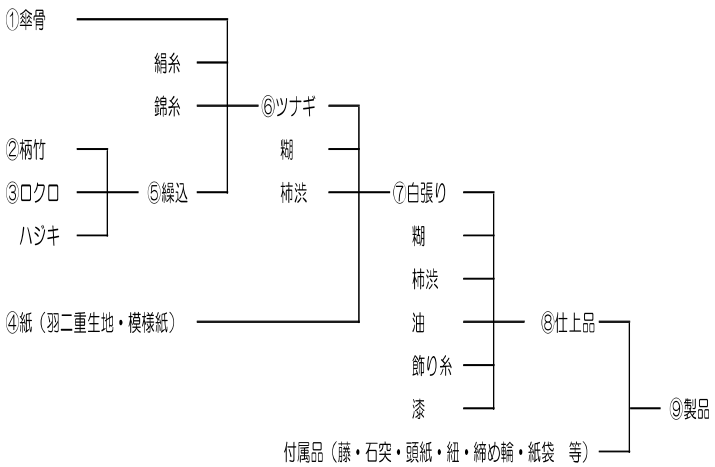
荷が容易な上、江戸や大坂の大都市で傘の需要が高まってきた時期も重なり、生産量は年々増加していった。また、傘産業による利益に注目した加納藩の後援もあって、江戸時代末期には年産 50 万本を生産するまでになり、特産品として認識されるようになった。

明治時代になると藩主と重役は東京へ移住したが、一般武士は加納町に残り、手慣れた傘製造に従事したため傘産業はますます発展していった。明治 5 年（1872）には、はやくも日傘を英国に輸出しており、明治 12 年（1879）に英国領豪州シドニーで開かれた万国博覧会には、加納の傘 13 種を出品している。このころには年産 100～150 万本に達している。その後も順調に傘産業は発展し、最盛期の昭和 24 年（1949）には、600 軒の製造業者により、1 か月に 100 万本以上生産され、「岐阜和傘」としての名声を確立していった。



写真Ⅱ-68　岐阜和傘の製作風景

加納の和傘生産の特色は、江戸時代に確立された問屋制家内工業による分業で製造されている点であり、複雑な工程を轆轤屋、柄竹屋といった十数人の職人で手分けして作られる。（写真Ⅱ-68、図Ⅱ-24）



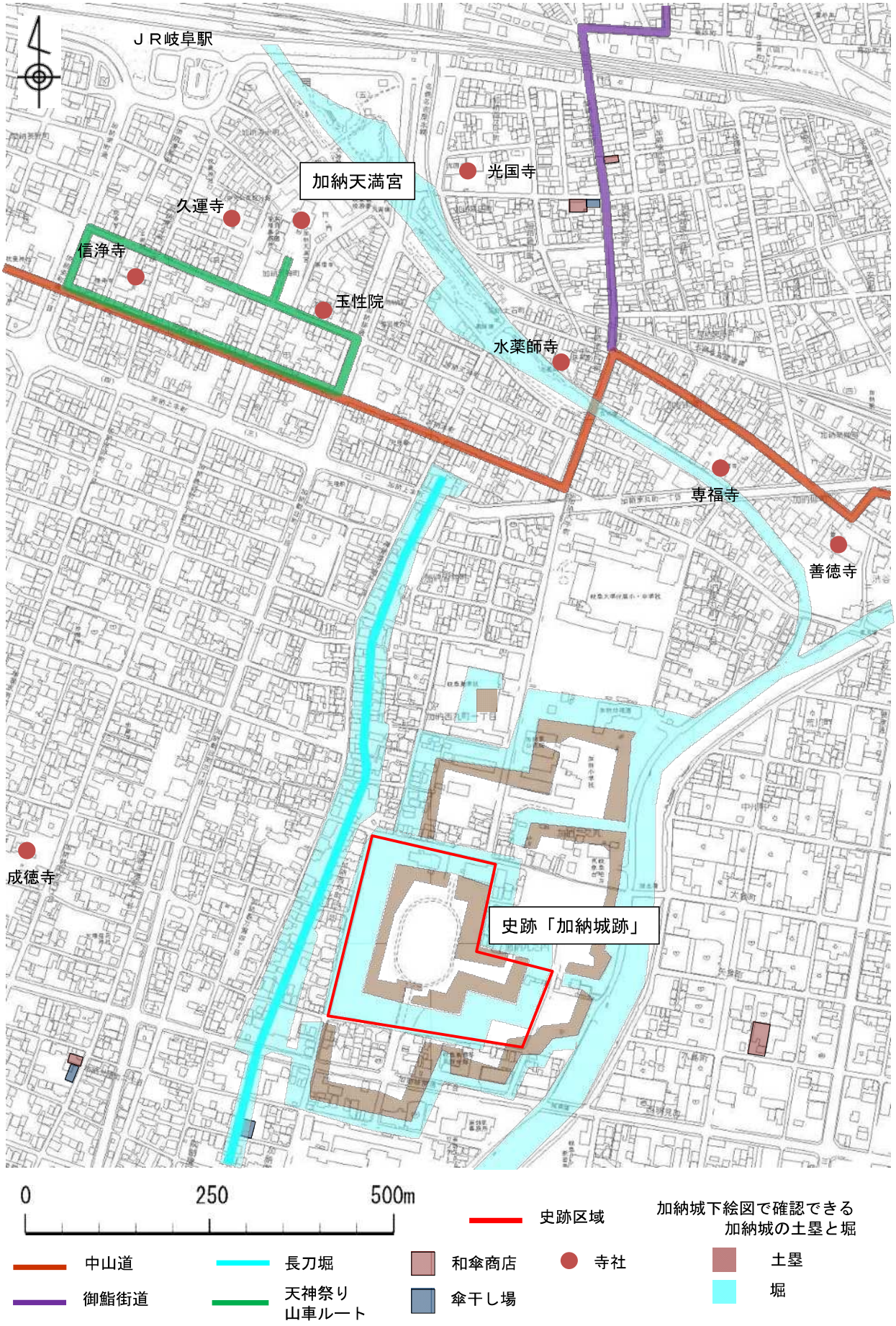
図Ⅱ-24　　和傘製造工程

昭和 30～36 年（1955～61）頃になると、洋傘が普及して、和傘の需要が激減したため、傘職人たちは次々と傘の仕事から離れていった。しかし、「岐阜和傘」は現在でも歌舞伎や日本舞踊などの伝統芸能、神事などでは必須の一品であり、美術品として海外でも高く評価されている。そうした需要に応えるため、加納の地では脈々と和傘作りの伝統の技が受け継がれている。現在でも旧加納町では、油を乾かすために傘を天日干しする干場があり、そこではまるで大輪の花が咲いているかのような独特の光景を見ることができる。（写真Ⅱ-69）



写真Ⅱ-69　岐阜和傘干しの風景

旧加納町では、加納城跡や中山道の道筋が残る江戸時代と変わらない町割りからは、城下町であり中山道の宿場町だった歴史を感じることができる。また、加納天満宮の祭りの賑わいからは人々のつながりの深さが感じられ、和傘を広げた干場の風景からは江戸時代から続く人々の営みを垣間見ることができる。



図Ⅱ-25　史跡「加納城跡」と和傘商店位置図

５．手力の火祭りと手力雄神社にまつわる歴史的風致

岐阜市南東部に位置する長森地区にある手力雄神社では、毎年４月の第２土曜日に火の祭典として有名な「手力の火祭り」（県重要無形民俗文化財）が行われる。この火祭りは手力雄神社氏子である長森地区 13 町内が手力雄神社の祭神手力雄明神に豊作、無病息災を祈願する神事である。

手力の火祭りの起源について、はっきりとした記録はないが、「明和年間（1764～1772）まで続いてきたところ、村の頭百姓と火打拓之亟（ひともしたくのじょう）と紛争があって一時中絶、やがて文化２年（1805）論争が収まって火祭りは復興した」とする記録が『岐阜市史』にあり、今日まで 200 年以上、火祭り神事は続いている。また手力雄神社の祭神は手力雄明神であり、明神と火は古くから一途の絆で結ばれているため、手力雄明神が火の神であることは間違いない。当地に残る「おふじ伝説」にも、旱天（かんてん）の年に小娘のおふじが「手力さまに願掛けすれば御利益がある」と雨乞いを村人に促したが叶わず、責任をとって身投げしたあとに雨が降ったとあり、火祭りは雨乞いにも関係性が深い。

火祭りが行われる手力雄神社の創建は、社伝によると貞観２年（860）の鎮座となっている。古来より東軍の防ぎに美濃側の防御拠点としての機能を有していた神社であった。延喜年間（901～922）の美濃神名帳に「厚見郡従五位下手力雄明神」と記載があり、少なくとも延喜以前に祀られたことは確かであり、当時すでに格式を有した大神であった。境内地は川の側であり、鎮座当時から洪水や戦、災害等によりその大きさを変えてきている。



写真Ⅱ-70 手力雄神社



写真Ⅱ-71
古額

鎮座当時は現在木曽川の流路である境川敷内にあったが、天正 14 年（1586）の大地震・大洪水により現在の場所に移動している。境内地が現在の大きさに確定したのは明治維新の地租改正の際である。慶長５年（1600）の関ヶ原の合戦では神社付近一帯が戦場となり、境内地一帯が焼かれている。その時には境内地から数百ｍ離れた鳥居だけが残ったとされ、その鳥居に掲げられていた「古額」が宝物として保存されている。また、手水舎（ちょうずしゃ）は大正 14 年（1925）建築当時のものが残っている。（写真Ⅱ-70, 71, 72）



写真Ⅱ-72 手水舎

また、手力雄神社の参道（手力大門）にある枠刺鳥居（三の鳥居）には、例大祭（手力の火祭り）の１ヶ月ほど前に宮本の町内である蔵前の氏子が捧作し献上する大注連縄が上げられる。（写真Ⅱ-73）

先ず１日目には神社境内でわらを撚り合わせて作り、その日中に鳥居まで運び、２日目にきれいに仕上げて完成させる。注連縄の作成にたずさわる人数はおよそ 200 人を要



写真Ⅱ-73 三の鳥居の注連縄

しており、よその地区の氏子たちでは思うように作業が進まないといわれており、蔵前の若い氏子（青年団）が中心となって朝から夕暮れまでかけて飾り懸けている。

手力の火祭りには農業の豊作の占いと無病息災を祈願する意味合いがあり、長森地区の町内総出で火祭りを盛り上げている。以前は毎年稲刈りの終った 10 月 22 日（旧暦 9 月 14 日）に次年度の豊作を祈願して行われていたが、現在は毎年 4 月第 2 土曜日に行われている。

手力の火祭りは 2 部構成となっており、神事として「御神燈」（行灯）の奉納と、祭りとして「滝花火」「飾り神輿（花火神輿）」の奉納がある。



写真Ⅱ-74　御神燈

手力雄神社の氏子は長森地区 13 町であり、この町内ごとに「御神燈」「飾り神輿（花火神輿）」を奉納している。各町内は自治会としてではなく「手力火祭り奉賛会」会員として参加しており、準備にかかる費用や人手は各町内で調達しているため、その時々の事情により、「御神燈」「飾り神輿（花火神輿）」の両方を奉納する地区やどちらか片方のみ奉納する地区がある。昭和 40 年頃（1965）までは青年団（数え年 15～25）の男子のみが参加できる祭りであったが、現在は中学卒業以降ならば年齢、性別の制限が無くなり、親子 3 代で参加できるようになった。花火の製作も花火師の協力を得ながら、全て町内有志の手作りで行われており、花火の製作技術も町内で引き継がれている。

境内地東側の巨大な行灯「御神燈」を並べる場所も、神社鎮座地である蔵前地区以外は籤（くじ）により決められる。境内地西側には人形を配した舞台が設置され、午後になると各町内から神輿が集まり、夕闇が迫る頃に火の祭典が始まる。「御神燈」の点火、「滝花火」「花火神輿」の乱舞で祭りは最高潮に達し、手筒花火が点火される頃にクライマックスを迎える。「御神燈」の 10 ある行灯全部が点ずれば、その部落は次年の豊穣を約束され、「滝花火」の火瀑（ひだき）の落下する下で災厄を逃れて心身を清め、1 年の安全幸福を祈る。（写真Ⅱ-74, 75, 76）



写真Ⅱ-75　滝花火の下を乱舞する飾り神輿

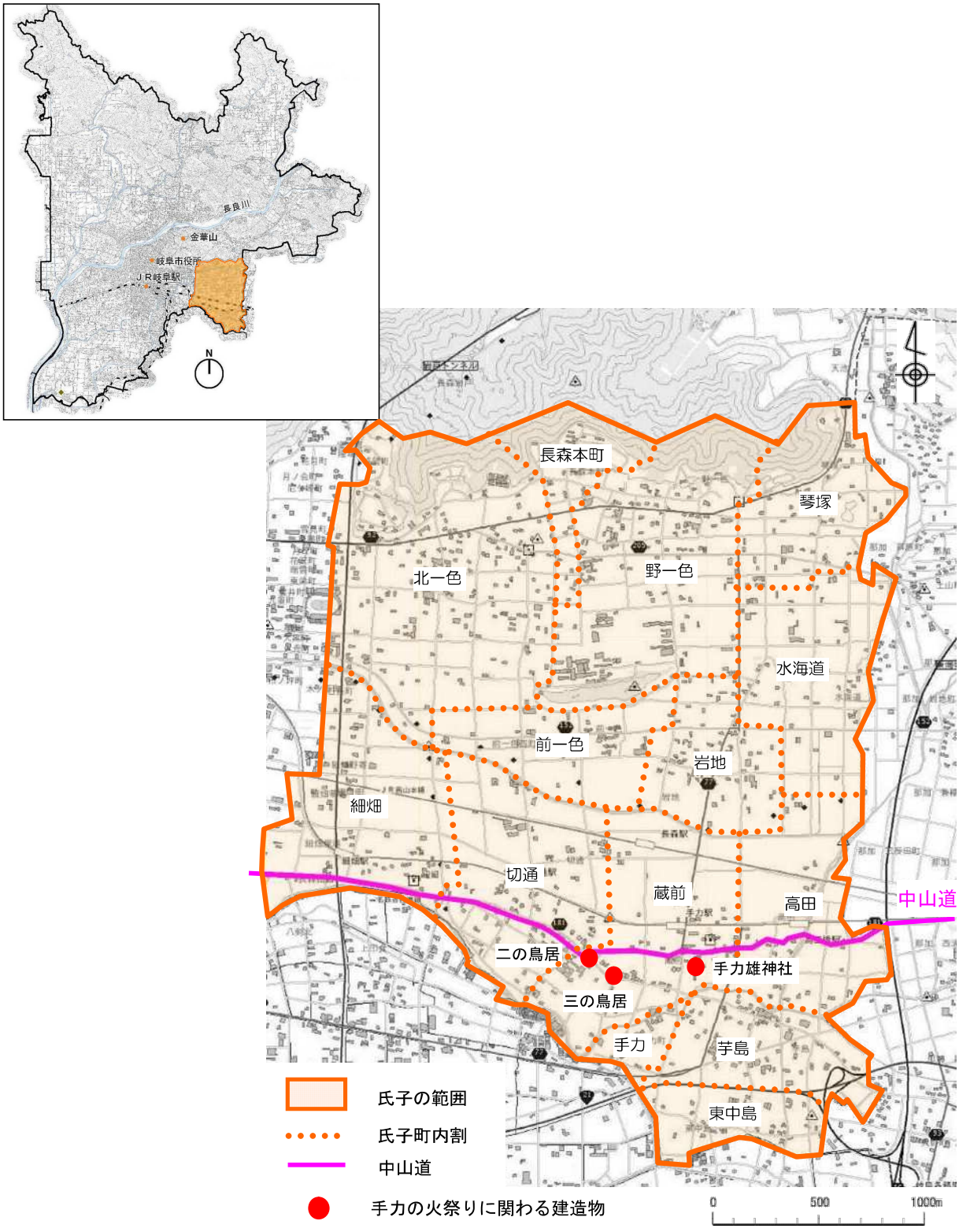


写真Ⅱ-76　手筒花火

氏子たちにとっては生活の一部といっていいほど、祭りを中心に 1 年が動いており、祭りに伴う準備や寄り合い、注連縄造り、火祭り当日、片付け等を通じて、地域の繋がりを再確認する場となっている。

祭りの日には、市内はもとより県内、全国や海外からも大勢の人が訪れ、境内は身動きも出来ない程混雑する。「遠近の男女弁当持参にて十里四方より雲集する」と、天保の『新撰美濃誌』に記載されており、古来より有名な祭りでもあった。手力雄神社の火祭りは、歴史ある神社境内を舞台

に、氏子たちが繰り広げる勇壮活発な祭りであり、見る者の目を釘付けにし、見る者の心を引き込む豪壮な景色をつくり出している。



図Ⅱ-26　手力雄神社と氏子範囲

６．小紅の渡しと鏡島弘法にまつわる歴史的風致

江戸時代には、軍事上、技術上の理由から重要な渡河地点には橋がなく、大きな川を渡るには船が頼りであった。街道が河川を横断する地点には渡船場が設けられて、陸上交通を支えた。長良川の代表的な渡船場には、中山道の河渡の渡し、美濃路の墨俣の渡し、高富街道の長良の渡しなどが挙げられる。

近代になると、明治７年（1874）の明七橋(現在の長良橋の前身)をはじめ、長良川筋に橋が次々と架けられていった。これらは通行料をとる有料橋であったが、明治時代末にはいずれも無料で渡れるようになった。しかし、生活に必要な全ての渡河地点に橋があったわけではなく、明治時代中期頃までは多くの渡船場が存在しており、地域の足となっていた。陸上交通網の発達によりこれらは次第に姿を消し、現在市内に残るのは「小紅の渡し」の１箇所のみである。

「小紅の渡し」（写真Ⅱ-77）は、岐阜市一日市場と鏡島を結ぶ長良川に現在も残っている唯一の渡船である。



写真Ⅱ-77　小紅の渡し

その起源は、寛文８年（1668）加納藩主戸田光長が弟に北方、文殊（岐阜市北西部）を分地し（分割相続）、陣屋を設けた際に、加納本領と旗本陣屋を結ぶ重要な道「加納道」として整備された。寛政３年（1789）には、加納藩主永井尚旧が小紅河原で花火見物をしたという記録もある。また、江戸末期（安政３年～文久２年（1856～1862））の大垣の蘭方医である飯沼慾斎遺愛の乾腊標本にも、小紅の渡しの西に大きな柳があったことが書かれている。

『鏡島村差出明細帳』明和７年（1770）の記録には、渡しを利用する村々が運行経費を出し合って維持していたとあり、船頭は鏡島村から出し、渡し賃は地元住民を除き有料であった。現在は県道「文殊茶屋新田線」の一部として、岐阜県が岐阜市に運行を委託しており、昭和34年（1959）に一日市場が岐阜市に編入された際に、渡し賃は無料となった。

運行されている渡し船は、昔から変わらず、現在も一日市場側に留まっている。そのため、乗客は一日市場側堤防の上にある舟小屋をのぞいては鏡島側へ渡してもらうようにしており、鏡島側に来た乗客は、手をあげ、大きな声を出し、対岸の舟小屋の中にいる船頭を呼び、舟に迎えに来てもらうようにしている。増水等により運休する時は、舟小屋に赤旗が掲げられ、運行している時は白旗が掲げられるため、遠目からでも運行状態が分かるようになっている。「小紅」の名前の由来には、小紅という女船頭がいたとする説や、対岸から嫁入りするときに、花嫁が川面に顔を映して紅を直したとする説などあり、庶民の普段の足として使われていたことが想像できる。

また、「小紅の渡し」は、生活の道であると同時に、信仰の道でもあった。

小紅の渡しの鏡島側（長良川左岸）の堤防下には、「鏡島の弘法さん」と呼ばれ庶民に親しまれている鏡島弘法（瑞甲山乙津寺）（写真Ⅱ-78）があり、北方、文殊から鏡島弘法へ参拝する人々にとっては中山道であった「河渡の渡し」ルートの近道として、「小紅の渡し」は賑わったとも伝えられている。



写真Ⅱ-78　鏡島弘法

鏡島弘法の創建は、寺伝によれば天平 10 年（738）とされ、行基によって草庵し、その後、弘仁 5 年（814）に弘法大使（空海）が寺を築いたのが鏡島弘法の始まりといわれている。本尊である千手観音像（重要文化財）の造顕年代も 9 世紀頃とされている。現在の本堂、拝殿は戦後の昭和 28 年（1953）に建てられており、本堂、拝殿とも入母屋造となっている。昭和 33 年（1958）に再建された弘法大師像を祀っている大師堂には、堂本印象画伯（帝室技芸員）から天井墨絵「雲龍」が寄進されている。鏡島弘法は「梅寺」とも呼ばれており、弘法大師が地面に挿した杖が梅の木となり、枝葉が出たという話に由来している。

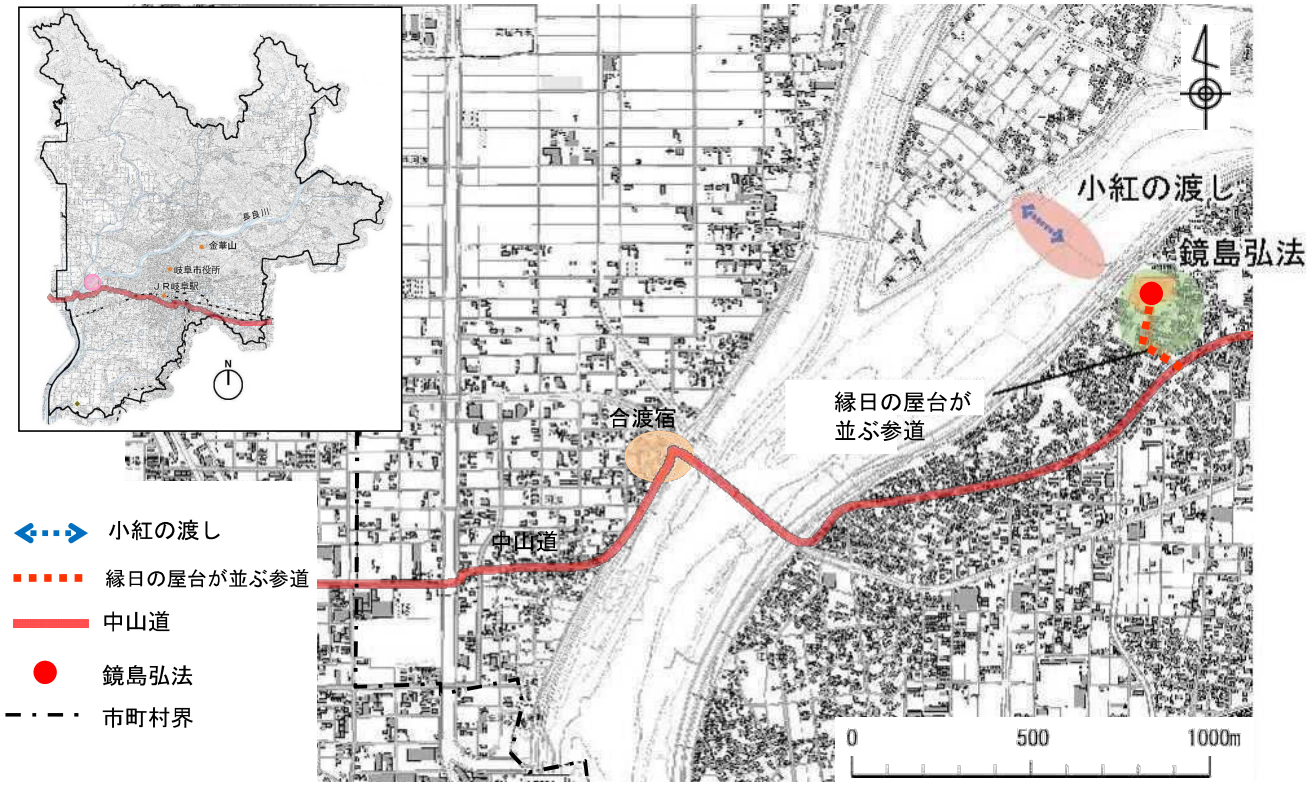
弘法大師の命日は毎月 21 日で、当寺で縁日会が開かれ民衆的で賑やかである。（写真Ⅱ-79）

寺の南を通る中山道は一方通行になり、参道には露店が並ぶ。参拝者は高年齢者が中心であるものの若者も訪れ、早朝の５時から参拝があり、午前 11 時から大師堂内で太鼓の音に合わせた大般若の読経が行われる。4 月 21～23 日は年に 1 回の御開帳の日であり、弘法大師像を拝観することができる。毎月第２日曜日には写経会もあり、近所の人を中心に、心を鎮めに、また日々の習慣として訪れる。



写真Ⅱ-79　弘法大師の命日の賑わい

小紅の渡しの乗船人数は、平日には一日 10 名程度の利用者であるが、鏡島弘法の縁日（毎月 21 日）には、一日に 100～200 人もの参拝者が乗船する。冬季は鴨などの野鳥が飛来するバードウォッチングのスポットでもあり、観光客や遠足の子供達などにも利用されている。鏡島弘法は奈良時代創建の寺院であり、小紅の渡しにより参拝に向かう人々の様子には、江戸時代から続く古来の道としての風情があり、渡しと人々の生活との深い関わりをうかがうことができる。



図Ⅱ-27　小紅の渡し・鏡島弘法位置図

７．三輪祭りと三輪神社にまつわる歴史的風致



写真Ⅱ-80　山県用水と三輪神社

長良川の支流である武儀川から跡部村（関市）で取水する山県用水は、岐阜市東北部の三輪村・宮上村をはじめとする 14 カ村の耕地を潤していた。（写真Ⅱ-80）

この山県用水は、鎌倉の初期に梶原平三景時が開削したと伝えられている。その後、天文 7 年（1538）鷲見美作守が家臣笠井直時に命じてこれを改修したとされ、田に水が引かれるようになり往時の人達は大変喜んだと伝えられる。『三輪緑史』によると、山県用水の受益地域であるこの井下 14 カ村は「井組」と呼ばれ、用水の維持管理に必要な経費や人手を出し合っていたとされている。14 カ村の多くは幕領であり、尾張藩領、高富藩領、旗本知行地も入り交じっていたが、経費や人手は領主の枠組を越えた「九半（くはん）の法」と呼ばれる独特の配分率で負担された。その配分率は村の大きさに関わらず、用水の上（かみ）、中（なか）、下（しも）の村の順に負担割合が少なくなるというものであった。山県用水は現在では美濃市内で長良川から取水する中濃用水と合併し、山県幹線用水路となって豊かな水を流している。



写真Ⅱ-81　三輪神社本殿

山県用水の維持管理を行っていた「井組」は用水の鎮護神である三輪明神（三輪神社）の氏子でもあった。三輪神社は、『美濃国神明帳』の記述に、天智天皇元年（662）に霊地されたとあり、山県用水の取水口近くに鎮座し、用水の井神として祀られている。古くは現在より南西にあったが、永禄 2 年（1559）には、現在の座地にて社殿の再建がされている。三輪神社本殿は檜皮葺屋根の入母屋造で、元禄 9 年(1696)に再建され、鳥居は寛文 9 年(1669)に建てられており、共に市の重要文化財に指定されている。（写真Ⅱ-81,82）



写真Ⅱ-82　三輪神社鳥居

また、三輪神社に隣接して建てられている三輪山真長寺には重要文化財の木造釈迦如来坐像が所蔵されており、承安 2 年（1172）から明治の初めまで三輪神社の別当寺となっていた。

三輪神社は古くから山県用水との繋がりが深く、『岐阜市史』によると、延享 5 年（1748）の記録に、古くは毎年正月 11 日に神社に寄り合って、その年の修理に必要な資材などをおよそ取り決め、4 月の川さらえ頃に再び拝殿に寄り合い、正月の決定を再検討したことが記されており、神社は用水の維持管理の要の場でもあったことがわかる。

現在、山県用水の管理をしていた「井組」は山県用水土地改良区として組織化されているが、田植え直前の 3 月に入ると、各氏子町内が同じ日に一斉に溝さらえを行っており、古くからの習わしが今も引き継がれている。

三輪神社の例祭である「三輪祭り」の主たる部分をなす「三輪神社稚児山の芸能」（写真Ⅱ-83）は、神社境内に作られた高台状の舞台上で稚児たちが舞を舞う芸能として、市無形民族文化財に指定されている。

こうした稚児舞は中世に行われていた芸能が残されたものと思われ、三輪祭りについても享保 6 年（1721）の「三輪差出帳」には、毎年稚児舞が行われていたことが記されている。三輪祭りは 4 月第 1 週の土日に行われており（昔は 7、8 日）、試楽の日（土曜日）の宵祭りでは、午後 7 時に氏子総代代表（旧家の後藤宅）の家に集まり、一回目の稚児の舞を済ませると、小提灯を持った人々の行列が、氏子総代代表の家から神社に向かう。人々は持ってきた提灯を神社にある舞殿（地元ではヤマと呼ぶ）の屋根裏に挿し、それらの明かりで稚児が舞殿で舞を 2 回舞う。

本楽（日曜日）になると、氏子総代代表の家の向かいにある正連寺境内から神社に向かって行列が出発し、御旗 10 本を持った氏子総代を先頭に、神主、浦安の舞を舞う子供、稚児、子供神輿（子供が担ぐ神輿）、大人神輿の順に進む。行列は神社に着くとお祓いを行った後、お供えをする。このお供えの時に稚児が舞を舞い、次に祝詞が奏上され巫女による浦安の舞が披露され、再び稚児の舞が奉納される。

（写真Ⅱ-84、写真Ⅱ-85）

現在の祭りの形になる以前は、神社への信仰の折り、「お籠の渡り者」が見られた。お籠の渡り者とは、殿様と奥方の衣装をつけた 2 人が籠に別々に入り稚児と行列を組んでいき、その行列は山県用水に浮かべた 2 艘の舟に乗り込み、神社の前まで舟で上るものであった。



写真Ⅱ-83　稚児山の芸能



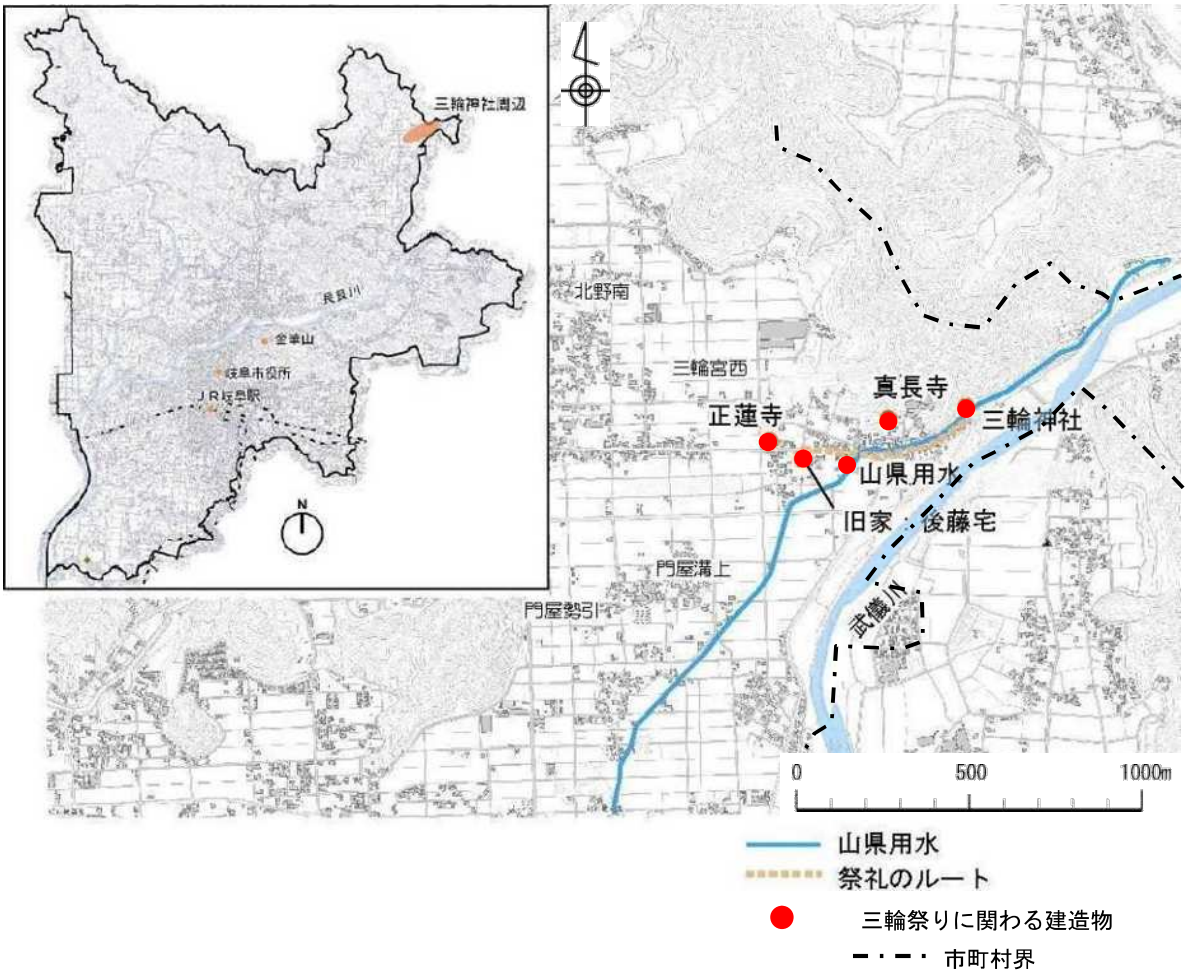
写真Ⅱ-84　三輪祭り行列



写真Ⅱ-85　山県用水を渡る行列

祭りの時期が近づいてくると、稚児の舞の練習の準備で氏子たちは騒がしくなり、祭り当日には、子供、大人の両神輿の掛け声や、笑い声が聞こえ、祭りの賑やかな風景が山県用水の水面に映し出される。

その山県用水の管理には、今も三輪神社の氏子たちが関わっており、周囲に水田が広がるのどかな風景と、飛鳥時代に創建された三輪神社で繰り広げられる祭りの賑やかな様子が、良好な歴史的風致を醸し出している。



図Ⅱ-28　山県用水と三輪神社位置図

Ⅲ．岐阜市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

１．岐阜市の歴史的風致の維持及び向上に関する課題

（１）歴史的建造物の保存に関する課題

岐阜の市街地は、明治 24 年（1891）の濃尾震災や昭和 20 年（1945）の岐阜空襲によりまちなみの大半が焼失したが、尾張藩の川湊として栄えた川原町地区には、震災や戦災を免れた明治期から戦前に建てられた町屋がまとまって残っており、岐阜城下町として栄えた地区にも歴史的価値の高い町屋が多数残っている。これらの地区ではまちなみを景観資源として保存・活用するために、歴史的建造物の維持・保全や一般建造物を歴史的まちなみに調和させる修景工事などへの助成、景観法に基づいて指定した景観重要建造物の修繕や修景工事に対する助成を行っている。しかし、これらの地区においても、所有者の経済的な事情などにより維持管理がおろそかになっているものもあり、老朽化や建築物そのものの耐震不足によって、建替えや取り壊しがされた家屋もある。平成 23 年度に景観部局で行った町屋の現況調査では、平成 18 年（2006）に 400 件あった町屋建築物が 358 件まで減少しており、残っている建築物の数に対して、文化財や景観重要建造物等の指定件数も少なく、将来の町屋建築物の消失が懸念される。

また、岐阜城下町として栄えた地区には、歴史的風致の重要な要素となっている寺社建築物もあるが、建物規模が大きいため、多額な修理、修繕費用がまかなえずに老朽化が進んでいるものも多い。市管理の登録有形文化財の岐阜公園三重塔においても、建築経過年数からくる老朽化のため、軒下を支柱で支えなければならない状態になっている。

そのため、立入禁止柵により建物への近寄りが制限されており、建物崩壊の危険性もさることながら、歴史的景観の魅力や価値を半減させる要因となっている。（写真Ⅲ-1）



写真Ⅲ-1　岐阜公園三重塔の立入禁止柵

（２）伝統的な活動の保存・継承に関する課題

長良川鵜飼は 1300 年以上の歴史を有しており、その観覧事業は岐阜市観光の核として、市民に認識され親しまれている。また、鵜匠は宮内庁式部職としての身分を持ち、その身分は世襲により継承され、見せ鵜飼（観覧事業）によって地域の観光産業として相互扶助の体制が確立されているため、鵜飼そのものの技術継承をする上では一定の条件を満たしているともいえる。

しかし、鵜飼を支える多くの人員や道具の確保は、年々難しい状況になりつつある。鵜舟や鵜飼観覧船を操る船頭、鵜飼等に用いる舟のほか、鵜飼で用いられる諸道具の製造に携わる多くの人員が後継者不足のため高齢化の状態に陥っており、鵜飼を下支えする伝統技術の継承が危ぶまれている。

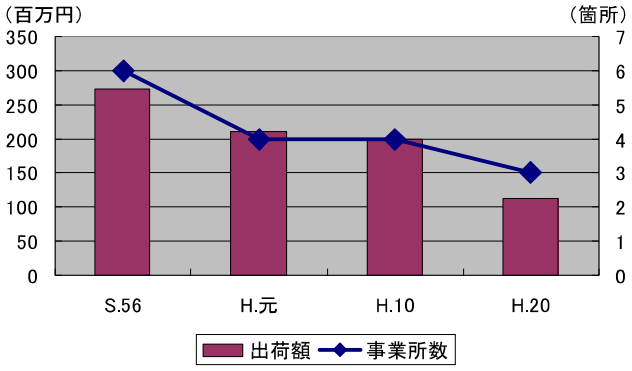
また、市民の就業形態の変化や生活様式の多様化、少子高齢化などを背景に、地域住民の人間関係やコミュニティが希薄化傾向にある。地域への愛着が薄れることで、岐阜まつり等の伝統的な祭りや地域行事への若年層の参加が減少しており、地域の伝統文化の維持が困難になりつつある。

岐阜提灯や岐阜うちわ、岐阜和傘などの伝統産業も、より便利で安価な製品が登場したことによる需要の減少や、少子高齢化による後継者不足により、産業自体の衰退が見受けられる。

（表Ⅲ-1、図Ⅲ-1）

表Ⅲ －１　岐阜和傘の出荷額・事業所数の推移

年度	岐　阜　県	
	出荷額（百万円）	事業所数（箇所）
S.56	274	6
H.元	212	4
H.10	200	4
H.20	112	3



図Ⅲ －１　岐阜和傘の出荷額・事業所数の推移
※従業員４人以上の事業所を対象
工業統計表 品目編（経済産業省経済産業政策局調査統計部）

（３）歴史的資産の調査と情報発信に関する課題

岐阜市では、史実調査や発掘調査により、その歴史的価値が明らかになった建造物や遺跡、習俗や祭りなどについて、文化財保護法等に基づく文化財指定などの価値付けを行い、財政的、技術的支援を行いながら、その保護を図ってきた。

一方、市内には地域においてのみ認識されている歴史や伝統・文化を色濃く反映している建造物や祭りも多数ある。それらの歴史的資産の多くは、行政としての学術的調査が不十分な面もあり、価値付けがなされておらず、文化財として指定・保護されるまでに至っていない。

埋蔵文化財においても、包蔵地として市内全域に約 300 箇所が確認されているが、財政的な課題もあり、その全てについて発掘調査などの検証ができているわけではない。発掘調査が継続的に実施されている史跡岐阜城跡の重要な要素でもある「織田信長公居館跡」についても、これまでの発掘調査により池や石垣など貴重な遺構が発見されてはいるが、建物構造などは調査不足のため分かっておらず、全容解明までには至っていない。

調査、価値付けが不十分であるため、それに比例して市民の認知も低く、それら歴史的資産の保護意識も薄くなっているのが現状であり、価値付けされている文化財においても、その価値を解説している説明板も少ない。設置されているが老朽化しており内容が不明な説明板もあり、市民の認知不足の一因となっている。

また、調査、研究により価値が確認されている文化財については、市ホームページや広報誌、市の歴史や文化を総合的に扱っている歴史博物館での展示や企画展等、様々な媒体や機会を捉えて、その価値を市民や観光客に発信してきた。ただ、画一的な広報や、歴史博物館による総合的な情報発信であるため、市民や観光客の歴史や文化に対する興味や保護意識が高まっているとは言い難い。さらに歴史資産について価値を認識してもらい興味を持ってもらうための情報発信拠点も、施設としては歴史博物館が一手に担っており、歴史博物館を補完する施設が求められている。

（４）歴史的資産の周辺環境に関する課題

岐阜市では戦災や震災を免れ、江戸時代から戦前までに建てられた町屋のまちなみが残されている川原町地区では、早くからその歴史的価値が認識されており、無電柱化や修景舗装などが行われ、歴史的な景観が再生しつつある。



写真Ⅲ-2　岐阜城下町のまちなみの電柱

しかし、それ以外の地区では、舗装の修景は進展しつつあるが無電柱化まで実施されておらず、伝統的な祭りの巡航経路などでは、華やかな神輿や行列の後ろに電柱や電線が写りこみ、興をそがれる景観となっている。(写真Ⅲ-2)

また、場所が近接し、同じ時代・背景によって発展してきた風致もあるが、これまではそれぞれの風致内のみで整備が行われており、相互のつながりを感じることができない。歴史的風致のつながりを感じさせるためには、案内板などにより、風致内の歴史的資産へ適切に誘導することが有効であるが、主要な道路にしか案内板がなく、その数も少ないのが現状である。

また、それぞれの風致をつなげるネットワークの役割を持つ道路においては、幹線道路の抜け道として利用する車両の通行もあり、歩道が設置されていない生活道路や歩道幅員が狭い道路などでは、歩行者に対する安全性が課題にもなっている。

（５）歴史的風致の周辺環境に関する課題

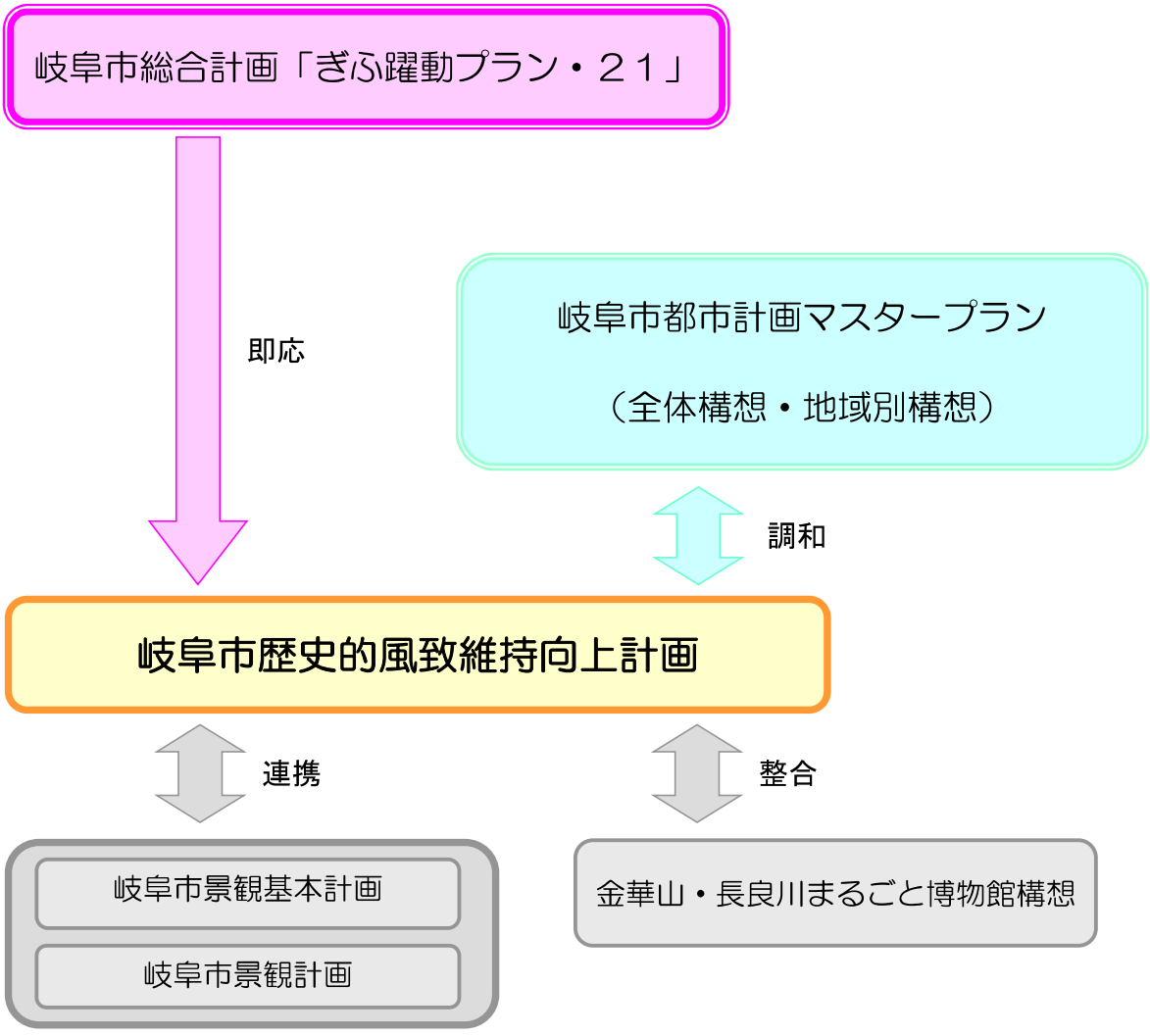
これまでは各歴史的風致を形成している地区内を中心に環境整備を進めており、その周辺にはあまり目を向けてこなかった。

将来にわたって歴史的風致の維持向上を図るためには、歴史的風致を形成している地区の周辺についても、その歴史的風致を補完するような環境整備を行う必要があるが、その整備方針が定まっていないのが現状である。

２．関連計画との整合性

本計画は、本市の基本構想を含む岐阜市総合計画「ぎふ躍動プラン・２１」に即するとともに、「岐阜市都市計画マスタープラン」と調和が保たれたものとする。

また、「岐阜市景観基本計画」や「岐阜市景観計画」、「金華山・長良川まるごと博物館構想」など関係する各種計画と連携・整合を図り、歴史・文化・自然が織りなす歴史的風致を活かしたまちづくりを推進する具体的な計画として位置づける。（図Ⅲ-2）



図Ⅲ-2　　関連計画との相関図

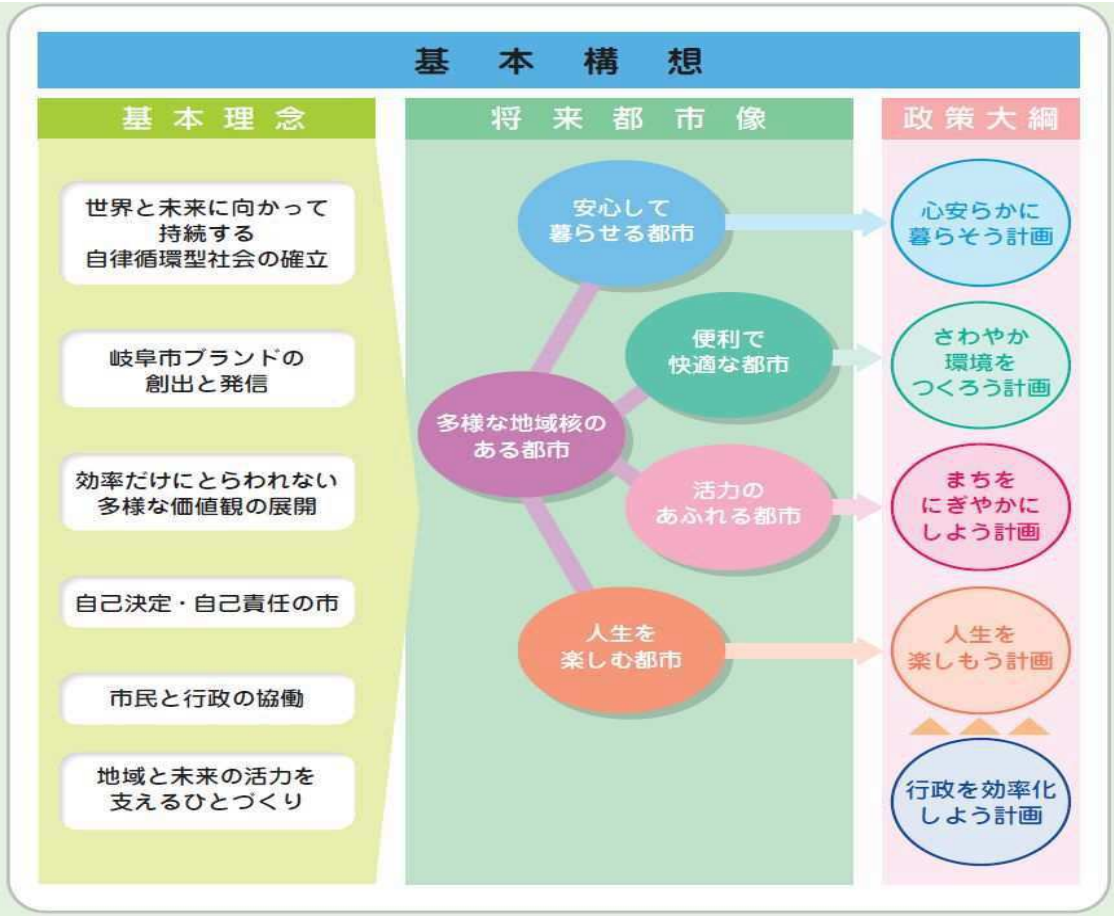
（１）岐阜市総合計画

岐阜市総合計画「ぎふ躍動プラン・２１」は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成されている。その中の基本構想（期間の定めなし）は、平成 15 年（2003）12 月に議決を経て策定され、目指すべき都市像と、これを実現するための政策大綱、都市像実現への取り組みの姿勢などの基本理念を示している。（図Ⅲ-3 ）

基本理念では、自然・環境の領域のみならず、文化の領域においても、伝統的な文化資産のよさを現代的に再生するなど、持続可能な自律循環型社会を確立し、本市ならではの資源や特徴を国内外に対して戦略的に情報発信していくことで、地域の活性化を図るとしている。

また、地域の特性を生かし、活性化を図るため、将来都市像では「活力のあふれる都市」において、1300 年以上の歴史的伝統のある長良川鵜飼などの本市固有のよさを生かしながら、交流、観光などの振興を図るとし、その施策展開は市民との協働により進めるとしている。

さらに、将来都市像の実現を図る政策大綱の「まちをにぎやかにしよう計画」においては、観光振興について、既存観光資源の刷新や都市観光、滞在型観光など、新しい観光の形態の創出を図るとしており、「魅力ある観光の推進」や「ブランド化の推進と情報発信」といった取り組むべき施策が示されている。



図Ⅲ-3　　基本構想体系図

基本構想を実現するため、平成 20 年（2008）3 月に策定された基本計画２００８（計画期間：平成 20 年度～平成 24 年度）では、「土地利用の基本方針」として、長良川や金華山の周辺地域において歴史的な雰囲気を生かした魅力の向上を図るとし、「将来都市構造図」（図Ⅲ-4）において、同地域を本物の自然・歴史・文化遺産や緑・川が堪能できる「自然・歴史・景観拠点」と位置付けている。さらに、「個性豊かな美しい景観形成」の方針では、歴史的建造物や歴史的まちなみを活かした雰囲気のある景観の保全と創出を図るほか、長良川鵜飼や歴史的文化財など、点在する歴史的・文化的資源のシンボル化やネットワーク化に努めるとしている。



図Ⅲ-4　　将来都市構造図

また、「活力があふれる都市」の実現を図る「まちをにぎやかにしよう計画」においては、「魅力ある観光の推進」や「ブランド化の推進と情報発信」といった取り組むべき施策が示されている。

「魅力ある観光の推進」では、長良川や金華山、岐阜城など、本市の誇りとする自然・歴史・文化資産の魅力アップとともに、自然、歴史、文化が体感できる「まちなか観光」を推進するとしている。また、長良川や金華山の周辺観光施設を結ぶ拠点として、歴史公園として岐阜公園を再整備するとともに、「まちなか歩き」を推進するための環境整備を図るとしている。

「ブランド化の推進と情報発信」では、自然、歴史、文化、まちなみなど、にぎわいを創出するさまざまな要素について、一層磨きをかけるとともに、新たな資源や眠っている資源を掘り起こすことでブランド化を推進し、さらには、ブランド情報を積極的に発信することで、都市イメージと知名度のシナジー（相乗）効果を高めていくとしている。

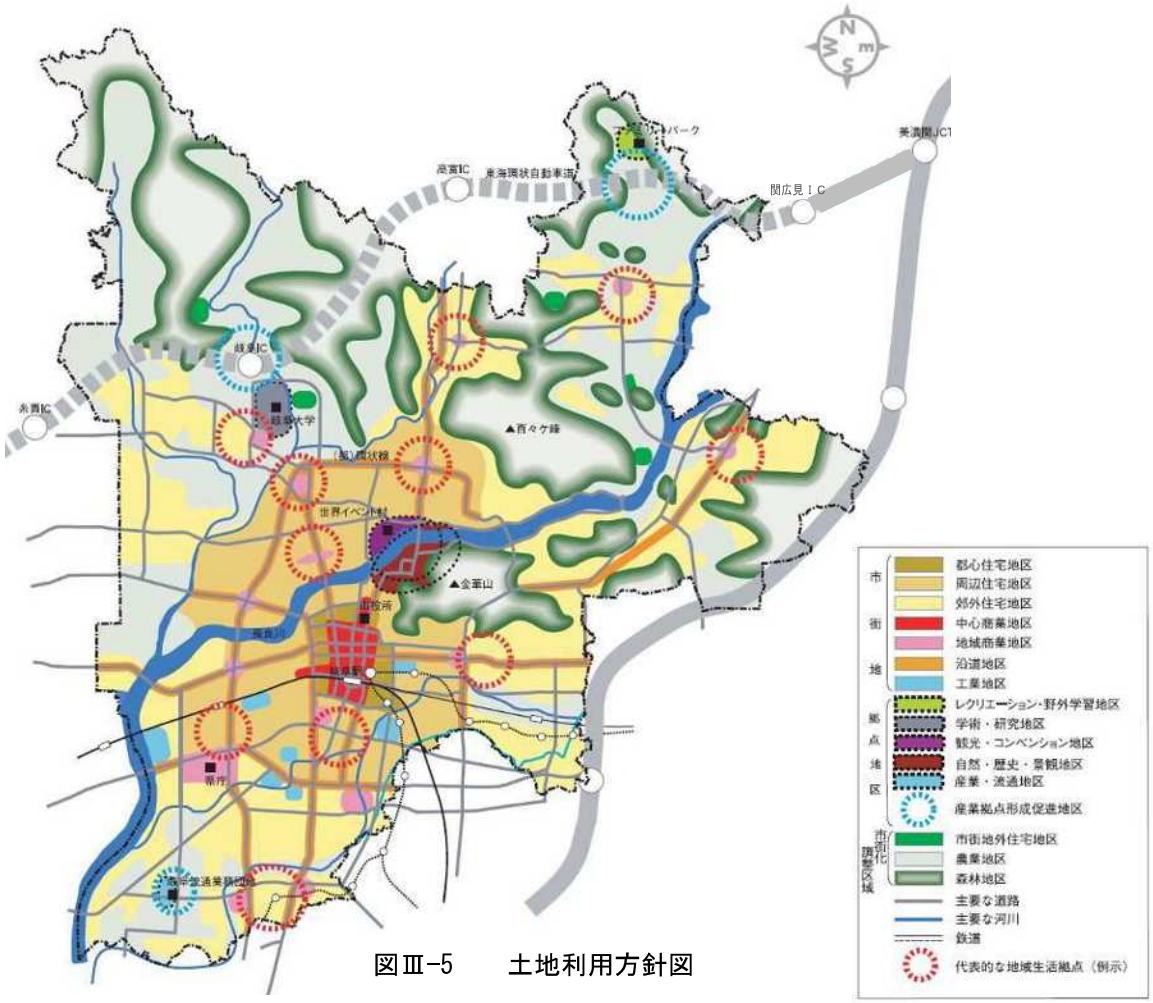
（２）岐阜市都市計画マスタープラン

平成 20 年（2008）12 月に見直した「岐阜市都市計画マスタープラン 全体構想」では、都市づくりの基本理念として、「豊かな自然と歴史に恵まれた環境のなかで、コンパクトな市街地が互いに連携した、安全で安心な活力あふれる県都」を掲げ、目指すべき将来都市像を以下の通り設定している。

・高度で多様な都市機能が集積した中心市街地と、身近な生活拠点が適切に配置された日常生活圏とが、公共交通など総合的な交通体系により効率的に連絡しあう、多様な地域核のある集約型の都市
・新たな産業立地や多様な生活ニーズを支える広域交通網が配置された都市
・豊かな自然や歴史資産が融合する都市

この将来都市像実現に向けた都市づくりの目標のひとつである「都市の魅力を高める美しい景観・環境が創出されたまちづくり」の中で、「道三公、信長公ゆかりの岐阜の成り立ち・歴史文化を尊重した都市空間」の整備を進めることで美しい個性的な景観や快適な都市環境を創出することとしており、土地利用の方針においても「自然・歴史・景観地区」を示している。（図Ⅲ-5）

また、平成 22 年（2010）5 月に見直した「岐阜市都市計画マスタープラン 地域別構想」では、岐阜市域を 13 の地域に区分し、地域特性に応じたまちづくりの目標や方針を示しており、重点区域が含まれる地域（中央部①）のまちづくりの将来目標のひとつに、「優れた自然・歴史・文化を活かした情緒あふれるまちづくり」が掲げられている。



図Ⅲ-5　　土地利用方針図

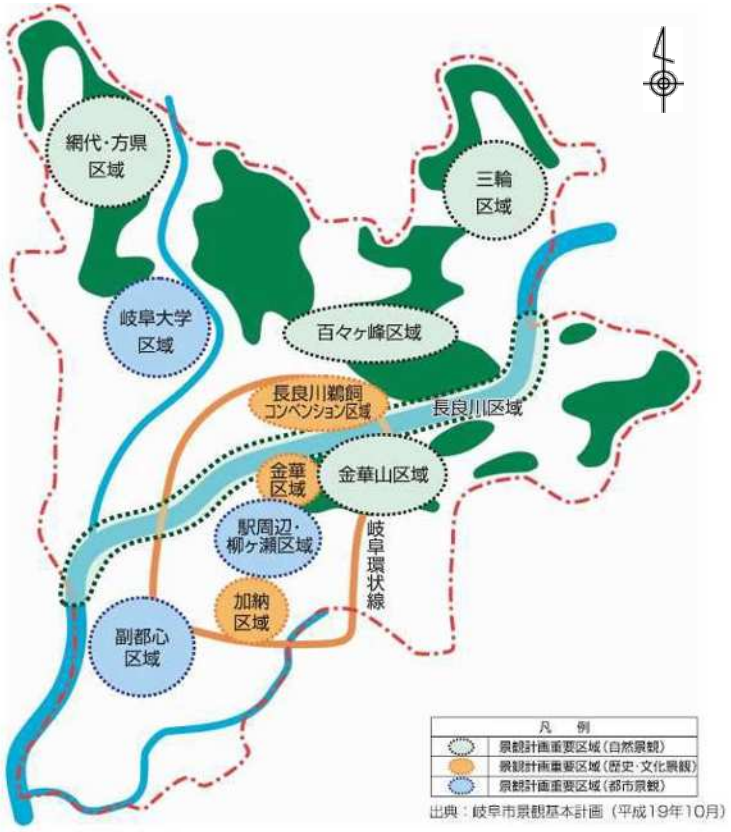
（３）岐阜市景観基本計画

岐阜市では、平成 16 年（2004）12 月の景観法の一部施行を受け、より幅広い価値観と地域特性を生かした岐阜のまちづくりに向け、多様な景観施策の展開を目指し、マスタープランとして「岐阜市景観基本計画」を平成 19 年（2007）10 月に策定し、基本理念、基本目標を次のように位置づけている。

□基本理念	「美を愛で、美に和み、美に潤う岐阜のまち」 ～自然と都市を調和させ、歴史と未来をつなぐ景観を創り出す～	
□基本目標	『自然・環境が生きる景観』	『歴史・伝統が再生する景観』
	『都市が進化・発展する景観』	『地域の個性を生かした景観』

この基本理念、基本目標を踏まえ、市全体の良好な景観形成を図るうえでの基本的な考え方を総合的な景観形成の基本方針として、長良川や金華山などの自然豊かな美しい景観の保全・創出を目指した「豊かな自然の景観を創る」、岐阜と加納の２つの城下町の景観の保全・創出、岐阜城等の歴史資源や鵜飼等の文化資源の保全・活用を目指した「城下町の歴史的な景観を創る」を設定している。また岐阜らしい景観を形成していくために、特に重要な区域を「景観計画重要区域」（図Ⅲ-6）として位置付け、良好な景観の形成を誘導していくこととしている。そして、総合的なまちづくりの推進に向けて、まちづくりの機会を捉え、魅力的な景観づくりへと展開する「景観まちづくり」を積極的に進めていくこととしている。

「景観まちづくり」を進めるための施策としては、景観に影響を与える個別の開発行為や建築活動を規制・誘導する施策、良好な景観形成の先導的役割を担う公共施設の整備や良好な景観形成に関する事業の実施、市民の景観に対する意識を高めるための普及啓発等を進めていくこととしている。

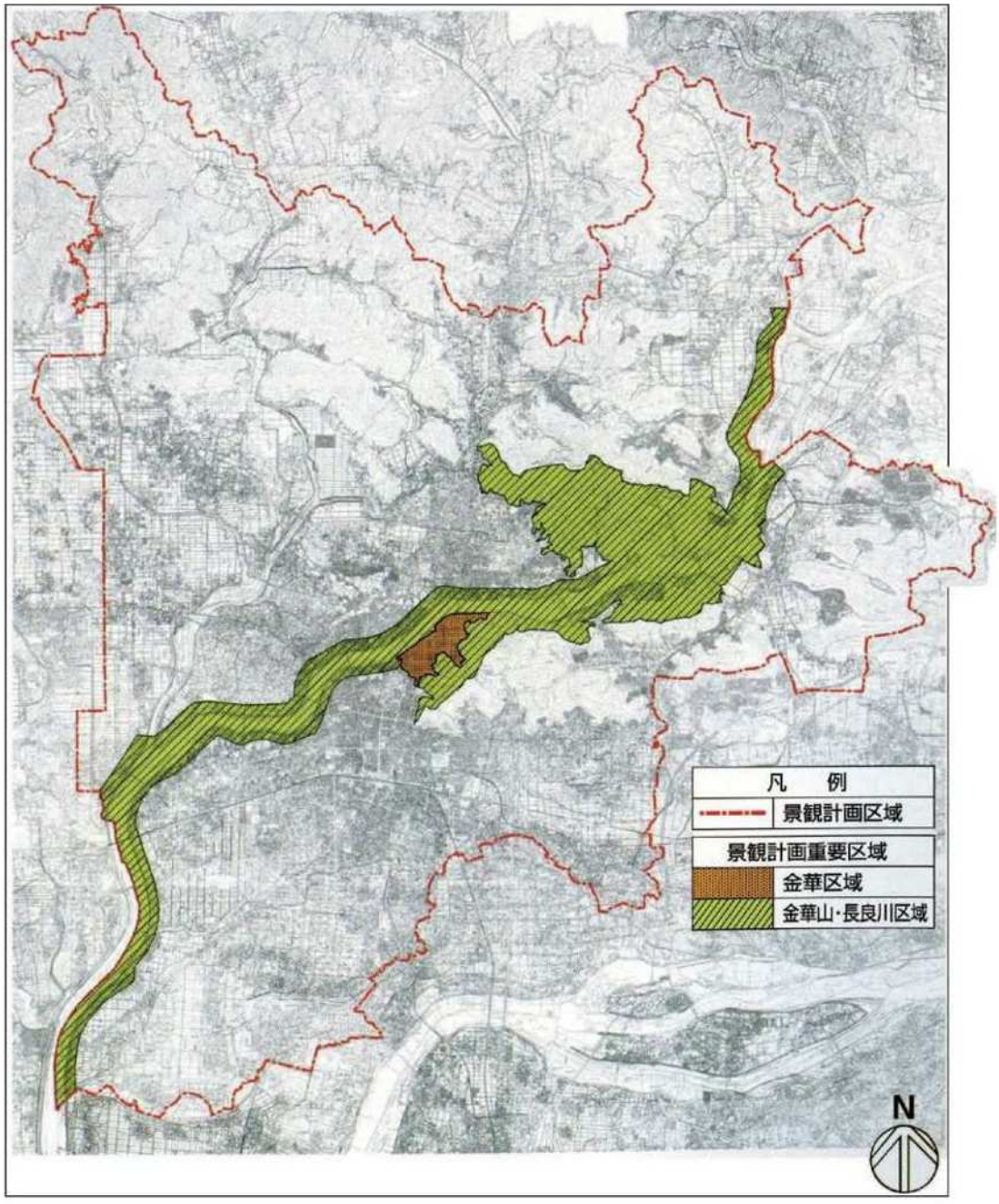


図Ⅲ-6　　景観計画重要区域イメージ

（４）岐阜市景観計画

「岐阜市景観計画」では、「岐阜市景観基本計画」で示されている「景観まちづくり」を進めるための施策のうち、規制・誘導として、良好で美しい景観を形成するため、景観計画区域において、具体的な景観形成の方針やルールの策定及び景観形成上の重要な建築物や樹木の指定を行っている。また、景観上、特に重要な区域を「景観計画重要区域」（図Ⅲ-7）として位置付け、地域別の方針や詳細なルールを定めている。

	対象区域	区域面積
景観計画区域	市域全域	約 20,289ha



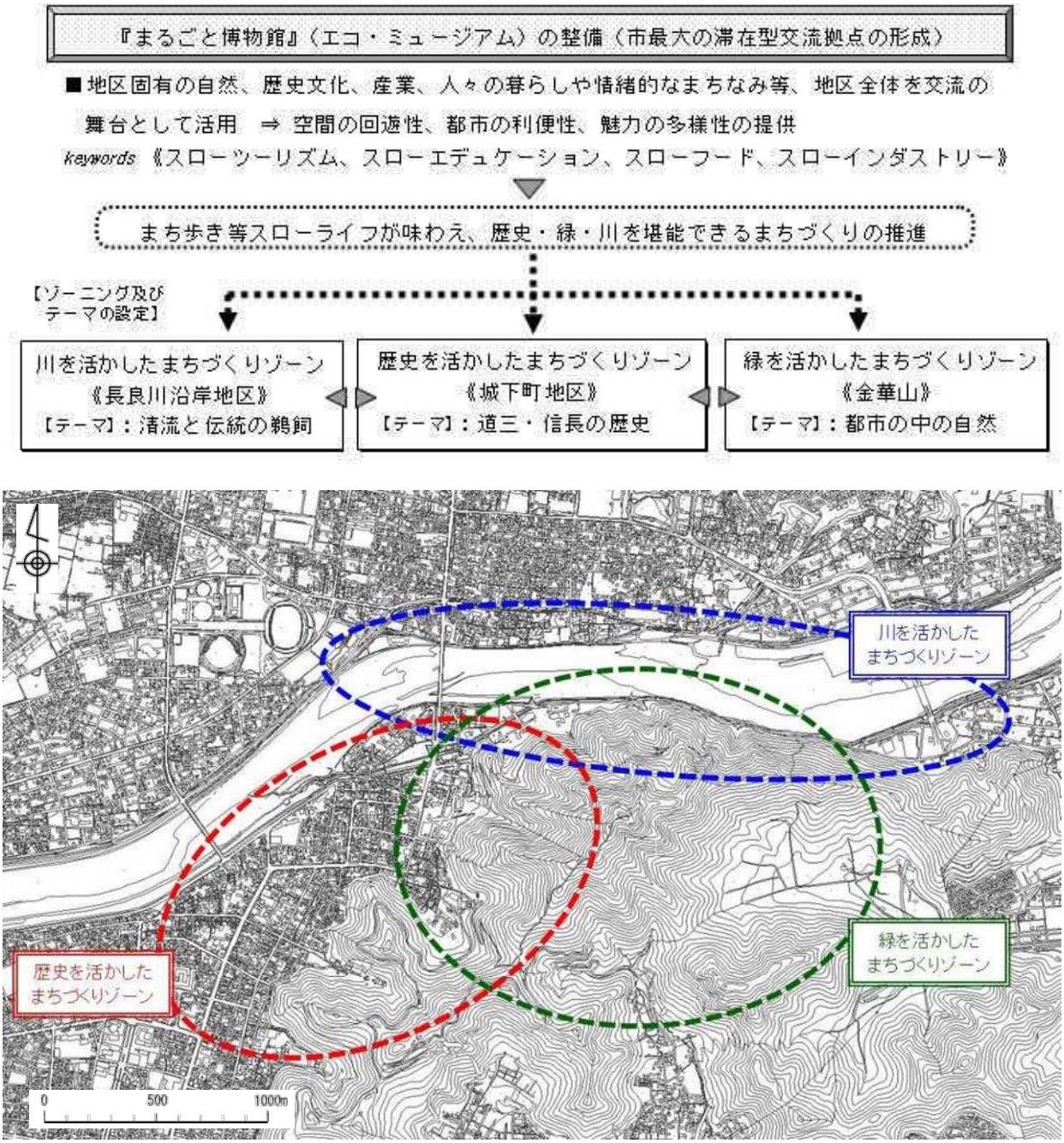
図Ⅲ-7　　景観計画区域図

（５）金華山・長良川まるごと博物館構想

岐阜市では、本市の自然・文化・歴史遺産が集積し、観光の拠点でもある金華山・長良川周辺を対象地域とした「金華山・長良川まるごと博物館構想」が平成 15 年度に策定されている。

本構想では対象地域全体を野外博物館（エコミュージアム）として捉え、3 つのゾーニングとテーマ『川を活かしたまちづくりゾーン（鵜飼)』『歴史を活かしたまちづくりゾーン（道三・信長)』『緑を活かしたまちづくりゾーン（自然)』を定めている。（図Ⅲ-8）

また、生活に密着した魅力（歴史的景観、自然資源、祭り等の文化）を資源として再生・活用することや、回遊性や人々の連携を強めることを構想推進の方針としている。



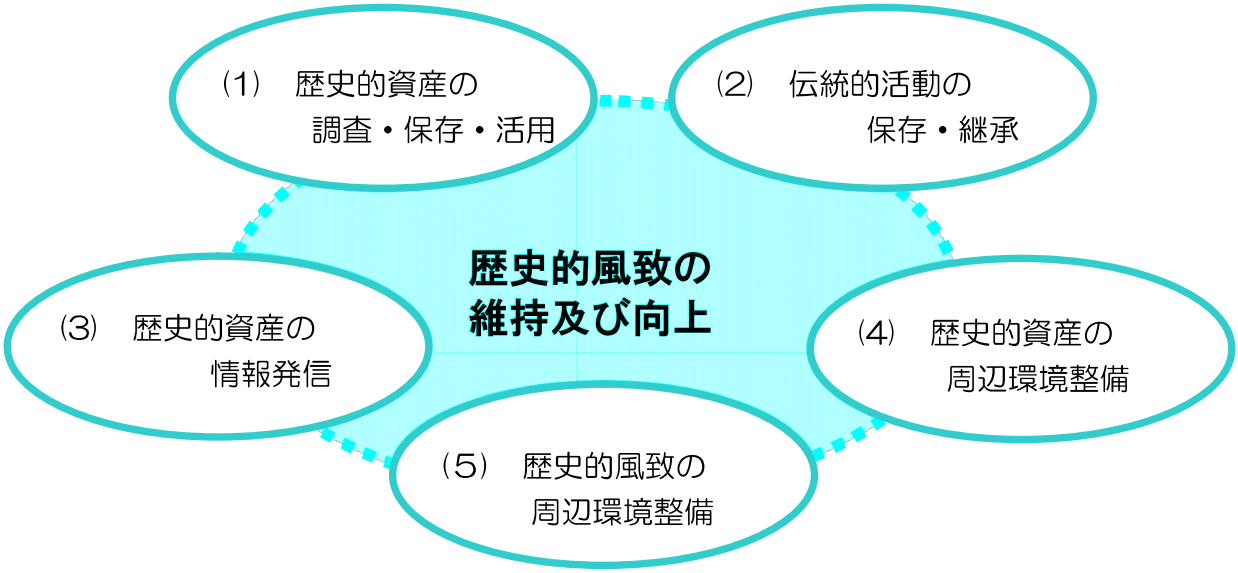
図Ⅲ-8　金華山・長良川まるごと博物館構想ゾーニング図

３．岐阜市の歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

維持向上すべき歴史的風致における取り組みの状況及び課題を踏まえ、今後についても岐阜市固有の歴史的風致の維持及び向上を図るため、市民や行政等が連携して、岐阜市固有の文化財が一体となって創り出される歴史的風致を保存・活用し、歴史、文化、自然豊かな都市の形成と、岐阜市ブランドの創出・発信を推進することとし、以下のとおり５つの基本方針を定める。

（図Ⅲ-9）

（１）歴史的資産の調査・保存・活用
（２）伝統的活動の保存・継承
（３）歴史的資産の情報発信
（４）歴史的資産の周辺環境整備
（５）歴史的風致の周辺環境整備



図Ⅲ-9　歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

（１）歴史的資産の調査・保存・活用

現在、国、県及び市による指定等を受け保護されている文化財については、今後も継続して適切な保存と活用を図っていく。また、市域に多数存在している未調査の江戸時代から近現代まで含めた歴史的建造物、祭りや習俗などの無形文化財、発掘調査などの検証が行われていない埋蔵文化財については、文献史料や発掘による学術的調査を順次実施し、歴史的史実の把握、価値付けに努め、その調査結果を総合的に整理し、岐阜市の歴史資産の全容解明に努める。

特に、岐阜市の歴史的風致の重なりの中心にあり、史跡岐阜城跡に含まれる「織田信長公居館跡」については発掘調査を継続して実施し、歴史的価値を深めていくと共に、その有効な活用にも積極的に取り組んでいく。

また、調査により価値が判明した歴史資産については、新たな文化財としての指定や、景観形成建造物などへの指定により、将来への保存と積極的な活用を進めていく。

町屋などの歴史的建築物については、適切な保存がなされるように、所有者に対して既存の補助制度の周知を行うとともに、補助制度の柔軟な運用、新たな補助制度の検討も行い、維持管理費の

負担軽減を図っていく。岐阜公園三重塔のように老朽化が見受けられ、将来的な保存に懸念が持たれる建築物については、損傷状態の現状を調査・把握し、修理・整備の優先順位を付け、適切な方法で修繕を行っていく。

（２）伝統的活動の保存・継承

長良川鵜飼については、これまで実施してきた習俗調査の範囲を広げ、鵜飼を下支えする鵜飼観覧船操船技術などの様々な伝統技術を記録・整理していくとともに、鵜匠をはじめとする鵜飼関係者や各技術の保持者・保持団体等と共に、人材や鵜飼で用いられる諸道具等の確保について、継承に向けたさまざまな取り組みを行う。また、全国の関係団体で組織する「全国鵜飼サミット」などにおいても、課題を共有し、課題の解決に取り組む。

また、岐阜まつりなどの伝統的な祭りについても、実態を的確に把握し記録として残していくとともに、まつりを継承していくためのさまざまな活動に対する支援を行い、併せて人々の活動の拠点となっている場所の整備を進めていく。

岐阜提灯や岐阜うちわ、岐阜和傘などの伝統工芸品産業については、岐阜市で企画するイベントや企画展を中心にエコを前面に出したＰＲ、イベント賞品への活用など、伝統工芸品の認知度を高め、新たな需要の創出を図る。あわせて次代の後継者を育成するプログラムなどの検討を行い、後継者の確保や技術継承が持続される環境を構築する。

（３）歴史的資産の情報発信

市民や観光客に岐阜市の歴史や文化をより深く理解してもらうためにも、岐阜市の歴史的資産の価値を広く情報発信することが必要になってくる。

歴史的資産を紹介するパンフレットの配布、ホームページの活用による情報発信をこれまで以上に積極的に行うとともに、地域のまちづくり会やＮＰＯ団体、町内会等の地域活動団体と協働した講習会の開催など連携を図り、岐阜市の魅力を市民や観光客に広くアピールしていく。また、市内に点在する文化財には、歴史的価値を分かりやすく示した説明板の設置を進める。

さらに岐阜市の歴史や文化について、総合的な情報を把握、発信している岐阜市歴史博物館を補完し、歴史博物館との連携を考慮した、市民や観光客の交流拠点となるような情報発信拠点を、その内容や場所も含めて検討し、整備していく。

（４）歴史的資産の周辺環境整備

歴史的風致が形成されている環境においては、歴史的風致を構成している歴史的資産とその周辺とが一体となった空間を形成することを念頭に置き、街路整備や歩道設置、電線類の地中化等、歩行者の安全性を確保した形での修景整備を行い、市民や来訪者が岐阜市の文化や歴史に出会え、感じることができる場所として、歴史的資産が相互に繋がる歩行者ネットワークの整備を進めていく。

また、点在する歴史的資産については、歩行者ネットワークを補完する形で、所在地への案内標識、関連施設の案内板の設置を検討していく。

（５）歴史的風致の周辺環境整備

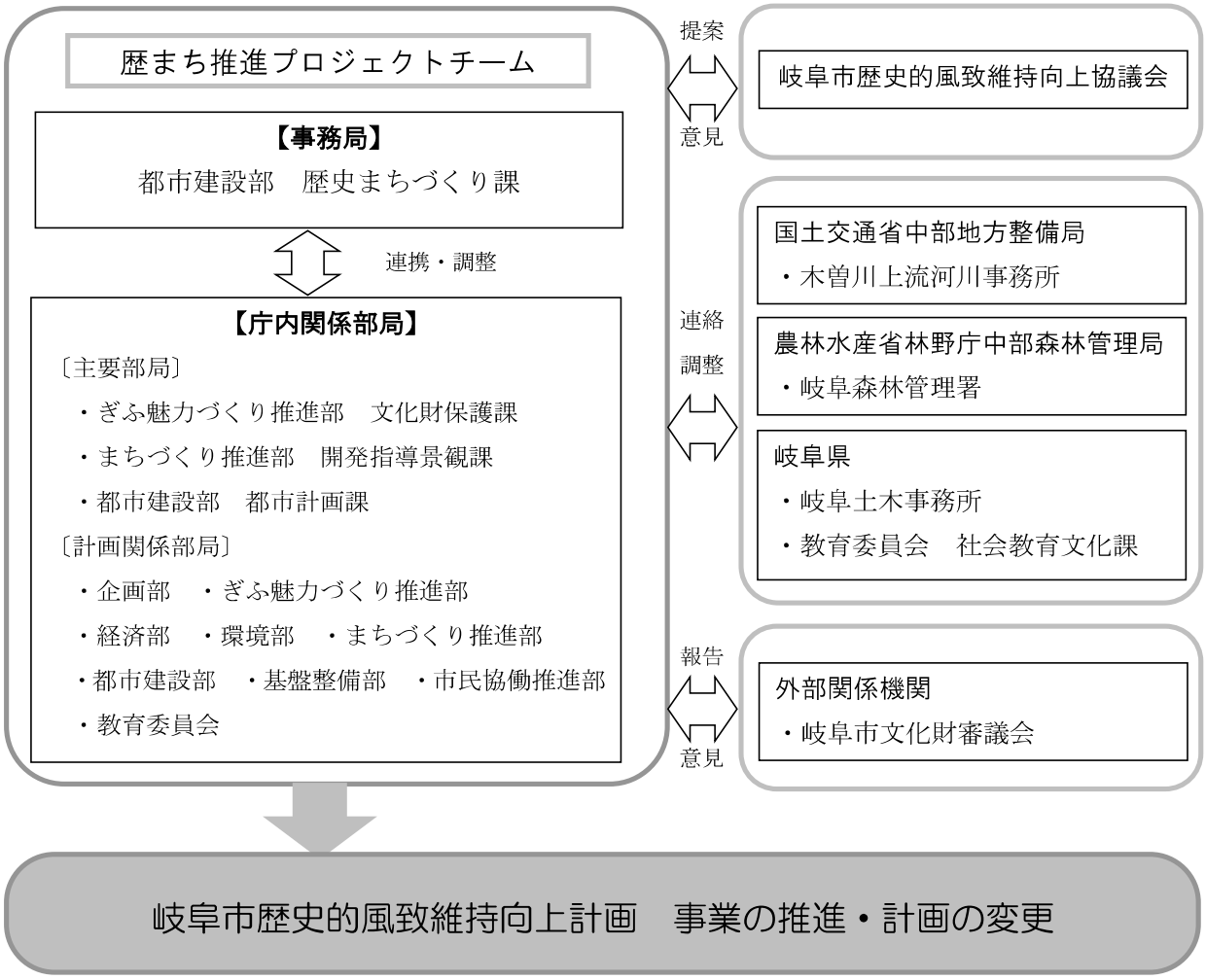
歴史的風致の周辺については、歴史的風致が形成されている環境の歴史的文化的価値を補完し、高め、認識できるように、今後、環境整備のあり方を検討していく。

４．計画の実施・推進について

歴史的風致の維持及び向上を図るため本計画に位置付けている事業の実施・推進に際しては、事業を実施する各担当課の連絡・調整が不可欠であるため、本計画策定時に組織した「歴まち推進プロジェクトチーム」により、庁内の連絡・調整を積極的に行うことを基本とする。また、「岐阜市歴史的風致維持向上協議会」からの意見や提案をもとに、事業内容の修正や補足調査を行い、事業を実施することとする。

さらに必要に応じて、道路・河川・森林等の各施設管理者との連絡・調整を行うとともに、「岐阜市文化財審議会」への報告や意見照会を行い、効果的な事業を進めることとする。

また、事業完成後にはその成果（または課題）を検証し、結果をフィードバックしながら本計画の事業効果を高めていくこととする。（図Ⅲ-10）



図Ⅲ-10　計画の推進体制

Ⅳ．重点区域の位置及び区域

１．重点区域の位置

岐阜市には、市内各地に歴史や伝統を反映した漁労や生業、祭りなどの人々の営みが繰り広げられ、またそこには、その人々の営みと密接に結びついている歴史的な建造物が残っており、多様な歴史的風致を形成している。

それらの歴史的風致の中で、本計画において設定する重点区域は、国指定文化財周辺であり、かつ、その他の文化財や歴史的建造物が集積し、そこで漁労や生業、祭りなど人々の伝統的な活動が今も展開され、建造物と人々の活動が一体となり、風情や情緒が醸し出されている良好な市街地環境が残っている範囲とする。さらに歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することで、市域の歴史的風致の維持及び向上が効果的に図られる範囲とする。



図Ⅳ-1　岐阜市の歴史的風致の分布と重点区域の位置

1300年以上の伝統を誇る長良川鵜飼と鵜匠の家がある鵜飼屋には、川と共に生きる独特の生活様式によって造られた町の風情が現在も残っており、長良川の清流沿いの漁場と一体となって「長良川鵜飼と鵜匠の家にまつわる歴史的風致」を形成している。

斎藤道三や織田信長の時代に由来する岐阜城跡は史跡として指定されており、その城下町であった金華地区は当時の町割りを今も残している。また、この地区では、江戸時代以前から継承されている伊奈波神社の例祭である岐阜まつりが行われ、「岐阜まつりと岐阜城下町にまつわる歴史的風致」を形成している。

江戸時代から戦前までに建てられた町屋のまちなみが残る川原町には、岐阜提灯や岐阜うちわなどの伝統工芸品の製造も根付いており、「岐阜提灯・岐阜うちわと川原町の町屋にまつわる歴史的風致」を形成している。

これらの地区では、歴史的価値の認識不足や所有者の経済的な事情により家屋の老朽化が進み、また建築物そのものの耐震不足などにより、歴史的なたたずまいを残している家屋の建替えや取り壊しも進みつつある状況である。

長良川鵜飼についても、鵜飼を下支えする多くの人員や道具の確保が難しくなっており、その伝統の継承が危ぶまれているなどの課題を抱えている。

さらに、多くの歴史的資産や文化的資産があるにも関わらず、情報発信が少ないことから、それらの価値が市民や観光客に対して十分に伝えきれていないことも挙げられる。

こうした課題を解決するため、本計画においては、史跡岐阜城跡を含むこれら３つの歴史的風致の地区を「金華・鵜飼屋区域」として重点区域に設定し、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することとする。

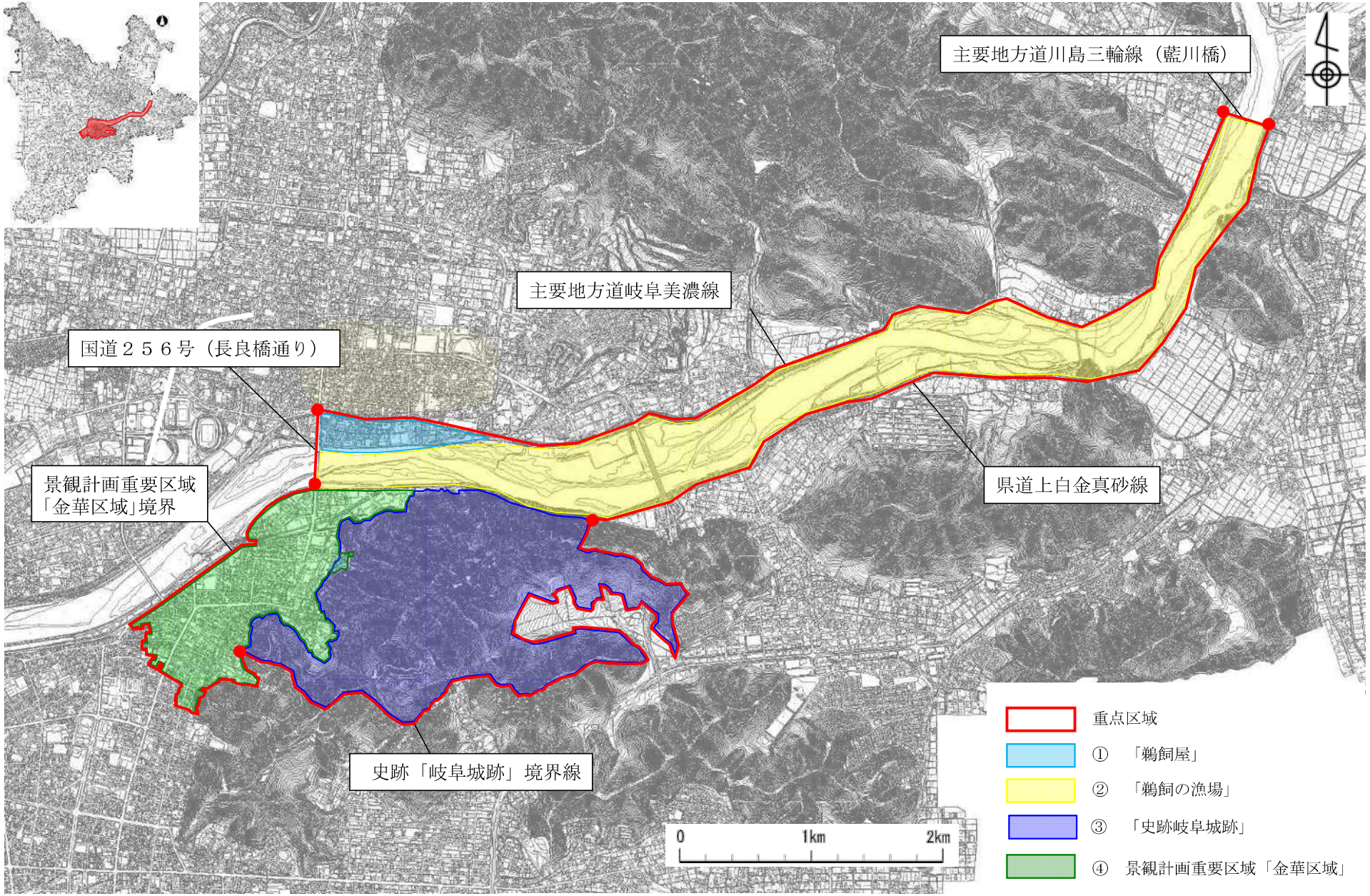
なお、史跡加納城跡を含み、加納城の城下町であり中山道の宿場町として栄え、加納城の守護神として建てられた加納天満宮で行われる祭りや和傘製造などの人々の活動が残り「加納天神祭り・岐阜和傘と加納城下町の歴史的風致」を形成している地区については、今後、城跡の発掘調査の成果や周辺の歴史資産調査などの進捗に合わせ、重点区域の設定を検討することとする。

２．重点区域の区域

名　称　　**金華・鵜飼屋区域**
面　積　　**約５５０ha**

重点区域の区域は、以下の４つの範囲から構成する。

① 長良川鵜飼と鵜匠の家にまつわる歴史的風致の中心地区である「鵜飼屋」（国道西側区域を除く）
② 現在、鵜飼が行われている「鵜飼の漁場」
③ 岐阜まつりと岐阜城下町にまつわる歴史的風致の中心をなす「史跡岐阜城跡」
④ 岐阜城下町と岐阜提灯・岐阜うちわと川原町の町屋にまつわる歴史的風致に関わる景観計画重要区域「金華区域」



図Ⅳ-2　重点区域「金華・鵜飼屋区域」

３．重点区域における歴史的風致の維持及び向上の効果

重点区域として設定した「金華・鵜飼屋区域」は、岐阜市の中心部に位置し、旧岐阜城下町を始め、川原町、鵜飼屋地域において、文化・経済の中心的な地域であった。現在は、歴史的な趣を有する建築物などを活かしたまちづくりが進み、遠方より多数の来訪者を集める岐阜市の代表的な観光地となっている。

重点区域において、歴史的な建造物の保全、活動及び修景などを、重点的・一体的に進めていくことは、当該重点区域における歴史的風致の維持及び向上はもとより、周辺を含めた地域の求心力を高め、地域活力を促進することが期待される。

さらに、当該重点区域の歴史的風致を維持及び向上していくことは、市民及び来訪者に対して本市の歴史的・文化的資産に関する理解を深め、これらの資源を活かしたまちづくりに対する意識を醸成していくことに繋がる。ひいては本市の歴史的風致を活かしたまちづくりの進展を図るものである。

当該地域において、本計画に基づく施策を推進することにより、歴史的風致の維持向上に相乗的な効果を与えることが可能である。

４．重点区域における良好な景観の形成に関する施策

（１）都市計画法に基づく措置

重点区域内において、都市計画法による土地利用の規制誘導を以下のとおり行い、都市空間の形成を図っている。（図Ⅳ-3）

川原町地区において、国道 256 号沿道の商業地域及びその東側の区域については高度地区（川原町 A 地区）に指定し、建築物の高さの最高限度を 34mに制限することで長良川の対岸から金華山を背景とした眺望景観の維持を図っている。その西側の区域については高度地区（川原町 B 地区）を指定し、建築物の高さの最高限度を 15mに制限することで歴史的なまちなみ景観の維持を図っている。

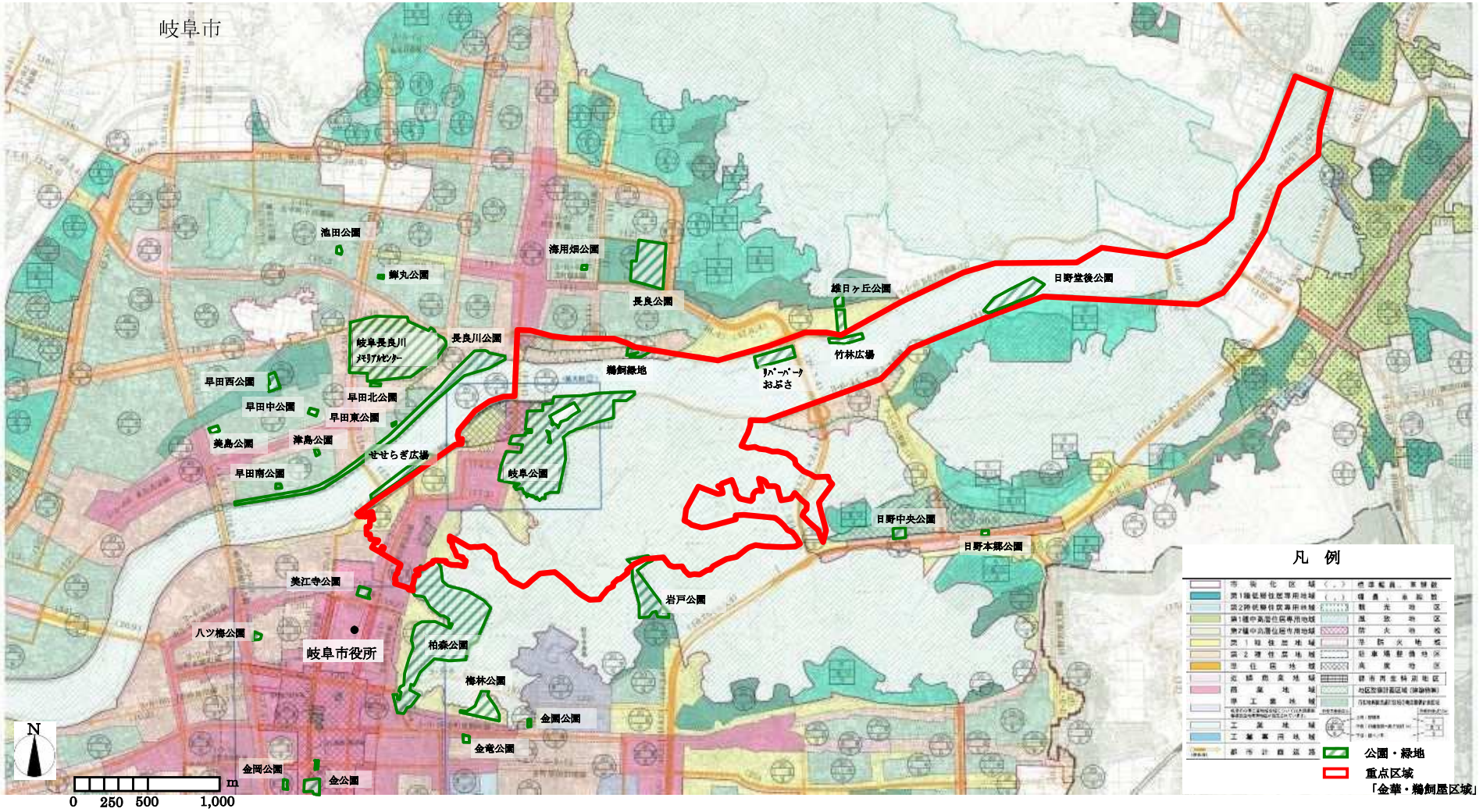
また、金華山及び長良川などを含む一体の区域を風致地区（金華山・長良川風致地区）に指定し、建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転や宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更、木竹の伐採、土石の類の採取、水面の埋立て又は干拓、建築物等の色彩の変更、屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積について許可基準を設け土地利用の規制を行うことで都市の風致の維持に努めている。

長良川沿岸の第 2 種住居地域を中心にした区域においては、観光地区（特別用途地区）を指定し、料理店を立地可能にする建築制限の緩和及びパチンコ屋などの立地を制限する建築制限を付加して風格ある観光地の形成を図っている。

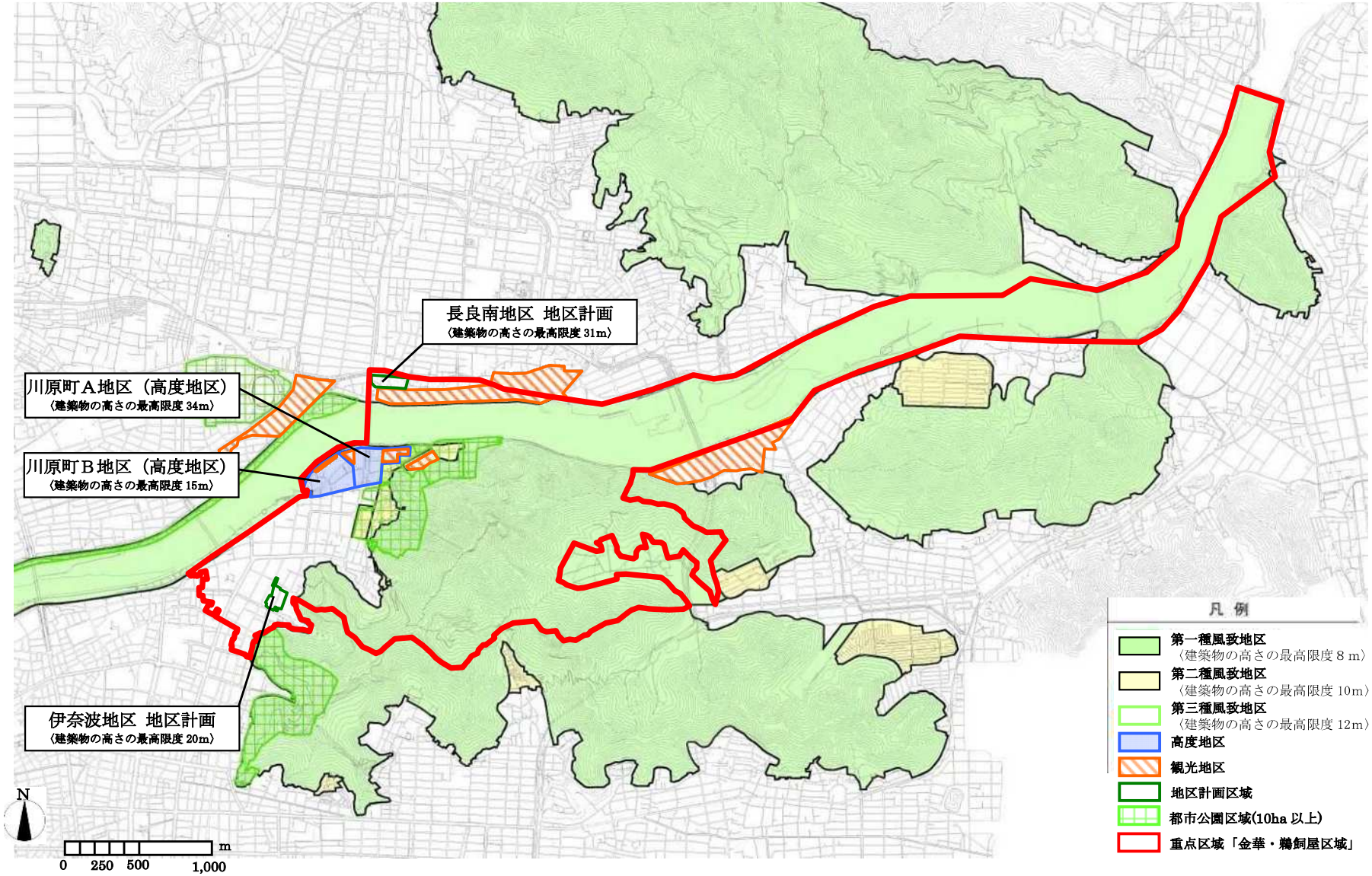
伊奈波地区及び長良南町地区では、地区計画を定め、建築物の用途制限や高さの最高限度などを設け、周辺の歴史景観や自然景観並びに眺望景観との調和を図っている。

そのほか、重点区域内にある歴史的・文化的資産を保存・活用を図る観点などから、都市計画道路３・３・７号岐阜駅高富線の一部区間について、都市計画決定された計画幅員を縮小する等の都市計画変更を行った。

今後もこれらの地区においては、高度地区や地区計画等の都市計画手法等の活用により、歴史的景観の形成や眺望景観の保全・創出を図っていくこととしている。（図Ⅳ-4）



図Ⅳ-3　都市計画（その 1）（用途地域・公園･緑地）



図Ⅳ-4　都市計画（その 2）（風致地区、高度地区、観光地区、地区計画）

（２）岐阜市景観計画

岐阜市景観計画では、市域全域を景観計画区域と定めており、良好な景観形成のために、基本理念や基本目標、基本方針を踏まえた類型別景観形成方針などの、良好な景観形成に関する方針を定めるとともに、建築物等の色彩や形態意匠などに関する景観形成基準（指導助言基準・勧告基準・変更命令基準）などの行為の制限に関する事項を定めている。さらに、建築物や工作物の新築等や外観を変更することとなる修繕、模様替えや色彩の変更を行う場合は、景観法第 16 条に基づき、その内容について事前に届出がなされるため、これらについて指導、助言を行い、良好な景観形成を図っている。

また、景観上特に重要な区域を「景観計画重要区域」（図Ⅳ-5）として位置付け、地域別の方針や詳細なルールを定めて行くこととしている。

重点区域においては、「景観計画重要区域」として「金華区域」と「金華山・長良川区域」が定められており、「良好な景観の形成に関する方針」や「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」（表Ⅳ-1）を定め、良好な景観の形成を図っていくこととしている。

「良好な景観の形成に関する方針」

金華区域

- ●伊奈波神社や正法寺等の歴史的資源を保存するとともに、周辺においてはそれらと調和した景観を形成する。
- ●川原町及び久屋町等の歴史的風情を湛える町屋が連なるまちなみや、岐阜らしい趣ある建築物により形成される歴史的なまちなみ景観を保全、創出する。
- ●岐阜公園三重塔や伊奈波神社、正法寺等の歴史的資源への眺めや金華山、長良川と一体となったまちなみとが織りなす美しい眺望景観を保全、創出する。
- ●長良川鵜飼等の文化的な景観の保全及びそれらと調和した景観を形成する。
- ●岐阜公園及びその周辺では、岐阜の歴史や自然を活かした景観を形成する。

金華山・長良川区域

- ●金華山、百々ケ峰等の山々や長良川の美しい自然景観を保全する。
- ●金華山、百々ケ峰等の山々や長良川と市街地とが織りなす美しい眺望景観を保全する。
- ●長良川鵜飼等の文化的な景観の保全及びそれらと調和した景観を形成する。
- ●自然と調和した落ち着いた雰囲気のまちなみ景観を保存・創出する。

表Ⅳ-1「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」

勧告基準（金華区域）

項　目	景観形成基準		
地区名	A地区	B地区	C地区
基本事項	●建築物前面（道路側）において、異質な形態意匠、色彩、素材を用いる等、外壁のデザインの統一感を妨げ、不調和としたとき。 ●自然資源や歴史・文化的資源の近傍やその周辺において、異質な形態意匠、色彩、素材、規模、配置とする等、良好な眺望景観を阻害したとき。 ●きらびやかなネオンサイン、光源が点滅し、又は移動する照明、サーチライト、レーザー光線等過度に明るい照明設備を設置したとき。		
建築物等の高さ	高度地区の制限による。	建築物等の高さが20mを超えるとき。ただし、敷地内において道路沿いに門等による修景整備がされ、道路境界までの距離が一定以上離れている建築物等（高さ10m以下の建築物等を除く）にあっては、市長が岐阜市景観審議会の意見を聴き、景観上配慮を行ったと認めた場合は、建築物等の高さが25mを超えるときとする。 上記について、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、2mまでは、当該建築物の高さに算入しない。 伊奈波地区地区計画区域内については、同地区計画地区整備計画の制限による。	風致地区の制限による。
緑　化	地階を除く階数が6階以上若しくは地上からの高さが20mを超える又は延べ面積（地階を除く各階の床面積の合計）が3,000㎡を超える建築物の新築、増築、改築または移転をするとき、敷地面積から建築面積及び築造面積を除いた面積に対する緑地面積の割合が10分の1未満となるとき。 ただし、岐阜市景観審議会の意見を聴いて、市長が認めるときは、この限りでない。		風致地区の制限による。

変更命令基準（金華区域）

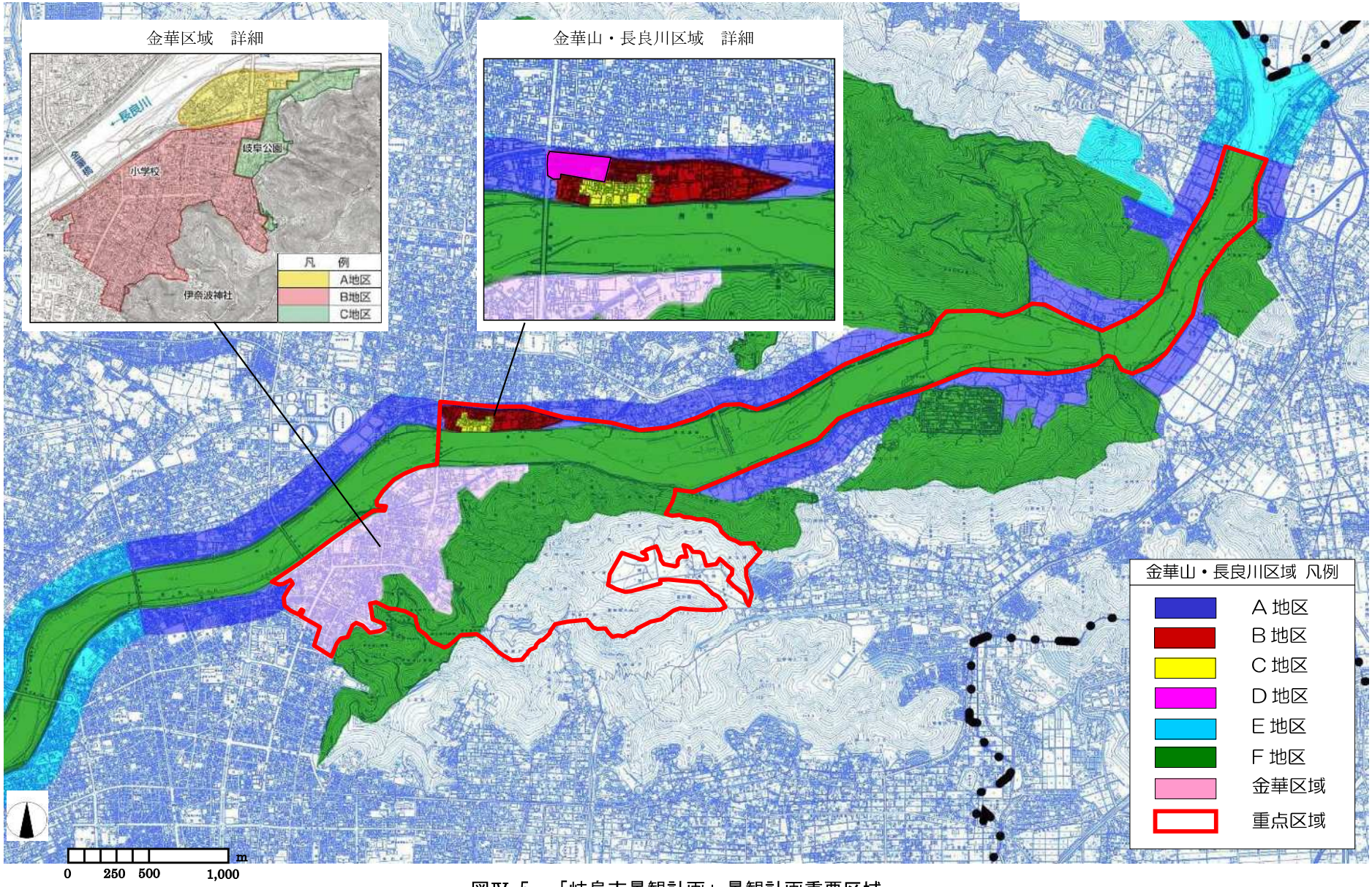
項　目	景観形成基準
建築物・工作物の色彩	●市域全域で届出を要する行為の建築物等の基調となる色彩が、色相がR、YR、Y系は彩度4、それ以外の色相は彩度2より高いとき、その他の建築物等の基調となる色彩は彩度4より高いとき。 ただし、建築物等の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分又は建築物の外壁面の20%未満の範囲で着色される部分の色彩については、この限りでない。

勧告基準（金華山・長良川区域）

項　目	景観形成基準					
地区名	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区
基本事項	●建築物前面（道路側）において、異質な形態意匠、色彩、素材を用いる等、外壁のデザインの統一感を妨げ、不調和となるとき。 ●自然資源や歴史・文化的資源の近傍やその周辺において、異質な形態意匠、色彩、素材、規模、配置とする等、良好な眺望景観を阻害するとき。 ●きらびやかなネオンサイン、光源が点滅し、又は移動する照明、サーチライト、レーザー光線等過度に明るい照明設備を設置したとき。					
建築物等の高さ	建築物等の高さが34mを超えるとき。 上記について、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、2mまでは、当該建築物の高さに算入しない。 第1種低層住居専用地域内は、その制限による。	建築物等の高さが20mを超えるとき。	建築物等の高さが10mを超えるとき。	長良南町地区地区計画の制限による。	—	風致地区の制限による。
緑　化	地階を除く階数が6階以上若しくは地上からの高さが20mを超える又は延べ面積（地階を除く各階の床面積の合計）が3,000㎡を超える建築物の新築、増築、改築または移転をするとき、敷地面積から建築面積及び築造面積を除いた面積に対する緑地面積の割合が10分の1未満となるとき。 ただし、岐阜市景観審議会の意見を聴いて、市長が認めるときは、この限りでない。					風致地区の制限による。

変更命令基準（金華山・長良川区域）

項　目	景観形成基準
建築物・工作物の色彩	●基調となる色彩が、色相がR、YR、Y系は彩度4、それ以外の色相は彩度2より高いとき。ただし、建築物等の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分又は建築物の外壁面の20%未満の範囲で着色される部分の色彩については、この限りでない。



図Ⅳ-5　「岐阜市景観計画」景観計画重要区域

（３）岐阜市屋外広告物条例

市域全域の屋外広告物に関して、景観への過度な干渉、かく乱、阻害を避けるため、岐阜市屋外広告物条例により、屋外広告物等の表示面積、個数、色彩、照明、素材等についての基準等を定め、適切な規制・誘導を行うものとしており、風致地区や都市公園、文化財周辺などに対しては、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならないとする禁止地域を設定している。（図Ⅳ-6）

重点区域においては、歴史的まちなみ景観、眺望景観等の保全を行うため、岐阜市屋外広告物条例により、広告物規制地区として「金華地区」と「金華山・長良川地区」を指定し、当該地区における屋外広告物等の表示面積、個数、掲出位置、色彩、照明、素材等についての基準等を定め、適切な規制・誘導を行うものとし、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を図ることとしている。

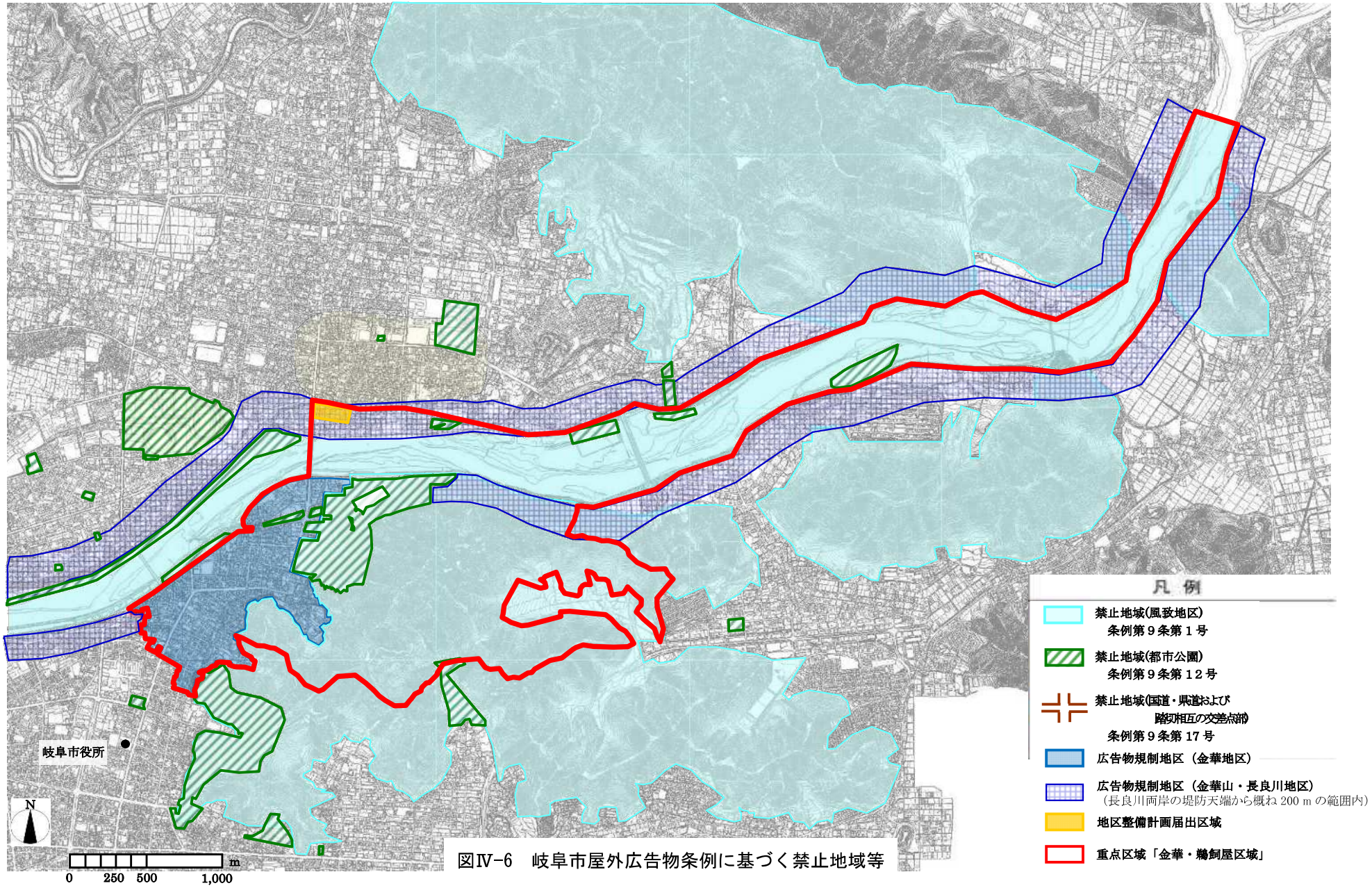
屋外広告物の禁止地域

○おもな禁止地域

・第１・２種低層住居専用地域
・金華山や長良川などの風致地区
・岐阜公園や岐阜ファミリーパークなどの都市公園、岐阜城跡、琴塚古墳、老洞・朝倉須恵器窯跡、加納城跡などの史跡
・天然記念物の中将姫誓願ザクラ
・官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館 、病院、博物館、美術館
・市街化調整区域内の県道岐阜環状線沿線 30 メートル未満の区域
・市街化調整区域内のＪＲ高山線沿線 30 メートル未満の区域
・市街化調整区域内の東海北陸自動車道沿線両側 500 メートル未満の区域
・歩道のない国道・県道交差点、踏切及びこれらの付近　　など

○禁止地域であっても、許可不要で掲出できるもの

・法令又は条例の規定により表示するもの、公職選挙法による選挙運動のため表示するもの
・国等が公共的目的をもって表示するもの
・自己の氏名、名称、店名等に関する内容で、自己の住所、事業所、営業所等に表示するもので、すべての広告物の合計面積が 10 平方メートル以下のもの
・管理上の必要により自己の管理する土地等に表示するもので表示面積が 2 平方メートル以下のもの
・道標、案内図板で、表示面積が 2 平方メートル以下のもの
・冠婚葬祭又は祭礼のために臨時に表示し、又は設置するもの
・講演会、音楽会等のために、その会場の敷地内に表示し、又は設置するもの　　など



図Ⅳ-6　岐阜市屋外広告物条例に基づく禁止地域等

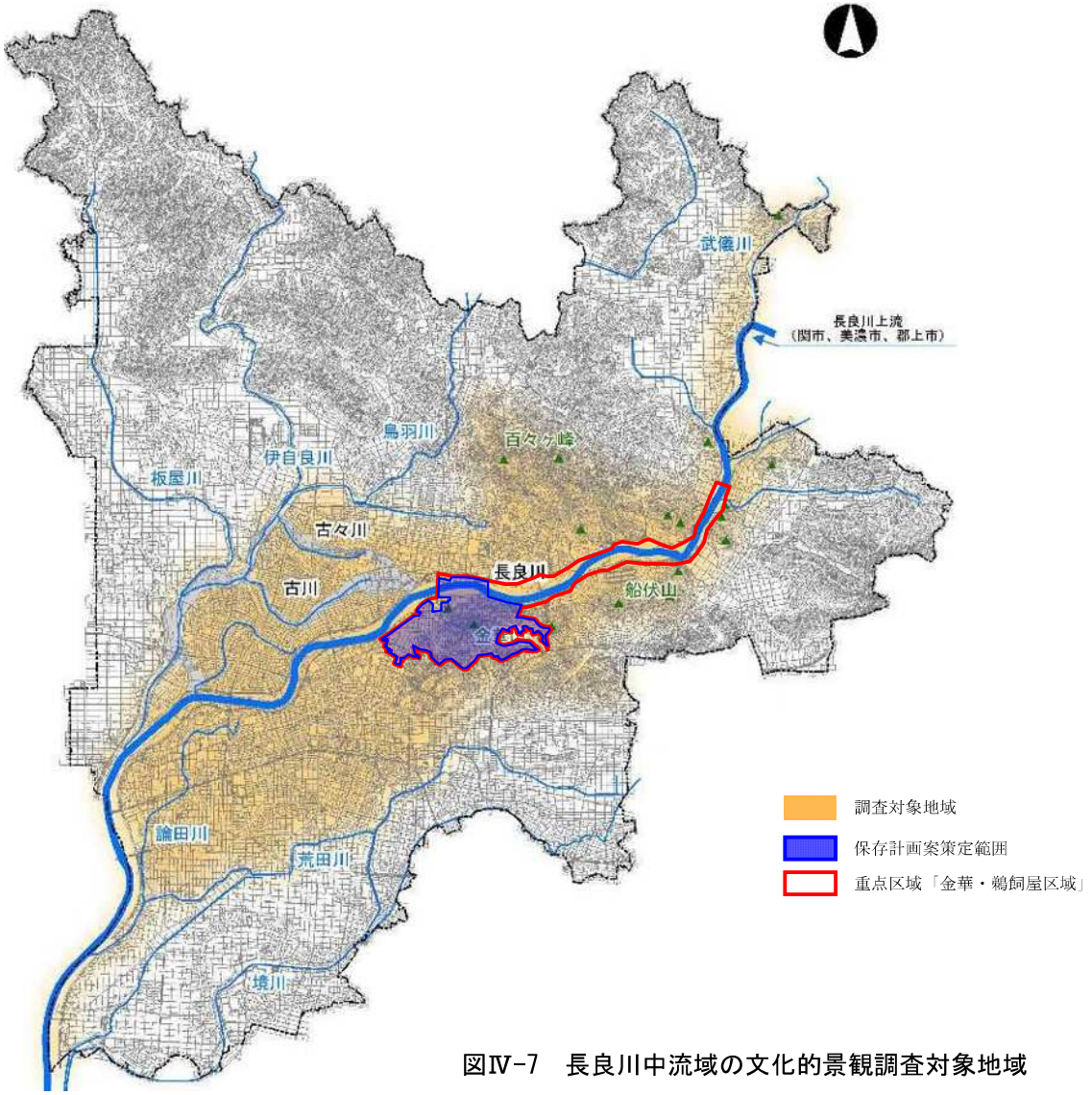
（４）長良川中流域の文化的景観保存調査事業

保存調査対象地域は、長良川本流を軸としながら、長良川沿いの自然堤防をはじめとする低地部のみならず、旧河道地形の残る扇状地、長良川に近接する山地などの周辺部を設定している。(図Ⅳ-7)

文化的景観の範囲内に存在する長良川や金華山をはじめ、問屋業などに関わる伝統的家屋・寺社・鵜匠の家などの建築物、戦国時代に整備された町の基盤となる道路・水路・長良川の堤防などの工作物、両側町の町割りとそれを守ってきた仕組みまでも対象とし、自然、歴史、生活・生業の観点からの調査を実施している。

これまでの調査により、金華山や長良川および長良川扇状地という地理の特性、中世から近代までの歴史の重層性、鵜飼および提灯・団扇・傘などの伝統的手工業という文化の継続性の中で、「長良川を主軸とする流通・往来の構造」、「金華山麓に栄えた都市」、「長良川鵜飼を支える諸空間」という３つの構造を持つ文化的景観が形成されたことが判明している。

現在は、岐阜らしい景観を未来に継承するために、「長良川中流域の文化的景観」を文化財として価値付けできるように、地元への合意形成のために説明会を行い、重点区域に内包される範囲について、保護措置を講じられるような保存計画案の策定を行っている。



図Ⅳ-7　長良川中流域の文化的景観調査対象地域

Ⅴ．文化財の保存及び活用の基本的方策

１．岐阜市全体に関する方針

（１）文化財の保存・活用の現況と今後の方針

岐阜市は、長良川・金華山に代表される豊かな自然環境に恵まれ、また、中世以来の歴史を有する長良川鵜飼や、斎藤道三が建設し、織田信長が整備を進めた長良川流域の流通・往来の拠点都市「岐阜町」を受け継ぎ、発展を続けてきた。そして、その歴史、文化、伝統を理解するために欠くことのできないものが有形無形の多様な歴史遺産・文化財である。これらを適切に保存・活用することは、将来の岐阜市の文化向上の基礎となるものである。

岐阜市では、これまでにも文化財的に重要と推定される有形無形の歴史遺産に対する学術的な調査研究を行い、明らかになった価値に基づいて、国や県、市の文化財として指定等を進めてきた。現在、岐阜市には史跡等の記念物や重要文化財、有形無形の文化財が、国、県、市により 261 件指定されている。これらは市内全域に点在しており、それぞれの地域固有の文化を形成するよりどころとして整備・保存されてきた。

しかし、市域には未指定の歴史遺産も数多く残されており、その多くは調査が不十分なため、文化財的価値が明らかにされていない。その中には、指定等を受け保護されるべき文化財が多数存在する可能性が高い。そのため、早急な調査により現状を把握し、文化財的な価値付けを行い、必要に応じて文化財指定などを行うとともに、各々の文化財に適した保存手法を検討し、適切な保存・活用を進めていく。

指定等を受けていない歴史的建造物の中には、老朽化や耐震不足などを理由に、取壊しや増改築などが行われ、歴史的風致や歴史的景観にふさわしくない建物への改変が行われてしまったものもあり、今後は、文化財的価値を有する未知の建造物の掘り起こしを積極的に進めるとともに、現在、指定等が受けられず保護措置が講じられていない歴史的建造物についても、順次調査を実施して価値を明らかにし、各々に適した保存・活用を進めていく。

また、祭りや伝統工芸品製造などについても、社会的背景等の変化や担い手の減少等により、衰退・消滅してしまった活動も多く、それらの活動が衰退、消滅してきた社会的背景や、生産システムの変化等を十分に考慮した上で、祭りや伝統工芸品製造などが持続していけるようなシステムの構築を検討していく。祭りの担い手や後継者の育成への財政的な支援、活動場所の提供や活動記録の保存等を積極的に進め、さらには衰退・消滅した活動の活性化や再生も検討していく。

文化財の活用については、これまでのような保存を主体としたものに加えて、今後は活用にも重点をおき、適切な整備を進めていく。文化財のうち、可能なものについては、一般公開などを進めるとともに、イベントやシンポジウム開催の場や、まちづくり団体の活動拠点などとして活用していけるような仕組みを構築していく。

また史跡整備やまちづくりへの活用を目的とした史跡指定地内で発掘調査が行われているものは、「加納城跡」と「岐阜城跡」の２件であり、その調査結果は、新聞等での報道、広報誌での情報発信や、発掘現場の公開、歴史博物館での市民向け勉強会等を通して広くＰＲしており、今後もさらに調査と情報発信、活用を進める。

あわせて岐阜市がこれまで育んできた歴史や文化の中で、価値が高く、岐阜市において重要な位置を占めている史跡などの指定文化財については、その歴史的文化的価値を、市民や来訪者に広く訴えることができるような保存、活用のあり方を検討した上で、適切な整備を行っていく。

さらに、文化財単体としての活用だけではなく、周辺地域やその他文化財との関係を考慮し、地域におけるまちづくりの展開を見据えて、地域全体としての歴史・文化の向上を図っていく。

こうした方針の実現のために、岐阜市、岐阜市教育委員会の文化財の保存及び活用のための体制を整えるとともに、歴史遺産・文化財を守り伝えてきた直接の担い手である市民への一層の文化財への関心を深めていく。これまで以上に、文化財の価値を広くＰＲし、各種広報活動、イベント等を市民との協働及び各地域で活動しているＮＰＯや市民団体等との連携によって実施していく。

（２）文化財の修理・整備に関する方針

市域に点在する文化財の保存管理状況は、定期点検により常に状態を把握し、破損等が発覚した場合には、所有者等による迅速な修理、整備を働きかける。また、所有者等の財政的な負担軽減を考慮し、既存の各種補助制度の積極的な活用を推進するとともに、新たな補助制度の検討も進めていく。

指定文化財などの修理や環境整備、また、それらに関わる公共事業を含む各種事業の実施にあたっては、文化財保護法などの法令を遵守することを前提とし、学術的研究成果などに基づいて行う。必要に応じて、国や岐阜県教育委員会等から指導、助言を受けるとともに、岐阜市文化財審議会などの必要な機関の諮問や意見を受け、重要な文化財（建造物）の大規模修繕や復原に際しては、学識経験者らによる検討委員会を組織し、その指導、助言を仰ぎ、真正性を担保した確実な整備を実施する。

（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

岐阜市には登録博物館及び博物館に相当する施設として４施設があるが、岐阜市の歴史や文化の情報発信については、主に岐阜市歴史博物館が担っている。岐阜市歴史博物館の展示内容は、岐阜市の歴史を楽しみながら学ぶための体感・体験型の常設展示と、年に数回開催の特別展示、１～２箇月ごとにテーマを設定した特集展示があり、昨今の歴史ブームもあり入館者も年々増加している。今後の歴史博物館事業としては、展示施設の充実とともに、伝統工芸品の製作体験等、参加型のイベントも行っていき、歴史や文化の積極的な情報発信に努める。

しかし、岐阜市には、国、県及び市によって指定されている文化財だけでも 261 件あり、遺跡として埋蔵文化財包蔵地に指定されている場所も 281 遺跡ある。また、指定等がされていない歴史遺産も地域には多数存在し、それら全てについて、その価値を紹介していくことは、歴史博物館だけでは難しいのが現状である。さらに、岐阜市を代表する文化財である長良川鵜飼や岐阜城跡については、岐阜市の歴史的風致の向上のため、今以上のガイダンス機能が必要である。

そのため、長良川鵜飼の文化を守り、伝え、広めるための施設や、史跡岐阜城跡内において発掘調査中である遺跡の歴史的価値を分かりやすく伝えるための施設を、歴史博物館を補完し連携させる形で、市民の交流拠点となる施設として検討、整備していく。

（４）文化財の周辺環境に関する方針

歴史遺産・文化財は、人々の営みや周辺の自然環境との関わりの中で成立し、継承されてきたものである。そのため、歴史遺産・文化財の本質的価値を理解し、それらを成立・維持させてきた周辺環境（社会環境、自然環境）との関係を十分考慮した整備が必要である。文化財の周辺環境の整備として、これまでの調査研究成果に基づく地域の特性を十分に踏まえ、ここでしか味わえない歴史的な風情のあるまちなみを形成するための街路修景や、歴史に触れながら散策できる安全な歩行

空間を確保するための歩道設置、美しい都市景観の形成を図るための無電柱化整備などを実施していく。

さらに風致地区や高度地区、地区計画などの都市計画法制度や、岐阜市景観計画、屋外広告物規制などの各種法制度を活用し、文化財に対する眺望の確保や、歴史遺産・文化財との関係を十分に配慮した上での適切な市街地空間の誘導・形成を図っていく。

（５）文化財の防災に関する方針

文化財を将来的な文化向上のための資産として、適切に保存・活用していくためには、文化財及びその周辺環境の状況を常に把握することが必要であり、災害が起こる前の対策や、起こった災害に対応した迅速な復旧などの行動が重要である。岐阜市では、これまでに地震ハザードマップや洪水ハザードマップを作成し、岐阜市の地理的条件の的確な把握に努めており、地域別の防災の対策や、様々な災害に対しての基本的な行動計画を、対策アクションプログラムとして策定している。文化財に対しても、岐阜県教育委員会作成の「災害時の対応マニュアル」や岐阜市教育委員会が独自に作成した「危機管理マニュアル」の活用に努めるとともに、文化財防火デーなどの機会に消火設備の点検や設置の啓発、文化財所有者・機関が行う防災訓練等との連携を今後も推進する。

また、警察や地域自主防災隊、深夜営業店舗などと連携し、効果的な防犯体制を整えていく。

大規模災害の際は、地域全体が被害を受けているため、文化財の迅速な復旧等が困難な場合も想定されるが、大規模災害により被災が予想される文化財の復旧・復興のあり方について、あらかじめ検討し、対策を進めておく。

文化財は長い歴史の中を所有者及び地域住民の努力により、災害等から守られて今日まで受け継がれてきたものであるから、文化財所有者及び周辺地域住民による自主的な防災活動を支援し、地域が一体となって文化財を守っていくという社会的意識をより高めていく。

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

市内各地に存在している文化財を保存・活用し、多様な市民ニーズに対応していくためには、多くの市民の理解と協力が必要となる。より多くの市民が文化財の価値を認識し、世代を超えた持続的な文化財の保存・活用が出来るように、学校教育や生涯学習の場などを活用し、文化財とともに生活する市民一人ひとりの意識の向上を図っていく。その中でも特に文化財の保存や活用に対する意識の高い市民や文化財所有者については、より高度な教育や技術的支援を行い、歴史・文化を生かしたまちづくりのリーダーとして育成していく。

さらに身近な文化財を紹介するための案内板やサイン、施設等などの空間整備に加え、文化財の公開等を積極的に行い、市民が文化財を感じられる機会を増やしていくこととする。また、文化財に係る情報を整理し、イベントやシンポジウムの開催、パンフレット等の情報誌の配布やWebの活用等を通じ、多様な形で情報を発信していき、市民が文化財に対して親しみや愛着、誇りを持てるよう努めていく。

（７）埋蔵文化財の取扱いに関する方針

岐阜市における周知の埋蔵文化財包蔵地（区域が明確になっている遺跡）は281遺跡である。埋蔵文化財の保存・活用にあたっては、それぞれの遺跡の状況を把握した上で、その保護に十分留意し、国及び岐阜県教育委員会の指導・助言を受けながら、検討を進めていく。また、近世、近現代の遺跡については、その性格や内容を把握し、その保護が必要と認められたものについては、埋蔵

文化財包蔵地として取り扱って行く事も検討していく。

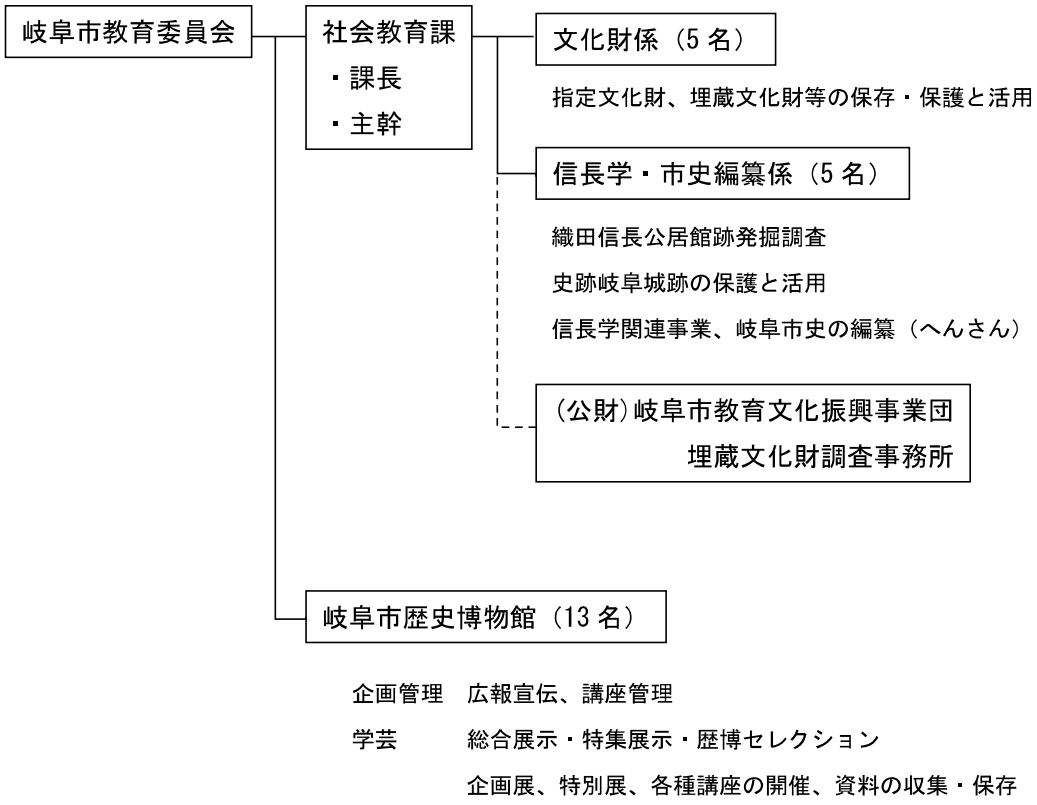
周知の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事等の開発を行う場合は、事業者が文化財保護法に基づく届出・通知を行うこととされているが、岐阜市では、必要に応じて、試掘・確認調査等により遺跡の状況を具体的に把握するなどして、開発と遺跡の保護の円滑な調整を図っていく。調整の結果、遺跡の保護が困難な場合は、記録保存のための発掘調査を実施していく。発掘調査の成果は、史跡と同様に新聞等での報道、発掘現場の公開等によってＰＲをしていく。

（８）文化財の保存・活用に関わる岐阜市教育委員会の体制と今後の方針

● 教育委員会事務局

岐阜市には、文化財部局として教育委員会事務局に社会教育課が組織されており（図Ⅴ-1）、文化財の保存・活用に関する業務全般について実施している。また、教育委員会事務局の組織内に、岐阜市歴史博物館が配置されており、イベントや企画展等により岐阜市の文化財を総合的に紹介している。

また、埋蔵文化財発掘調査の専門機関である(公財)岐阜市教育文化振興事業団埋蔵文化財調査事務所と緊密な連携を図り、文化財の保存・活用（公開）に努めている。さらに、これまで各分野で個別に展開されてきた歴史・文化関連施策を連携させ、より効率的な施策展開を図るため、庁内体制の充実を図り、都市計画行政、景観行政と文化財行政のより緊密な連携を推進していく。



図Ⅴ-1　岐阜市教育委員会の体制

● 文化財審議会

岐阜市では、岐阜市文化財保護条例に基づき、教育委員会の附属機関として岐阜市文化財審議会を設置している。文化財審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する専門的技術的事項を調査審議し、必要と認める事項を教育委員会に建議することとされている。審議会委員は学識経験を有する者のうちから岐阜市教育委員会が委嘱し、10 人以内で組織されており、平成 27 年度は 7 名の委員により構成されている。(表Ⅴ-1)

文化財審議会では、文化財の新指定、解除、候補物件の調査等を文化財保護の面から公正に審議し、岐阜市の文化財保護活動について指導、助言を行っている。

表Ⅴ-1　岐阜市文化財審議会の委員

団体名・役職名等	専門分野
日本美術院特待	日本画
愛知県立芸術大学名誉教授	彫刻史
岐阜大学留学生センター教授	文献史学（日本史）
名古屋経済大学短期大学部教授	民俗学
岐阜大学地域科学部教授	植物生態学
名城大学理工学部　准教授	建築学（建築史）・庭園史
龍谷大学　龍谷ミュージアム　助教	仏教美術学

（９）文化財の保存・活用に関わる住民、自治会、まちづくり会、ＮＰＯ等の各種団体の状況及び今後の体制整備

岐阜市では、これまでも多くの地域で歴史・文化を活かしたまちづくりが市民の手により進められてきており、岐阜市の歴史と伝統文化に対して親しみと誇りを持ち、その個性と魅力を磨き高めようと、地域の自治会活動等に加えて、近年ではまちづくり団体がつくられ、活発な活動が行われている。また、歴史遺産・文化財等を活かしたまちづくりに取り組むＮＰＯ等の団体の活動も始まっている。それらの活動が将来も継続して行われ、さらに活性化されるように、団体そのものや、その活動に対する支援を行っていく。さらに、市民活動が継続されていく中から、新たなまちづくりの芽を育成していくために、まちづくりアドバイザーの派遣などの支援も充実させていく。

また、いくつかの地域で推進されているまちづくり協議会など地域課題の共有化と人間関係やつながりづくりの取り組みを踏まえ、自治会等の地縁組織と、新たなまちづくり団体との連携や、各地域・分野で実施されている市民活動との連携を図り、文化財など地域資源を活かしたまちづくりの推進と新たな取り組みを検討していく。

主なまちづくり団体

・(一般財団法人）にぎわいまち公社
・鵜飼屋景観まちづくり協議会
・川原町まちづくり会
・井の口まちづくり会
・美殿町通り都市景観まちづくり推進協議会
・玉宮まちづくり会
・加納まちづくり会
・伊奈波界隈まちつくり会

２．重点区域に関する具体的な計画

（１）文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画

重点区域内には、国及び県、市による指定文化財等が数多くある。これら指定等を受けている文化財（建造物）については、良好な状態で保存し公開できるように、除草や清掃などの日常管理を継続して行い、修理・修復が必要なものについては、文化庁や岐阜県教育委員会等の指導・助言を得ながら、適切に実施していく。新たな史跡である「岐阜城跡」については、文化財関係機関や専門家、関係者等からの指導・助言を仰ぎ、保存管理計画を策定する。

今後、重点区域内の文化財について、総合的に把握・整理し、文化財として価値付けされたものについては、国及び県、市による文化財指定等の制度の活用を検討する。指定等を受けていないが、歴史的風致の重要な要素となっている歴史的建造物や、それらが連続して残っている古いまちなみについては、文化的景観の調査とも連携して優先的に文化財調査を進めていく。調査の段階で、老朽化や耐震不足のため早急な修理・修復等の保護が必要であることが判明した建造物については、優先順位をつけ、守るべき範囲や保護の方策を検討した上で、所有者等の同意を得て指定等の措置を進める。

また、長良川鵜飼や岐阜町での祭り、岐阜提灯製作などについては、後継者不足や社会的背景の変化により衰退するものも認められている。学術的な調査や記録が残されていない伝統的な祭り等もあり、保存・継承させていく環境が整っていないのが現状である。

伝統的な祭りや伝統工芸品製造などの活動を将来に保存・継続させ、さらには活性化や再生を行っていくため、条件が整ったものから学術的な調査研究・記録作成を行うとともに、財政的支援や人的支援、技術的支援など、行政として出来うる支援のあり方を研究・検討していく。

さらには、市民や岐阜市への来訪者が、文化財の価値を認識でき、市民には文化財の保存・活用に向けた活動に取り組んでもらえるように、広報活動などの情報発信や、イベント等による伝統工芸品の製作体験、生涯学習などのソフト事業を積極的に行っていく。

また、岐阜市の文化財について分かりやすく学べる情報発信拠点や、文化財の価値が体感できる空間としてのまちなみ整備などのハード事業をソフト事業と連携する形で進めていく。

（２）文化財の修理・整備に関する具体的な計画

文化財の修理・整備を行う際は、文化財保護法等の法令による手続きを遵守し、関連行政機関や専門家等の指導、助言を仰ぎながら、真正性を保ち適切に実施していく。また、指定文化財や景観重要建築物、歴史的風致形成建造物については、それぞれの補助制度を積極的に活用し、修理・修景等を行っていくこととする。また、その他の建造物についても、「ぎふ景観まちづくりファンド」等の基金を活用し、修理・修繕を進めていく。現在は、歴史的風致維持向上計画で定めた重点区域の一部分である川原町や岐阜城下町のみが助成適用対象区域となっている。今後は、岐阜市景観計画での景観計画重要区域の検討も含めて、助成適用対象区域を、重点区域である鵜飼屋地区等にも拡大していくことを検討していく。

●岐阜公園三重塔修復整備事業

岐阜公園三重塔は、当初の建立から 90 年以上経過し、柱材の腐食など老朽化が著しく、耐震強度不足も懸念され、内部については現在公開していない。

そのため、損傷状態を確認したうえで、保存活用のための大規模な修繕を行う。

●歴史的建造物群景観形成助成制度

町家等の歴史的建造物（昭和 20 年以前の建造物）を維持・保全する工事や、一般建造物（昭和 21 年以降の建造物）を歴史的なまちなみに調和させる修景工事に対して、工事費の一部を助成する。

●景観重要建造物等助成事業

景観が優れている建造物を、景観法に基づく景観重要建造物や岐阜市都市景観条例に基づく都市景観重要建築物に指定し、その維持修繕にかかり工事費や保存するために必要な工事費の一部を助成する。

●ぎふ景観まちづくりファンド事業

歴史的なまちなみを守るために行われる工事に対し助成を行う。

岐阜市歴史系景観形成方針に適合している町家等（概ね昭和 20 年以前の建物）を維持・復元していく工事や、一般建造物を歴史的なまちなみと調和させていく工事、附属工作物を設置して歴史的なまちなみに調和させていく工事に対して、工事費の助成を行っていく。

岐阜城跡の山麓部の居館部分では昭和 59 年（1984）から断続的に発掘調査を行っており、現在第 4 次調査を実施している。これまでの調査では板状の巨石を並べた通路や石垣、庭園の跡や建物跡等が見つかっておりその構造が明らかになりつつある。

岐阜城跡は信長が天下統一の拠点とした城で、石垣の使用など近世城郭につながる要素を持っている。またポルトガルの宣教師ルイス・フロイスの記録が残されている点、将軍邸の庭の系譜につながる可能性もある庭園遺構が発見されている点など、日本史上重要な城といえる。発掘調査を契機にその価値が見直され、城域と考えられる金華山一帯約 209ha が平成 23 年（2011）２月７日の官報告示により史跡に指定された。

また、史跡指定後、専門家等による委員会を設置し、その指導・助言を仰ぎ、文化庁や県などの関係行政機関と連携して、「史跡岐阜城跡保存管理計画」を策定し、史跡を構成する要素を明らかにした上で、保存管理の方針、現状変更の取扱い方針や基準、防災・安全対策を取りまとめていく。また整備活用についても地区ごとの方針等を取りまとめる。

今後、史跡整備や内容確認のための発掘調査を実施するとともに、文献調査も平行して実施し、価値を明らかにした上で、保存管理計画の下、公園整備等の関連計画と連携しつつ史跡整備を推進する。

史跡の管理体制に関して、庁内や市民団体、関係機関からなる課題検討会議を新たに設置し、連携の強化を図る。また現在乱立する登山道看板については再整備計画を取りまとめて整備を実施、自然と歴史双方の魅力を紹介する。

●織田信長居館跡発掘活用事業（史跡岐阜城跡整備）

史跡「岐阜城跡」区域内にある山麓部城主居館跡（織田信長公居館跡）における史跡整備を行う。整備は専門家等から組織されている「（仮称）史跡岐阜城跡整備委員会」の指導に基づき実施する。

また、発掘調査現場を一般公開するとともに、「史跡岐阜城跡保存管理計画」、「史跡岐

阜城跡整備基本構想」（平成 24 年度策定予定）に基づき、織田信長公居館跡の適切な保存を行い、効果的な活用方法について検討する。

史跡の山上部、山林部についても、史跡岐阜城跡整備基本構想に基づき、石垣や砦跡などの遺構の保存・活用に取り組んでいく。

『史跡岐阜城跡保存管理計画』

○計画策定の目的

① 史跡岐阜城跡が持つ多様な価値を適切に保存管理し、次世代へ継承する。
② 史跡の整備活用を推進することで、地域に対する誇りの醸成、観光振興や地域活性化に寄与する。

○保存管理の基本方針

① 史跡岐阜城跡の現在に至る歴史的経緯や多様な価値を踏まえたうえで、適切な保存管理を実施する。
② 周辺地域を含めて学術的な調査研究を継続して行い、岐阜城跡の全容を明らかにするとともに、調査に基づいた保存・整備・活用を促進する。
③ 関係諸機関との連携を図り、史跡の円滑な管理を促進する。
④ 市民の参画・協力を得ながら、協働して保存管理を実施する。

○整備活用の基本方針

① 調査研究により岐阜城跡の構造を解明し、遺跡の適切な保存を図る。
② 往時の空間を復元し、城跡の本質的価値を視覚化させる整備活用を進める。
③ 金華山や長良川の自然環境を活用した、総合的な学びと憩いの空間を創出する。
④ 市民との協働により、城跡の活用を図る。
⑤ 周辺の歴史資産との一体的な整備活用を推進する。

○運営及び体制整備の基本方針

① 関連機関との連携を強化し、包括的かつ円滑に管理運営や事業を推進する体制を確立する。
② 岐阜市庁内の体制強化を行う。
③ 史跡の保存管理や整備活用への市民の参加を促進する。

（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

岐阜市歴史博物館は、平成 17 年（2005）の開館 20 周年を機に常設展示のリニューアルを行い、岐阜市の歴史を楽しみながら学ぶための体感・体験型の展示内容に変更している。また、伝統工芸品の製作体験講座などのイベントや、市民ボランティアによる展示解説、定期発行の「博物館だより」などにより、岐阜市の歴史や文化を広報している。今後は、これまでの事業を継続・発展させ、岐阜市の歴史、文化を紹介する代表施設として、積極的に活用していく。

鵜匠の家が点在する鵜飼屋地域では、長良川の鵜飼を伝承していく場として、“長良川の鵜飼“の価値を分かりやすく紹介・情報発信する施設として「長良川うかいミュージアム」（岐阜市長良川

鵜飼伝承館）が平成 24 年（2012）8 月に整備された。「長良川うかいミュージアム」は通年営業しており、長良川鵜飼のオフシーズンにおいても、その魅力と価値を市民や観光客に発信していく。

また、史跡岐阜城跡の範囲に一部含まれる岐阜公園については、歴史公園として整備していき、その区域内にある発掘調査中である織田信長公居館跡の歴史的価値を、広く市民に発信するためのガイダンス施設を、歴史博物館を補完する形で検討・整備していく。

●岐阜公園再整備事業

史跡岐阜城跡に指定されている金華山山麓に位置する岐阜公園が持つ歴史的価値を鑑み、その歴史を活かした公園として再整備を進めていく。

史跡岐阜城跡の区域内でもあり、公園の中心となる「織田信長公居館跡」については、史跡岐阜城跡保存管理計画の基本方針に基づいた適切な保存管理を行う。また、史跡周辺部については、過年度に策定した岐阜公園整備基本計画を基に、史跡岐阜城跡の整備基本構想策定委員会において整備の方針や整備内容を再検討し、史跡や岐阜公園の歴史的価値を活かし、観光客や市民に親しまれる公園としての整備を推進していく。

（４）文化財の周辺環境に関する具体的な計画

岐阜市では、都市計画において、川原町地域における高度地区の指定や金華山・長良川風致地区の指定、長良川南町地区地区計画の決定による建築物等に対する制限を行っている。また、岐阜市景観計画では、岐阜城下町区域を景観計画重要区域に設定し、建築物等の高さや色彩の制限を定めており、景観計画重要区域についてはゾーン区分を行い、建物等のデザインに係るルールの詳細化と高度地区、風致地区に基づく周辺環境の保全や地区計画を策定している。今後も継続して、歴史的まちなみ及び周辺環境の保全を図っていくため、都市計画や岐阜市景観計画を活用し、良好な歴史的景観への誘導を図っていく。

また、上記計画と連動する形で計画されてきた、金華山・長良川を対象とした「金華山・長良川まるごと博物館構想」を基本として策定された「岐阜町発祥の地・まちなか歩き構想」や、長良川河畔を対象とした「長良川プロムナード計画」に基づき、無電柱化や修景等の街路整備を進めていく。さらに、岐阜市景観計画と連携させた、長良川水運を主軸とする流通・往来を基層とした「長良川流域の文化的景観」について、保存調査や保存計画の策定を進めていく。

●無電柱化推進事業

岐阜公園内及び隣接する市道において、電線共同溝敷設による無電柱化整備を行い、歴史公園としての整備に合わせて、景観に配慮した道路修景整備を行う。

また、電線共同溝地上機器部についても、周辺の景観に配慮する。

●道路整備事業（電線共同溝整備、道路修景整備）

自動車と自転車歩行者が輻輳している市北部から中心市街地への重要な都市内道路において無電柱化整備を実施し、それに合わせ歩行者・自転車道の整備と景観に配慮した修景を行う。

●ゆとり・やすらぎ道空間事業（金華地区）

楽しくまちなかを散策できる、賑わいや回遊性のある道路空間を創出するために、歩道整備や地域の歴史的景観に配慮した地道風舗装等の道路修景整備を行う。

●長良川中流域の文化的景観保存調査事業

岐阜城及び城下町などの歴史、長良川や金華山などの自然、また、長良川鵜飼、竹・紙を用いた提灯・団扇・傘製造の伝統文化等、岐阜市ならではの資産を文化的景観という概念により、包括的かつ重層的に保存・継承していくことを目的として、その本質的価値を明らかにする調査を実施し、保存計画や整備計画を策定する。

（５）文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域内の文化財の分布と、地震ハザードマップ（平成 18 年（2006）11 月策定）や洪水ハザードマップ（平成 19 年（2007）5 月策定）から、文化財の災害危険度を把握し、危険度の高い文化財から重点的に、防災対策を検討していく。地震対策としての文化財の破損や放火などの犯罪に対しては、火災報知器等の設置や、警察等と連携した防犯パトロール、人目の少なくなる夜間に開いているコンビニ等への早期通報依頼（暮らしの安全モニター）等を行い、適切な防火・防犯体制を整えていく。

また、岐阜町区域では、昭和 34 年（1959）に金華水防団が結成され、継続して水防活動が行われてきている。このような水防団や地縁組織、地元のまちづくり会などと協働で防災対策方針を策定し、警察や消防の指導を受けつつ、地域全体で文化財の防災を推進していく。

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

現在、織田信長公居館跡や加納城跡などの発掘調査に関する情報を市ホームページで発信し、現地説明会等も継続的に実施している。今後も、これらの情報発信や説明会等を実施していくとともに、市ホームページの充実や講座等の開催により、地域住民の文化財への意識の向上を図っていく。

また、「岐阜町区域」における案内板や説明板の設置、パンフレットの作成等を重点的に行っていくこととする。案内板や説明板の設置にあたっては「岐阜町発祥の地・まちなか歩き構想」に基づくルートの誘導や関連する歴史遺産・文化財についての説明などを加え、区域全体の歴史遺産・文化財を関連づけることで、一体的な保存・活用の意識の向上を図る。

●史跡岐阜城跡説明板整備事業

来訪者が、史跡岐阜城跡の多様な特徴を理解できるように、史跡岐阜城跡のサイン整備を行う。

史跡の解説となる説明板が現在不足しており、位置・内容・意匠に留意しながら、史跡全体の解説機能を向上させる。また、案内・誘導、危険事項、マナー啓発等の利用に関するサインについても、現状では乱立していたり、劣化していたりしている看板についても適正に改善する。

整備にあたっては、史跡全体から見た、動線・解説機能に留意しながら、全体的なサイン計画を立案した上で、具体的な配置等を検討する。

●鵜飼観覧船等の運航事業

1300 年を超える歴史があり、岐阜の夏の風物詩として受け継がれてきた「長良川鵜飼」（5 月 11 日～10 月 15 日）を観光と伝統継承の両面から支えるため、鵜飼観覧船の運航管理を行う。

鵜飼開催時に鵜飼観覧船を運航するほか、「風流屋形船」（鵜飼開催期間外）、「夢粋船」（鵜飼開催期間中の昼間）の運航も行う。

また、鵜飼観覧船の新造及び補修を鵜飼観覧船造船所で行い、岐阜市重要無形民俗文化財に指定された匠の技を自由に見学することができる施設として開放する。

●岐阜市長良川鵜飼伝承館（長良川うかいミュージアム）事業

1300年以上の歴史を持ち、岐阜の夏の風物詩として受け継がれている長良川鵜飼の特徴と魅力を、様々な展示や空間演出を用いわかりやすく多くの人々に伝え、長良川鵜飼文化を発信する拠点として、国の支援を受けて整備した岐阜市長良川鵜飼伝承館（長良川うかいミュージアム）において、文化の伝承及び観光の振興に寄与することを目的に、各種事業を展開する。

●ふるさと大好き鵜飼事業

鵜飼観覧の体験を通して、ふるさとを愛する心情と態度を育成するとともに、ふるさとを誇りに、自信をもって生きぬく資質と態度を養うことを目的に、各学校の企画・運営で、おもに小学校５年生が鵜飼観覧を行う場合に必要な鵜飼観覧料の半額を補助する。

●「信長学」推進プロジェクト

信長公居館発掘活用事業とあわせて、信長研究をソフト・ハード両面でより多面的に推進し、また、「信長公のまち＝岐阜」をより効果的にアピールするため、市民及び全国の信長ファンと協働で、織田信長公に関する史料・文献の収集・整理、価値付け、情報発信等に取り組む。

●市史編纂事業

既刊「岐阜市史」（全13巻）発刊後から今日まで市の歩みを記録する“新たな市史”の編纂を行う。

編纂にあたっては、既刊の市史の内容を検証して既刊の市史に不足している分野を網羅するとともに、行政の視点でなく、実際に生活する市民の視点を重視する。

（７）埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域には、周知の埋蔵文化財包蔵地として中河原遺跡、岐阜城下町遺跡、岐阜奉行所跡、岐阜城千畳敷遺跡、岐阜城周辺砦群の５箇所がある。これらの遺跡の状況を適切に把握し、岐阜県教育委員会等関係機関と連携して保護を図っていく。土木工事等の開発に対しては文化財保護法に基づき適切な措置を行っていくとともに調査成果は、報道、発掘現場公開等によりＰＲしていく。

（８）文化財の保存・活用に関わる住民、自治会、まちづくり会、ＮＰＯ等の各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

岐阜町区域では、金華自治会連合会や各単位自治会はもとより、「川原町まちづくり会」「伊奈波界隈まちつくり会」「井の口まちづくり会」「鵜飼屋景観まちづくり協議会」などの地元のまちづくり組織や「ＮＰＯ法人 歴史文化建造物保存会・トラスト岐阜」などが文化財の保存･活用に関わる取り組みを推進している。

住民主体の歴史・文化を活かしたまちづくり及び歴史的風致維持向上を推進していくため、今後もこれらの住民活動が継承され、充実、発展していけるように、活動に対する助成やまちづくりアドバイザーの派遣など、必要な支援を図っていく。また、将来的には、まちづくり団体の代表や地元住民、専門家、行政などが連携し、それぞれの立場や役職を超えて、それぞれの地域における歴史的風致の維持及び向上のあり方について、より総合的な施策展開を推進していけるように、積極的に話し合う場の設置を検討していく。

●長良川まつり補助事業

長良川まつりは、毎年 7 月 16 日に神明神社及び長良川河畔一体で開催されており、長良川での航行や、川で遊ぶ人たちの安全、風水害からの安全を祈り、提灯で装飾された船が出船する。

また神明神社では鵜匠をはじめとする鵜飼関係者による鮎の供養が行なわれ、長良川に鮎が放流される。

これらの伝統行事に対し、支援を行う。

●伝統的工芸品「岐阜提灯」振興事業

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の認定を受けた「岐阜提灯」伝統的工芸品産業に関する振興計画に基づき実施される、後継者育成・需要開拓・意匠開発等の事業への支援を行い、岐阜提灯の普及を推進する。

Ⅵ．歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

１．歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する基本的な考え方

（１）歴史的風致維持向上施設の整備に関する基本的な考え方

歴史的風致維持向上施設の整備については、庁内関係部局と連携し、関連計画との整合性を図りつつ、専門家の指導や助言、国や県の文化財行政の協力のもと、市民意見等も取り入れ、施設整備を進めていく。

道路や公園などの公共の施設整備にあたっては、その施設や区域の歴史的背景を十分に考慮し、場合によっては、発掘調査や資料文献調査なども行った上で、形態や意匠に工夫を施し、柔軟な整備を心がける。可能なものについては復元も視野に入れ、必要に応じて、学識経験者や文化財行政関係者を委員とする検討会を開催し、その判断のもと、整備を実施していく。

また、整備した施設には、分かりやすい案内板などを設置し、施設が持っている歴史的価値の積極的な情報発信に努めていく。

（２）歴史的風致維持向上施設の管理に関する基本的な考え方

行政が所有する歴史的風致維持向上施設の管理にあたっては、文化財保護法等の諸法令に基づき、適切な維持管理を行っていく。他行政との防災、防犯に関する連携や、市民やNPO法人等各種団体の協力を得ながら、日常的な維持管理の充実を図っていく。

また、民間所有施設については、維持管理が適切に行われるように、ぎふ景観まちづくりファンド事業などの積極的な活用の周知に努める。

新たに整備が完了した建造物等については、公開などの活用を積極的に行い、維持管理においては、それぞれの状況に応じて、文化財部局と都市建設部局等が連携し、適切な役割分担のもとに行うこととする。

２．歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事業

（１）歴史的風致の拠点となる施設に関する事業

１．岐阜公園再整備事業
２．岐阜公園三重塔修復整備事業
３．織田信長居館跡発掘活用事業（史跡岐阜城跡整備）
４．歴史的建造物群景観形成保存助成制度
５．景観重要建造物等助成事業
６．ぎふ景観まちづくりファンド事業
７．歴史的風致活用国際観光事業

（２）歴史的風致の周辺環境整備に関する事業

８．無電柱化推進事業

９．道路整備事業（電線共同溝整備、道路修景整備）

10．ゆとり・やすらぎ道空間事業（金華地区）

11．史跡岐阜城跡説明板整備事業

（３）その他歴史的風致の維持向上に関する事業

12．岐阜市長良川鵜飼伝承館（長良川うかいミュージアム）事業

13．鵜飼観覧船等の運航事業

14．長良川まつり補助事業

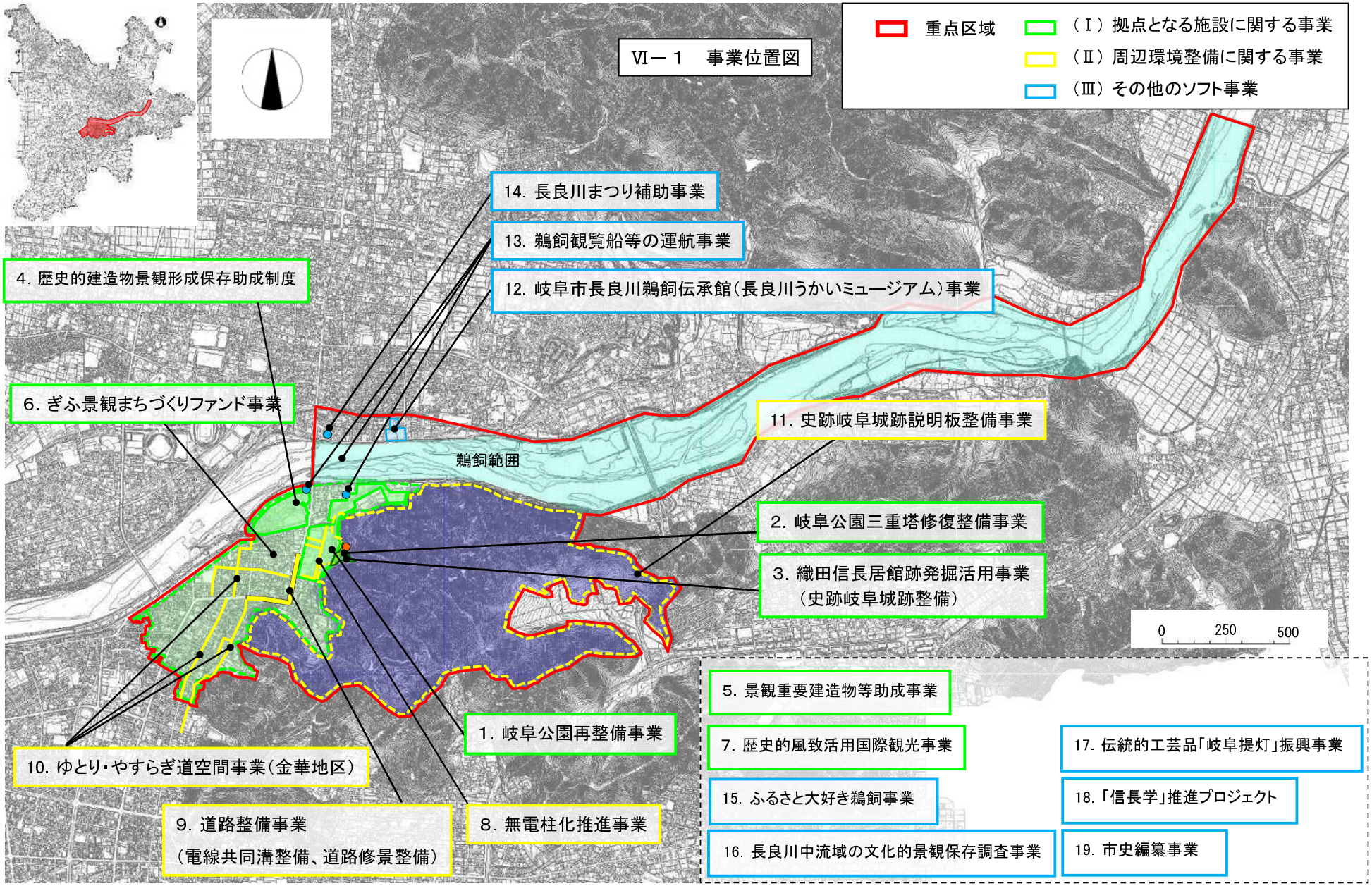
15．ふるさと大好き鵜飼事業

16．長良川中流域の文化的景観保存調査事業

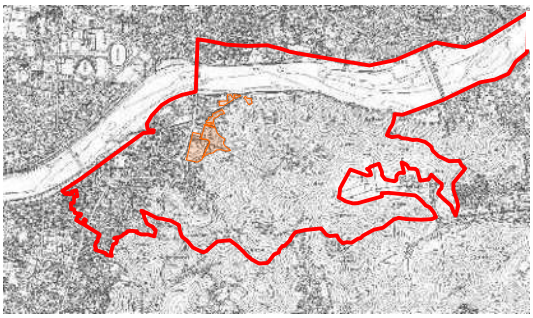
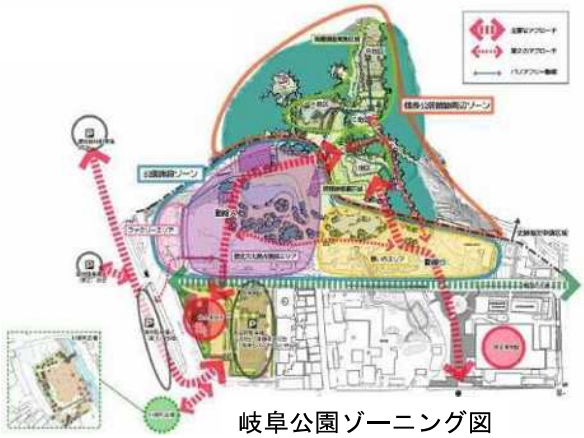
17．伝統的工芸品「岐阜提灯」振興事業

18．「信長学」推進プロジェクト

19．市史編纂事業

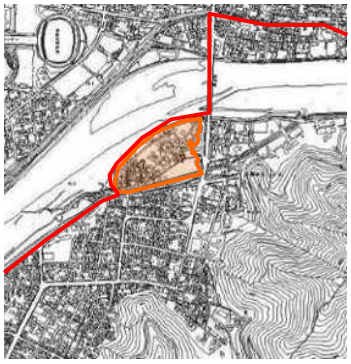
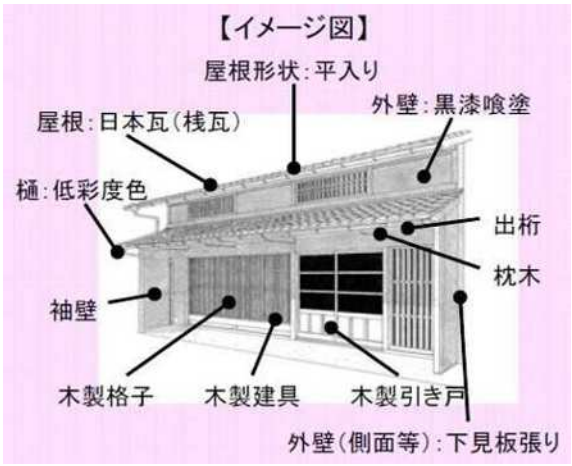

Ⅵ－１　事業位置図
重点区域
（Ⅰ）拠点となる施設に関する事業
（Ⅱ）周辺環境整備に関する事業
（Ⅲ）その他のソフト事業
14. 長良川まつり補助事業
13. 鵜飼観覧船等の運航事業
12. 岐阜市長良川鵜飼伝承館（長良川うかいミュージアム）事業
4. 歴史的建造物景観形成保存助成制度
6. ぎふ景観まちづくりファンド事業
11. 史跡岐阜城跡説明板整備事業
鵜飼範囲
2. 岐阜公園三重塔修復整備事業
3. 織田信長居館跡発掘活用事業
（史跡岐阜城跡整備）
0
250
500
1. 岐阜公園再整備事業
10. ゆとり・やすらぎ道空間事業（金華地区）
9. 道路整備事業
（電線共同溝整備、道路修景整備）
8. 無電柱化推進事業
5. 景観重要建造物等助成事業
7. 歴史的風致活用国際観光事業
15. ふるさと大好き鵜飼事業
16. 長良川中流域の文化的景観保存調査事業
17. 伝統的工芸品「岐阜提灯」振興事業
18.「信長学」推進プロジェクト
19. 市史編纂事業

（１）歴史的風致の拠点となる施設に関する事業

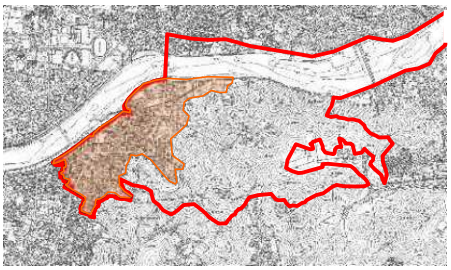
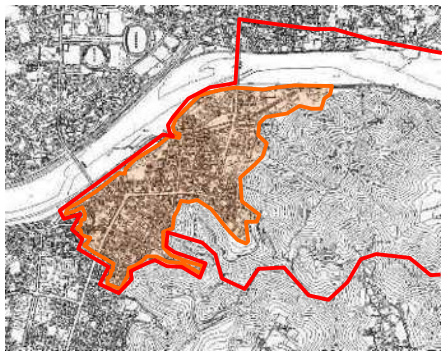
事業の名称	１．岐阜公園再整備事業
整備主体	岐阜市
活用する支援事業の名称	平成 21～25 年度：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 平成 26～令和元年度：社会資本整備総合交付金（都市公園事業） 令和 2～4 年度：社会資本整備総合交付金（都市構造再編集中支援事業）
事業期間	平成 21 年度～令和 4 年度
事業箇所及び区域	 
事業の概要	史跡岐阜城跡に指定されている金華山山麓に位置する岐阜公園が持つ歴史的価値を鑑み、その歴史を活かした公園として再整備を進めていく。 史跡岐阜城跡の区域内でもあり、公園の中心となる「織田信長公居館跡」については、史跡岐阜城跡保存管理計画の基本方針に基づいた適切な保存管理を行う。また、史跡周辺部については、過年度に策定した岐阜公園整備基本計画を基に、史跡岐阜城跡の整備基本構想策定委員会において整備の方針や整備内容を再検討し、史跡や岐阜公園の歴史的価値を活かし、観光客や市民に親しまれる公園としての整備を推進していく。  岐阜公園ゾーニング図
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	岐阜公園を「織田信長公居館跡」を中心とした公園として整備し、織田信長と岐阜市形成過程との関係を発信する事により、観光客などの来訪者が岐阜市への興味を持つきっかけをつくり出す事ができる。 また岐阜市の歴史や文化の中心となる市民の交流拠点として岐阜公園を整備する事は、歴史や文化に対する市民の感性を向上させ、将来、地域の歴史資産や文化財を守ろうとする市民意識の啓発に繋がっていき、歴史的風致の維持及び向上に寄与することとなる。

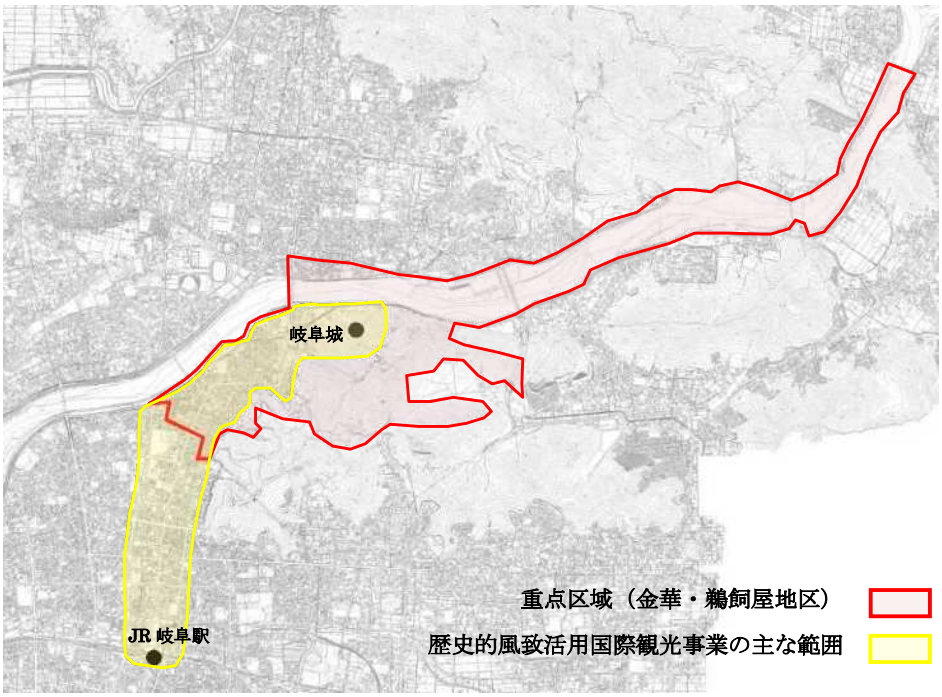
事業の名称	２．岐阜公園三重塔修復整備事業
事業主体	岐阜市
活用する支援事業の名称	平成 25 年度：登録有形文化財建造物修理事業費国庫補助 平成 26～28 年度：社会資本整備総合交付金（都市公園事業）
事業期間	平成 25 年度～平成 28 年度
事業箇所及び区域	 
事業の概要	岐阜公園三重塔は、岐阜市が消防組等市民の協力を得て、大正天皇即位の記念事業として大正 6 年（1917）に建設された。濃尾地震で被災した長良橋の資材を再利用し、装飾を多用しない古風な意匠で、日本建築史学の創始者伊東忠太博士が設計した。建立位置は、岐阜市出身の日本画家、河合玉堂画伯が選定した。以来、絵画や絵葉書の題材にもなり、岐阜公園のランドマークとして、市民に親しまれている。 当初の建立から 90 年以上経過し、柱材の腐食など老朽化が著しく、耐震強度不足も懸念され、内部については現在公開していない。 そのため、損傷状態を確認したうえで、保存活用のための大規模な修繕を行う。   **岐阜公園三重塔**
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	岐阜公園三重塔は岐阜公園内に位置し、織田信長公居館跡の隣接地にあり、岐阜公園の戦国時代から近代の歴史を体感するための重要な施設として、位置付けられている。 その岐阜公園三重塔を修理し、将来にわたって適切に保存し、公開する事は、岐阜市のたどってきた歴史の重層性を感じることができ、岐阜市の歴史的風致の維持及び向上に寄与することとなる。

事業の名称	３．史跡岐阜城跡発掘活用事業
事業主体	岐阜市
活用する支援事業の名称	国宝重要文化財等保存整備費補助金
事業期間	平成 19 年度～
事業箇所及び区域	 
事業の概要	史跡「岐阜城跡」区域内にある山麓部城主居館跡（織田信長公居館跡）における史跡整備を行う。整備は専門家等から組織されている「史跡岐阜城跡整備委員会」の指導に基づき実施する。 また、発掘調査現場を一般公開するとともに、「史跡岐阜城跡保存管理計画」、「史跡岐阜城跡整備基本構想」に基づき、織田信長公居館跡の適切な保存を行い、効果的な活用方法について検討する。 史跡の山上部、山林部についても、史跡岐阜城跡整備基本構想に基づき、石垣や砦跡などの遺構の保存・活用に取り組んでいく。  地形復元図  発掘調査現場
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	岐阜公園は織田信長が館を構えた地として知られており、織田信長公居館跡の入口部分は以前の発掘調査の結果を基に復元整備され、現在見学することができる。しかし、居館の姿や配置など多くの部分はまだ謎のままである。 その織田信長公居館跡の建物位置や構造を調べ解明し、その存在を広く知らしめることは、岐阜市の歴史上の位置付けや都市形成過程を理解する上でも大変重要であり、歴史的風致の維持及び向上に寄与することとなる。

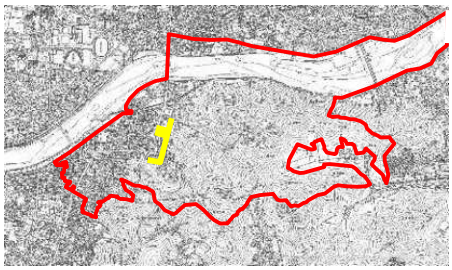
事業の名称	４．歴史的建造物群景観形成助成制度
事業主体	岐阜市
活用する支援事業の名称	平成 21 年度：市単独事業 平成 22～25 年度：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	平成 21 年度～平成 25 年度
事業箇所及び区域	川原町地区  
事業の概要	町家等の歴史的建造物の維持・保全や一般建造物を歴史的まちなみに調和させる修景工事を行う際に、工事費の一部を助成する。 助成対象工事 ① 町家等の歴史的建造物（昭和 20 年以前の建造物）を維持・保全する工事 ② 一般建造物（昭和 21 年以降の建造物）を歴史的まちなみに調和させる修景工事 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	川原町地区には、江戸後期から戦前にかけての数多くの古い町家が集積し、川原町ならではの情緒と雰囲気を醸し出している。このような川原町ならではの古いまちなみの景観を、財産として後世に残していくことは、岐阜市の歴史的風致の維持及び向上に寄与することとなる。

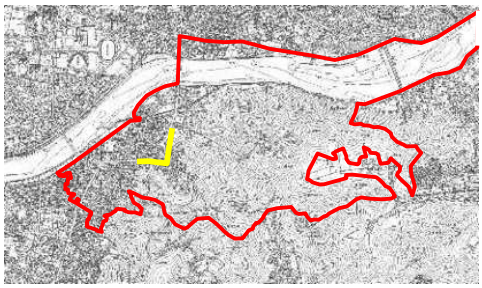
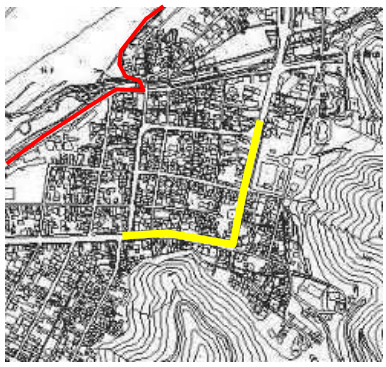
事業の名称	５．景観重要建造物等助成事業
事業主体	岐阜市
活用する支援事業の名称	市単独事業
事業期間	平成 10 年度～
事業箇所及び区域	岐阜市内全域
事業の概要	（景観重要建造物保存助成：平成 23 年度～） 優れたデザインであるものやシンボル的な存在であるもの、自然、歴史、文化、生活特性を感じさせるものなど、外観が景観上の特徴をもつ建造物や地域の良好な景観を形成する上で重要な建造物を、景観法に基づく景観重要建造物に指定し、その維持補修にかかる工事費の一部を助成する。 （都市景観重要建築物等保存助成：平成 10 年度～） 本市の良好な都市景観形成のうえで、岐阜らしさを現しているものや貴重な景観資産など（指定重要文化財を除く）を、岐阜市都市景観条例の規定に基づき、市長が都市景観上重要な建築物を指定し、その所有者が保存するために必要な工事を行う際に、その費用の一部を助成する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	景観重要建造物や都市景観重要建築物を保存し、後世に継承することは、都市景観が親しみと誇りのあるものとなり、歴史的風致の維持及び向上に寄与することとなる。

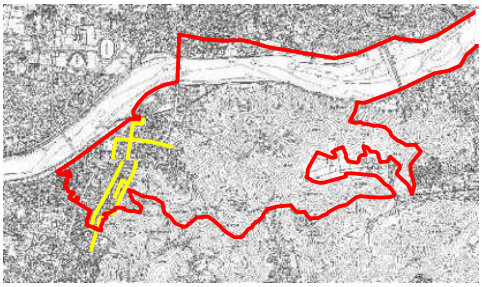
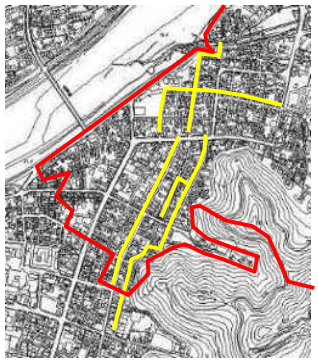
事業の名称	６．ぎふ景観まちづくりファンド事業
事業主体	（一財）岐阜市にぎわいまち公社
活用する支援事業の名称	(財)民間都市開発推進機構　住民参加型まちづくりファンド支援事業
事業期間	平成 20 年度～
事業箇所及び区域	金華地区  
事業の概要	歴史的なまちなみを守るために行われる工事に対し助成を行う。 岐阜市歴史系景観形成方針に適合している町家等（概ね昭和 20 年以前の建物）を維持・復元していく工事や、一般建造物を歴史的なまちなみと調和させていく工事、附属工作物を設置して歴史的なまちなみに調和させていく工事に対して、工事費の助成を行っていく。  **改修工事例**
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	金華地区には、町家をはじめとする歴史的資源が多く残り、岐阜らしい歴史的まちなみが形成されている。これらの歴史的な古いまちなみを整備し、後世に守り伝えていくことは、歴史的風致の維持及び向上に寄与することとなる。

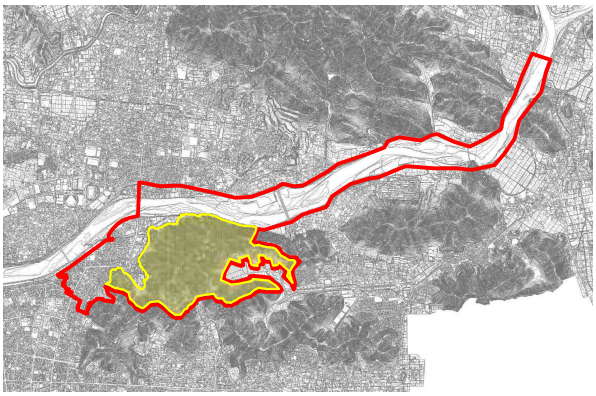
事業の名称	７．歴史的風致活用国際観光事業
事業主体	岐阜市
活用する支援事業の名称	歴史的風致活用国際観光支援事業
事業期間	平成 27 年度～令和 1 年度
事業箇所及び区域	重点区域と歴史的風致活用国際観光事業の位置図 
事業の概要	歴史的風致を活用した都市の魅力の向上及び賑わいの創出を図るため、外国人観光客の受け入れ環境にかかるハード・ソフト両面の取り組みを行う。 岐阜市の玄関口である JR 岐阜駅から、外国人観光客を重点区域に誘導するために、観光案内所のリニューアル整備や、金華山山頂にあるトイレの洋式化を行う。また、岐阜市の歴史や文化財などを情報発信する散策マップの多言語化を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	外国人観光客の受け入れ環境を整備し、外国人観光客が増加することにより、その受け入れ側である歴史的風致を形成している人々が、自らが形成している歴史的風致の魅力を強く認識するため、岐阜市の歴史的風致の維持及び向上に寄与することとなる。

（２）歴史的風致の周辺環境整備に関する事業

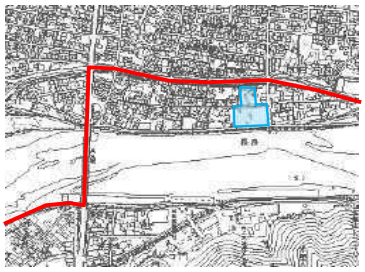
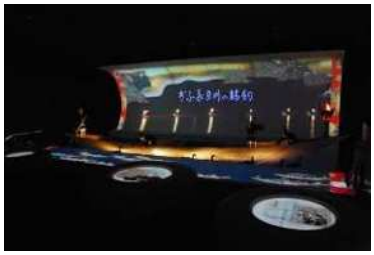
事業の名称	８．無電柱化推進事業
事業主体	岐阜市
活用する支援事業の名称	社会資本整備総合交付金（道路事業）
事業期間	平成 22 年度～平成 25 年度
事業箇所及び区域	松ヶ枝町湊町線ほか２路線（岐阜公園区域内）L=620m,W=2.7～10.0m  
事業の概要	岐阜公園内及び隣接する市道において、電線共同溝敷設による無電柱化整備を行い、歴史公園としての整備に合わせて、景観に配慮した道路修景整備を行う。 また、電線共同溝地上機器部についても、周辺の景観に配慮する。  岐阜公園に隣接する現況道路  整備後イメージ（例）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	無電柱化及び道路修景事業の実施により、「安全で快適な通行空間の確保」「防災機能の向上」「景観の向上」を図るのみでなく、景観阻害要因が取り除かれることにより、歴史的景観が醸し出され、歴史的風致の維持及び向上に寄与することとなる。

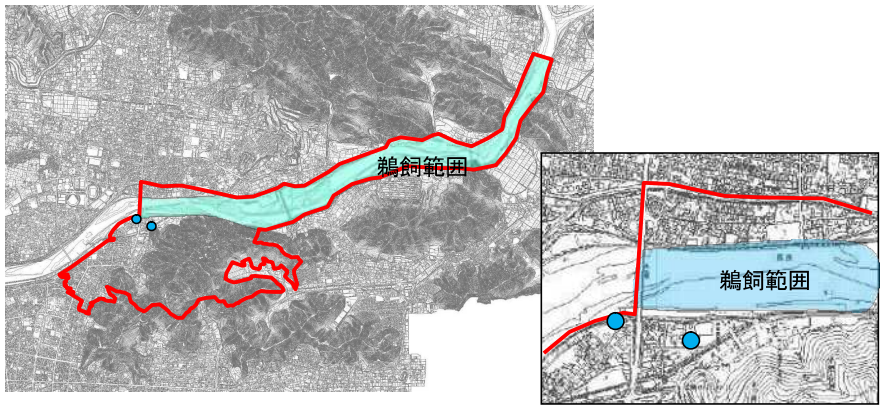
事業の名称	９．道路整備事業（電線共同溝整備、道路修景整備）
事業主体	岐阜市
活用する支援事業の名称	社会資本整備総合交付金（街路事業）
事業期間	平成 20 年度～平成 27 年度
事業箇所及び区域	梶川町地区　((都)岐阜駅高富線)　L=668m　W=17.0～25.0m  
事業の概要	自動車と歩行者・自転車が輻輳している市北部から中心市街地への重要な都市内道路において無電柱化整備を実施し、それに合わせ歩行者・自転車道の整備と周囲の景観に配慮した修景を行う。   **整備後イメージ**
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	当該道路沿いには、岐阜公園（史跡「岐阜城跡」）や芭蕉の滞在した妙照寺、岐阜大仏のある正法寺などの歴史資産が多数残っている。また、周辺には長良川鵜飼や川原町の古いまちなみなどの歴史的風致を形成している要素が集まっている。 これらの歴史資産をネットワークとして繋ぎ、歩行者・自転車の安全性に配慮した整備を行うことにより、人々の回遊性が高まり、歴史を身近に感じる機会を増やすことになる。また、景観に配慮した修景整備を併せて行うことで、その効果も高まり、歴史的風致の維持及び向上に寄与することとなる。

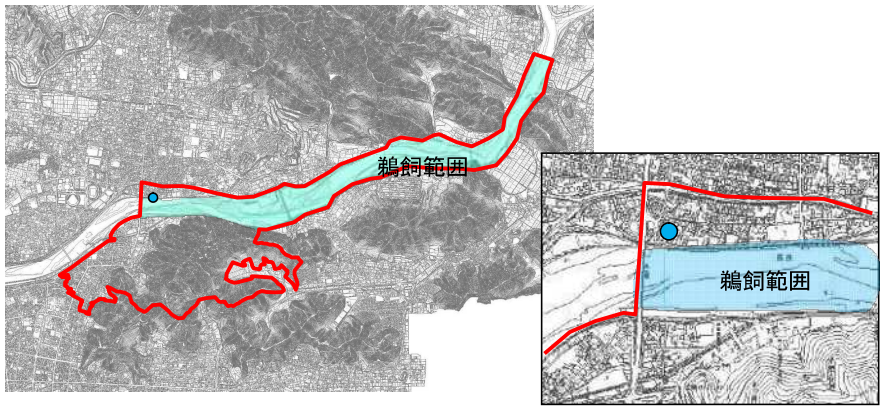
事業の名称	10．ゆとり・やすらぎ道空間事業（金華地区）
事業主体	岐阜市
活用する支援事業の名称	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	平成 21 年度～平成 28 年度
事業箇所及び区域	金華地区（御鮨街道・戦国の大道　等） （L＝3,120m（重点区域外約 200m 含む））  
事業の概要	楽しくまちなかを散策できる、賑わいや回遊性のある道路空間を創出するために、歩道整備や地域の歴史的景観に配慮した地道風舗装等の道路修景整備を行う。  御鮨街道の現況  整備後イメージ  整備後イメージ
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	金華地区北部には、長良川や川原町の古いまちなみなどの歴史的風致を構成する要素がある。また南部には伊奈波神社があり、その参道が東西に横断しており、御鮨街道が参道と交差する形で南北に縦断している。 これらの歴史的な街路を歩行者の安全性に配慮した空間として整備し、回遊性を高めることにより、多くの人々が歴史資産の魅力に触れることができる。また、歴史的景観に配慮した道路修景整備を行うことにより、当時の街道の風情などが再現され、訪れた人々が歴史的価値を再認識でき、歴史的風致の維持及び向上に寄与することとなる。

事業の名称	11．史跡岐阜城跡説明板整備事業
事業主体	岐阜市
活用する支援事業の名称	市単独事業
事業期間	平成 26 年度～令和 4 年度
事業箇所及び区域	
事業の概要	来訪者が、史跡岐阜城跡の多様な特徴を理解できるように、史跡岐阜城跡のサイン整備を行う。 史跡の解説となる説明板が現在不足しており、位置・内容・意匠に留意しながら、史跡全体の解説機能を向上させる。また、案内・誘導、危険事項、マナー啓発等の利用に関するサインについても、現状では乱立していたり、劣化していたりしている看板についても適正に改善する。 整備にあたっては、史跡全体から見た、動線・解説機能に留意しながら、全体的なサイン計画を立案した上で、具体的な配置等を検討する。  **設置イメージ：例**
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	史跡岐阜城跡の説明板を充実させ、来訪者に史跡岐阜城跡の価値を分かりやすく示すことにより、市民や観光客（外国人含む）の史跡岐阜城跡の理解が進み、また、マナー等のサインを適切に整備することにより文化財の保護意識も高まり、岐阜市の歴史的風致の維持及び向上に寄与することとなる。

（３）その他歴史的風致の維持向上に関する事業

事業の名称	12．岐阜市長良川鵜飼伝承館（長良川うかいミュージアム）事業
事業主体	岐阜市
活用する支援事業の名称	市単独事業
事業期間	平成 24 年度～
事業箇所及び区域	長良鵜飼屋地区  
事業の概要	1300 年以上の歴史を持ち、岐阜の夏の風物詩として受け継がれている長良川鵜飼の特徴と魅力を、様々な展示や空間演出を用いわかりやすく多くの人々に伝え、長良川鵜飼文化を発信する拠点として、国の支援を受けて整備した岐阜市長良川鵜飼伝承館（長良川うかいミュージアム）において、文化の伝承及び観光の振興に寄与することを目的に、各種事業を展開する。 ・長良川うかいミュージアム市民講座（月 1 回程度） ・鵜匠による「鵜飼実演」「鵜飼の説明」　　等  ミュージアム外観  ガイダンスシアター  篝火トンネル
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	岐阜市を代表する伝統文化である「長良川鵜飼」の価値を通年で、分かりやすく紹介・情報発信施設として事業を行うことは、伝統文化の再認識や再発見となり、岐阜市の歴史的風致の維持及び向上に寄与することとなる。

事業の名称	13. 鵜飼観覧船等の運航事業
事業主体	岐阜市
活用する支援事業の名称	市単独事業
事業期間	昭和 2 年度～
事業箇所及び区域	鵜飼観覧船事務所、鵜飼観覧船造船所 
事業の概要	1300 年を超える歴史があり、岐阜の夏の風物詩として受け継がれてきた「長良川鵜飼」（5 月 11 日～10 月 15 日）を観光と伝統継承の両面から支えるため、鵜飼観覧船の運航管理を行う。 鵜飼開催時に鵜飼観覧船を運航するほか、「風流屋形船」（鵜飼開催期間外）、「夢粋船」（鵜飼開催期間中の昼間）の運航も行う。 また、鵜飼観覧船の新造及び補修を鵜飼観覧船造船所で行い、岐阜市重要無形民俗文化財に指定された匠の技を自由に見学することができる施設として開放する。  鵜飼観覧の様子  鵜飼観覧船の新造
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	1300 年以上の歴史を持ち、時の権力者たちにより保護されてきた鵜飼を、川面から見物するための観覧船事業を運営管理し、観覧船の整備を行うことは、市民や観光客が長良川鵜飼に親しみ、その歴史性について理解を一層深めることにつながり、岐阜市の歴史的風致の維持及び向上に寄与することとなる。

事業の名称	14. 長良川まつり補助事業
事業主体	岐阜市
活用する支援事業の名称	市単独事業
事業期間	昭和 58 年度～
事業箇所及び区域	神明神社（長良川河畔一体） 
事業の概要	長良川まつりは、毎年 7 月 16 日に神明神社及び長良川河畔一体で開催されており、長良川での航行や、川で遊ぶ人たちの安全、風水害からの安全を祈り、提灯で装飾された船が出船する。 また神明神社では鵜匠をはじめとする鵜飼関係者による鮎の供養が行なわれ、長良川に鮎が放流される。 これらの伝統行事に対し、支援を行う。  鮎供養  提灯船
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	文化 11 年（1814）にはその記録があり、鵜匠の家があり、鵜飼と深く関わりを持つ鵜飼屋の人々が中心となった長良川まつりに助成することは、祭りの運営にかかる負担を軽減させ、長く継承させることにつながり、長良川と人々の生活の繋がりを認識でき、岐阜市の歴史的風致の維持及び向上に寄与することとなる。

事業の名称	15．ふるさと大好き鵜飼事業
事業主体	岐阜市
活用する支援事業の名称	市単独事業
事業期間	平成 13 年度～
事業箇所及び区域	長良川河畔一体
事業の概要	鵜飼観覧の体験を通して、ふるさとを愛する心情と態度を育成するとともに、ふるさとを誇りに、自信をもって生きぬく資質と態度を養うことを目的に、各学校の企画・運営で、おもに小学校５年生が鵜飼観覧を行う場合に必要な鵜飼観覧料の半額を補助する。  **鵜飼観覧**
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	岐阜市の代表的な歴史資産である長良川鵜飼を子供のうちに体感することで、歴史や文化に対する知識や興味が湧き、ふるさとを愛する心情と態度を育成でき、ふるさとに対する誇りが養われ、岐阜市の歴史的風致の維持及び向上に寄与することとなる。

事業の名称	16．長良川中流域の文化的景観保存調査事業
事業主体	岐阜市
活用する支援事業の名称	文化的景観保護推進事業国庫補助
事業期間	平成 19 年度～
事業箇所及び区域	長良川、金華山ほか山地地区、金華地区、鵜飼屋地区
事業の概要	岐阜城及び城下町などの歴史、長良川や金華山などの自然、また、長良川鵜飼、竹・紙を用いた提灯・団扇・傘製造の伝統文化等、岐阜市ならではの資産を文化的景観という概念により、包括的かつ重層的に保存・継承していくことを目的として、その本質的価値を明らかにする調査を実施し、保存計画や整備計画を策定する。  長良川と金華山
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	岐阜市の誇る金華山・長良川の自然、長良川水運を主軸とする流通・往来の構造、問屋業、製造業などに形成された建造物及びまちなみなどの価値を明らかにすることは、市民がこの地に対し誇りと自信を持ち、歴史資産に対する保護意識を向上させるきっかけとなり、ひいては岐阜市の歴史的風致の維持及び向上に寄与することとなる。

事業の名称	17．伝統的工芸品「岐阜提灯」振興事業
事業主体	岐阜市
活用する支援事業の名称	伝統的工芸品産業支援補助金 岐阜県伝統的工芸品産業支援補助金（県補助）
事業期間	平成 10 年度～令和 4 年度
事業の概要	伝統的工芸品産業の振興に関する法律の認定を受けた「岐阜提灯」伝統的工芸品産業に関する振興計画に基づき実施される、後継者育成・需要開拓・意匠開発等の事業への支援を行い、岐阜提灯の普及を推進する。 ①後継者確保・育成 ②品質改善・維持 ③原材料確保対策 ④需要開拓 ⑤意匠開発  **岐阜提灯の制作状況**
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	岐阜市を代表する伝統的工芸品である「岐阜提灯」を普及させ、その文化や歴史を広く広報することは、市民や観光客の岐阜市文化の理解につながり、岐阜市の歴史的風致の維持及び向上に寄与することとなる。

事業の名称	18. 「信長学」推進プロジェクト
事業主体	岐阜市
活用する支援事業の名称	市単独事業
事業期間	平成 21 年度～
事業の概要	信長公居館発掘活用事業とあわせて、信長研究をソフト・ハード両面でより多面的に推進し、また、「信長公のまち＝岐阜」をより効果的にアピールするため、市民及び全国の信長ファンと協働で、織田信長公に関する史資料・文献の収集・整理、価値付け、情報発信等に取り組む。 ・信長資料集（信長関係文献目録、信長関係遺品集、『信長史料集　上』など）の作成・刊行 ・信長学フォーラム、講座（信長塾）の開催
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市民や観光客に「信長公のまち＝岐阜」を認識してもらうことは、岐阜市歴史や文化に対する興味を高め、岐阜市の歴史的風致の維持及び向上に寄与することとなる。

事業の名称	19. 市史編纂事業
事業主体	岐阜市
活用する支援事業の名称	市単独事業
事業期間	平成 24 年度～平成 30 年度
事業の概要	既刊「岐阜市史」（全 13 巻）発刊後から今日まで市の歩みを記録する“新たな市史”の編纂を行う。 編纂にあたっては、既刊の市史の内容を検証して既刊の市史に不足している分野を網羅するとともに、行政の視点でなく、実際に生活する市民の視点を重視する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市史を刊行して、市の歴史・文化的資産を広く紹介することで、市民の地域への理解がさらに深まり、郷土愛や連帯感等が醸成される。 このことにより、市民と行政とが「岐阜市の歴史的風致の維持及び向上」という価値観を共有し、協働のまちづくりを進めていくことができ、岐阜市の発展と文化の向上に資することになる。

Ⅶ. 歴史的風致形成建造物の指定方針と管理指針

１．歴史的風致形成建造物の指定方針

歴史的風致を形成する重要な構成要素である文化財（建造物）について、これまで本市では調査に基づく価値付けを行うとともに、その価値に応じて文化財保護法、文化財保護条例または市独自条例に基づく指定または登録による保護を講じてきた。

今後、さらに本市の歴史的風致の維持及び向上を積極的に図るため、重点区域内に分布する国指定文化財以外の文化財（建造物）でその歴史的価値が認められ、かつ歴史的風致の形成に寄与しているものについて「歴史的風致形成建造物」として指定し、その保護を図っていく。

なお、重点区域内については、歴史的建造物の調査を継続して実施し、歴史的価値が認められたものについては、随時追加指定を図るものとする。

「歴史的風致形成建造物」の指定においての条件は、その意匠性、技術性が優れたもの、歴史性、地方性、希少性などの観点から価値の高いもの、または外観が景観上の特徴を有し区域の良好な景観形成に寄与するものとし、建築後概ね 50 年を経過している建造物とする他、芸術的価値または学術的価値の高い記念物を対象とし、市長が必要と認めるものとする。

○文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 57 条に基づく登録有形文化財

○岐阜県文化財保護条例（昭和 29 年条例第 37 号）第 2 条に基づく指定文化財

○岐阜市文化財保護条例（昭和 48 年条例第 8 号）第 4 条に基づく指定文化財

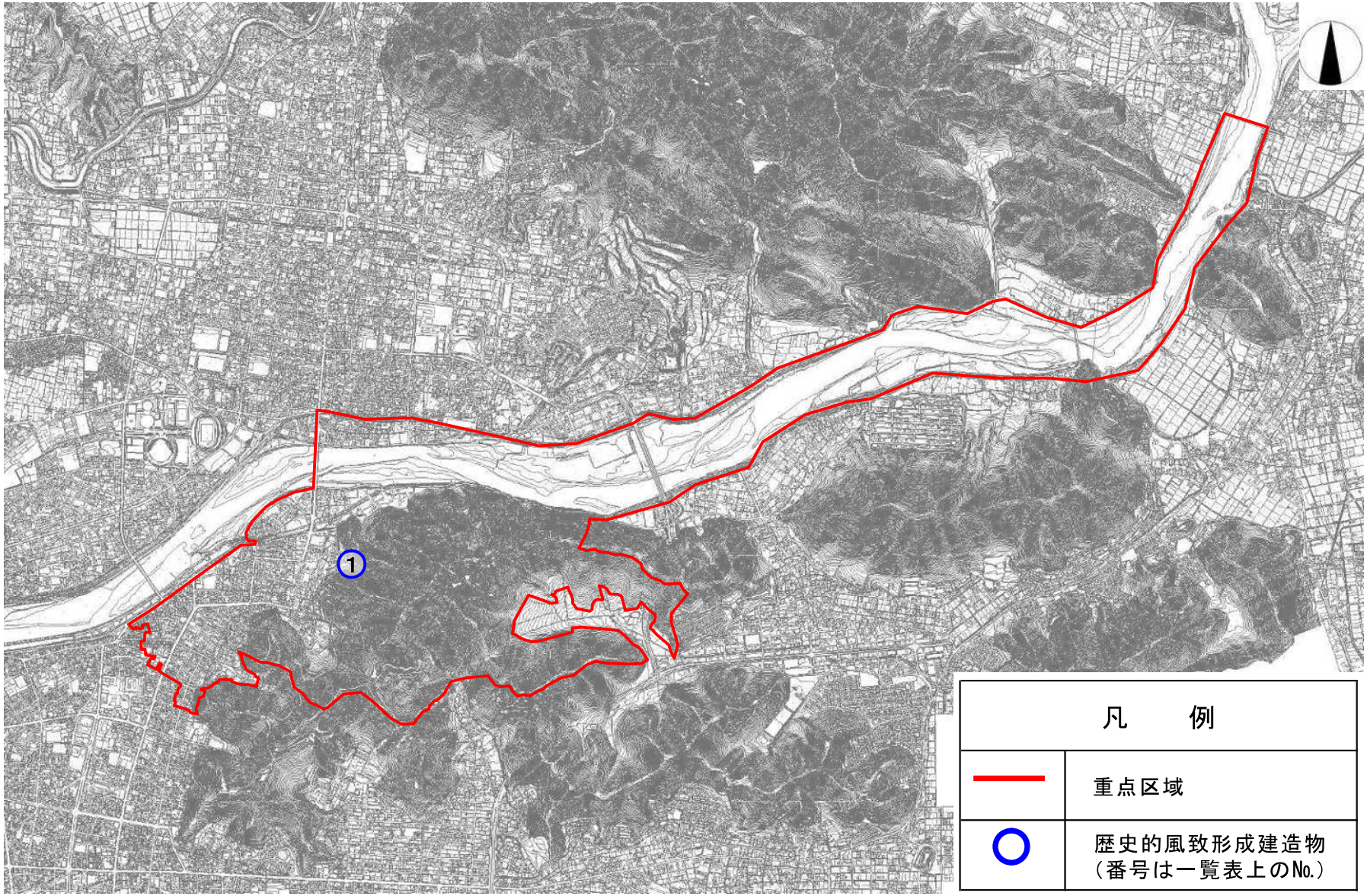
○景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 19 条に基づく景観重要建造物

○岐阜市都市景観条例（平成 7 年条例第 54 号、平成 22 年 1 月岐阜市景観条例に改正）第 19 条に基づく都市景観重要建築物

○その他、当該区域における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のために保全を図る必要がある建造物で、市長が必要と認めるもの

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧表

番号	名称	写真	所在地	文化財指定状況
①	岐阜公園三重塔		槻谷 （岐阜公園内）	登録有形文化財



図Ⅶ－１　　歴史的風致形成建造物（指定及び候補）の位置図

２．歴史的風致形成建造物の管理指針

歴史的風致形成建造物に指定された建造物の所有者や管理者には、歴史まちづくり法において、その建造物を適切に管理することが義務付けられている。また、増築、改築、移転及び除却の際には 30 日前までに市長に対して届出を行わなければならないとものとされ、届出があった場合において、必要がある場合、設計の変更等必要な措置を講ずべきことを勧告することができると規定されている。

また、歴史的風致形成建造物としての価値に鑑み、歴史的風致維持向上のために積極的な公開、活用を図るものとする。特に公開に関しては、通常外部から望見されるだけでなく、可能な範囲で内部公開を行うものとする。

個別事項

○県又は市指定文化財

県又は市の文化財保護条例に基づくそれぞれの指定文化財については、建造物の外観及び内部ともに、その現状保存を基本とする。また、増改築等に関しては、原則として行わないことを基本とし、公開、活用に際しての防災措置等のやむを得ない事情がある場合にのみ行い、修理に際しては、痕跡に基づく修理を原則とする。

○登録有形文化財

文化財保護法に基づく登録有形文化財については、建造物の外観について、その維持及び保存を基本とする。

○景観重要建造物、景観重要公共施設

景観法に基づく景観重要建造物、景観重要公共施設については、地域の景観を形成する重要な要素として良好な景観を形成する役割があるため、その外観について維持及び保存することを基本とする。

○都市景観重要建築物

岐阜市都市景観条例（平成 7 年条例第 54 号、平成 22 年 1 月岐阜市景観条例に改正）に基づく都市景観重要建築物については、建造物の外観について、その維持及び保存を基本とする。

○その他歴史的風致形成建造物として指定される建造物

その他歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のために保全を図る必要がある建造物については、その歴史的価値をき損しない範囲内での改変を認める事とする。また、文化財保護法、県又は市の文化財保護条例、景観法等の諸法令に基づいた指定等が受けられるように努める。

届出不要の行為

歴史まちづくり法第 15 条第１項第１号及び同法施行令第３条に基づく届け出不要の行為は以下の通りとする。

○県又は市指定文化財

岐阜県文化財保護条例第 16 条第１項に基づく現状変更等の許可申請及び岐阜市文化財保護条例に基づく現状変更等の許可申請を行った場合。

○登録有形文化財

文化財保護法第 64 条第１項の規定に基づく現状変更行為の届出を行った場合。

○景観重要建造物、景観重要公共施設

景観法第 22 条第１項に基づく現状変更の許可申請を行った場合。

○都市景観重要建築物

岐阜市都市景観条例（平成 7 年条例第 54 号、平成 22 年 1 月岐阜市景観条例に改正）第 20 条に基づく現状変更の許可申請を行った場合。

（参考資料）岐阜市の指定等文化財一覧

（令和４年３月１日現在）

国指定文化財

種別	名称	時代	員数	所在地	所有者・管理者
重要文化財（工芸）	金銅獅子唐草文鉢（国宝）	奈良	1	長良雄総194－1	護国之寺
重要文化財（絵画）	絹本著色斎藤道三像斎藤義龍像	室町	2	梶川町9	常在寺
〃	裸婦図＜山本芳翠筆／油絵　麻布＞	明治	1	宇佐4-1-22	岐阜県
〃	絹本著色兜率天曼荼羅図	鎌倉	1	伊奈波通1-43	誓願寺
重要文化財（彫刻）	木造薬師如来立像	平安	1	岩井2－1－25	延算寺
〃	木造千手観音坐像	平安	1	溝口中138－1	慈恩寺
〃	木造千手観音立像	平安	1	鏡島中2－8－1	乙津寺
〃	木造毘沙門天立像	鎌倉	1	鏡島中2－8－1	乙津寺
〃	乾漆十一面観音立像	奈良	1	美江寺町2－3	美江寺
〃	木造釈迦如来坐像	平安	1	三輪778－1	真長寺
〃	木造毘沙門天立像	鎌倉	1	岩滝東3－421	岩滝山奉賛会
〃	木造韋駄天立像	鎌倉	1	鏡島中2－8－1	乙津寺
重要文化財（工芸）	太刀　銘景依造	鎌倉	1	伊奈波通1－1	伊奈波神社
〃	太刀　銘兼氏	室町	1	（岐阜市内）	（個人所有）
重要文化財（書跡）	寸松庵色紙（ふみわけて）	平安	1	（岐阜市内）	（個人所有）
重要文化財（古文書）	楽市楽座制札附織田信長百姓帰住制札	戦国	5	神田町6－24	円徳寺
重要文化財（考古）	老洞1号窯出土品印文「美濃」	奈良	1259	大宮町2－18－1	岐阜市
史跡	琴塚古墳		1	琴塚3－5－37	国、岐阜市ほか
〃	老洞朝倉須恵器窯跡		1	芥見6丁目及び諏訪山1丁目	岐阜市ほか
〃	加納城跡		1	加納丸の内	国、岐阜市ほか
〃	岐阜城跡		1	金華山国有林ほか	国、岐阜市ほか
天然記念物	中将姫誓願ザクラ		1	大洞1－21－2	願成寺
重要有形民俗文化財	長良川鵜飼用具		122	大宮町2－18－1	岐阜市
重要無形民俗文化財	長良川の鵜飼漁の技術			（岐阜市内）	岐阜長良川鵜飼保存会

国選定文化財

種別	名称	時代	員数	所在地	所有者・管理者
重要文化的景観	長良川中流域における岐阜の文化的景観	—	—	大宮町1丁目ほか	国・岐阜市ほか

県指定文化財

種別	名称	時代	員数	所在地	所有者・管理者
重要文化財（絵画）	絹本著色涅槃図	室町	1	小野598－1	正法寺
〃	絹本著色涅槃図	室町	1	〃	〃
〃	絹本著色刀八毘沙門天像	室町	1	大洞1－21－2	願成寺
〃	紙本水墨仙厓筆老子騎牛図	江戸	1	粟野2339	大龍寺
〃	紙本水墨仙厓筆狗子仏性図	江戸	1	〃	〃
〃	絹本著色当麻曼荼羅図	鎌倉	1	西荘3－7－11	立政寺
〃	絹本著色十一面観音像	室町	1	〃	〃
〃	絹本著色阿弥陀如来像	鎌倉	1	〃	〃
〃	絹本著色善導大師像	鎌倉	1	〃	〃
〃	絹本著色十三尊仏像	室町	1	〃	〃
〃	絹本著色五大力菩薩像	鎌倉	1	〃	〃
〃	絹本著色親鸞聖人御絵伝附紙本墨書蓮如裏書	室町	5	茜部本郷3－116－2	浄性寺他河野六ヵ寺組共有
〃	紙本著色白隠筆白沢図・観音像	江戸	2	粟野2339	大龍寺
〃	絹本著色親鸞聖人御影	室町	1	長森本町1－12－7	願養寺
〃	絹本著色如覚上人像	室町	1	〃	〃
〃	紙本著色鷹図六曲屏風	江戸	1	長良雄総194－1	護国之寺
〃	絹本著色涅槃図	室町	1	三輪778－1	真長寺
〃	絹本著色文殊菩薩像	室町	1	〃	〃
重要文化財（彫刻）	木造金剛力士立像	鎌倉	2	大洞1－21－2	願成寺
〃	木造四天王立像	鎌倉	1	粟野西8－175	済法寺
〃	木造地蔵菩薩立像	鎌倉	1	〃	〃
〃	木造十一面観音立像	平安	1	〃	〃
〃	木造不動明王立像	鎌倉	1	〃	〃
〃	木造阿弥陀如来立像	鎌倉	1	福富647－1	浄土寺
〃	木造聖観音立像	平安	1	〃	〃
〃	木造十一面観音立像	鎌倉	1	大洞1－21－2	願成寺
〃	木造阿弥陀如来坐像	平安	1	〃	〃
〃	木造大日如来坐像	鎌倉	1	〃	〃
〃	木造阿弥陀如来立像	鎌倉	1	江崎24－12	立江寺
〃	石造狛犬	安土桃山	1	伊奈波通1－1	伊奈波神社

種別	名称	時代	員数	所在地	所有者・管理者
重要文化財（彫刻）	籠大仏附木造薬師如来坐像	江戸平安	1	大仏町8	正法寺
〃	木造阿弥陀如来坐像	平安	1	〃	〃
〃	木造釈迦如来坐像	平安	1	城田寺1821	舎衛寺
〃	塑造仏頭及び残欠	奈良	1	長良雄総194－1	護国之寺
重要文化財（工芸）	太刀　銘国宗	鎌倉	1	（岐阜市内）	（個人所有）
〃	太刀　銘備前国長船住右近庄監保弘造	鎌倉	1	（岐阜市内）	（個人所有）
〃	短刀　銘信国	室町	1	（岐阜市内）	（個人所有）
〃	鰐口（銘　乾元二年）	鎌倉	1	大洞1－21－2	願成寺
〃	華瓶及び閼伽桶	鎌倉	6	〃	〃
〃	太刀　銘助真作	鎌倉	1	（岐阜市内）	（個人所有）
〃	太刀　銘兼氏	鎌倉	1	（岐阜市内）	（個人所有）
〃	銅製鰐口　（銘応永）	室町	1	（岐阜市内）	（個人所有）
〃	銅製鰐口　（銘文和）	室町	1	（岐阜市内）	（個人所有）
〃	木造獅子頭	江戸	1	伊奈波通1－1	伊奈波神社
〃	木造獅子頭	鎌倉	1	日野北1－6－5	諏訪神社
〃	刀　銘近江守源久道	江戸	1	御手洗393	岐阜護国神社
〃	金銅割五鈷杵	鎌倉	1	城田寺1821	舎衛寺
重要文化財（書跡）	美濃国第三宮因幡神社本縁起	室町	2	伊奈波通1－1	伊奈波神社
〃	紙本墨書念誦次第	鎌倉	5	大洞1－21－2	願成寺
重要文化財（典籍）	春日版大般若経	鎌倉	320	〃	〃
重要文化財（考古）	銅造経筒	平安	1	大宮町2－18－1	岐阜市
重要文化財（建造物）	延算寺本堂	江戸	1	岩井2－1－25	延算寺
〃	八幡神社社殿	桃山	1	芥見2－93	八幡神社
〃	日吉神社社殿	桃山	1	〃	日吉神社
〃	岐阜別院本門	江戸	1	西野町3－1	本願寺岐阜別院
〃	岐阜別院裏門	江戸	1	〃	〃
〃	護国之寺宝篋印塔	鎌倉	1	長良雄総194－1	護国之寺
史跡	智通光居墓		1	西荘3－7－11	立政寺
〃	獅子庵		1	山県北野681番地	獅子門
〃	宝暦治水工事義没者墓		1	岩崎3－15－1	霊松院

種別	名称	時代	員数	所在地	所有者・管理者
史跡	土岐成頼墓		1	寺町19	瑞龍寺
〃	斎藤妙椿墓		1	〃	〃
〃	悟渓国師墓		1	〃	〃
〃	厚見寺跡		1	〃	〃
天然記念物	鏡岩		1	加野1762－1	（個人所有）
〃	白山神社のスギ		1	福富2011－1	白山神社
〃	大智寺のヒノキ		1	山県北野668－1	大智寺
〃	浅見化石コレクション		1	長良梅子2972－2	浅見化石会館
有形民俗文化財	手漉美濃和紙製造用具		135	大宮町2－18－1	岐阜市
無形民俗文化財	手力雄神社火祭り			蔵前6－8－18	手力雄火祭り奉賛会

市指定文化財

種別	名　　称	時代	員数	所在地	所有者・管理者
重要文化財（絵画）	絹本著色豊臣秀吉像		1	大宮町2－18－1	岐阜市
〃	絹本著色悟渓国師頂相		1	粟野2339	大龍寺
〃	絹本著色瑞翁国師頂相		1	〃	〃
〃	絹本著色快川国師頂相		1	〃	〃
〃	紙本水墨白鷺蓮盧図		1	大宮町2－18－1	岐阜市
〃	絹本著色阿弥陀如来像		1	江崎24－12	立江寺
〃	絹本著色勢至菩薩像		1	長良雄総194－1	護国之寺
〃	絹本著色蓮台阿字		1	〃	〃
〃	絹本著色阿弥陀如来像		1	〃	〃
〃	絹本著色十三仏像		1	〃	〃
〃	絹本著色釈迦十六善神像		1	〃	〃
〃	絹本著色愛染明王像		1	〃	〃
〃	絹本著色不動明王像		1	〃	〃
〃	絹本著色両界曼荼羅図		2	〃	〃
〃	絹本著色妙観察智弥陀像		1	城田寺1821	舎衛寺
〃	絹本著色悟渓宗頓像		1	山県北野668－1	大智寺
〃	絹本著色玉浦宗珉像		1	〃	〃
〃	絹本著色不動明王二童子像		1	下鵜飼1422－1	下鵜飼区
〃	紙本著色斎藤妙椿像		1	寺町19	開善院
〃	絹本著色亀姫像		1	加納奥平町1－22	盛徳寺
〃	絹本著色亀姫像		1	加納西広江町2－28	光国寺
〃	紙本墨画二起二睡図		1	大宮町2－18－1	岐阜市
〃	絹本著色聖徳太子六臣像		1	西荘2－17－8	敬念寺
〃	絹本著色十字名号		1	〃	〃
〃	非情成仏絵巻		2	長良福光2403－1	崇福寺
〃	紙本水墨白隠筆白衣観音像		1	岩井2－1－25	延算寺
〃	板戸絵		6	〃	〃
〃	絹本著色奥平信昌像		1	加納奥平町1－22	盛徳寺
〃	絹本著色涅槃図		1	伊奈波通1－43	誓願寺
〃	絹本著色当麻曼荼羅図		1	〃	〃

種別	名　　称	時代	員数	所在地	所有者・管理者
重要文化財（絵画）	絹本著色土岐成頼像		1	寺町19	瑞龍寺
〃	絹本著色悟渓宗頓像		1	〃	〃
〃	絹本著色五大尊像		1	三輪778－1	真長寺
〃	絹本著色釈迦十六善神像		1	〃	〃
〃	絹本著色涅槃図		1	長良福光2403－1	崇福寺
〃	絹本著色釈迦三尊十六羅漢図		1	〃	〃
〃	絹本著色三十番神像		1	矢島町1丁目55番地	法華寺
〃	絹本著色十二天像附三幅（水天・梵天・地天）		9	大宮町2－18－1	真長寺
重要文化財（彫刻）	木造延命地蔵菩薩坐像		1	大門町23	慈恩寺
〃	石造救世観音立像		2	野一色8－18－3	白龍観音
〃	木造僧形神像		2	蔵前6－8－22	手力雄神社
〃	木造薬師如来坐像（薬師寺）		1	中屋西	薬師寺
〃	木造尼僧像（薬師寺）		1	〃	〃
〃	木造芭蕉像		1	大門町23	慈恩寺
〃	木造阿弥陀如来立像		1	島栄町3－43	真蔵寺
〃	木造神像		5	三輪965	三輪神社
〃	木造不動明王立像		1	大洞1－21－2	願成寺
〃	木造弘法大師坐像		1	〃	〃
〃	木造阿弥陀如来立像		1	（岐阜市内）	（個人所有）
〃	木造閻魔王坐像		1	金華山	岐阜市
〃	木造不動明王及二童子立像		3	長森岩戸944－99	弘峰寺
〃	木造十一面観音坐像		1	柳津町高桑3－174	慈恩寺
〃	正蓮寺の欄間		3	柳津町上佐波1－94	正連寺
〃	木造大日如来坐像　付木札		1	石原3－60－1	石原区
〃	木造両頭愛染明王坐像		1	三田洞131	法華寺
〃	木造阿弥陀如来立像		1	〃	〃
〃	木造阿弥陀如来立像附関連文書二通		1	木造町10	蓮生寺
〃	木造四天王立像		2	岩井2－1－25	延算寺
〃	木造十一面観音立像		1	芥見2－91	真聖寺
〃	木造釈迦如来坐像		1	伊奈波通1－8	安乗院

種別	名　　称	時代	員数	所在地	所有者・管理者
重要文化財（彫刻）	木造十一面観音立像		1	美江寺2－3	美江寺
〃	木造菩薩坐像		1	〃	〃
〃	木造不動明王半跏像		1	〃	〃
〃	石造狛犬		1	茜部寺屋敷3-35	茜部神社
重要文化財（工芸）	丹波焼茶入　銘　柴の戸		1	（岐阜市内）	（個人所有）
〃	梵鐘		1	神田町6－24	円徳寺
〃	鐔		1	（岐阜市内）	（個人所有）
〃	神酒壺		1	蔵前6－8－22	手力雄神社
〃	美濃彫		2	（岐阜市内）	（個人所有）
〃	後藤派目貫		5	（岐阜市内）	（個人所有）
〃	三十三間堂通矢図小柄		1	（岐阜市内）	（個人所有）
〃	松上舞鶴二所物		1	（岐阜市内）	（個人所有）
〃	銀箔押烏帽子形兜		1	神田町6－24	円徳寺
〃	刀　銘　藤原利隆作関住兼定同作		1	大宮町2－18－1	岐阜市
〃	刀　銘　濃州岐阜住兼舛作		1	〃	〃
〃	猩々面		1	美江寺2－3	美江寺
〃	木造獅子頭		1	〃	〃
重要文化財（書跡）	金銀切箔散料紙墨書歌集断翰松葉切（ないかしの）		1	（岐阜市内）	（個人所有）
〃	金銀切箔散料紙墨書歌集断翰松葉切（松すきの）		1	（岐阜市内）	（個人所有）
〃	専福寺文書		3	加納新町47	専福寺
〃	本願寺顕如消息		1	神田町6－24	円徳寺
〃	快川国師書跡		1	粟野2339	大龍寺
〃	淡墨の綸旨		1	西荘3－7－11	立政寺
〃	本寺末寺聖教僧衆弘通定置事智通筆		1	〃	〃
〃	松尾芭蕉筆　城跡や		1	（岐阜市内）	（個人所有）
〃	禁制　禁札		2	東川手1－7	正福寺
〃	紙本墨書嗔銘　白隠筆		1	福富1072	少林寺
〃	舎衛寺縁起		1	城田寺1821	舎衛寺
〃	護国之寺縁起		1	長良雄総194－1	護国之寺
重要文化財（典籍）	大般若経		300	太郎丸597－1	上諏訪神社

種別	名　　称	時代	員数	所在地	所有者・管理者
重要文化財（典籍）	大般若経		600	長良雄総194－1	護国之寺
〃	両界念誦次第		2	城田寺1821	舎衛寺
重要文化財（考古）	須恵器		1	（岐阜市内）	（個人所有）
〃	龍門寺古墳出土品　1号墳		7	大宮町2－18－1	岐阜市
〃	龍門寺古墳出土品　12号墳		2	〃	〃
〃	龍門寺古墳出土品　13号墳		3	〃	〃
〃	龍門寺古墳出土品　14号墳		1	〃	〃
〃	龍門寺古墳出土品　15号墳		3	〃	〃
〃	史跡岐阜城跡(織田信長居館跡)出土金箔飾り瓦		一括	〃	〃
歴史資料	丸窓電車(モ513号車)		1	橋本町1-100	岐阜市
〃	稲葉城趾之図		1	伊奈波通1-1	伊奈波神社
重要文化財（建造物）	三輪神社社殿		1	三輪965	三輪神社
〃	岐阜別院経蔵		1	西野町3－1	本願寺岐阜別院
〃	三輪神社石鳥居		1	三輪965	三輪神社
〃	護国之寺楼門		1	長良雄総194－1	護国之寺
〃	護国之寺奥之院		1	長良雄総194－1	護国之寺
〃	延算寺鐘楼		1	岩井2－1－25	延算寺
〃	名和昆虫研究所記念昆虫館		1	大宮町2－18	名和昆虫研究所
〃	妙照寺本堂		1	梶川町14	妙照寺
〃	妙照寺庫裡		1	〃	〃
〃	正法寺大仏殿		1	大仏町8	正法寺
史跡	道三塚		1	長良福光2495	岐阜市
〃	土岐政房墓		1	茜部寺屋敷	（個人）
〃	成就院跡		1	〃	（個人）
〃	黒野城跡		1	黒野388	岐阜市
〃	織田信長父子廟		1	長良福光2403－1	崇福寺
〃	切通陣屋跡		1	切通	（個人）
〃	奥平信昌夫妻墓		1	加納奥平町1－22	盛徳寺
〃	隠山円照禅師墓		1	寺町19	瑞龍寺
〃	伝織田塚改葬地		1	神田町6－24	円徳寺

種別	名　　称	時代	員数	所在地	所有者・管理者
史跡	賀夫良命塚		1	金町5－3	金神社
〃	御薗の榎		1	若宮町1－8	橿森神社
〃	森田草平生誕の地		1	鷺山390-1	岐阜市
〃	鎧塚古墳		1	粟野西	（個人）
〃	岩崎1号墳		1	岩崎字山手	（個人）
〃	日野1号墳		1	日野東1丁目	（個人）
〃	石谷1号墳		1	石谷字北山610－3	八幡神社
〃	正法寺跡		1	薬師町25	正福寺
〃	智照院古墳		1	岩田西3－476	智照院
〃	西山4号墳		1	長良六本松	（個人）
〃	畑繋堤跡		1	柳津町丸野2－173	畑繋堤跡保存会
〃	上城田寺第4古墳群		1	城田寺字大平	（個人）
〃	瑞龍寺山頂遺跡		1	上加納山4700－1ほか	財務省ほか
〃	織田塚		1	霞町18番地	岐阜市
〃	則武輪中跡・尉殿堤跡		1	則武565－1ほか	天神社
〃	長山城跡		1	芥見緑山1-6106-1ほか	芳野神社
名勝	真長寺の石庭		1	三輪778－1	真長寺
〃	法華寺庭園		1	三田洞131	法華寺
天然記念物	三輪神社のスギ		1	三輪965	三輪神社
〃	円龍寺の大イチョウ		1	大門町18	円龍寺
〃	延算寺のヤマモモ		1	岩井2－1－25	延算寺
〃	次木のツバキ		1	次木	（個人）
〃	次木の藤九郎ギンナン		1	次木	（個人）
〃	上宮寺の大イチョウ		1	大門町12	上宮寺
〃	日置江のモミジ		1	日置江	（個人）
〃	北野神社のスギ		1	北野東827	北野神社
〃	古津のサザンカ		1	長良古津	（個人）
〃	三田洞弘法のボダイジュ		1	三田洞131	法華寺
〃	福満寺のサルスベリ		1	石谷478	福満寺
〃	真聖寺のサザンカ		1	芥見2－91	真聖寺

種別	名　　称	時代	員数	所在地	所有者・管理者
天然記念物	高桑のムクノキ		1	柳津町高桑1－167	神明神社
〃	天満神社のシイ		1	福富2137	天満神社
〃	大洞のシデコブシ群落		1	大洞緑山	岐阜市
〃	深坂神社のスギ		1	洞726	深坂神社
〃	岩滝のヤマモモ		1	岩滝東	（個人）
〃	延算寺のコバノミツバツツジ群落		1	岩井2－1－25	延算寺
〃	大洞のコバノミツバツツジ群落		1	大洞2－324	岐阜市
〃	真性寺のサルスベリ		1	長良129-1	真性寺
有形民俗文化財	山車		4	伊奈波通1－1	伊奈波神社
〃	〃		1	加納天神町4－1	加納天満宮
〃	木造町神輿		3	木造町49	木造町東西自治会
無形民俗文化財	三輪神社稚児山の芸能			三輪965	三輪まつり保存会
〃	高桑太鼓			柳津町高桑2－156	高桑太鼓保存会
〃	獅子門正式俳諧			山県北野681番地　獅子庵	獅子門
〃	鵜匠家に伝承する鮎鮓製造技術			長良	岐阜長良川鵜飼保存会
〃	長良川鵜飼観覧船造船技術			湊町391	（個人）
〃	長良川鵜飼観覧船操船技術			湊町1－2	長良川鵜飼観覧船 操船技術保存継承会
〃	鵜飼装束（藁製品）製作技術			長良	岐阜長良川鵜飼保存会
〃	伊奈波神社祭礼に伴う岐阜まつり行事			伊奈波通1-1	伊奈波神社 岐阜まつり宵宮実行委員会

登録有形文化財

種別	名称	時代	員数	所在地	所有者・管理者
建造物	名和昆虫博物館	大8	1棟	千畳敷大道西308－1	名和昆虫研究所
〃	鏡岩水源地旧エンジン室	昭5	1棟	鏡岩408-2米窳谷1-2	岐阜市
〃	鏡岩水源地旧ポンプ室	昭5	1棟	鏡岩408-2米窳谷1-1～2	岐阜市
〃	岐阜公園三重塔	大6	1棟	槻谷13－2	岐阜市
〃	葛西家住宅主屋	明28	1棟	敷島町	（個人）
〃	葛西家住宅長屋門	明28	1棟	敷島町	（個人）
〃	震災紀念堂	明26	1棟	若宮町	（個人）
〃	旧松喜仏壇店店舗兼主屋	明44	1棟	白木町	（個人）
〃	旧櫻井銘木店店舗兼住宅	明後半	1棟	元浜町	（個人）
〃	旧櫻井銘木店土蔵	明前半	1棟	元浜町	（個人）
〃	空穂屋店舗兼主屋	明25頃	1棟	靱屋町	（個人）
〃	空穂屋土蔵	明中期	1棟	靱屋町	（個人）
〃	抱石庵（久松真一記念館）	大2	1棟	長良福光	（個人）
〃	藤田家住宅家屋	明45頃	1棟	東材木町	（個人）
〃	藤田家住宅土蔵	昭4	1棟	東材木町	（個人）
〃	旧青木家住宅(エグゼクス・ガーデン）表門	明2	1棟	日置江	サン・ワード株式会社
〃	市原家住宅主屋	明16	1棟	古市場	（個人）
〃	市原家住宅長屋門	明6	1棟	古市場	（個人）
〃	後藤家住宅主屋	明28	1棟	芥見	（個人）
〃	後藤家住宅離れ	大前期	1棟	芥見	（個人）
〃	後藤家住宅旧郵便局舎	昭12	1棟	芥見	（個人）
〃	後藤家住宅土蔵	江末期	1棟	芥見	（個人）
〃	後藤家住宅門	昭12	1棟	芥見	（個人）
〃	後藤家住宅地蔵覆屋	明初期	1棟	芥見	（個人）
有形民俗	岐阜提灯の製作用具及び製品		1004	大宮町2－18－1	岐阜市

（参考文献）順不同

「岐阜県史」通史編・資料編：岐阜県　昭和 40 年～平成 15 年（1965～2003）
「岐阜市史」通史編・資料編：岐阜市　昭和 51～56 年（1976～1981）
「加納町史」上下巻：太田成和　昭和 55 年（1980）
「金華史誌」：金華史誌編集委員会　平成 5 年（1993）
「わが町の歴史・岐阜」：高牧実　昭和 55 年（1980）
「文化財グラフぎふ」第 12～19 号：岐阜市教育委員会社会教育室　平成 2～17 年（1990～2005）
「岐阜市の文化財」第 1～3 号：岐阜市教育委員会社会教育課　平成 18～22 年（2006～2010））
「長良川の鵜飼」：片野温　昭和 28 年（1953）
「定本 長良川」：丸山幸太郎　他編　平成 12 年（2002）
「長良川鵜飼習俗調査報告書」：岐阜市教育委員会社会教育室　平成 19 年（2007）
「長良川鵜飼習俗調査報告書Ⅱ」：岐阜市教育委員会社会教育課　平成 23 年（2011）
「史跡岐阜城跡保存管理計画書」：岐阜市教育委員会社会教育課　平成 23 年（2011）
「ふるさと読本 金華山」：岐阜市教育委員会　平成 22 年（2010）
「ふるさと岐阜・魅力発見大作戦　岐阜町金華の誇り」：ＮＰＯ法人わいわいハウス金華
平成 21 年（2009）
「祭礼事典・岐阜県」：岐阜県祭礼研究会　平成 5 年（1993）
「伊奈波神社略誌」：国幣小社伊奈波神社　昭和 16 年（1941）
「伊奈波神社社報 伊奈波さん」1～18：伊奈波神社社務所　平成 15～24 年（2003～2012）
「岐阜県の地場産業のルーツを追う」：廣田照夫　平成 9 年（1997）
「岐阜市歴史博物館研究紀要 16　岐阜団扇 成立と特徴についての一考察」：大塚清史
平成 15 年（2003）
「岐阜市歴史博物館研究紀要 19　岐阜奉行所の構成員と職掌」：筧真理子　平成 21 年（2009）
「旧中川原町並調査報告」：岐阜市教育委員会　昭和 56 年（1981）
「景観計画重要区域景観形成基準策定業務委託報告書」：岐阜市まちづくり推進部まちづくり景観課
平成 22 年（2010）
「加納城下町地図」：岐阜市教育委員会社会教育課　平成 20 年（2008）
「加納天満宮誌」：加納天満宮誌出版委員会　平成 17 年（2005）
「濃尾見聞録 9　加納の和傘を支える人々」：松田千春　昭和 63 年（1988）
「手力雄神社小史」：堀誠宏　平成 9 年（1977）
「御鎮座千百五十年 手力雄神社御造営記念誌」：手力雄神社　平成 23 年（2011）
「岐阜県無形民俗資料記録作成報告書 第 1 輯」：岐阜県教育委員会　昭和 39 年（1964）
「史資料集 ふるさと鏡島」：鏡島公民館ふるさとを語る会　平成 13 年（2001）
「飯沼慾斎」：飯沼慾斎生誕二百年記念誌編集委員会　平成 59 年（1984）
「三輪録史（改訂版）」：山県用水土地改良区　平成 21 年（2009）
「真長寺古文書読解書　第一巻」：三輪山真長寺文化財保存会　平成 16 年（2004）